

Title	フランスの性別クオータ制「パリテ」に関する社会学 的研究――女性たちの運動と差異のジレンマに焦点を あてて
Author(s)	村上, 彩佳
Citation	大阪大学, 2018, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/69290
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

フランスの性別クオータ制「パリテ」に関する社会学的研究
――女性たちの運動と差異のジレンマに焦点をあてて

大阪大学大学院 人間科学研究科 課程博士 学位論文

村上 彩佳

目次

序章	日本における女性の政治参画の危機的状況	1
1 日本	本における女性の政治参画の危機的状況	1
2 2 7 7	ナータ制とは何か	3
3 本研	开究の目的と方法および構成	7
第Ⅰ部	フランス女性たちの政治的権利獲得のための闘い――普遍的平等アプロー	チの打
破からん	パリテ法の制定まで	16
第1章	女性の政治的権利獲得のための闘い	18
1.1	フランスにおける女性の政治参画のおくれ――25%クオータ制への違憲判決	夬18
1.2	フランスの普遍主義的平等アプローチと女性――女性の「人権」のパラドン	
1.3	パリテ法の誕生	
1.4	改憲、パリテ法	
1.5	現在のパリテ法――複数回の強化・改正	37
第2章	パリテを推進する市民運動	41
2.1	市民によるパリテ要求運動	41
2.2	パリテ法制定以降のパリテ推進活動	46
第3章	パリテ法の特長と意義 ――クオータ制との比較から	57
3.1	なぜフランスは「パリテ」を選んだのか――普遍主義的平等アプローチと	
法		58
3.2	パリテ法反対派からの批判――性別二元論と普遍主義的平等アプローチのプ	
3.3	パリテ法とクオータ制の違い	
第Ⅱ部	パリテと性差の「パラドックス」	68
第4章	パリテ法の制定をめぐる論争 ――知識人・フェミニスト・一般女性市民	! 70
4.1	パリテ法論争のアリーナとしての一般紙誌	71
4.2	パリテ法論争の舞台	73
4.3	「性差」の解釈によるフェミニストの分裂――パリテ法論争の背景	74
4.4	女性メディアのパリテ法議論	78
第5章	異性愛主義とパリテの危険な結びつき	85
5.1	異性愛主義とパリテの結びつき	
	パリテを推進する女性市民活動家とパリテ――男女の友好的協働関係と	

「穏値	建」な解釈	87
5.3	同性婚反対運動とパリテの結びつき――2013年の政治状況	91
5.4	男女ペア立候補制度導入による県議会のパリテ強化の懸念点	92
5.5	同性婚反対運動を行う市民 Manif pour tous の概要とそのデモ	95
5.6	パリテの価値に対する社会的コンセンサス	100
5.7	パリテの可能性――異性愛主義をこえて	102
第Ⅲ部	パリテが実現した時代の女性の政治参画	106
第6章	数のパリテの成果 ――政治領域での徹底と経済社会領域への広え	5š b109
6.1	政治領域のパリテの徹底	110
6.2	県議会議員選挙の「ペア立候補制度」――小選挙区制選挙の限界の	乗りこえ112
6.3	公務員・経済領域・高等教育へのパリテ原則の適用	116
第7章	パリテが実現した時代の女性の政治参画	123
7.1	パリテ法によるチャンスの拡大――Femmes d'Alsace のメンバーの	経験から…124
7.2	マントンにおける県議会議員選挙の「ペア立候補制度」	136
7.3	データからみる「ペア立候補制度」――候補者の全体プロフィール	から141
第IV部	数のパリテから質のパリテにむけて	145
第8章	「数のパリテ」のその先にむけて	147
8.1	「数のパリテ」の成果と課題――男性による政治的権力の独占と	「政治の性別役
割分割	業」	148
8.2	「政治の性別役割分業」の問題点――政治の男性中心的構造	160
8.3	「質のパリテ」の可能性――「差異のジレンマ」をこえて	165
終章	日本の「男女共同参画」への示唆	168
1 7	本稿の議論のまとめ――パリテ法がもたらした 4 つのフェミニズム的	り意義に着目し
て.		168
2	パリテ法がもたらした 4 つのフェミニズム的意義	171
3	日本がクオータ制を導入するための示唆	173
4	今後の課題	178
参考資料	와	180
付記		184
参考文	猒	184
初出一		192

序章 日本における女性の政治参画の危機的状況

1 日本における女性の政治参画の危機的状況

世界経済フォーラムが毎年発表するグローバル・ジェンダー・ギャップ指数 (GGGI) の2017 年版データによれば、日本は調査対象 144 カ国のうち、114 位と過去最低の水準だった。GGGI とは、政治・経済・教育・健康の 4 分野について男女格差を分析した指数であり、そのスコアは 0.0 (不平等) から 1.0 (平等) で示される。日本の 4 分野のスコアは、政治 (0.078)、経済 (0.580)、教育 (0.991)、健康 (0.980) となっており、4 分野の平均値である総合評価 (0.657) の順位が 114 位である。主要先進国 G7 の GGGI の順位は、フランス (11 位)、ドイツ (12 位)、イギリス (15 位)、カナダ (16 位)、アメリカ (49 位)、イタリア (82 位) であり、これらと比べて日本の順位は著しく低い。

ふるわない日本の順位の最大の要因に、女性の政治参画が遅れていることがある。先にあげた日本の GGGI でも、政治分野のスコアが著しく低い (0.078) ために、総合評価の順位も下がっていることが分かる。実際、日本における女性議員の数はかなり少なく、現在の日本の国会議員に占める女性の割合はわずか 10.1% (朝日新聞 2017 年 11 月 2 日) である。また、2017 年 12 月時点での第 4 次安倍晋三内閣の閣僚 19 人のうち、女性はたったの2 人、ほんの 10%程度である。あるいは列国議会同盟 (IPU) が調査している各国の女性議員率のランキングをみても、日本の国会議員に占める女性の割合は調査対象国 193 カ国のうち 163 位 (2017 年 3 月のデータ、IPU ウェブサイト) と最下位レベルにある。

日本における女性議員率が他国と比較して著しく低いのは、日本がいまだクオータ制 (quotas; 割当制)を導入していないことに起因している。クオータ制とは、女性議員を増 やすために、議会選挙の候補者枠や議席の一定比率 (一般に 20~50%である場合が多い)を女性あるいは両性に割当てる制度のことを指す。クオータ制は、すでに世界 130 以上の国や地域が用いている国際的にはメジャーな女性の政治参画促進措置であるにも関わらず、日本においてクオータ制の認知度はいまだ低く留まり、クオータ制の必要性が日本社会的に広く認知されているとも言い難い。

日本は女性の政治参画促進のための取り組みについて世界から大きく遅れをとっているものの、女性議員率改善のための取り組みが芽生えつつもある。2017年の春国会では、女性の議員数増加に関する日本初の法整備である「政治分野における男女共同参画推進法案」と呼ばれる、衆参両院・地方議会選挙で男女の候補者の数が「できる限り均等」になるよう各党に努力を求める法案が、全党合意のもとで成立する見込みだった。しかし残念ながら、会期末の混乱が影響し審議時間の不足のためにその成立は次期国会に持ち越されてしまった(朝日新聞 2017年6月17日朝刊)。加えて、「政治分野における男女共同参画推進法案」の導入が日本における女性議員の増加に貢献することは間違いないものの、同法案自体は罰則の伴わない努力義務を示す理念法に留まっており、割当制により女性議員を確

実に増やす、本格的なクオータ制を導入することの意義は必ずしも反映されていない。

日本におけるクオータ制の導入を目指して、日本においてもクオータ制導入についての研究・議論は確実に蓄積されてきた。例えば学術界では、日本におけるクオータ制の導入に向けて世界各国のクオータ制の内容や立法過程、およびその有効性を検討する研究が法学・政治学を中心に蓄積され、クオータ制の導入を可能にした各国の法的・政治的条件を明らかにしている(三浦・衛藤編 2014; 辻村編 2004)。あるいは政府もクオータ制の導入を強く意識しており、内閣府の男女共同参画局でも、「2020 年に指導的地位に占める女性の割合を 30%にする」という目標を示す 202030(にいまるにいまるさんまる)」をスローガンに掲げ、女性管理職の割合を 30%に引き上げることを目標として明示している(内閣府男女共同参画局「『2020 年 30%』の目標の実現に向けて」)。また、2010 年 12 月に閣議決定された「第 3 次男女共同参画基本計画」でも、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」のために 2020 年までに政治家・公務員・管理職・役員・大学教授等指導的立場にある者の 30%を女性にするために実効性のある積極的改善措置を推進することが規定され、この目標値は「第 4 次男女共同参画基本計画」にも引き継がれている。

日本政府が目標値として掲げる 30%という数値は、「国連ナイロビ将来戦略勧告で提示された 30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ」た(内閣府「女性のチャレンジ支援策の推進について」)ものである。また 30%というのは、クオータ制研究の第一人者であるロザベス・モス・カンターが提唱する「クリティカル・マス」、つまりマイノリティが意思決定に対して影響を与えるためには少なくとも構成員の 30%を占める必要があるという理論に基づいてもいる。

日本においても、既にクオータ制を導入した他国と同様に、クオータ制の必要性および数値目標が明確に、政策目標として示されている。そうであるにも関わらず、なぜ日本では、クオータ制導入に関する議論の盛り上がりには欠ける状況が続いているのだろうか。その大きな要因のひとつに、日本においてはクオータ制がいまだ社会に十分に認知されたおらず、それゆえクオータ制に対する社会的合意がいまだ十分に形成されていないことがある。クオータ制を導入した多くの国では、クオータ制導入の前に、女性やフェミニストの団体が中心となってクオータ制要求のための運動が展開されたり、クオータ制についてのマスメディア報道が盛り上がったりした。日本のように積極的差別是正措置になじみの薄い国でクオータ制を導入するためには、法・政治制度の改革に加えて、クオータ制に対する社会的合意を形成することも重要であり、既に導入されている国・地域では、そうした合意がどのように形成されてきたのかを明らかにする必要があるといえよう。

これまでの日本におけるクオータ制研究は、まず何より、世界で用いられているクオータ制を日本に紹介し、その効果と必要性を伝えること(三浦・衛藤編 2014; 辻村編 2004)、そして日本においてクオータ制を導入するための制度設計を提示すること(植野 2001; 川人・山元・辻村編 2007)や、法・政治・憲法の学問領域でのクオータ制の是非をめぐる議論を紹介し、日本において生じうるクオータ制の導入をめぐる議論に先んじて示唆を与え

ること(田村 2009; 糠塚 2005)に重点がおかれてきた。こうした研究を通じて、クオータ制を日本において導入するための理論的・実践的な課題の検討が積み重ねられてきた一方で、一般市民のクオータ制に対する認識や、一般市民を巻き込んだクオータ制に対する社会的合意の形成過程の検討については、十分に光が当てられていなかったと考えられる。

そこで本稿は、クオータ制のなかでも、フランスの 50%クオータ制「パリテ法」に焦点をあて、パリテ法の制定過程および制定後の普及過程で、パリテ法がフランスのなかでどのように広まり、根付いていったのかを考察する。フランスのパリテ法は、クオータ制に対する社会的合意の形成過程を分析するうえで興味深い事例である。フランスは 1980 年代に 25%クオータ制を導入しようとしたものの、違憲判決が下されて頓挫した経験を持つ。しかし 2000 年には、25%クオータ制よりもずっとラディカルな、いわば 50%クオータ制のであるパリテ法が、わざわざ憲法改正を行った上で制定された。1980 年代のフランスにおいて 25%クオータ制が受け入れられず、2000 年のフランスにおいて 50%クオータ制であるパリテ法が受け入れられた理由を探る作業を通じて、クオータ制に対する社会的合意の形成の重要性と、合意形成過程で用いられた論理の特徴を明らかにし、クオータ制の導入のために必要な社会的条件をあぶり出していくことができると考えられる。これは、日本においてクオータ制に対する合意を形成していくための示唆にもつながるはずだ。

2クオータ制とは何か

本稿はフランスのクオータ制「パリテ法」に着目するが、まずその前に、クオータ制という制度自体が生まれた経緯やその発展の歴史について述べる。クオータ制は「ポジティヴ・アクション」と呼ばれる施策の一手法である。ポジティヴ・アクションとは、「人種や性別などに由来する事実上の格差がある場合に、それを解消して実質的な平等を確保するための積極的差別是正措置ないし積極的改善措置」を指し、「人種・性別のほかにも障がいの有無・階層・言語・宗教などの属性に基づく格差を対象とする措置等も含まれ、政治・行政・雇用・学術の分野などで適用が可能」な制度である(辻村 2011)。ポジティヴ・アクションは多くの国や国際機関で用いられており、アメリカでは「アファーマティヴ・アクション」、国連女性差別撤廃条約四条では「暫定的特別措置」、フランスにおいては「積極的差別(discrimination positive)」と呼ばれている。

ポジティヴ・アクションのなかでも最も効果的で強力な措置といわれているのが「クオータ制」である。クオータ制の quota は「割当て」を意味する英語であり、クオータ制は人種や性別といった格差の要因となっている要素を基準に、一定の人数や比率を割り当てる手法を指す。割当値として 25%が用いられることもあるため、クオータ制は quarter (4分の1) であるとしばしば誤解されるが、「割当て(quota)」のカタカナ表現である。本稿はクオータ制のなかでも最もよく用いられている、女性の政治参画を促進するための性別クオータ制、英語では gender quota と呼ばれている制度に焦点をあて、これをクオータ制と呼ぶこととする。

先にも述べたように、クオータ制は、政治の意思決定の場における男性優位を是正し、女性の政治代表を増加させるために、候補者や議席、政党幹部の一定比率を女性(あるいは両性)に割り当てる制度である(衛藤・三浦編 2014:15)。クオータ制をはじめに導入したのは、教育・職業の男女平等をいち早く達成した北欧諸国だった。北欧諸国では 1970 年代ごろから、教育や職業の平等が達成されていく一方で、女性の政治代表が一向に増えなかったことが問題視されはじめた。そして、政治領域においてのみ女性が極端に少ないのは、女性が政治から排除されてきた歴史が長く、女性が政界に参入しがたい状況になっていることに原因があると認識されるようになった。女性を政界から排除する構造的な問題の解決方法を探るなかで、クオータ制の必要性がフェミニストを中心に主張されるようになったのである。そしてクオータ制は、北欧における政治参画の男女平等の保障に劇的な効果を発揮しながら、徐々に西ヨーロッパに伝播し、その後世界に拡大していった。

政党内 大陸(国数) 議席割当て 候補者 合計 アフリカ(42) 14 14 14 42 1 アメリカ(22) 11 28 16 オセアニア(4) 3 1 1 1 アジア(25) 7 10 5 22 欧州(34) 0 14 22 36

表 0-1 世界地域別・クオータ制の種類別 国政へのクオータ制の導入国数

出典: Quota project Web site データベース(2018 年 2 月 19 日アクセス)をもとに筆者作成。

55

53

131

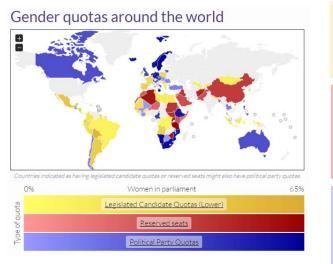
23

合計

*国数とクオータ導入国の合計が一致していない場合があるのは、候補者クオータ制と政党による自発的クオータ制を併用している国があるため。

現在世界 130 以上の国と地域がクオータ制を用いており、クオータ制の様式は3つに大別できる(Quotaproject ウェブサイト)。第一に、法律や憲法によって、女性(あるいは両性)に選挙候補者枠を割当てる、法律義務化クオータ制がある。本稿が焦点を当てるフランスのパリテ法もこのグループに属し、憲法と法律によって規定されている。選挙候補者枠を法律や憲法によって割り当てることで「機会の平等」を保障するこのしくみは、もっとも多くの国で導入されている方法でもあり、フランスの他には、たとえば日本の隣国の韓国でも用いられている。

第二に、法律や憲法によって、女性に議席の一定数を割当てる法律義務化・議席割当て クオータ制がある。これはアフガニスタンや中国、そしてアフリカの国々で用いられてい る。議席割当てクオータ制は、内戦や紛争のあとの政治再建の際に導入された例が多く、 一定の「結果の平等」を保障するため強力な措置であるともいえる。 第三に、政党内で自発的に、女性に選挙候補者枠を割当てる党内自発型クオータ制があり、ヨーロッパの「緑の党」が提唱したものが有名である。これは北欧や西欧の、もともと女性議員率がある程度高かった国で導入されている。



Quotaproject http://www.quotaproject.org/

①法律や憲法によって、女性に 選挙候補者枠を割当てる 〉法律義務化クオータ制 Ex: フランス、韓国

②法律や憲法によって、女性に 議席の一定数を割当てる ▷法律義務化・議席割当て クオータ制 Ex:アフガニスタン、中国

③政党内で自発的に、女性に選挙候補者枠を割当てる 〉党内自発型クオータ制 Ex:北欧や西欧のもともと 女性議員率が高かった国

図 0-1 世界のジェンダー・クオータ制

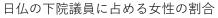
出典: Quota project Web site データベース (2017 年 5 月 28 日アクセス)。

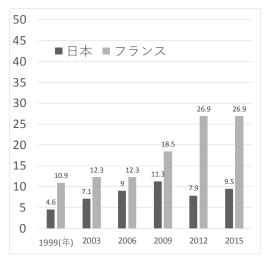
それぞれの国で選挙方法や政治のしくみが異なるため、ある特定のクオータ制が万能であるとは言い難く、それぞれの国の選挙・政治制度にマッチしたクオータ制の制度設計を行う必要がある。そのため、「最も効果的なクオータ制」のありようについては識者の間でも議論が分かれているが、原則として、クオータ制の規定と実効性が確保されているほど、そして女性に対する割当枠が大きいほど、クオータ制が効果的であるといえるだろう。

クオータ制の割当枠の規定方法は国や地域によって様々であるが、その方法は大きく 2 つに分けられる。第一に、政治において過小に代表されている性別、多くの場合は女性であるが、その立候補や議席に占める割合の下限を、例えば 20・30・40・50%のように設定するものがある。第二に、ジェンダー中立的な表現を用いる意図から、「一方の性が 60%を超えてはならない」という形で、実質的な 40%クオータ制とする場合もある (Quotaproject ウェブサイト)。

本稿では、フランスにおいて、1999年の憲法改正をふまえて、2000年に制定されたクオータ制、「選挙による議員職及び選挙によって任命される公職への男女の均等なアクセスを促進する2000年6月6日法律」、通称パリテ法(loi parité)とその関連法律に焦点をあてる。パリテ法は各政党に対し男女それぞれ50%ずつの候補者クオータ制を義務付ける、世界でも類を見ない高い割当値を用いるクオータ制である。加えて、パリテ法は複数回の強

化・改正が行われており、法律改正のたびに政界の男女平等は加速している。





日本の市議会とフランスの市町村議会に 占める女性の割合

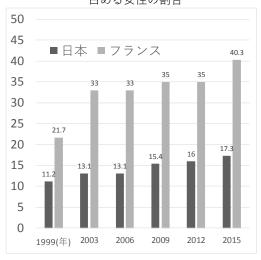


図 0-2 日仏の議員に占める女性の割合の変化

出典: フランスデータ・HCEfh(2015), Ministère du Droit des femmes (2012)、日本データ・ 市川房枝記念会女性と政治センター(2015)、高澤(2015)をもとに筆者作成。

フランスでは国政および地方選挙でそれぞれ異なる選挙方法が用いられているため、パリテ法の50%クオータ制規定も、選挙によって異なる方法で適用されている。図 0-2 の右に示したグラフは、パリテがうまく機能しているフランスの市町村議会議員における女性議員率を、日本の市議会議員率と比較したものである。パリテ法の効果によって、フランスの市町村議会は男女同数 (パリテ) に近づきつつことが分かる。いっぽう図 0-2 の左に示したフランスの下院議員の場合は、パリテ規定が存在するものの、政党助成金の減額というペナルティ式の、強制力を持たない規定であるため、市町村議会と比較すると、フランスの下院の女性議員率には伸び悩みがみられる。とはいえ、日本における下院に占める女性の割合と比較すると、大きな開きがあり、パリテ法が一定の効果を発揮していることが分かる。こうしたパリテ法の適用方法の違いや効果の違いについても、本稿では具体的に検討していく。

本研究の目的と方法について述べる前に、日本におけるクオータ制導入にむけた示唆を得るにあたり、フランスという国に焦点を当てる理由を 4 つあげておきたい。第一に、フランスは憲法を改正したうえで、世界でも当時類を見なかった 50%という高い割り当て枠を用いるパリテ法を導入した。先進的な制度を用いたフランスの事例研究は、これからの日本のクオータ制のありようについて考えるうえで示唆に富むといえよう。

第二に、フランスは近年まで、ヨーロッパの中では例外的に女性議員率が低かったにも

関わらず、パリテ法によって劇的な改善をみせたという点で注目に値する。フランスの 1999年の女性下院議員率は 10.9%——これは 2017年の日本の下院議員率 (10.1%)と同程度である——で、当時 EU 内ではワースト 2 の低さであった。これにはフランスにおける女性の政治的権利の確立の遅れが影響を与えていたと考えられる。フランスは世界に先駆けて1848年に男子普通選挙を実施した国であるにも関わらず、フランスの女性参政権確立は1944年と欧州の中ではかなり遅く、1945年に女性参政権を確立した日本と同時期だったのである。女性の政治的権利の保障については世界でも後発組であったにもかかわらず、その抜本的打開を可能にしたフランスの事例は日本にとって示唆に富むといえよう。

第三に、フランスはヨーロッパの中でも特に家父長制文化が根強いという社会文化的な特徴を有しており、この点で日本と共通点を有する。例えば、強い家父長制原理に基づくナポレオン法典の影響のため、フランスでは1942年まで「妻の無能力と夫への服従」が法律で規定されていた。さらにカトリック教徒が多いことも、フランスの家父長制文化の強さの一因であると考えられる。性別役割規範が強くはたらく社会文化的背景のなかで、どのようにパリテ法が受容され、社会に根付いたのかを検討することで、日本においてスムーズにクオータ制を導入し、その実効性を保障する方法を探ることができるだろう。

そして第四に、これはフランスにおけるクオータ制の歴史的背景ともいえるが、フランスは 1980 年代に 25%クオータ制の導入を試みて、違憲判決が下されて頓挫したにもかかわらず、いわば 50%クオータ制であるパリテ法は憲法改正を伴って 2000 年に制定された。フランスでは、女性差別を部分的に是正する 25%クオータ制の導入には失敗し、男女同数を実現するパリテ法の制定には成功している。それぞれの導入をめぐって交わされた議論を追うことによって、フランスのパリテ法がどういった論理のもとで正当化され、受容されていったのかを理解し、今後日本で予想される、クオータ制に関する議論に先んじて示唆を得ることができるだろう。

3本研究の目的と方法および構成

本研究の目的は、フランスにおいて、クオータ制のなかでも 50%という高い候補者割当 て枠を用いるパリテ法(parité; パリテはフランス語で男女平等・同数を意味する)が、世界的にも珍しく憲法改正の手続きを伴って制定され、その後フランス社会に根付いた要因を、同法に対する社会的・政治的合意の形成過程に着目しながら考察し、かつ、フランスにおいて単なるクオータ制ではなく「パリテ」という理念とともに制定された理由と意義を明らかにすることである。そして、現在のフランス社会においてパリテ法がどういった影響を与えているのかを、パリテ法が適用される選挙や議会の場面に着目しながら実証的に検討し、日本においてクオータ制を導入するための示唆を得る。研究方法は、言説分析、フィールドワークとインタビュー、インターネット上にアップロードされている言説や画像の分析といった質的調査方法を用いる。

本稿の構成は以下の通りである。第I部「フランス女性たちの政治的権利獲得のための

闘い――普遍的平等アプローチの打破からパリテ法の制定まで」では、フランスがパリテ法制定に至るまでに経験した議論や運動を歴史的に検討したうえで、フランスがどういった経緯でクオータ制ではなくパリテ法を制定したのか、パリテ法はフランスの政界の男女平等をどのように実現してきたのかについて、様々なファクトを提示する。具体的には、フランスにおける女性の政治的権利の要求運動からパリテ法が登場するまでの歴史を概観し、さらにフランスでパリテ法が制定されたことの意義を、クオータ制との比較を交えながら論じる。

第 1 章「女性の政治的権利獲得のための闘い」では、まず、パリテ法の前史といえる、1980 年代のクオータ制違憲判決の理由について考察する作業を通じて、フランス革命以来の伝統的な「普遍主義的平等アプローチ」が、ひと(homme)、つまり男性を基準とした「人権と市民権(droits de l'homme et du citoyen)」の保障のみを目的としており、基本的に女性はその範疇におかれていなかったこと、パリテ法はそうした「普遍主義的平等アプローチ」からの女性の排除を是正するための新しい論理として提唱されたことを論じる。そして、フランスにおいて、女性の政治的権利獲得のために、どういった議論や運動がなされてきたのかを歴史的に検討し、改憲を伴ってパリテ法が制定されるに至った背景の整理を行う。

続く第 2 章「パリテを推進する市民運動」では、パリテ法が政治代表やフェミニスト、そして大学研究者などの知識人の間の議論に留まらず、一般女性市民によっても広く支持されていることを、パリテ推進のために活動する女性市民運動団体の具体的な活動をあげながら示す。パリテ法の制定に至るまでには、議会における議論や、女性政治家たちの党派を超えた連帯と働きかけが強い影響力を持った一方で、一般の女性市民団体によるパリテ法要求運動も重要な役割を果たしたことが知られている。そこでまず、先行研究をもとに、パリテ法を要求する女性市民運動団体が結成されるまでの経緯を追う。

そして、パリテ法を要求・推進する市民運動の多くは、カトリック教徒の女性たちの市民運動を母体としていたため、フランス全土にまたがる密で大規模な女性の動員が可能だったことを論じる。さらに、現在のフランスにおいてパリテ推進のために活動する女性市民団体の活動について具体的に検討するために、全国ネットワークの団体 Elles aussi (女たちもともに1)と、そのネットワークに属しフランスのアルザス地方で活動する Femmes d'Alsace (アルザスの女たち)という2つの団体を取り上げる。これらの団体は、1990年代のパリテ法要求活動から現在まで、絶え間なくパリテ推進運動を続けている。筆者が実施した団体への訪問・フィールド調査をもとに、これら団体の活動の概要や、活動に参加する女性たちの特徴について検討を加え、パリテ法は保守的なジェンダー観を持つカトリック教徒の女性からも支持されていること、保守派女性も巻き込んだ女性市民たちからの幅広いパリテ支持が、フランスでパリテ法に対する広い社会的合意が形成された一要因であることを論じる。

第3章「パリテ法の特長と意義――クオータ制との比較から」では、なぜパリテ法制定

のために改憲が必要だったのか、なぜ改憲には厳しい批判が向けられたのか、その理由を 改憲賛成派と反対派、両派の主張を整理しながら理論的に検討し、さらに、フランスでク オータ制ではなくパリテ法が制定されたことの意義を、クオータ制とパリテ法それぞれの 目的――不平等の是正か、あるいは平等の実現か――という点に焦点をあてて論じる。フ ランスにおいてクオータ制ではなくパリテ法が選ばれたのは、パリテ法であれば、フラン スの伝統的な「普遍主義的平等アプローチ」と両立可能であるとパリテ法支持者たちによ って判断されたためである。しかしパリテ法と普遍主義的平等アプローチが両立可能だと する根拠は、識者によって異なっており、①改憲をふまえたうえでパリテ法を制定するこ とによって、既存の男性基準化されてしまっている普遍主義的平等アプローチを是正しよ うと考える立場と、②既存の憲法が規定する平等原則とパリテ法は十分に適合的であるた め改憲は必要なく、パリテは普遍主義的平等アプローチの範疇にあると考える立場の 2 つ に分かれていた。そのうえ、パリテ法反対派は、改憲を伴おうが伴うまいが、パリテ法は 市民を男女という性別で区別する措置であるため、50%クオータ制と同じであるし、そも そも普遍主義的平等アプローチとは適合しないと考えていた。第3章の目的は、パリテ法 とそのための改憲に関する議論を整理したうえで、フランスにおいてクオータ制ではなく パリテ法が選ばれたことの意義を理論的に検討し、第 6 章の実証的考察の下地とすること である。

第 I 部で確認するように、フランス独特の女性の政治参画推進制度であるパリテ法に対する賛否はフェミニストや知識人の間でも分かれていた。また、パリテ法は従来の普遍主義的平等アプローチや、男性中心的な人権と市民権(droits de l'homme et du citoyen)概念の限界点を乗りこえる可能性を秘めた施策であった一方で、男女それぞれの政治的権利の保障をめざしていたために、ときに性別特性論や異性愛主義と結びつけて論じられるという問題点もあった。

フランス女性の間で、権利と性差の意味づけの間にはつねにパラドキシカルな関係が存在した。そのパラドキシカルな関係は、シモーヌ・ド・ボーヴォワールの『第二の性』によって、女性は「第二の性」、つまり「第一の性」であり普遍的人間像の基準でもある男性から逸脱した性として扱われ続けていることが問題提起されて以来、フランス女性たちの間でいっそう強く意識されるようになった。そこで第II部「パリテの問題点と性差をめぐるパラドックス」では、第二波フェミニズム運動以降、フランス社会のなかででくすぶりつづけ、パリテ法をめぐる議論をきっかけに再燃した「人権」および「市民権」と性差のパラドキシカルな関係を、様々なデータを用いながら実証的に検討していく。具体的には、知識人・フェミニスト・一般女性市民それぞれがパリテ法に対してどういった見解を示し、パリテという男女平等理念をどのように解釈していたのかを、マスメディア報道、パリテを推進する女性市民団体で筆者が行ったフィールドワーク、そしてインターネット上にアップロードされている言説や画像といったデータの分析を通じて明らかにしていく。

第 4 章では、知識人・フェミニスト・一般女性市民それぞれのパリテ法に対する認識の

輪郭をつかむために、マスメディア報道記事の比較分析を行なう。1997~2001 年に全国版新聞の Le Monde と Libération、フェミニスト誌 Nouvelles Questions Féministes (新フェミニスト問題)、そして大衆女性誌 Marie Claire と ELLE に掲載されたパリテ法やクオータ制に関する記事を比較する作業を通じて、知識人・フェミニスト・一般女性市民それぞれの立場のパリテ法に対する認識およびそれぞれの相違を具体的に描き出していく。

パリテ法の制定をめぐる議論の際には、全国版新聞や週刊誌といった一般紙誌が議論の重要なアリーナとなったことが知られている。一般紙誌に掲載されたパリテ法の議論は、基本的に法学者・政治学者・哲学者・女性学者といった専門家によるパリテ法を理論的に検討する内容のものが多く、社会科学の研究論文と同様に、署名つきの論評の応酬で構成されていたことが知られている(Julliard 2012: 121)。一般紙誌のこうした論争は、パリテ法をめぐる議論に一般市民の関心を集める役割を担ったと考えられる一方で、一般市民のパリテ認識が十分に反映したものであったとは考えにくい。実際、一般紙誌においてはパリテ法の制定に関する市民の意識調査結果は頻繁に報じられていたものの、市民の議論のアリーナとしては十分に機能していなかったことが指摘されている(Julliard et Cervelle 2013)。

一般紙誌におけるパリテ法関連報道にこうした限界点があった一方で、政治に縁遠いメディアだとみなされ、従来軽視されがちだった大衆女性誌において、パリテ法の議論が頻繁に報じられていた。そこで第 4 章では、これまでのパリテ法研究では見過ごされていた大衆女性誌のパリテ法についての報道を、一般紙誌やフェミニト誌に掲載されたパリテ法についての議論と比較することによって、一般女性市民がパリテ法に対してどのような認識を抱いていたのかを描き出していく。

第5章「異性愛主義とパリテの危険な結びつき」では、第4章で示した知見と併せて、パリテ法は女性のケア経験や母性を、女性が政治活動を行う源として再評価する契機となった反面、男女がペアとなるイメージや、男女の性役割を強調する本質主義的な論理として利用されうる危険性を内包していることを示す。そこで、第4章でその概要をつかむ、一般女性市民のパリテ法およびパリテの理念に対する認識をより実証的に明らかにするために、2種類の市民活動の場に着目する。

一つ目は、第2章でその活動内容に着目した、パリテを推進する女性市民運動団体 Elles aussi(女たちもともに)と、Femmes d'Alsace(アルザスの女たち)である。これら2つの団体において筆者が実施したフィールド調査と、団体メンバーに対して行ったインタビュー調査をもとに、パリテ法を支持する一般女性市民たちは、パリテの理念およびパリテ法をどのように解釈しているのかについて検討する。

上記の女性市民団体の活動家に対する調査の結果から、パリテ法は保守的なジェンダー観とも親和性の高い平等理念であったこと、したがってフェミニストのみならずカトリック教徒の女性たちからも強く支持されていたことが示唆された。これを踏まえて、二つ目の市民活動の場として、同性婚反対運動団体 Manif pour tous (みんなのデモ) に焦点をあ

てる。Manif pour tous は「伝統的家族」の支持を目的に活動する、カトリック教徒を中心とした保守派の団体であり、フランスにおける同性婚法の制定過程で結成された。Manif pour tous は同性婚法に反対するために活動していたが、そのデモでは同性婚反対の根拠として「パリテ」という言葉および理念が頻繁に用いられ、その重要性についても言及がなされていた。フランスでは同性婚法の制定とほぼ同じスケジュールで、県議会議員選挙のパリテを強化するための「ペア立候補制度」についての法律も制定されたため、パリテが頻繁に引き合いに出されたのである。そこで Manif pour tous がインターネット上にアップロードしている言説やスローガンを記載した画像データにおいて「パリテ」という言葉がどのように用いられているのか、そのレトリックを分析し、Manif pour tous は「パリテ」を異性愛主義と同義として積極的に「誤用」していることを批判的に論じる。

第 I~Ⅱ部で論じるように、パリテ法は異性愛主義と結びつく危険性を抱えていたものの、女性の政治参画をラディカルな方法で保障する制度として、フランス市民に広く受け入れられ、フランスの政治文化に根付いている。そこで第Ⅲ部では、パリテが実現した時代の女性の政治参画の現状を、パリテ法制定以前と比較しながら描き出すことによって、パリテ法の効果と意義を実証的に論じる。具体的には、パリテ法の制定によって、女性の政治参画をめぐる状況はどのように変化したのかを、統計データ、先行研究、パリテ法制定以前の女性の政治参画に関するドキュメンタリー資料、そしてパリテ法制定以降に選挙に立候補した経験をもつ女性に対するインタビュー調査で得たデータを用いながら描き出す。

第6章「数のパリテの成果」では、パリテという制度の先進性を、①政治領域におけるパリテの徹底、②世界でも珍しい県議会議員選挙の「ペア立候補制度」、③パリテの原則の広がりの3つの視点から論じ、第3章で理論的に検討を加える、フランスにおいてクオータ制ではなくパリテ法が選ばれたことの意義を具体的な事例に焦点を当てながら検討する。パリテ法の「男女平等を実現する」という特徴は、2000年のパリテ法制定以降、フランスにおいて独自の発展を遂げており、その発展はパリテ法の「縦方向の深化」と「横方向の広がり」に二分することができる。「縦方向の深化」とはパリテ法が政治領域においてますます徹底され、議会の執行部のように政治的権力が集中する役職についてまでパリテ規定が設けられるようになった変化を指す。いっぽう「横方向の広がり」とはパリテが政治領域に留まらず、経済社会領域にまで適用されるようになった変化を指す。

第 6 章ではまず、パリテ法の「縦方向の深化」に焦点をあてる。現在のフランスの政治議会でどの程度パリテが実現されているのか、執行部などの権力が集中するポジションについて、どのようにパリテが実現されるようになったのかを、フランスの女男平等高等評議会(HCEfh)が公開するデータやパリテ法の改正内容を中心に述べ、①政治領域におけるパリテの徹底について、具体的事例をあげながら論じる。

続いて、パリテ法のなかでも最も独創的で効果が強いとされている、②世界でも珍しい 県議会議員選挙の「ペア立候補制度」に焦点をあて、政治領域のパリテを深化させるため の強力な手法について具体的に検討する。フランスの県議会議員選挙は小選挙区制を用いているが、小選挙区制の場合、各選挙区から各党や政治団体が 1 人ずつの候補者しか擁立できないため、クオータ制の導入が極めて難しい。実際にパリテ法が制定されてから長い間、県議会議員選挙はパリテ法の規定の対象外であり、それゆえ県議会はフランスの国および地方議会の中で最も女性議員率が低かった。こうした状況を改善するために、2013 年に県議会議員選挙について、それぞれの選挙区から男女のペアで立候補させ、ペアで当選させるという「ペア立候補制度」が導入され、2015 年に「ペア立候補制度」を用いた初めての県議会議員選挙選挙が実施された。この「ペア立候補制度」によって県議会議員選挙に女性の参画がどの程度進み、県議会にどういった変化をもたらしたのか HCEfh (女男平等高等評議会)のデータをひきながら考察する。

パリテ法の「横方向の広がり」については、③パリテの原則の広がりについて、3つの領域へのパリテ原則の敷衍に着目する。現在ではパリテ法は政治領域に留まらず一般企業・公務員・高等教育についても適用されている。現在のフランスでは、男女の意思決定の場における平等というパリテの原則が、政治の場をこえて、社会全体に影響を及ぼしていることを、新たに3つの領域について制定された法律の具体的な内容とそうした法律がおよぼした変化に着目しながら考察する。そして、パリテ法が目指した男女平等の「実現」はさまざまな領域で成功しつつあることを論じる。

第7章「パリテが実現した時代の女性の政治参画」では、女性が政治参画をするうえでのファースト・ステップとなる地方議会に焦点をあてる。パリテ法をきっかけに、地方議会議員選挙に女性が立候補するチャンスが拡大したことを論じたうえで、現在のフランスに残された課題を照らし出していく。

まず、バリテ法の導入によって、女性の立候補をめぐる状況がどのように変化したのかを、特に地方議会議員選挙に着目しながら検討する。そのために、パリテ法以前に女性が地方議会に立候補した際の状況と、現在女性が地方議会に立候補する際の状況とを比較する。第2章と第5章で取り上げる、パリテを推進する女性市民団体 Femmes d'Alsace は、もともと、女性が政党の公認を得て地方議会に立候補することが困難だった 1990 年代前半に、「アルザスの女たち」だけで選挙に立候補するために結成された政治団体だった。したがって Femmes d'Alsace は、パリテ法制定によって女性だけの選挙立候補が違反となる前までは、政治団体として選挙に立候補者を擁立していた。またパリテ法が制定されてからも、Femmes d'Alsace は政治参画を目指す女性を支援する活動を続けており、そのメンバーには選挙に立候補した経験を有する者も多くいる。そこで第7章では、パリテ法制定以前に地方選挙に立候補した Femmes d'Alsace のメンバーの経験と、パリテ法制定以降に市町村議会議員選挙および県議会議員選挙への立候補を試みた Femmes d'Alsace のメンバーの経験とを比較する。そして、パリテ法が制定されたことによって、女性の政治参画をめぐる状況はどれほど進展したのかを考察し、パリテが実現した時代の女性の政治参画の特徴を、特に地方議会議員選挙に焦点をあてて明らかにする。

続いて、2015年にはじめての「ペア立候補制度」を適用した選挙が行われた、県議会議員選挙について、マントンにおける県議会議員選挙のケース・スタディーを行った先行研究や、女男平等高等評議会(HCEfh)が公表しているデータをもとに、立候補のペアは実際にどういったプロフィールを有していたのか、「ペア立候補制度」によって県議会はどのように変化したのかを具体的に検討する。

第7章の最後では、①Femmes d'Alsace のメンバーの経験、②マントンにおける県議会議員選挙のケース・スタディー、そして③女男平等高等評議会が公表しているデータの 3 つから得た知見をふまえて、パリテ法が女性の政治参画促進にもたらした成果と、今後のフランスにおけるパリテの発展可能性について論じる。その際には、パリテ法が男女の政治的平等の実現に効果を発揮している一方で、いまだフランスの政界には、男性中心的な構造が根強く残っていることについての批判的考察も交えることを試みる。

第IV部「数のパリテから質のパリテにむけて」では、第 I ~III部で検討する、パリテ法が制定されるまでの経緯、パリテ法と性差の解釈のパラドキシカルな関係、パリテ法の効果および単なるクオータ制ではなくパリテ法がフランスで制定されたことの意義をふまえたうえで、パリテ法の課題と今後の展望について「質のパリテ」という視点から考察し、さらに今後日本がクオータ制を導入するための示唆を導出する。

第8章「『数のパリテ』のその先にむけて」では、フランスにおける今後のパリテの展望について検討を加え、日本がクオータ制を導入した後に直面であろう課題を示す。政治議会の多くでパリテが達成されつつあるフランスでは、次なる課題として「数のパリテ (parité quantitative)」から「質のパリテ (parité qualitative)」へのシフトが注目されている。この「質のパリテ」には二つの意味があり、まず、①議長をはじめとする権力が集中するポジションのパリテがある。さらに、②女性にケアや教育や福祉を任せ、男性に防衛や経済や国土計画を任せる「政治の性別役割分業」(Achin 2005)と、そうした役割分業に起因する「男性の政治」と「女性の政治」のヒエラルキー構造の撤廃がある。これら二つの「質のパリテ」は、「数のパリテ」達成後の現在のフランス政界に残された、男女の質的平等実現にむけた課題である(HCEfh 2016b)。

もちろん、①の意味の「質のパリテ」は、真に男女平等な政治を実現するうえで必要不可欠ではあるものの、通常議会につき 1 人だけいる議長職にまでパリテ規定を設けることは難しい。また、②の意味の「質のパリテ」の実現も望ましいと考えられる一方で、パリテ法をきっかけに、これまでは私的領域にふさわしい価値とみなされ、政治から切り捨てられてきた母性や女性のケア経験を政治に反映することを積極的に評価する土壌が培われ、女性がケア・イシューについて政治的に発言したり行動を起こしたりすることができるようになったという側面もある。パリテ法によって女性が政治参画可能になったからこそ生じた、「政治の性別役割分業」はどういった問題を含んでおり、その解決によって何がもたらされるのだろうか。

そこで第8章ではまず、フランスにおける「質のパリテ」の現状を、HCEfh のデータを

もとに検討する。そして、男性が政治的権力を独占する状況を改善する①の意味での質のパリテの保障は、男性中心的な政治のルールの変革をもたらすことを論じる。さらに、男性中心的な政治のルールの変革は、②「政治の性別役割分業」と、そうした分業に起因する「男性の政治」を高位に、「女性の政治」を低位におくヒエラルキーをくずし、ケアという人間の生に不可欠な営みに、男女両方が積極的に関わることのできる政治の可能性を切り開くことを、「ケア・フェミニズム」の理論を援用しながら論じる。ケア・フェミニズムとは、従来の政治では看過されてきた、依存者およびそのケアを務める者の役割に着目し、私的領域と公的領域を連続させる政治の構築をめざす理論である。近年フェミニストの着目を集めるジェンダー研究の知見を活かしながら、②の意味で「質のパリテ」を発展させていくことの可能性を論じる。

終章「日本の『男女共同参画』への示唆」では、本稿の議論をまとめたうえで、日本が今後クオータ制を導入するための示唆と今後の課題を提示する。そこでまず、本稿の議論をまとめながら、パリテ法のもたらした 4 つのフェミニズム的意義、①クオータ制違憲判決の乗りこえ、②男性中心的な人権概念と普遍主義的平等アプローチの乗りこえ、③女性市民の間での政治とフェミニズムに対する関心の高まり、④政治領域に留まらない経済社会領域へのパリテの理念の敷衍、の整理を行う。

そして、フランスのパリテ法事例をもとに、日本が効果的なクオータ制を導入ための政治的・社会的条件について示唆を導きだす。近年の日本においても、クオータ制を導入するための準備は整いつつあり、たとえば、2017年には議員の男女「均等」が国会で議論された。また、日本には政治および経済社会領域における男女平等を示す理念として「男女共同参画」がすでに存在している。こうした条件を味方につけ、日本においてクオータ制導入にむけてさらに歩みを進めていくためには、政治議会でクオータ制導入のための議論を深めていくと同時に、フランスのように、マスメディアを介してクオータ制の意義やその必要性を広く社会にアピールしたり、クオータ制を推進する市民運動を支援したりして、クオータ制に対する社会的関心を高めていく必要もあること、その際に日本はフランス以上に、本質主義や性別特性論とクオータ制が結びついてしまうことに対して警戒しておく必要があることを論じる。

本稿のむすびでは、今後の課題として、本稿が検討しきれなかった 3 つの課題、①政党がパリテ推進に果たす役割への着目、②若・中年層のパリテ意識や政治参画の経験への着目、③パリテ法制定以降に政治参画した若者のパリテ意識への着目、について述べ、これらの課題の検討から開かれてゆく展望を述べる。

¹ Elles aussi は直訳すると、「彼女たちも(一緒に)」という意味になる。Ellesaussi は、カトリック教徒の女性によって結成された市民団体 UFCS(公民的・社会的女性連合)や ACGF

(全国女性カトリック運動)を母体に結成された。そのため Elles aussi という名称は、そのメンバーである比較的保守的なジェンダー観をもつ女性たちによって、「彼女たちも(男性たちと一緒に政治を行う)」という姿勢を示すためにつけられたと考えられる。本稿では、女性が男性と一緒に政治参画する、という Elles aussi の名称に込められた意味をより分かりやすく伝えるために、「女たちもともに」という翻訳をあてた。

第 I 部 フランス女性たちの政治的権利獲得のための闘い

――普遍的平等アプローチの打破からパリテ法の制定まで

第 I 部では、フランスにおける女性の政治的権利の要求運動からパリテ法が登場するまでの歴史を確認し、さらにフランスでパリテ法が制定されたことの意義を、クオータ制との比較を交えながら論じていく。第 I 部の目的は、フランスがパリテ法制定に至るまでに経験した議論や運動を歴史的に検討したうえで、フランスがどういった経緯でクオータ制ではなくパリテ法を制定するに至ったのか、パリテ法はフランスの政界の男女平等をどのように実現してきたのかについて、様々なファクトを提示することである。

第1章「女性の政治的権利獲得のための闘い」では、パリテ法の前史といえる、1980年代のクオータ制違憲判決の理由について考察する作業を通じて、フランス革命以来の伝統的な「普遍主義的平等アプローチ」が、ひと(homme)、つまり男性を基準とした「人権と市民権(droits de l'homme et du citoyen)」の保障のみを目的としており、基本的に女性はその範疇におかれていなかったこと、パリテ法はそうした「普遍主義的平等アプローチ」からの女性の排除を是正するための新しい論理として提唱されたことを確認する。そのために、フランスにおいて、女性の政治的権利獲得のために、どういった議論や運動がなされてきたのかを歴史的に検討し、改憲を伴ってパリテ法が制定されるに至った背景の整理を行う。

続く第 2 章「パリテを推進する市民運動」では、パリテ法が政治代表の間の議論に留まらず、女性市民によっても広く支持されていることを、パリテ推進のために活動する女性市民運動団体の具体的な活動をあげながら示す。パリテ法の制定に至るまでには、議会における議論や、女性政治家たちの党派を超えた連帯と働きかけが強い影響力を持った一方で、一般の女性市民団体によるパリテ法要求運動も重要な役割を果たした。そこでまず、先行研究をもとに、パリテ法を要求する女性市民運動団体が結成されるまでの経緯を確認する。そして、パリテ法を要求・推進する市民運動の多くは、カトリック教徒の女性たちの市民運動を母体としていたため、フランス全土にまたがる密で大規模な女性の動員が可能だったことを論じる。

さらに、現在のフランスにおいてパリテ推進のために活動する女性市民団体の活動について検討するために、全国ネットワークの団体 Elles aussi(女たちもともに)と、そのネットワークに属しフランスのアルザス地方で活動する Femmes d'Alsace(アルザスの女たち)という2つの団体を取り上げる。これらの団体は、1990年代のパリテ法要求活動から現在まで、絶え間なくパリテ推進運動を続けている。筆者が実施した訪問調査をもとに、これら団体の活動の概要や、活動に参加する女性たちの特徴について検討を加え、パリテ法は保守的なジェンダー観を持つカトリック教徒の女性からも支持されていること、そうした女性たちからの支持が、フランスでパリテに対する広い社会的合意が形成された一要因で

あることを論じる。

第 3 章「パリテ法の特長と意義――クオータ制との比較から」では、なぜパリテ法制定 のために改憲が必要だったのか、なぜ改憲には厳しい批判が向けられたのか、その理由を 改憲賛成派と反対派、両方の主張を整理しながら理論的に検討し、さらに、フランスでク オータ制ではなくパリテ法が制定されたことの意義を、クオータ制とパリテそれぞれの目 的――不平等の是正か、あるいは平等の実現か――という点に焦点をあてて論じる。フラ ンスにおいてクオータ制ではなくパリテ法が選ばれたのは、パリテ法であれば、フランス の伝統的な「普遍主義的平等アプローチ」と両立可能であるとパリテ法支持者たちによっ て判断されたためである。しかしパリテ法と普遍主義的平等アプローチが両立可能だとす る根拠は、識者によって異なっており、①改憲をふまえたうえでパリテ法を制定すること によって、既存の男性基準化されてしまっている普遍主義的平等アプローチを是正しよう と考える立場と、②既存の憲法が規定する平等原則とパリテは十分に適合的であるため改 憲は必要なく、パリテは普遍主義的平等アプローチの範疇にあると考える立場の 2 つに分 かれていた。そのうえ、パリテ反対派は、改憲を伴おうが伴うまいが、パリテは市民を男 女という性別で区別する措置であるため 50%クオータ制と同じであるし、そもそも普遍主 義的平等アプローチとは適合しないと考えていた。第 3 章の目的は、パリテ法の賛否に関 する議論を整理したうえで、フランスにおいてクオータ制ではなくパリテ法が選ばれたこ との意義を理論的に検討し、第6章で取り扱う、フランスにおいてクオータ制ではなくパ リテ法が選ばれたことの意義についての実証的考察の下地とすることである。

第1章 女性の政治的権利獲得のための闘い

フランス革命以来フランスは、ひとを、その顔立ち・肌の色・性別といった身体的特徴や、身分といった社会的カテゴリーから解放し、市民の平等を保障するために、「普遍的人間像」という抽象化のための基準を設け、この普遍的人間像をもとに市民の平等を保障する「普遍主義的平等アプローチ」を用いてきた。しかしこの普遍主義的平等アプローチは、公私二元論の枠組みに立脚した、男性市民のみを対象としたものであり、女性の排除を前提に成立していた。

第 1 章「女性の政治的権利獲得のための闘い」では、パリテ法が制定されるまでの前史といえる、1980 年代のクオータ制違憲判決の理由について考察する作業を通じて、フランス革命以来の伝統的な「普遍主義的平等アプローチ」が、ひと(homme)、つまり男性を基準とした「人権と市民権 (droits de l'homme et du citoyen)」の保障のみを目的としており、基本的に女性はその範疇におかれていなかったこと、パリテ法はそうした「普遍主義的平等アプローチ」からの女性の排除を是正するための新しい論理として提唱されたことを論じる。

フランスは、国の三大原則として「自由・平等・友愛」を掲げている。この原則のひとつ「平等(égalité)」は、「普遍主義的平等アプローチ」によって保障されうるものであると従来は考えられていた。しかし 1980 年代後半から 1990 年代初頭にかけて、欧州議会で活躍するフェミニストを中心に、フランスは他のヨーロッパの国々と比較して、女性の政治参画が極端に遅れていること、これは女性の排除を前提とした普遍主義的平等アプローチが、十分に男女の政治的平等を保障できていないことに起因していることが指摘されはじめた。そして 1990 年代初頭に、もともと欧州議会において 1980 年代以降、政治代表の男女平等という意味で用いられていたパリテという語および理念が、フランスの「普遍主義的平等アプローチ」の限界点を乗りこえるために新たに持ち込まれた。

男女の政治的平等を保障するためだけに、新たにフランスで採用された「パリテ(parité)」という男女平等理念は、フランスの三大原則のひとつである「平等 (égalité)」、とは異なる、性差を組み込んだ平等理念である。この「パリテ」は、フランス社会にどのようにして受容され根付いていったのか。以下では、パリテ法を正当化あるいは批判するフェミニストの知識人の論理・解釈に着目しながら検討を加える。

1.1 フランスにおける女性の政治参画のおくれ――25%クオータ制への違憲判決 フランスは、1999 年に憲法を改正して憲法に「パリテ条項」を挿入し、さらに 2000 年 にパリテ法を制定した。フランスは先進国の中では比較的クオータ制の導入が遅かった国 であるといえるが、実のところフランスは、1980 年代に世界に先駆けてクオータ制を導入 しようとして、2 度頓挫している。そこで本節では、フランスにおける 1980 年代のクオー タ制導入の頓挫の要因となったクオータ制違憲判決に着目し、フランスでは伝統的に「普 遍主義的平等アプローチ」が重要視されてきたこと、これがクオータ制導入の障壁になっ たことを確認する。

1979年1月、フランスの政治舞台においてクオータ制がはじめて提案された。家族および女性の地位省大臣のモニク・プルティエが、「人口 2,500 人以上の市町村で実施される選挙の際に、選挙候補者名簿に搭載される者のうち少なくとも 20%は女性でなくてはならない」という規定を設けることを提案したのである。そして翌年の 1980年、フランスで初めて、クオータ制法案が下院(国民議会)で可決された。レイモン・バール首相は、コミューン(市町村)議会議員選挙の候補者名簿に「各性を少なくとも 25%」含むことを強制する法案を議会に提出し、この法案は賛成 439 対反対 3 という圧倒的多数をもって国民議会第一読会で可決された。

憲法学者のジョルジュ・ウデル (G.Vedel) 教授は、クオータ制について「各性」に関する規定という形をとることによって、後に詳しく検討する「普遍主義的平等アプローチ」に反するという違憲判決の疑いを逃れることができると 1979 年 2 月 3 日の *Le Monde* の論評において指摘していた(Favoreu 1996=2001: 58)。しかしながら、大統領選挙の実施に伴って議会の会期が終了してしまったことにより、このクオータ制法案が上院(元老院)の審議に付されることはなく、クオータ制法案成立には至らなかった。これがフランスにおける 1 度めのクオータ制導入の頓挫である。

2 度目のクオータ制についての議論は、1981 年の大統領選挙の結果、社会党のフランソワ・ミッテランが大統領に就任した際に起きた。ミッテラン大統領は「社会的公平」の精神のもとに、女性を含めた社会的マイノリティの権利を保障するために、さまざまな施策を行ったことで有名である。かれが推進した女性の権利保障についての政策に着目すると、1981 年には「女性の権利省」が新設され、従来の「女性の地位庁」と比較して 10 倍の予算にあたる 1,000~1,300 億フランが予算にあてられた。1982 年には「女性のための自立・平等・尊厳宣言」が発表され、この宣言に則り、避妊・中絶問題のキャンペーンの実施や、女性のための情報活動の充実・職業ガイド・人工生殖のためのシンポジウムの開催など、多岐にわたって女性の権利の保障に関する施策が行われた。こうした女性政策推進の流れのなかで、クオータ制についての議論が再燃したのである。

1982年には、1970年代のMLF(フランス女性解放運動)の際に、避妊・中絶の権利確立のための活動に弁護士として参加していたことで有名な、社会党所属の下院議員ジゼル・アリミが、名簿式投票で実施される人口 3,500人以上のコミューン(市町村)議会議員選挙について、「一方の性の候補者を必ず 30%含む」とするクオータ制を設立する法案を提出した。アリミが提出した法案は、下院での審議過程で、提案するクオータの数字が 30%から 25%に変更された。そして、名簿式投票で実施されるコミューン議会議員選挙について、「候補者名簿は同一の性の候補者を 75%以上含んではならない」とする実質的な 25%クオータ制法案が下院に提出された。この法案も 1980年の時と同じく、賛成 476、反対 4、

棄権 3 という圧倒的多数をもって下院で可決された (糠塚 2005: 67-70)。

本来ならば、アリミの提出したクオータ制法案はそのまま採択されてゆくはずであったが、憲法院の審議にかけられた。フランスにおいては、国会可決後、大統領が審署(法律の存在を公式に認証し、執行権を与える行為)する前の通常法律は、大統領・首相・両院議長・60 人以上の国民議会議員または上院議員によって、任意的に憲法院に付託される(Pactet et Mélin-Soucramanien 2008: 507)ことが定められている。クオータ制法案(選挙法典改正法律)は、1982 年 10 月 23 日、反対派の国民議会議員 60 人によって憲法院に付託された。

憲法院はこのクオータ制法案の審議にあたってまず、憲法第三条の「国民の主権は人民に帰属し」、「人民のいかなる部分も、いかなる個人も、その行使を占奪してはならない」という規定をあげた。加えて、フランス第五共和制下で憲法的価値を有する人権宣言第六条の、市民はみな法律の前に平等であり、「その能力に従って、かつ、その徳行と才能以外の差別なしに、等しく、全ての位階、地位および公職に就くことができる」という規定をあげた。憲法院はこれらの規定から、選挙人と被選挙人はいかなるカテゴリー上の差異によっても区別されてはならないとし、選挙法典の「L265条に『性』という言葉を付加することは憲法に反する」と判断し(Décision no82-146. DC du 18 novembre 1982)たうえで、市町村議会議員選挙の候補者を性別により区別するクオータ制は違憲だと判示した(Calvès 2010: 83-84; 武藤 2002; 糠塚 2005: 58-59)。

次節で詳述するように、フランスはフランス革命以来、身分制を廃止し国民の平等を保障するために、人種・職業・宗教などのカテゴリー上の差異に基づいて市民を区別することを忌避し、抽象的・普遍的な市民像を重要視する「普遍主義的平等アプローチ」をとってきた。そして憲法院は、フランスの伝統的な普遍主義的平等アプローチの原則に基づいて、クオータ制を棄却したのである。クオータ制は男女の国民の普遍的権利である政治的平等を保障するために提案されたにも関わらず、憲法院は、クオータ制が提案されたことに込められたこうした意味合いは無視し、極めて形式的に違憲判決を下したといってよい。そして憲法院の判断は絶対的・最終的効力を有し、いかなる機関への上訴もできないため、以降、フランスにおけるクオータ制の導入にむけた試みは頓挫してしまった。

しかしながら、男女の国民の政治的平等を保障することを目的としていたとはいえ、1980年代に提案されたふたつのクオータ制法案は理論的には不完全な点もあった。確かにクオータ制は女性の政治参画を促進するという目的に対する現実的な手段であるし、それゆえに多くの国々で採用されてもいるが、クオータ制の割当枠の根拠は曖昧なままであった。たとえば、1982年の時点でフランスの人口の53%が女性であったが、なぜ25%の割当枠で満足しなければならないのか、25%という数字の根拠は何なのか、といった問いにクオータ制は答えることができなかった。レイモン・バール首相やジゼル・アリミが提唱していた30%は、マイノリティが意思決定に影響を持ちうる最小割合である「クリティカル・マス」の割当枠であったが、25%という数値には何の根拠もなかったはずである。「結局、

25%というのは理論的に導かれた数字ではなく、『この程度なら受け入れてもいい』という 妥協の産物でしかなかった」(糠塚 2005:60) ともいえる。

1980年代のクオータ制違憲判決の経緯ゆえに、フランスにおいてクオータ制を導入するためには、その理論的根拠を、フランスの伝統的な普遍主義的平等アプローチの原則にふ反することのない形で示すことが必要になった。そして、フランスがクオータ制法案採用失敗の経験を活かし、パリテ法という新たな課題に取り組み始めたのは 10 年以上後の、1990年代以降であった。

表 1.1-1 フランスにおけるクオータ制をめぐる議論

年号	出来事
1979	モニク・プルティエ家族・女性の地位担当大臣が、人口 2,500 人以上のコミューン議
	会議員選挙の候補者名簿に少なくとも女性を 20%義務的に含んでいなければならな
	い、という条項制定の提案を行う。→提案止まり。
1980	大統領選挙直前に、レイモン・バール首相が、コミューン議会議員選挙の候補者名簿
	に「各性を少なくとも 25%」含むことを強制する法案を議会に提出する。
	→賛成 439 対反対 3 という圧倒的多数をもって国民議会議員選挙第一読会で可決され
	たものの、会期終了により元老院の審議は行われず。
1982	社会党のジゼル・アリミが、名簿式投票で実施される人口 3,500 人以上のコミューン
	議会議員選挙について、一方の性の候補者を必ず 30%含むとするクオータ制を設立す
	ることを内容とした修正案を提案。
	審議途中に修正案が変更され、アリミ案の数値が 30%→25%に変更される。
	名簿式投票で実施されるコミューン議会議員選挙について、「候補者名簿は同一の性の
	候補者を 75%以上含んではならない」という提案が、賛成 476、反対 4、棄権 3 をも
	って国民議会議員で可決される。
	選挙法典改正法律が憲法院に付託される→違憲判決。
	違憲判決後、クオータ制を設定する根拠は何なのか、人口の 53%を占める女性の代表
	が 25%で良いのかなどが問われ、クオータ制の要求は急速に退潮してしまう。

出典:石田 (2014)、植野 (2002 a, b)、糠塚 (2005, 2007)、林編 (1989) をもとに筆者作成。

1.2 フランスの普遍主義的平等アプローチと女性――女性の「人権」のパラドックスフランスにおいてクオータ制は、フランスが伝統的に用いてきた普遍主義的平等アプローチに反すると判断され違憲判決が下された。したがって 1990 年代にパリテ法の制定が提唱された際にも、フランスの普遍主義的平等アプローチの原則にパリテ法は反しているという批判が投げかけられた。そこで本節では、まず、フランスが特に重要視する普遍主義的平等アプローチの理念がどういった背景のもとで生まれてきたのかをフランス革命の歴

史にふれながら確認する。そして、フランスにおいて 1789 年のフランス革命以降貫かれている、この普遍主義の理念こそが、女性を政治から排除することを正当化してきたことを批判的に検討し、近代から現代にもつながるジェンダー構造の枠組みを、特に公私二元論に着目し描きだしていくことを試みる。

1.2.1 フランスにおける普遍主義の理念のおこり

フランス革命は近代市民革命の典型であり、フランス革命をきっかけに制定されたフランス人権宣言やフランス憲法において、市民の平等と「普遍的人権」が明確に定義された。しかしフランス革命と、これを機に生まれた普遍主義の理念こそが、ジェンダーによって人の社会的役割・価値を決定する二分法的なジェンダー構造の枠組みを作りだし、現代にもつながる、公的領域たる政治から女性を排除する構造を生み出したと考えられる。そこで本項では、まず、フランス革命期に普遍主義的平等アプローチの理念がうまれた経緯を整理する。

1789年のフランス革命は、のちにアンシャン・レジーム (ancien régime 旧体制)と呼ばれることになった封建制を解体し、「聖職者」(第一身分)、「貴族」(第二身分)、「平民」(第三身分)の3つの身分に国民を分ける身分制度と、その特権的な地位にある者たちだけで行われる専制政治を撤廃し、フランスに立憲政治体制をもたらした。1789年には人権の保障と国民主権をうたったフランス人権宣言が発表され、さらに1791年には新憲法が発布され、フランスでは立憲政治が追求されていった。

フランス革命期の政治理論家は、立憲政治を樹立するにあたり、政治的権利を持ちうる主権者を定める唯一の基準として、論理的に考え、道徳観念を持つことのできる、感受性を持った存在であることを据えた。抽象化のための基準を設け、ひとを、その顔立ち・肌の色・性別といった身体的特徴から解放することによって、人間が基本的に同一性を備えた存在であると仮定することが可能となり、政治的、社会的、さらには経済的平等について思考する道が開かれたのである。このように個人の特性を抽象化された主体像は、「普遍的人間像」と呼ばれる(Scott 1999)。

しかし、すべての市民を平等に扱うことを可能にするはずだった普遍主義の理念は、普遍的人間像として必要な特質を備えていないと考えられた人々を排除するための基準としても働いてしまった。普遍的人間像にふさわしいとみなされたのは、ひと(homme)、つまり男性のみだったのである。性差を理由に女性を普遍的人間像から排除することを正当化する論理は、18世紀後半から19世紀前半にかけて、感覚心理学者たちによって熱心に提唱された。かれらは知覚には生理的基盤があり、差異があると主張することによって、普遍的人間像に合致するフランス市民たりうる人間と、そうでない人間を区別した。たとえば心理学者のガバニスは、目に見える表層的な差異を用いて、理性と道徳的高潔さを通して人間性を実証している白人男性と、いわゆる「自然な」傾向によって人間のプロトタイプどおりであることが最初から不可能な人々、つまり女性や、最初は黒人も含まれていた一

ーとを区別し、白人男性のみを、普遍的人間像に合致するフランス市民たりうる人間とみなした (Scott 1999)。

その結果、フランス共和制の理論と実践においては、二つの互いに矛盾した普遍主義が働くことになった。ひとつ目は、個人の政治的権利の普遍主義、すなわち啓蒙主義と大革命の誇り高き遺産である平等と自由に対する「自然的人権」を重視する論理である。そしてふたつ目は、性差の普遍主義、すなわち他にいかなる差異があるにせよ、すべての人間の身体に見ることのできる男女の「自然な差異」を重視する論理である。

フランス共和制の歴史においては、二つの普遍主義は別々の領域に限定されてはいませんでした。代わって、両性間の「自然な」差異が、大革命以来、女性の市民権からの排除を正当化し、参政権が認められてからも、政治への活発な参加からの女性の排除を正当化してきました。女性にとっての性の違いとは、人間に生得のものであるといわれる権利を(たとえ所有していると考えられたとしても、実際には)行使しえないことを意味したのです。このような性差は自然権の普遍主義を圧倒する普遍主義となり、その結果、抽象的個人は中性ではなく、まごうことなく男性であったのです(Scott 1999: 29)。

フランス革命を契機に男性(homme)の参政権と平等が保障されていった一方で、女性 (femme)の平等については無視され続けた。たとえば 1789 年の人権宣言、1791 年、1793 年、そして 1795 年のフランス憲法でも、女性の参政権は一度も認められなかった。むしろ 逆に、女性の政治参加は法律や政令によって積極的に制限されていったといってよい。1793 年には女性の結社が禁止され、1795 年の 5 月 20 日のデクレ (法律に準じる政令)では女性単独の議会の傍聴が禁止され、5 月 23 日の法律では女性の集会が禁止されたため、1795 年の時点で女性の政治的行動はほぼ全面的に禁止になった。

1.2.2 性別役割分業体制および公私二元主義の確立

女性を公的領域たる政治から排除するのと同時に、女性を私的領域たる家庭におき、公私二元論にもとづくジェンダー分業体制を築くための施策もとられていった。武藤健一は、ジェンダー分業に基づいた公私二元論を確立する際には、女性の政治領域からの排除に加えて、①女子教育と②家族制度の2つが争点となったことを指摘している(武藤 2003:77)。 ①の女子教育については、これを公教育とするか、あるいは私教育にとどめおくのかという問題が革命期にさかんに議論された。ただし、女子教育についての議論はつねに、ジェンダー分業強制を機能させるという枠組みの中で行われていた。つまり、「女性が家庭で家事や育児をし、子どもの教育の面倒を見てやることが可能になるような教育が考えられ、また、女性が家事労働の担い手であるからこそ、その条件下での教育で十分であるという枠組み」(武藤 20003:74) の中での議論にとどまっていたのである。

②の家族制度については、フランス革命期に法制度化がすすんだ。フランス革命は国家が管理する民事契約としての結婚・離婚を成立させ、法律婚家族を誕生させた。法律婚家族の確立によって、「近代家族」を生み出す基盤をつくりあげる一方で、夫権による財産管理はアンシャン・レジーム期と変わらず存続させたことによって、家父長的規律による近代家族が成立した。この「近代家族」の確立に向けた動きは、フランス革命後に制定されたナポレオン法典においても踏襲されており、同法典は、家父長的規律を強化し、近代家族の枠組みをより確固なものとすることに貢献している(武藤 2003: 75-76)。

つまるところフランス革命は、性差を理由に普遍的人間像から女性を除外し、ジェンダー分業に基づく公私二元論の枠組みを徹底させることによって、社会構造的に女性を政治から排除することを決定づけたのである。政治学者の C.ペイトマンは、公的領域と私的領域は相互依存的に存在していること、したがって公的領域にのみ関係するとみなされている政治的権利もまた、私的領域にのみ関係するとみなされてきた性的関係や家庭生活と強く関連していることを指摘している。

主流の政治理論では、公的領域を、あたかも独自に存在するかのように、私的な性的関係や家庭生活とは独立した存在であるかのように、つまり公的領域だけを理解可能なものとして想定している。……だが、古典的テクストを注意深く検討すればわかるように、「私」と「公」の意味は相互に依存し合う。公的世界という概念や、その世界に参加する際に要請される能力や特性を適切に理解しようとするならば、公的なものから何が排除され、なぜそうした排除が起こるのかも同時に理解しなければならない。「公的」なるものは特定の「私」概念の上に成り立っているのであり、逆もまた同じである。「公的」なるものだけを分析してしまうと、何ものも、いかなる重要なものも排除されていないかのように想定できてしまう。(Pateman 1989=2014: 4-5、下線引用者)。

公私二元論を基盤に成立している普遍主義的平等アプローチは、女性を普遍的人間像から 排除し、私的領域にとどめ置くことではじめて成立する。したがって、フランスが理想、 原則として掲げる普遍主義的平等アプローチでは、政治的権利の男女不平等を解消する力 を持ち得ないのである。

1.3 パリテ法の誕生

女性はその性別ゆえに普遍的人間像に不適とされ、政治から排除されてきた。こうした歴史的経緯ゆえに、妊娠・出産能力といった女性の生物学的な特徴、あるいは思いやりや気遣いといった女性らしいとみなされる気質といった「女性の特性」は、普遍主義のパラダイムのなかで女性が政治的権力を要求する際には、つねに障壁となってきた。加えて、普遍主義のパラダイムは、こうした「女性の特性」が関与するものごとを私的領域におき、

それ以外を公的領域、つまり政治的領域として扱うことで、女性の政治からの排除を巧妙 に隠してきた。

しかしパリテ法をめぐる議論においては、こうした「女性の特性」が、女性の政治参画の権利を普遍的な権利であると認めさせるうえで、逆に切り札として機能した。そこで本節以降では、近現代のフランスにおいて、普遍的人間像と女性は極めてパラドキシカルな関係にあったことを踏まえたうえで、パリテ法の是非をめぐる論争の際には、女性の政治参画の権利を普遍的な権利であると認めさせるうえで、「女性の特性」がどういった論理で重要な争点となったのかを示す。

本節ではまず、パリテ法がうまれた歴史的経緯を、パリテという語と平等理念が生まれたきっかけに着目しながら述べる。つづいて、パリテ法の是非をめぐる論争の際には、女性の政治参画の権利を普遍的な権利であると認めさせるうえで、「女性の特性」が重要な争点となったことを、パリテ法の賛成派・反対派それぞれの有名な論者の主張をひきながら確認する。そして、パリテ法はクオータ制よりも男女平等を徹底させる措置であるにも関わらず、フランスで25%クオータ制は否定され、いわば50%クオータ制であるパリテ法は憲法改正を伴ってまで制定された要因には、「女性の特性」と「性差の普遍主義」の論理があったことを論じる。

1.3.1 パリテ法誕生までの経緯

ポリテという語が「政治代表の男女平等」という意味ではじめて用いられたのは、1989年 11 月に欧州評議会が主催したシンポジウム「パリテの民主主義」(Conseil de l'Europe, Rapport sur les idéaux démocraties et les droits des femmes, séminaire sur la démocratie paritaire quarante années d'activités du Conseil de l'Europe, Strasbourg, 6-7 novembre 1989)だったとされている。その後パリテという語と理念は、ヨーロッパで活躍するフェミニストの政治関係者の間で徐々に広まっていき、フランスにおいては 1992年にその認知度が一気に高まった。Laure Bereni(2015: 60-82)によれば、1992年に起きた3つの出来事がきっかけに、フランスではパリテが広く認知され、パリテを要求する市民運動も盛り上がった。3つの出来事を順に確認すると、第一に、1992年3月に実施された地域圏議会議員選挙がある。この選挙の際に、女性議員の過少問題が顕在化し(1992年の時点で12.3%、図1.3-1参照)、各地で女性議員増加のための運動が行われはじめた。

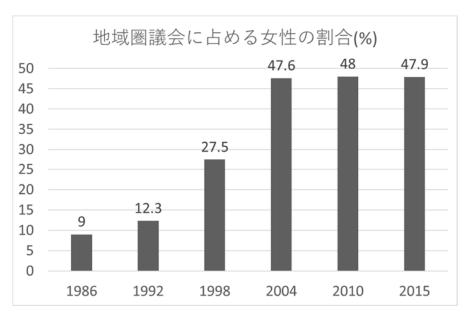


図 1.3-1 地域圏議会に占める女性の割合(1992~2015)

出典: Ministère du Droit des femmes (2012)、HCEfh (2017a) をもとに筆者作成。

第二に、『女性市民よ権力をとれ!自由・平等・パリテ Au pouvoir, citoyennes! Liberté, Égalité, Parité』が、社会党出身の3人のフェミニスト、フランソワーズ・ガスパール、クロード・セルバン=シュライバー、アンヌ・ルガールによって出版された。フランス共和国の標語である「自由・平等・友愛(Fraternité、フラテルニテ)」を皮肉ったこの本の題名では、男性市民の兄弟愛的な結びつきを意味する友愛が、男女市民の平等を意味するパリテに置き換えられている。パリテをフランス共和国の原則に据えてみせた同書は、パリテ法要求運動の起爆剤となった。

第三に、11月に欧州委員会がアテネで主催した「権力をとる女性 Femmes au pouvoir」会議(通称アテネ会議)があった。アテネ会議には、女性市民団体や女性 NGO 団体のメンバーといった、一般女性市民も数多く参加していたことで知られており、同会議においては「民主主義は国の議会や行政におけるパリテを求める」という言葉を盛り込んだ「アテネ宣言」が採択された。このアテネ宣言をきっかけに、パリテ法を要求する市民運動も盛り上がっていった。

これら3つの出来事を境に、フランスではパリテという理念が広く知られるようになり、マスメディアの論壇ではその是非をめぐる論争が行われたり、パリテ法を要求する市民団体が新規に創設されたり、既存のフェミニストあるいは女性の市民団体がパリテ法要求運動をさかんに展開したりするようになった。代表的なパリテ法に関する運動やできごとをいくつかとりあげると、まず1993年1月には、パリテを要求する団体のネットワーク組織である「パリテのための女性ネットワーク」が組織された。そして1993年11月10日には、289人の女性と288人の男性(合計577人はフランスの下院議員の定数である)が、Le

Monde に、「国と地方の選挙による議会はパリテからなる」ことを要求する署名を掲載した。

また 1994 年 6 月の欧州議会議員選挙に先立って、社会党大会において社会党代表のミシェル・ロカールは、1994 年の欧州議会議員選挙に際しては「厳格に均等な割合の男女から構成され、名簿の先頭から最後まで、男女交互に並べられる」社会党名簿の先頭にしか名前を連ねないことを宣言し、政党レベルでのクオータの実施が約束された。実際に 1994 年の欧州議会議員選挙では、社会党候補者の名簿が男女を交互に並べた厳密なパリテ形式で実施された。

さらに 1995 年の大統領選挙では、大統領主要 3 候補者である共和国連合のジャック・シラク、社会党のリオネル・ジョスパン、共和国連合のなかでも反シラク派のエドゥアール・バラデュールらがクオータ制導入の意志を明示した。大統領選挙の結果、ジャック・シラクが大統領に就任すると、首相直属の諮問機関として「パリテ監視委員会」¹が設けられ、クオータ制導入に向けた準備が整えられていった。

1996 年 6 月 6 日には週刊誌 L'Express に、元首相のエディット・クレッソンや、女性の権利省の元大臣であり、中絶費用の社会保障負担を導入したイベット・ルーディをはじめとする大臣経験者の女性 10 人による「パリテ宣言」が掲載され、「ヨーロッパおよび北米の先進 20 カ国の中で、フランスの女性議員数は最低であり、北欧諸国、ドイツ、スペインに遠く及ばない。これはまさしく、女性議員の割合についてフランスが欧州連合における『赤信号』であることを示す」ことが問題提起され、「パリテのための 10 の提言」として、クオータ制を導入し、もし必要であれば憲法を改正することが望ましいことが示された(Favoreu 1996= 2001: 60)。

さらに 1997 年の総選挙後に首相に就任した社会党のリオネル・ジョスパンは、パリテ法のために憲法を改正する意志を明示した(Bereni et Revillard 2007: 13)。これを皮切りに、1997 年 2 月からパリテをめぐる法案審議が進展しはじめ、その賛否をめぐる様々な審議を経て、1999 年にパリテ法制定のための憲法改正が実施され、ついに 2000 年にパリテ法が制定されるに至った。

表 1.3-1 パリテ法制定に至るまでのプロセス

年	出来事
1982	選挙法典改正法律が憲法院に付託される→違憲判決。
	違憲判決後、クオータ制を設定する根拠は何なのか、人口の 53%を占める女性の代表
	が 25%で良いのかなどが問われ、クオータ制の要求は急速に退潮してしまう。
1993	社会党大会において社会党代表のロカールは、1994 年の欧州議会議員選挙に際して、
	「厳格に均等な割合の男女から構成され、名簿の先頭から最後まで、男女交互に並べ
	られる」社会党名簿の先頭にしか名前を連ねないことを宣言→政党レベルでのクオー
	タの実施。

1995	大統領選挙:主要3候補(シラク、ジョスパン、バラデュール)が、比例代表制で実
	施される選挙にクオータ制を導入することを公約に掲げる。
	→シラク当選、首相を委員長とする「男女間のパリテ監視委員会」設置。
1996	「パリテを求める 10 人宣言」が週刊誌 L'Express の巻頭に掲載される。元首相のエデ
	ィット・クレッソンやパリテの主要な推進者となった政治家のイベット・ルーディら
	の署名とともに政党にクオータ制導入を要求し、憲法改正を促す。
1997	ジゼル・アリミを中心として、パリテ法案制定のための最終報告書提出→国民議会で
	の討論。
1997	国民議会が解散し、総選挙が行われる。ジョスパンを首相とする社会党政権が誕生す
	3.
1998	パリテ法制定のための憲法法律案を国民議会に提出する。
1999	パリテ法制定のための憲法改正。
2000	パリテ法制定。

出典:石田 (2014)、植野 (2002 a, b)、糠塚 (2005, 2007)、林編 (1989) をもとに筆者作成。

1.3.2 パリテの理念――パリテ法提唱者たちの解釈

1990年代以降フランスに広まっていったパリテの理念は、1999年のパリテ法制定に先立つ改憲および2000年のパリテ法の制定に結実した。パリテ法制定に至るまでの議論のなかで、パリテの理念については、女性学者はもちろんのこと、哲学者・法学者・政治学者らの様々な解釈が加えられていった。そこで本項ではまず、フランスにパリテの理念を紹介した『自由・平等・パリテ』の著者たちのパリテの理念の解釈、いわばオリジナルのパリテの理念の解釈について検討を加える。

ガスパールをはじめとする『自由・平等・パリテ』の著者たちによれば、パリテは「(男)性化」されてしまっている既存の政治的平等を「脱性化」するための、「差異の超越をめざす」理念である。政治体は過剰に男性によって構成されており、これは抽象的代表ではありえない。男性の小集団が国家を代表していると宣言するのであれば、国家はもはや人民の代表ではないし、共和国のシステムは危機にある。女性を実質的に排除した普遍主義は偽りの普遍主義でしかないのだから、パリテによって、真の普遍主義を実現せよ、と彼女たちは要求したのである。加えて、当時極右の政党が台頭しはじめていたこと、主要政党がスキャンダルによって崩壊しつつあったことは、ガスパールらの「偽りの普遍主義」の政治の糾弾に根拠を与えた(Scott 2005: 52-53)。

ただしガスパールたちは、男女それぞれの議員が、男女それぞれの国民を代表するとは 決して考えなかった。ガスパールたちの解釈によれば、女性議員は彼女たちを選出した選 挙区でも女性有権者でもなく、国民全体を代表し、女性の利益のためではなく一般利益の ために議員活動をする。社会学者でもあるガスパールは、パリテ法が男女それぞれの性差 のイメージと結びつけられることのリスクについて、本質主義との闘いという観点から以下のように語っている。

パリテ問題が生じる前から、パリテとは無関係に、差異/平等の関連付けという課題についてはフェミニストたちによって再び手を付けられるようになっていた。このフェミニストたちというのは、性差というものを本質化することに抵抗し、こうした影響が差別を生み出すものになるのではないかと危惧し、本質主義への抵抗活動に加わり、パリテの中に、平等に向かう道のりを見出してきた。こういった本質主義への抵抗活動は、差異について考慮することを強いる。なぜならば、差異というものは排除の口実だったからである。(Gaspard 1994: 41-42)

ガスパールも語るように、パリテについて考えることは、女性という性および性的差異について考えることである。だからこそガスパールをはじめとする『自由・平等・パリテ』の著者たちは、「(男)性化」されてしまっている既存の政治的平等を「脱性化」するための、「差異の超越をめざす」理念としてパリテを提示し、既存の普遍主義のパラダイムを抜け出そうと試みたのである。

しかしガスパールたちが、パリテ法が性差と結びつくことを慎重に避けたにもかかわらず、結果的にパリテの理念は、ガスパールたちが考えていたような、個人としての女性の平等という解釈を否定し、男女の性差と特性の存在をみとめる差異主義の論理と結びついてしまった(Scott 2005: 66)。いわば、パリテは男女それぞれの「特性」にもとづく平等観として曲解され、政治的平等の理念は「脱性化」ではなく、男女それぞれの特性論によって男女それぞれに「性化」されてしまったのである。

パリテが男女の特性論と結びついてしまった一因には、当時のフランスのジェンダー平等推進政策の流れの影響があったといわれている。1999 年前後のフランスのジェンダー平等推進政策は、「ふたつの P」という語に象徴される。一つめの P は、1999 年の憲法へのパリテ条項の挿入と 2000 年のパリテ法の制定である。そしてもう一つの P は、パクス法 (Pacte Civil de Solidarité・民事連帯契約)と呼ばれる、パートナーシップ制度の法制化である。パクス法は、婚姻より緩やかな規則に基づき、婚姻に準ずる法的権利を同性あるいは異性のカップルに認める制度であり、同性・異性両方のカップルに適用される (Percin 2001 = 2004)。現在は異性カップル間での締結が圧倒的に多いといわれているパクスであるが、その制定時には、同性婚合法化の代替案としての色合いが強かった。したがってパクス法制定を契機に、異性愛を基盤とした既存の社会秩序が崩壊することを恐れた保守層は、男女の特性論的なパリテ解釈を支持したのではないかといわれている (Scott 2005: 119)。

加えて、男女の特性論的なパリテ解釈は、男女それぞれが特性を活かし相互補完的に活躍するイメージを想起させるため、フランス社会の根底にある、カトリックの世界観やカップル文化ともなじみがよかったと考えられる。じっさい、フランスのカトリック教徒か

ら、パリテは強く支持されたという特徴がある。カトリック教徒を中心としたパリテ推進 運動については、第5章で改めて論じる。

さらに、パリテが男女の特性論と結びついた要因には、パリテ法を男女の特性論と結びつけたフェミニストの知識人 S.アガサンスキーが、非常に社会的影響力の強い存在であったこともあげられる。次項で詳しく検討するように、アガサンスキーは、社会科学高等研究院(EHESS)の教授としてメディアにも頻繁に登場する有名知識人であったことに加えて、パリテ法制定当時の首相であり、パリテ法の制定に強いイニシアチブを発揮したリオネル・ジョスパンの妻でもあった。当時の首相の妻が主張したパリテ正当化の論理が、あたかも政府の「公式見解」であるかのように扱われていったという事情もあったのである。

1.3.3 パリテ法議論の争点となった性差と差異のジレンマ

パリテ法の賛否をめぐる議論では、①性差を人間の本質的な特徴とみなし、平等を保障するためには性差についても考慮すべきだと主張するパリテ法賛成派の「差異主義」の立場と、②政治的権利について考えるうえで、性差については意図的に考慮せず、フランス共和国に伝統的な「普遍的人間像」をもとに平等を保障するべきだと主張するパリテ法反対派の「普遍主義」の立場が対立した。

フランスの歴史上、女性はその性別ゆえに普遍的人間像に合致しないとみなされ、政治的権利を保障されてこなかった。したがって、過去に女性を政治から排除することを正当化してきた性差を女性の政治的権利の保障のために逆に利用しようとするパリテ賛成派の差異主義者と、フランスの伝統的な平等アプローチに則り、女性も男性同様に普遍的な代表であるということを根拠に漸進的に政治の男女平等を推進しようとするパリテ反対派の普遍主義者は正面から対立することになった。そこで以下では、パリテ法の賛成派として有名な論者 S・アガサンスキーと、反対派の論者として有名な E・バダンテール、それぞれの主張を比較しながら、パリテ法正当化のために動員された「女性の特性」と「性差の普遍主義」の論理の枠組みを示し、パリテ法に直面したフランスのフェミニストたちが感じた「差異のジレンマ」を描き出すことを試みる。

パリテに賛同する差異主義者たちは、女性には公権力が考慮すべき「特性」があるため、その女性の「特性」を公的空間で発揮し、男女の違いを公共空間に導入することが必要である、という立場をとる。たとえば、差異主義の主要な論客であった社会科学高等研究院(EHESS)の哲学科の教授 S.アガサンスキーは、生殖の経験、つまり出産の経験を特権化して(Agacinski 1998=2008: 143)、女性は出産を経験してこそ女という性になるという前提に立っている。

アガサンスキーは、人間は男女からなる二元的な存在であるし、人間は二元的な観点を有しているのだから、これを政治と結びつけるべきであると考えている。アガサンスキーからすれば、男女の対立を超越する俯瞰的な視点などそもそも存在しないということになる(Agacinski 1998=2008: 3-4)。

アガサンスキーは性の二元性を重要視するが、その根本にあるのは男女の生物学的な差異である。「人類が性別を持っているというこの事実を基本的な形で定義するとしたら生殖と関連づけるしかな」く、「生命を誕生させるためにはことなるふたつの性の存在が必要かつ十分な条件である」と主張していることからもこれは明らかである(Agacinski 1998 = 2008: 11)。アガサンスキーによれば、性差というのは人間にとって最も重要な差異である。「人類にはさまざまな身体的特徴をもったグループが存在し、肌の色や顔の特徴、身体的形状はさまざまだが、しかし性的差異はそうした差異をはるかに凌駕する上位の差異なのである。……民族的特徴は性的差異にくらべればまったく皮相で偶発的である」(Agacinski 1998 = 2008: 55-56)。

人間であるあり方にはふたつの本質的な形があり、女性であるということはそのふたつの形のうちのひとつであるとみとめるなら――そしてこの点に同意する場合のみ、――どのような国民でもふたつのやり方で存在していることをみとめなければならない。人間が二元的な存在であるとみとめるならば、国民もおなじように二元的な形で存在していることを否定できなくなる。(Agacinski 1998=2008: 240-241)

こう考えるアガサンスキーにとって、パリテとはまさに、「民主主義についてのあたらしい 考え方」(Agacinski 1998=2008: 241) であり、「総体としての国民の混成性 (mixité; ミクシテ)を代表するために「国民の代表」は総体として混成的 (mixité) であるべき」(Agacinski 1998=2008: 248) ということになる。

さらにアガサンスキーは、普遍的人間像が基本的に男性であったことについても批判を行った。アガサンスキーは、「人間の普遍的なあり方とは男性と女性によって構成されているということだから、議会はそうした国民のあり方を的確に表現するものでなければならない」(Agacinski 1998=2008: 255)と論じる。つまるところアガサンスキーは、「性差の普遍性」を主張しているのである。これは彼女が「論理的な意味で――つまり集合の全体にあてはまるという意味で――ほんとうに普遍的なのは、男性であるとか女性であるということではなく(あきらかに『すべての人間が女性である』とは言えない)、性別があるという事実である。つまりすべての人間が『男性であるか女性である』。だから、理論的にも実践的にも性的差異を考慮にいれることは普遍性を放棄することにはならない」(Agacinski 1998=2008: 119-120)と論じていることからも明らかである。

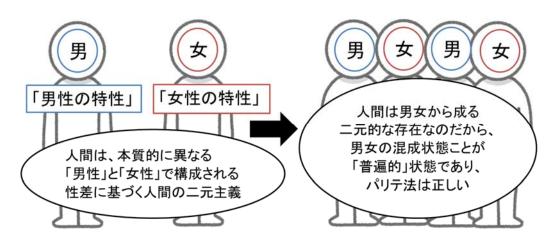


図 1.3-2 アガサンスキーのパリテ解釈

出典:筆者作成。

こうした主張を展開したアガサンスキーは、社会科学高等研究院(EHESS)の教授としてメディアにも頻繁に登場するアイコニックな存在だったことに加え、パリテ法制定当時の首相リオネル・ジョスパンの妻でもあった。社会的影響力の強い立場にいたアガサンスキーの主張する、男女の生殖における補完関係に基づく「性差」に訴えかけるシンプルなパリテ法正当化の論理は、次第にパリテ法賛成派の議論のなかで支配的になっていった。

いっぽう、アガサンスキーの「性差の普遍性」論理を強く批判したパリテ反対派の代表的な論者には、『母性という神話』を著した E.バダンテールがいる。フェミニストであるバダンテールもまた、パリテ法支持者たちと同様に、フランスにおいて女性の政治参画が遅れていることについて、強い危機感と改善の必要性を感じてはいたものの、普遍主義の立場から、パリテ法という解決方法を否定する立場をとっていた。興味深いことに、パリテ法をめぐる論争では、パリテ法賛成派の差異主義の陣営も、パリテ法反対派の普遍主義の陣営も、それぞれが自らの論理の「普遍性」を主張したのである。

1999 年、憲法に性の二元性を書き込むことを正当化するため、パリテ推進派はアクロバット的な哲学的議論を展開したが、その唯一の目的は男女間の生物学的差異とその特殊性を再評価することだった。普遍的なものは男性的であり、「人類」は抽象的観念であると批判された。よって、"男女混合の普遍"、"二元的人類"が考案された。用語自体すでに矛盾しているが、それはお構いなしだった。こうなると、性や人種の差異を越えてあらゆる人間をつなぐ「人類」というコンセプトが成立しなくなり、普遍という概念もその意味を失ってしまった。(Badinter 2003: 147)

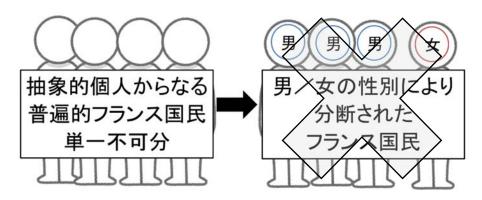


図 1.3-3 バダンテールによるパリテ法批判の論理

出典:筆者作成。

バダンテールにとっての「人間性 humanité」とは抽象的なもので、差異を薄れさせるものだった。この概念のおかげで、どんな差異を有していようとも、その差異を抽象化して、平等について思考することが可能になっている。抽象的人間像をもとに平等を保障していく、フランスに伝統的な普遍主義的平等アプローチを信じるバダンテールにとって、アガサンスキーが主張する「差異を認めた上での平等という欲求はユートピアのようなもの」(Badinter 2003: 31)でしかなく、受け入れられないということになる。

アガサンスキーとバダンテールが示すふたつの「普遍」の論理からは、シモーヌ・ド・ボーヴォワールの以来、フランス女性が政治的権利を要求する際にはいつも直面してきた「差異のジレンマ」が浮かび上がってくる。公私二元論が社会を貫く構造のなかで、女性は男性と同等の政治的権利を得るために、女性も男性と同様に、理論的思考力を備えた、普遍的人間像にふさわしい存在であると主張する戦法をとってきた。女性は自身の性別特性や差異を否定し、男性の基準にあわせることによってはじめて、政治的権利を保障されたのである。普遍主義フェミニストであるバダンテールは、こうした伝統的な普遍主義的平等アプローチとその成果を重要視する。

過去の普遍主義フェミニストたちが積み重ねてきた、差異を捨象することによって獲得されてきた女性の権利が非常に重要なものであることをみとめながらも、その過程で切り捨てられてきた女性の特性の再評価の可能性にも光をあてようとしたのが、アガサンスキーをはじめとする差異主義フェミニストたちだった。彼女たちは、女性の政治参画の権利を普遍的な権利であると認めさせるために、これまでの普遍主義的平等アプローチとは対照的に、「女性として」政治参画する権利を保障することを求めた。

女性であるがゆえに政治から排除されてきた歴史があるにも関わらず、「女性として」政治的権利を保障されることを要求することにはジレンマが伴う。そこで本稿では、女性が女性ゆえに政治から排除されてきた歴史があるにも関わらず、女性として政治的権利の保障を求めるパリテ法の是非をめぐる議論の過程で、フランスのフェミニストたちが直面したこのジレンマを、Joan Scott (2005) の The Dilemma of Difference という表現にならい、

「差異のジレンマ」と呼ぶ。

1.4 改憲、パリテ法

パリテ法の是非をめぐる、差異主義と普遍主義の両派の間での議論の応酬の結果、差異主義者の議論が世論の支持を獲得し、パリテ法は、憲法を改正したうえでパリテ法を制定するという二段階に分かれた立法過程によって制定された。1999年7月8日に憲法的法律(憲法を改正するための法律)の制定が行われ、パリテ法制定に先立つ憲法改正が成立した。これは三つの手続きを経て行なわれ、まず政府が憲法改正案を提案し、続いて憲法改正案について両院で過半数の賛成で可決され、最後に両院合同会議で5分の3以上の賛成を得て改正案が成立した(Pactet et Mélin-Soucramanien 2008: 545-546)。この改憲によって、憲法第三条四項に「法律は選挙によって選出される議員職と公職への男女の平等なアクセスを促進(favorise)する」という新しい節を挿入し、さらに第四条を修正して「各政党および政治グループは、法律が定める条件において、第三条の最終項が定める原則の実現に貢献する」ことが明示された。

この憲法改正をふまえて、パリテ法と呼ばれる、「選挙による議員職および公職についての男女の平等なアクセスを促進するための 2000 年 6 月 6 日法律」が公布された。この法律は、比例代表制選挙の選挙候補者名簿を男女同数にすること、国民議会議員選挙候補者の男女比を同じにすることを規定した。2000 年のパリテ法が適用される選挙の種類および適用方法は表 1.4-1 の通りである。

2000年のパリテ法の適用方法には三種類ある。第一に、厳格なパリテを貫く強制型のもので、男女交互方式の候補者名簿による比例代表 1 回投票制の選挙に適用される。対象となる選挙は比例代表で実施される元老院議員選挙、欧州議会議員選挙、フランス領ポリネシア、ニューカレドニア、ワリス・エ・フツナ、マイヨットの領土議会議員選挙である。

第二に、強制型ではあるがより緩和されたパリテとして、選挙名簿の筆頭者から順に 6 人ずつのグループに分けた場合に、各グループに同数の男女が含まれるよう義務付けるものがある。名簿の構成が条件を満たしていない場合、届け出を受理しないことによって強制力をもたせる。1回目の投票でどの名簿も過半数を得られなければ、条件を満たした名簿を対象として第 2回目の投票が行われる、という比例代表 2回投票制に適用される。この第2回目の名簿は修正が可能なため、名簿間の駆け引きの余地を持たせるように「6人ごと」という幅が設けられた。

この「6人ごと」のパリテの仕組みとは、例えば選挙名簿にAさん、Bさん…Kさん、Lさんと 12 人いた場合に、AさんからFさんまでをひとつのグループ、GさんからLさんまでをもう一つのグループにする。グループの内で厳密にパリテを実施する場合であれば、名簿構成は「男・女・男・女・男・女」あるいは「女・男・女・男・女・男」のように男女が交互になるはずである。しかしながら、制定されたパリテ法はグループの内での並び順を問わないため、「男・男・男・女・女」のように、グループ内で男性を上位 3人に、

女性を下位 3 人につける(そして、その上位 3 人に重要な役職を任せる)ということが可能になってしまう抜け穴があった。対象となる選挙は、人口 3,500 人以上のコミューン(市町村)議会議員選挙、地域圏(レジオン)議会議員選挙、コルシカ議会議員選挙、サン・ピエール・エ・ミクロン領土議会議員選挙である。

第三に、奨励型の緩やかなパリテとして、政党や政治団体に対する公的助成金の配分を調整することで、政党に対して女性候補者擁立のインセンティブを与えるものがある。これは小選挙区 2 回投票制で実施される国民議会議員選挙に適用される。政党ないし政治団体に帰属する各性の候補者の開きが候補者全体数の 2%を超えると、当該政党ないし政党に配分される公的助成金のうち、国民議会議員選挙で獲得された得票に対する配分について減免される。女性候補者が全体の 49%を占めれば減免されない。海外領土の場合は、各性の候補者の人数の開きが 1 名を超えたときに減額の対象となる。減額率は、一方の性の候補者の比率と他方の性の候補者の比率との差の半分に等しいものとする。例えば一方の性の候補者の比率が 45%、他方の性の候補者の比率が 55%であるとき、その差は 10%であるから、減額率はその半分の 5%ということになる。極端な場合、ある政党が同一の性の候補者を 100%擁立したとき、公的助成金は半分に減額される (糠塚 2005: 114-116)。

また、2000年に制定されたパリテ法は人口 3,500人以下の市町村における市町村議会議員選挙、県議会議員選挙、上院議員選出が 3人以下の県の上院議員選挙には適用されなかった。

表 1.4-1 2000年6月6日法律のパリテ規定

	対象となる選挙	選挙方法	パリテ規定		
厳格なパリテ	◆上院議員(間接選挙) の内、比例代表制適用 の選挙区 ◆欧州議会議員 ◆海外領土議会議員 (仏領ポリネシア、 ニューカレドニア、ワリ ス=フツナ、マイヨット)	拘束名簿式 比例代表 一回投票制	選挙に用いる各政党の 候補者名簿の登載順を 男女交互とする。 条件を満たさない名簿は 受理されない。		
緩やかなパ	◆人口 3,500 人以上の 市町村議会議員 ◆地域圏議会議員 ◆海外領土議会議員 (コルシカ、サンピエー ル=エ=ミクロン)	拘束名簿式 比例代表 二回投票制	選挙に用いる各政党の 候補者名簿を、登載順に 6人で区切り、各区切りの 中で男女同数とする。男 女の並びは不問。 条件を満たさない名簿は 受理されない。 各政党に所属する選挙		
リテ	◆国民議会議員	小選挙区 二回投票制	候補者の男女同数を奨 励する。男女差が 2%以上 の場合、政党助成金を減 額する罰則がある。		
パリテ規定	◆上院議員(間接選挙) の内、多数代表制適用 の選挙区 ◆人口 3,500 人未満の 市町村議会議員	多数代表連記二回投票制	なし		
たなし	◆県議会議員	カントン選挙区 多数代表 二回投票制	,		

出典: Observatoire de la parité entre les femmes et les hommes (2012); 糠塚 (2005) をもとに筆者作成。

1.5 現在のパリテ法――複数回の強化・改正

パリテ法はその制定後に複数回の強化、改正を経て、不十分だったパリテ規定の多くが 是正されている。以下では、2000年のパリテ法のおもな問題点と、2000年以降のおもな改 善点について述べる。

2000年のパリテ法の問題点から確認する。まず国政選挙の場合、多数代表制を用いる一部の上院議員選挙が適用外とされた。下院議員選挙でパリテに違反した場合の罰則も、男女比の差の50%の助成金の減額(男性70%、女性30%であれば40×0.5=20%)という弱いものだった。そして地方選挙の場合、多数代表制を用いる県議会議員および人口3,500人未満の市町村議会議員の選挙は適用外とされた。

また、地域圏議会議員と人口 3,500 人以上の市町村議会議員の選挙については、パリテが適用されたものの、「候補者名簿の登載順 6 人ごとに男女同数」という不十分な規定だったため、名簿の上位に男性をおき、下位に女性をおく事例が頻発した。加えて、地方公共団体の首長でもある議長 (président)、そして副議長 (vice-présidents) および助役 (adjoints) に関するパリテ規定はなかったため、女性議員は増えても、女性の政治リーダーは増えなかった。

そのため、パリテ法は複数の法律によって改正されている。おもな改正法律をあげると、まず国政選挙の場合、「2014 年 8 月 4 日の男女平等法」によって、下院議員選挙でパリテに違反した場合の助成金減額率が、男女比の差の 150%に改められた (男性 70%、女性 30%であれば 40×1.5=60%)。そして地方議会議員選挙の場合、対象外だった県議会議員選挙は「県議会議員選挙・市町村議会議員選挙・EPCI(Établissement public de coopération intercommunale; コミューン間広域行政組織²)審議会議員選挙および選挙日程に関する 2013 年 5 月 17 日の国家組織法と法律」によって、「男女ペア立候補制」が定められた。男女はペアで立候補し、有権者もペアに投票することで、立候補のパリテのみならず結果のパリテが保障される。

地域圏議会議員選挙と市町村議会議員選挙の不十分なパリテ規定も修正され、それぞれ「地域圏議会議員および欧州議会議員選挙ならびに政党への公的援助に関する 2003 年 4 月 11 日の法律」と「議員職および公職への男女の平等なアクセス推進に関する 2007 年 1 月 31 日の法律」によって、選挙候補者名簿を男女同数かつ交互にすることが義務化された。市町村議会議員選挙については、2000 年のパリテ法では人口 3,500 人以上の市町村のみが対象だったが、「2013 年 5 月 17 日の法律」によって、人口 1,000 人以上の市町村までがパリテ対象とされた。

各議会の副議長や助役といった、重要や役職に関しては、「2007年1月31日の法律」によって新たにパリテが規定された。地域圏議会の副議長は議員の互選により決まるが、この選出を男女同数かつ交互の名簿を用いた拘束名簿式比例代表制で行うことになった。市町村議会の助役も議員の互選により決まるが、人口3,500人以上の市町村では、この選出を男女同数かつ交互の名簿を用いた拘束名簿式多数代表制・2回投票制選挙で行うことになっ

た。加えて、同方式は「2013 年 5 月 17 日の法律」によって、人口 1,000 人以上の市町村でも適用されるようになった。ただし議長についてはいまだにどの議会についても規定がなく、男性独占的な状況が続いている。

表 1.5-1 には地方および国の政治議会に適用されている、現在のフランスにおけるパリテ法の規定を投票方式によって分類しまとめた。また表 1.5-2 には、地方および国の政治議会に適用されているパリテ規定を、その強制力の強さによって分類し、さらに各議会に占める男性の割合を、パリテ法制定直前と現在で比較した。「厳密なパリテ規定」が設けられている議会ほどパリテに近づいている一方で、「パリテ規定なし」の議長職は、いまだ男性独占的であることが分かる。

なお、現在のパリテ法が政界にもたらした具体的な変化については第 6 章で、限界点については第 8 章で詳しく論じる。

表 1.5-1 2016 年現在のフランスにおけるパリテ法(政治議会)

	選挙	立候補	執行部	
	人口1000人未満の市町村議会 議員選挙 +市町村間広域行政組織	法律による強制なし	法律による強制なし	
リスト	人口1000人以上の市町村議会 議員選挙 +市町村間広域行政組織	男女交互*	議長:法律による強制なし 議長補佐:男女同数 市町村間広域行政組織の長と副長: 法律による強制なし	
投票	地域圏議会議員選挙	男女交互*	議長:法律による強制なし 常任委員会:男女交互* 副議長:男女同数	
	欧州議会議員選挙	男女交互*	_	
	3人以上を選出する 県を選挙区とする 上院議会議員選挙 (上院議員のうち73%)	男女交互*	_	
単記式投票	1-2人を選出する 県を選挙区とする 上院議会議員選挙 (上院議員のうち27%)	法律による強制なし	_	
	下院選挙	公的補助金の減額による ペナルティ (男女の割合が48-52%内で ない場合に適用される)	_	
ペア投票	県議会議員選挙	選挙区ごとの男女ペア立候補	議長:法律による強制なし 常任委員会:男女交互 副議長:男女同数	

出典: HCEfh(2016b: 31)をもとに筆者作成。

表 1.5-2 地方および国の政治議会に占める男性の割合――パリテ法前後の比較

制定直前(%) 選挙(%) の実施年 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一	で発力体を	パリテ法	直近の	直近の選挙				
欧州議会議員 59.8 56.8 2014 地域圏議会議員 72.5 52.1 2015 地域圏議会の副議長(vice-présidents) 84.9 51.6 県議会 90.8 49.9 2015 県議会の副議長(vice-présidents) -** 51.7 51.7 51.7 51.7 51.7 51.7 51.7 51.7	選挙の種類	制定直前 (%)	選挙(%)	の実施年				
地域圏議会議員 72.5 52.1 2015 地域圏議会の副議長(vice-présidents) 84.9 51.6 2015 県議会 90.8 49.9 2015 県議会の副議長(vice-présidents) -** 51.7 市町村議会 78.3 51.8 2014 市町村議会の助役(adjoints) 78.2 52.5 2014 上院議員 94.7 70.8 2017 下院議員 94.7 70.8 2017 下院議員 89.1 61.3 2017 大り子規定なし 内閣(大統領を除く) 66 50*** 2017 地域圏議会議長 88.5 83.3 2015 県議会の議長 99.0 90.1 2015 EPCI の議長 94.8 92.3* 2014 EPCI の副議長 -** 80.1*	厳密なパリテ規定							
地域圏議会の副議長(vice-présidents) 84.9 51.6 県議会 90.8 49.9 県議会の副議長(vice-présidents) -** 51.7 市町村議会 78.3 51.8 人口 3,500 人以上(パリテ法前) / 1,000 人以上(最新) 78.2 52.5 市町村議会の助役(adjoints) 78.2 52.5 人口 3,500 人以上(パリテ法前) / 1,000 人以上(最新) 70.8 2017 下院議員 94.7 70.8 2017 下院議員 89.1 61.3 2017 小切テ規定なし 内閣(大統領を除く) 66 50*** 2017 地域圏議会議長 88.5 83.3 2015 県議会の議長 99.0 90.1 2015 EPCI の議長 94.8 92.3* EPCI の副議長 -** 80.1*	欧州議会議員	59.8	56.8	2014				
地域圏議会の副議長(vice-présidents) 84.9 51.6 県議会 90.8 49.9 県議会の副議長(vice-présidents) -** 51.7 市町村議会 人口 3,500 人以上(パリテ法前) / 1,000 人以上(最新) 78.3 51.8 市町村議会の助役(adjoints) 人口 3,500 人以上(パリテ法前) / 1,000 人以上(最新) 78.2 52.5 部分的あるいは奨励的なパリテ規定 上院議員 94.7 70.8 2017 下院議員 89.1 61.3 2017 小リテ規定なし 内閣(大統領を除く) 66 50*** 2017 地域圏議会議長 88.5 83.3 2015 県議会の議長 99.0 90.1 2015 EPCI の議長 94.8 92.3* EPCI の副議長 -** 80.1*	地域圏議会議員 7.		52.1	2015				
県議会の副議長(vice-présidents) ー** 51.7 市町村議会 人口 3,500 人以上(パリテ法前) / 1,000 人以上(最新) 78.3 51.8 市町村議会の助役(adjoints) 人口 3,500 人以上(パリテ法前) / 1,000 人以上(最新) 78.2 52.5 部分的あるいは奨励的なパリテ規定 上院議員 94.7 70.8 2017 下院議員 89.1 61.3 2017 小リテ規定なし 内閣(大統領を除く) 66 50*** 2017 地域圏議会議長 88.5 83.3 2015 県議会の議長 99.0 90.1 2015 EPCI の議長 94.8 92.3* EPCI の副議長 -** 80.1*	地域圏議会の副議長(vice-présidents)	84.9	51.6	2015				
県議会の副議長(vice-présidents) -** 51.7 市町村議会 人口 3,500 人以上(パリテ法前) / 1,000 人以上(最新) 78.3 51.8 市町村議会の助役(adjoints) 人口 3,500 人以上(パリテ法前) / 1,000 人以上(最新) 78.2 52.5 部分的あるいは奨励的なパリテ規定 上院議員 94.7 70.8 2017 下院議員 89.1 61.3 2017 小リテ規定なし 内閣(大統領を除く) 66 50*** 2017 地域圏議会議長 88.5 83.3 2015 県議会の議長 99.0 90.1 2015 EPCI の議長 94.8 92.3* EPCI の副議長 -** 80.1*	県議会	90.8 49.9		0045				
人口 3,500 人以上(パリテ法前) / 1,000 人以上(最新) 78.3 51.8 市町村議会の助役(adjoints) 人口 3,500 人以上(パリテ法前) / 1,000 人以上(最新) 78.2 52.5 部分的あるいは奨励的なパリテ規定 上院議員 94.7 70.8 2017 下院議員 89.1 61.3 2017 小リテ規定なし 内閣(大統領を除く) 66 50**** 2017 地域圏議会議長 88.5 83.3 2015 県議会の議長 99.0 90.1 2015 EPCI の議長 94.8 92.3* 2014 EPCI の副議長 -** 80.1*	県議会の副議長(vice-présidents)	**	** 51.7 2015					
人口 3,500 人以上(パリテ法前)/1,000 人以上(最新) 78.2 52.5 市町村議会の助役(adjoints) 人口 3,500 人以上(パリテ法前)/1,000 人以上(最新) 78.2 52.5 お分的あるいは奨励的なパリテ規定 上院議員 94.7 70.8 2017 下院議員 99.1 66 50.17 中閣(大統領を除く) 66 50.17 地域圏議会議長 88.5 83.3 2017 地域圏議会議長 99.0 90.1 2015 EPCI の議長 94.8 92.3* EPCI の副議長 -** 80.1*		78.3						
市町村議会の助役(adjoints) 人口 3,500 人以上(パリテ法前) ∕ 1,000 人以上(最新) 78.2 52.5 3 3 3 2017 70.8 2017 下院議員 94.7 70.8 2017 下院議員 89.1 61.3 2017 70.8 2017 70.8 2017 70.8 2017 70.8 2017 70.8 2017 70.8 2017 70.8 2017 70.8 2017 70.9 2015 88.5 83.3 2015 99.0 90.1 2015 82.3	人口 3,500 人以上(パリテ法前)/1,000 人以上(最新)	, 6.6	01.0	2014				
人口 3,500 人以上(パリテ法前) / 1,000 人以上(最新) 部分的あるいは奨励的なパリテ規定 上院議員 94.7 70.8 2017 下院議員 89.1 61.3 2017 内閣(大統領を除く) 66 50**** 2017 地域圏議会議長 88.5 83.3 2015 県議会の議長 99.0 90.1 2015 EPCIの議長 94.8 92.3* 2014 EPCIの副議長 -** 80.1*	市町村議会の助役(adjoints)	78.2	52.5	2011				
上院議員 94.7 70.8 2017 下院議員 89.1 61.3 2017 内閣(大統領を除く) 66 50*** 2017 地域圏議会議長 88.5 83.3 2015 県議会の議長 99.0 90.1 2015 EPCIの議長 94.8 92.3* EPCIの副議長 -** 80.1*	人口 3,500 人以上(パリテ法前)/1,000 人以上(最新)	,500 人以上(パリテ法前)/1,000 人以上(最新)						
下院議員 89.1 61.3 2017 パリテ規定なし 内閣(大統領を除く) 66 50*** 2017 地域圏議会議長 88.5 83.3 2015 県議会の議長 99.0 90.1 2015 EPCIの議長 94.8 92.3* EPCIの副議長 -** 80.1*	部分的あるいは奨励的なパリテ規定							
パリテ規定なし	上院議員	94.7	70.8	2017				
内閣(大統領を除く) 66 50**** 2017 地域圏議会議長 88.5 83.3 2015 県議会の議長 99.0 90.1 2015 EPCIの議長 94.8 92.3* EPCIの副議長 -** 80.1*	下院議員	89.1	61.3	2017				
地域圏議会議長 88.5 83.3 2015 県議会の議長 99.0 90.1 2015 EPCIの議長 94.8 92.3* EPCIの副議長 -** 80.1*	パリテ規定なし							
県議会の議長 99.0 90.1 2015 EPCIの議長 94.8 92.3* EPCIの副議長 -** 80.1*	内閣(大統領を除く)	66	50***	2017				
EPCI の議長 94.8 92.3* EPCI の副議長 -** 80.1*	地域圏議会議長	88.5	83.3	2015				
EPCI の副議長 —** 80.1*	県議会の議長	99.0	90.1	2015				
EPCI の副議長 —** 80.1*	EPCI の議長	94.8 92.3*		2014				
市町村議会首長(規模の区別なし) 92.5 84	EPCI の副議長	**	80.1*	2014				
12-1 1 BK A B K (76 K V E-7) 1-6-0 / 0-1	市町村議会首長(規模の区別なし)	92.5	84					
市町村議会 人口 3,500 人未満(パリテ前)/1,000 人未満(最新) 79 61.5		79	61.5	2014				

出典: (HCEfh 2017a) をもとに筆者作成。

*20%の EPCI が調査対象外だった。**データなし。***パリテ規定はないが、2012 年以来 内閣はパリテである。

_

¹ フランス国内外の男女平等にかんするデータを作成・分析・評価し、パリテ法の制定にむけた準備を行うための公的機関であり、1995 年末から活動を開始した。11 人の女性と 7 人の男性で構成され、議長は下院議員のロザリーヌ・バシェロが、報告の取りまとめはジゼル・アリミが担当した。最終報告書は 1996 年 12 月 4 日に提出された。

² 複数の市町村が所属する公施設法人であるが行政区画ではない。EPCI 審議会ではごみ処

理や交通機関の運営など大規模な事業の協議を行うが、パリテ法適用外のため、女性の参 画が著しく遅れていることが問題視されている。

第2章 パリテを推進する市民運動

第 1 章では、パリテ法制定の際にはどういった議論があったのか、パリテの理念およびパリテ法はどういった論理で正当化あるいは批判されていたのかを、とくに議員や知識人の主張に着目して検討した。しかしパリテ法は議員や知識人の間でのみ関心の高いテーマだったわけではなく、一般の女性市民によっても広く支持されていたことも特徴である。実際にパリテ法の制定に至るまでには、議会における議論や、女性政治家たちの党派を超えた連帯と働きかけ、そしてフェミニストの知識人を中心とした議論が強い影響力を持った一方で、一般の女性市民団体によるパリテ法要求運動も重要な役割を果たしたことが知られている(Bereni 2015)。

そこで第 2 章「パリテを推進する市民運動」では、パリテを推進する市民運動に光をあてる。まず先行研究をもとに、パリテ法を要求する女性市民団体が結成された経緯について検討を加える。そして、パリテ法を要求する市民団体の多くは、カトリック教徒の女性たちの市民団体を母体としていたため、フランス全土にまたがる密で大規模な女性の動員が可能だったことを論じる。

さらに、現在のフランスにおいてパリテ推進のために活動する女性市民団体の活動について明らかにするために、全国ネットワークの団体 Elles aussi(女たちもともに)と、そのネットワークに属しフランスのアルザス地方で活動する Femmes d'Alsace (アルザスの女たち)という2つの団体を取り上げる。Elles aussiと Femmes d'Alsace は以下の3つの理由から着目に値する。①Elles aussiも Femmes d'Alsace もともに、フランスでパリテ法要求運動が生じた1992年に発足した団体である。フランスにおけるパリテ要求運動のごく初期から活動し、現在まで残存している数少ない団体である両団体に着目することによって、フランスにおけるパリテ推進運動の歴史を仔細に検討することが可能である。

②Elles aussi が全国的なネットワークとして国レベルでのパリテ推進運動を担っているのに対して、Femmes d'Alsace はアルザス地方で地域密着型のパリテ推進運動を行っている。 Elles aussi と Femmes d'Alsace 両方の活動を検討する作業をつうじて、フランスにおいてパリテ推進運動がどのように発展してきたのか、現在どういった運動が行われているのかを、多角的に探ることができる。

③Elles aussi も Femmes d'Alsace もともに、フェミニストの団体ではなく、「女性の」団体である。フェミニストではなく女性市民団体がパリテ推進運動を担ったことに着目し、パリテ法は保守的なジェンダー観を持つ女性たちからも支持された理由を探り、フランスでパリテに対する広い社会的合意が形成された要因を明らかにする。

2.1 市民によるパリテ要求運動

女性の政治参画推進を政党が中心となって行った他のヨーロッパの国々と異なり、フランスは政党が行う女性の政治参画推進のための取組みが希薄だったため、政府主導でパリ

テを実現したといわれている。しかし Bereni et Revillard(2007)によれば、政府によるパリテ監視委員会の設置・憲法改正・パリテ法の制定といった「国家フェミニズム」の背景には、「女性の権利を擁護する活動家」と政府機関の間の駆け引きもあった。

フランスにおいて、「女性の権利を擁護する活動家」の指す範囲は幅広く、Bereni et Revillard(2007)は、①国連等の国際機関、②フェミニストの大学教授や作家といった知識人、③政党内の女性委員会に加えて、④フェミニストの市民団体、そして⑤保守派の女性市民団体をあげている。本章は、こうしたアクターたちのなかでも、⑤保守派の女性市民団体に焦点をあて、一般の女性市民のパリテ法に対する関心や見解を明らかにすることを試みる。

①国連等の国際機関、②フェミニストの大学教授や作家といった知識人、③政党内の女性委員会、あるいは④フェミニストの市民団体は、女性の権利の代弁者として活動してきた歴史を有するものがほとんどである。一方、⑤女性市民団体の中には、性役割や性別役割分業を肯定する立場をとる保守派のものも少なくなく、女性の権利要求運動やフェミニズム的な活動からは距離をとることもある。しかしパリテ法要求運動およびパリテ法の制定以降のパリテ推進活動のなかでは、保守派の女性市民団体が中心的な役割を担ったという点で注目に値する。

なお、「国家フェミニズム」には、①フェミニストが政党・労働組合・議会などと積極的 に協働するポジティブな意味と、②女性の支持を得るために国家の男性エリートが中心と なって、民間の関心や要求とずれたテーマについて女性政策を行うネガティブな意味に大 別できる(Mazur and McBride: 2007)。Laure Bereni(2009: 315)は、パリテ法制定時期 の国家フェミニズムのアクターの例として、女性の権利省大臣をつとめたニコール・ペリ ー、パリテ監視委員会、そして上下院での女性の権利について担当する代表者をあげてい る。これらのアクターは、必ずしも国家の男性エリートに独占され主導されていたわけで はなく、むしろ女性の政治アクターおよび女性市民の意見を積極的に取り入れるしくみが 整えられていたといってよい。例えばパリテ監視委員会は、1970 年代のフランス女性解放 運動で人工妊娠中絶の合法化のために活躍した弁護士のジゼル・アリミ、そして女性の下 院議員ロザリーヌ・バシェロなどを中心に組織されていた。パリテ監視委員会は、パリテ 法制定の準備のために、様々な知識人からのヒアリングを行うために組織されたが、ヒア リング対象者には女性史の研究者、パリテを推進するフェミニストや女性の市民活動家、 さらに哲学・社会学・政治学・法学の研究者も数多く含まれていた。したがって、フラン スの国家フェミニズム(féminisme d'État)は、民間の関心や要求を取り込むことにある程 度成功していたと考えられ、どちらかというと①のフェミニストが政党・労働組合・議会 などと積極的に協働するポジティブな意味のものに近いと考えられる。

2.1.1 パリテ要求運動のおこり

フランスのパリテ法要求運動について詳細に扱う研究に、Laure Bereni が 2015 年に出版

した La bataille de la parité——Mobilisation pour la féminisation du pouvoir 『パリテの闘い——権力の「女性化」のための運動』がある。Bereni は、ブルデューの champ(界)概念を参考に、「女性の立場空間(l'espace de la cause des femmes)」という概念をつくり出した。これは、女性の立場や権利について何らかの活動を行っている場を集合的に呼んだものであり、国家の場(政党内の女性委員会や、女性の権利を保障するための国家フェミニズムのための機関)、アカデミックの場(フェミニストの大学教授や作家といった知識人)、そして活動家の場(フェミニストの市民団体、保守派の女性市民団体)の 3 つに分類される(図 2.1-1)。

欧州議員や社会党所属のフェミニストを中心とした、ほんの数十人で始まった小さなパリテ要求運動は、活動家・国家・アカデミックそれぞれのアクターを巻き込みながら、「女性の立場空間」内で徐々に広まり、最終的に大きな運動になったと Bereni は指摘する。



図 2.1-1 女性の立場空間

出典:Bereni (2015:21) をもとに筆者作成。

本章で焦点をあてる女性市民団体は、活動家の極に属する。そこでまず、活動家の極に属する女性市民団体およびフェミニスト団体の概要を、Bereni(2015)をもとに確認していく。

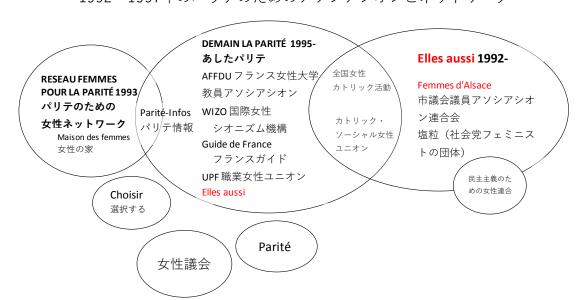
Bereni(2015:121)は、1992~1997年にパリテ法要求運動を行った市民団体の代表例として18団体をあげている(図 2.2-2)。1992年以降、種々な団体がパリテ法要求運動を展開していったが、いち早くパリテ法要求運動に着手し、パリテ法要求運動の起爆剤として、パリテ法にメディア的・政治的な関心を集めたのは、1970年代の女性解放運動のリーダーだった著名なフェミニストおよび、彼女らが代表を務める市民団体だった(Bereni 2015:102-103)。例えば、ジゼル・アリミを中心とした、1981年創設のChoisir(選択する)は、フランスにパリテという理念が紹介された直後からパリテ法要求運動に着手した。ジゼ

ル・アリミは、1970年代のフランス女性解放運動(MLF)のなかで行われた、中絶が合法化されるきっかけとなったボビニ裁判で有名な弁護士であり、第 1 章でも述べたように、1980年代に社会党所属の議員としてクオータ制の要求を行なったこともある。さらに、先にも述べたように、アリミは1995年に「パリテ監視委員会」が創設された際に、委員に任命され、委員会のとりまとめ役を務めていた。

あるいは 1980 年代に「女性の権利省」の大臣として女性政策を推進したイヴェット・ルーディが 1992 年 12 月に創設した Assemblée des femmes(女性会議)も活躍した。ルーディは、1996 年に週刊誌 L'Express に掲載され、パリテに対する社会的関心を強く喚起する効果をもった、「パリテを求める 10 人宣言」にも名を連ねていた。

また、精神分析学者・哲学者であり、1970年代のMLFでオピニオンリーダーをつとめ、1992~1994年の間には、欧州議員を務めた経験も有するアントワネット・フークが、1988年に創設したAFD(民主主義のための女性同盟)もパリテ要求運動を積極的に行った。なお、AFD は本稿が注目するパリテを推進する女性市民団体、Elles aussiのネットワークにも加盟していた。

アリミ、ルーディ、フークといったフェミニストの著名人たちは、長らく政界・学術界・ メディア界で活躍していた。そのため、彼女たちが築いてきた人脈を活用することで、大 規模なパリテ法要求運動をいち早く始めることが可能だったのである。



1992~1997年のパリテのためのアソシアシオンとネットワーク

図 2.1-2 1992~1997 年のパリテのためのアソシアシオンとネットワーク

出典:Bereni(2015: 121)をもとに筆者作成。

有名フェミニストたちのパリテ要求活動に呼応して、一般市民を中心としたパリテ法要求

運動団体も創設されていった。たとえば 1992 年 3 月の地域圏議会議員選挙の直後には、レジーヌ・サン=シルウによって Parité が創設された。これはフランス史上初の、パリテという言葉を明示した市民団体である。あるいは 1992 年の 4 月には、AFD の代表だったアントワネット・フークが、パリテの推進だけを目的とした市民団体として Parité 2000 を新たに創設した。

2.1.2 カトリック系女性団体のパリテ法支持

パリテ法の要求運動には、フェミニストに加えて、保守派の女性たちも積極的に関与したことも重要である。

1992 年 12 月に、パリテ法の要求を活動目的のひとつに掲げる 6 つの市民団体を束ねるネットワーク型の市民団体 Elles aussi(女たちも一緒に)が創設された。6 つの市民団体の内訳は、Action cathorique générale féminine(ACGF:全国女性カトリック運動)、先にあげたフークの Alliance des femmes pour la démocratie(AFD:民主主義のための女性同盟)、Fédération des association de conseillères municipales et de femmes élues(女性市町村議会議員と女性当選議員のアソシアシオン連合会)、Union féminine civique et sociale(UFCS:公民的・社会的女性連合)、社会党所属のフェミニストを中心に組織された Grain de Sel(塩粒)、そして Femmes d'Alsace(アルザスの女たち)である。それぞれのアソシアシオンの名称から分かるように、これらの多くは元々パリテ以外の目的のために活動していたが、パリテ法の要求運動の盛り上がりのなかで、パリテ法要求を新たに活動目的の中に組み込んだ(Bereni 2015: 65-89)。

Elles aussi には 6 万人もの女性が加入したが、その大多数は UFCS(公民的・社会的女性連合)と ACGF(全国女性カトリック運動)という、20世紀初頭に組織されたカトリック系の保守派女性アソシアシオンのメンバーだった(Bereni 2015: 87)。Elles aussi 自体はカトリック系の団体ではなく、「Elles aussi 憲章」も、宗教機構からの独立を明示している(Elles aussi Web site)。しかし実際のところ Elles aussi は、カトリック教徒の、比較的保守的なジェンダー観を有した女性を中心に構成されていたといえよう。第 1 章でも述べた通り、パリテ法は、男女の生殖における補完性や男女の性別に起因する特性を強調する、カトリックの世界観とも共存しうる論理によって正当化されることもあった。そのためパリテ法は、たとえば UFCS や ACGF のメンバーのように、比較的保守的なジェンダー観を有するカトリック教徒の女性たちの間でも、支持されやすいかったと推測される。

さらに、保守派の女性を中心に結成された Elles aussi のような女性市民団体は、パリテという新奇な言葉をスローガンとして積極的に活用する一方で、女性解放運動のラディカルな印象を想起させる「フェミニズム」という言葉を使わない戦略をとり (Bereni 2015: 114)、パリテ法要求運動を穏健なイメージのもとで展開することに成功した。このおかげで、普段は「フェミニズム」から距離をとっている「ふつうの」女性をパリテ法要求運動に引き込むことが可能になったのである。

UFCS や ACGF は、基本的には「フェミニズム」的な活動から距離をとっていたものの、

これらの団体は、女性が家庭内での経験を活かすことができる範囲の政治、具体的には市町村レベルでの政治であれば、女性が参画することを肯定的に捉えていた。特に UFCS は 1965 年代以降、「女性の視点」を町の管理運営に反映させるという目標を掲げ、地方選挙への女性の立候補を奨励していた。そうした活動の中で培われたノウハウを引き継ぎながら、 Elles aussi によるパリテ法要求運動はスタートしたのである (Bereni 2015: 36)。

そして何より、フランス各地に支部を有し、巨大なネットワークを構築していた UFCS や ACGF が Elles aussi というネットワークを新たに築き、パリテ法要求運動を行ったおかげで、パリ中心になりがちな政治運動をフランス全土に普及させることが可能になった。女性が連帯するための既存のネットワークを利用することによって、パリテ法要求運動は一気に国全体に広まったのである。

2.2 パリテ法制定以降のパリテ推進活動

パリテ法を要求したり、パリテを推進したりする女性市民団体の中には、政府によるパリテ法制定の意志表明以降に創設されたものもあった。たとえば、1999 年にブルターニュ地域圏のフィニステール県で設立された市民団体 Rien sans Elles(彼女たちぬきには何も)は、パリテを推進することを目的に、在職の女性議員を交えた討論会を開催したり、政治家を志す女性に助言を行ったりしていた。

Rien sans Elles が行った大規模なイベントの一例に、パリテ法を適用した初めての選挙である 2001 年の市町村議会議員選挙が行われた際に、当時の法務相マリリーズ・ルブランシュと協働して開催した討論会「市町村議会の女性」がある。この討論会には 100 人以上(うち 2/3 は女性市町村議会議員)が参加し、大きな成功をおさめたことが記録されている (Roux et al. 2004)。Rien sans Elles は比較的小規模でありながら、パリテの推進に重要な役割を果たしていたと考えられるが、2011 年に「活動家の力の枯渇」のために解散してしまったことが報じられている (Ouest France Web Site)。

Rien sans Elles は、パリテ法制定後のパリテ推進団体に典型的な問題を抱えていたと推測される。実際のところ、パリテ法の制定以降に解散したパリテ推進のための市民団体は数多くあった。特に多種多様な人・団体が集まったネットワーク型の団体であった場合、パリテ法制定という最大の目的が達成されてしまうと、活動目的を失い、活動を継続することは難しくなってしまったのである(Bereni 2015: 11)。

しかし中には、現在でも盛んに活動しているパリテを推進する女性市民団体もある。そこで本稿では、Elles aussi と Femmes d'Alsace という2つの団体を取り上げる。Elles aussi と Femmes d'Alsace は以下の3つの理由から着目に値する。まず、①Elles aussi も Femmes d'Alsace もともに、フランスでパリテ法要求運動が生じた1992年に発足した団体である。フランスにおけるパリテ要求運動のごく初期から活動し、現在まで残存している数少ない団体である両団体に着目することによって、フランスにおけるパリテ推進運動の歴史を仔細に検討し、さらに活動家のモチベーションが途切れることなく、継続的な活動が可能に

なっている要因を考察することができる。

そして、②Elles aussi が全国的なネットワークとして国レベルでのパリテ推進運動を担っているのに対して、Femmes d'Alsace はアルザス地方で地域密着型のパリテ推進運動を行っている。Elles aussi と Femmes d'Alsace 両方の活動を検討することによって、フランスにおいてパリテ推進運動がどのように発展してきたのか、現在どういった運動が行われているのかを、多角的に探ることができる。

最後に、前節でも述べたように、③Elles aussi はフェミニストの団体ではなく、「女性の」団体である。また、Elles aussi のネットワークに属する Femmes d'Alsace も、フェミニストの団体ではなく女性団体であるという立場をとっている。「フェミニズム」からは日ごろ距離をとっていた保守的なジェンダー観を持つ女性たちが、パリテ法を支持している理由を探ることによって、フランスでパリテに対する広い社会的合意が形成された要因を明らかにすることができるだろう。

2.2.1 Elles aussi と Femmes d'Alsace の概要

本項では、筆者が 2016 年 3 月 3~4 日にアルザス地方のバ・ラン県で Femmes d'Alsace のメンバーに対して、2016 年 3 月 8 日にパリ市の Elles aussi 本部で Elles aussi の代表に対して実施した聞き取りをはじめとする調査に基づき、両団体が現在行っているパリテ法を推進するための活動について述べる。



femmes d'alsace

Elles aussi「女たちもともに」カトリック教徒の女性市民団体を母体に結成されたため、その活動家は比較的保守的である。

Femmes d'Alsace「アルザスの女たち」 アルザス地方の女性が議員に立候補するために政治団体として 1992 年に設立したものが源流。現在は政治団体ではなく、パリテ推進活動団体として活動。

図 2.2-1 Elles aussi および Femmes d'Alsace の概要

出典: Elles aussi ウェブサイトと Femmes d'Alsace ウェブサイト。

はじめに、Elles aussi および Femmes d'Alsace の活動目的について述べる。Elles aussi は、 国と地方の 2 つのレベルで活動しており、国レベルの活動は「選挙による決定機関内の男 女平等な代表を保障する法律と実践を得るための提案を入念に作り上げ、推進する」こと である。地方での活動は、①実際にパリテに到達するための活動・手段・法律の提案、② 当選者や候補者の女性と面会しネットワークを築く、③地域・国家・欧州レベルでの討論 会の開催、④女性当選者がいる業界とそこでの体験についての調査、⑤手紙・情報冊子・ プレスリリース・請願書の出版である(Elles aussi Web Site)。

そして Femmes d'Alsace はアルザス地方で、①女性たちが経験を共有する場を作りネットワークを築く、②研修を行い女性に自信と能力をつける、③社会や政治の現状の調査、 ④パートナーの代表や機関への協力を行っている (Femmes d'Alsace 2002: 77)。

つづいて、Elles aussi と Femmes d'Alsace それぞれの概要について述べる。Elles aussi は 1992 年に 6 つの市民団体が集まって創設された、ネットワーク型の市民団体である。現在 は 8 つの地方支部と、各地にある 10 のパートナー団体で構成されている(Elles aussi Web Site)。図 2.2-2 で示したようにネットワーク型の団体であるため、現在の正確な会員数は 不明であるが、フランスで最大規模のパリテ実践団体であると考えられる。Elles aussi は、事務所のメンバー10 名と地方支部やパートナー団体の代表の 12 名からなる合計 22 名の役員を中心にボランティアで運営されており、本部のパリでは役員会が年に 4 回開催されている。なお、役員の中心は、十分な活動時間が確保できる退職後の 60~70 代の女性である。

Elles aussi の会員の年齢層は 40~70 代が中心で、40~50 代の若い会員には現職の議員や議員を目指している者も多い。Elles aussi の活動は多岐に渡り、日本の内閣府男女共同参画局の「男女共同参画会議」や「男女共同参画推進連携会議」にあたる、フランスの「女男平等高等評議会」の協力メンバーとしてパリテ関連政策に提言をするほか、女性が立候補する際のトレーニング、パリテの重要性を啓発する市民講座や女性議員との交流の促進など地域での活動も担う(村上 2017)。



図 2.2-2 Elles aussi のネットワークおよび活動のイメージ

出典: Elles aussi、上院、下院、HCEfh それぞれのウェブサイトをもとに筆者作成。

Femmes d'Alsace は Elles aussi を創設した 6 団体のひとつであり、以来 Elles aussi のパートナーであり続けている。Femmes d'Alsace の創設の経緯は他のパリテ推進団体と比較してもユニークである。Femmes d'Alsace は、元来アルザス地方で政党に所属し政治活動をしていた女性たちが、政党内で当選しうるポストにつけてもらえなかったため、1992 年の地域圏議会議員選挙で「アルザス女性たち(Femmes d'Alsace)」だけの選挙候補者名簿を作り立候補した際に結成された(Femmes d'Alsace 2002: 85-86)。

Femmes d'Alsace は、1992 年と 1998 年の地域圏議会議員選挙の際に政治団体として候補者名簿を提出し選挙に出馬したが、パリテ法制定以降、政党や政治団体に対して男女同数 (パリテ)候補者名簿の提出が義務付けられ、女性だけの名簿は違反になったため、Femmes d'Alsace は政治団体として選挙に出馬することはできなくなった。そこで Femmes d'Alsace はパリテ法制定以降、おもにアルザス地方において、地域のパリテを推進することを目的に活動している。

Femmes d'Alsace はバ・ラン県とオー・ラン県に 2つの支部をもち、会員数は 76 人と比較的小規模であるが、地域に根差した活動を得意としている。Elles aussi 同様に専従職員は雇用せず、退職後の女性を中心としたボランティアの役員によって運営されている。全 11 人で構成される役員会の開催頻度は Elles auss よりも高く、月に $1\sim2$ 度である。なお、現在の Femmes d'Alsace の役員を務めるメンバーの多くは、1992 年あるいは 1998 年に Femmes d'Alsace が地域圏議会議員選挙に政治団体として立候補した際にリクルートされたことを機に Femmes d'Alsace に加盟しているため、選挙出馬の経験がある。



図 2.2-3 Femmes d'Alsace の活動のイメージ

出典: Femmes d'Alsace ウェブサイトと Femmes d'Alsace 提供資料をもとに筆者作成。

Elles aussi も Femmes d'Alsace も、政党とは無関係の組織であるため、党派を問わず女性の政治参画を支援することができる。また、現在両団体への加入は女性に限定されてはいないが、活動の性質上、加入者の大半は女性である。

2.2.2 国レベルでの活動

続いて、Elles aussi および Femmes d'Alsace の活動内容を検討する。Elles aussi はパリテを推進する市民団体のネットワークとして、国と地方の2つのレベルで活動を行っており、Femmes d'Alsace はアルザス地方で地域に根付いた活動を行っている。そこで本項ではまず、Elles aussi が行う国レベルでの活動に焦点をあてる。つづく次項では、Elles aussi と Femmes d'Alsace が地方レベルで行っている活動に焦点をあてる。

Elles aussi が行う国レベルでのパリテ推進活動は2つに大別できる。第一に、政府主導のパリテ推進政策に当事者の声が反映されるよう働きかけること、第二に、地方で活動するパートナー団体とともに、パリテの理念を普及させるための大規模なイベントを行なうことである。

第一の活動から述べる。Elles aussi は、2013 年に男女平等政策について公に議論するために設立された、男女平等政策に関する国の監視・諮問機関である「女男平等高等評議会」「の「パリテ部門」の協力メンバーである。「女男平等高等評議会」は国と地方の議員・有権者・市民団体の代表・行政機関から構成されており、「パリテ部門」は、パリテ関連法律やパリテの進歩状況についてそれぞれのメンバーが見解を述べ、審議を行なう役割を担っている。

Elles aussi は、私たちの国レベルでの代表ですね。パリで、政治家や大臣と関係を築いています。……彼女たちは地方からパリまでを中継する役割を果たしています。 (Femmes d'Alsace 代表)

地方のパリテ実践の中から生まれる改善要求や提言は中央に届きにくいため、Elles aussi はそうした声を「女男平等高等評議会」を介して政府に伝達し、パリテ関連政策に当事者の声が反映されるよう働きかけているのである。政府も Elles aussi に当事者の声の伝達者としての役割を期待しており、例えば「2014 年 8 月 4 日の男女平等法」の制定の際には、2013年の9月に上院、12月に下院が Elles aussi に対し聴聞を実施している(Elles aussi Web Site)。

Elles aussi は、パリテ実践活動の当事者団体として政府と密接な関係を築いているものの、 政府からの依頼に基づいて活動しているわけではなないことも特徴である。

政府や政治団体と一緒にプロジェクトを行ってはいません。私たちの企画があって、 私たちが準備をして……私たち独自のアイデアです。私たちの活動は全て Elles aussi 固有のものです。そして企画が準備できたら、女性の権利省で発表して、企画への補 助金を求めます。私たちは全ての企画の主導権を持っています。(Elles aussi 代表)

男女平等に関わる市民団体の中には、政府と3年契約の協約(convention)を結び、年度毎に事務所の運営費や交通費に使用できる公的補助金を受け取りながら、政府と連携し活動するものもある(井上2016:30)。しかし Elles aussi は、年度毎の公的補助金や委託費は一切受け取らず、あくまでも「企画ごと」に補助金を受けるのみである。Elles aussi は政府と良好な協働関係を築く一方で、政府からの独立性を保ってもいるといえよう。

Elles aussi が国レベルで行う第二の活動としてあげた、パリテの理念を普及させるための大規模なイベントは、「企画ごと」に得た補助金を用いて実施されている。近年行われた、そうしたイベントの代表例に Marianne de la parité(パリテのマリアンヌ)がある。Elles aussiが 2011 年から繰り返し実施しているこのイベントは、複数の地方自治体の議会におけるパリテの進展度合いを調査し、議会や執行部の女性の割合や女性首長の有無、女性に割当てられた役職などを検討しパリテの達成度を測ったうえで、パリテを最も達成した議会を表彰する。政府調査だけでは掴みきれない、地方自治体のパリテの現状を詳細に解明するこの企画は好評を博しているが、複数の地方自治体の議会についての調査が必要であるため手間がかかり、地方で活動するパートナー団体の協力が不可欠である。ただし、パートナー団体は Elles aussiの下部組織ではないため、こうしたイベントへの参加は任意だという。

私はパリの役員会に行って、Elles aussi があれをする、これをするというのに対して賛成か、反対かを伝えます。 賛否を表明できます。まあ、大体賛成することが多いですが、義務ではないです。(Femmes d'Alsace 代表)

Elles aussi が国レベルでの大規模な企画を実施する際には、パートナー団体の代表と Elles aussi の地方支部の代表から構成される役員会で、それぞれの代表の意向を尋ねることになっている。パリテ推進のネットワーク型団体の中には、パリのメンバーを中心に意思決定を行なう、階層型の組織もあったが(Bereni 2015: 114-118)、Elles aussi は結成当初から、地方で活動するメンバーの意向を尊重する、こうした運営方式を守っている。Elles aussi が現在でも、パリから地方までのネットワークを維持し、国レベルでの大規模な企画運営ができているのは、こうした意思決定方式のおかげでもあると考えられる。

2.2.3 地方での活動

Elles aussi と Femmes d'Alsace が地方で行う活動は 2 つに大別でき、第一の活動はパリテ推進のための広報活動、第二の活動は女性の政治参画支援である。

第一の活動としてあげたパリテ推進のための広報活動は、パリテの重要性を社会に周知させ、女性の政治参画を後押しするために行われており、大規模なイベントを介して行われる場合もある。前項で Elles aussi

の「国レベルでの活動」としてあげた Marianne de la parité は、各地方で活動する Elles aussi のパートナー団体の広報活動としても機能している。パートナー団体が属する地方自治体 におけるパリテの現状を解明するこのイベントは、地元のマスコミの注目を集めるため、それぞれの地域でパリテを推進するために活動している団体の存在を宣伝する好機なのである。たとえばアルザス地方でパリテ推進活動を行う Femmes d'Alsace の代表は、Elles aussi の主催する大規模なイベントを分担する利点について以下のように語っている。

私たちの(Marianne de la parité を行う上での――筆者)メリットは、これをやる時にジャーナリストが来ることです……(Femmes d'Alsace について――筆者)新聞・ラジオ・テレビで話をしないといけません。こういう風にして、皆まず私たちの団体の存在を知ります、それから私たちがいつも女性の権利を守るために活動していることを知ります、そして私たちに関心を持ってくれる。(Femmes d'Alsace 代表)

ただし、こうした大規模なイベントは、年に一度程度の稀なものであるため、Femmes d'Alsace は「小さなイベント」も活用し、地元メディアを介したパリテの広報活動を行っている。例えば、筆者が Femmes d'Alsace を訪問した際、代表はアルザスの地方新聞の記者を呼び、記者に「日本人学生がアルザス地方のパリテの現状について調査に来た」という話題を提供する代わりに、Femmes d'Alsace を紙面で紹介してもらっていた(Dernières Nouvelles d'Alsace Colmar et sa région, 8 mars 2016, p.34)。Femmes d'Alsace の代表によれば、こうした日頃の広報活動がパリテの進歩に不可欠だという。

パリテは少しずつ進んでいきます。だから、常にパリテを語るために、常に小さなイベントが必要であるともいえますね。もし私たちがパリテについて語るのをやめてしまったら、これはもう進歩しないです。絶対に。(Femmes d'Alsace 代表)

日頃の「小さなイベント」を用いた広報活動は、地域社会でパリテの重要性をアピールできるのみならず、団体に新規の加入者や寄付金を集め、パリテを推進する活動を拡大することにも繋がる。Femmes d'Alsace のこうした取組みは、団体に大きな金銭的・時間的負担を強いることなく、そのプレゼンスを向上させる方法である。

第二の活動としてあげた女性の政治参画支援は、Elles aussi や Femmes d'Alsace の活動の要である。とりわけ、女性が政治参画する最初のステップとなる地方議会議員への立候補については手厚い支援が行われていることが特徴的であり、①女性が立候補することの勧奨と、②選挙出馬の際に活用しうる技術の研修という2種の支援が行われている。

Elles aussi や Femmes d'Alsace は、①女性が立候補することを勧奨するために、さまざまな方法で政界をめざす女性に対しロールモデルを示している。Femmes d'Alsace は地域の女性議員を招いて数か月に一度「昼食討論会」を開催し、女性議員と潜在候補者の女性の交

流を仲立ちしている。Elles aussi は、市町村議会議員選挙がある6年毎に、当選経験のある 女性と潜在候補者の女性の交流会を催している。

(交流活動は――筆者)女性がロールモデルを得る手段です。ロールモデルはとても大事ですね。議員になった女性はみんな、その仕事をとても楽しんでいます……仕事は楽しいと語るし、大変で時間もかかるけれど報われると語ります。(Elles aussi 代表)

女性議員たちの政治参画の経験についてのポジティブな語りは、潜在候補者の女性が感じる不安を払拭し、議員になる気持ちを奮い立たせる力を持ちうるだろう。加えて交流会は、 政治家として活動するうえでのノウハウを経験者から未経験者に伝承する機会にもなる。

Elles aussi も Femmes d'Alsace もともに、政党と直接的な利害関係を持たない無党派の市民団体である。したがって両団体が交流会を主催することによって、女性が党派を超えて交流することが可能になる。Elles aussi の代表によれば、交流会には様々な政党所属の女性が参加しており、普段は関わり合う機会があまりない、党派の異なる女性たちも互いに交流を楽しむことができているという。

Elles aussi や Femmes d'Alsace は、議員を目指す決意を固めた女性に対しては、より実践的な、②選挙に出馬する際に必要なスキルを習得するための研修を提供している。もともと政治団体として活動していた歴史を有する Femmes d'Alsace は特に充実した研修を行っている。

例えば、話し方の研修をします。……プロ(の講師——筆者)が必要ですがね。話をする時は、絶対に腕を組んではいけない。常にオープンで、皆の目を見ていないと。必ずしも、一人だけを見てはいけないし、ほほ笑みを浮かべないといけません。皆が常に理解できるように、ゆっくり、はっきり話さないといけない。皆が聞いているかどうか会場に気配りして、10分以上話してはだめです、その後に会場で質問休憩を入れないといけません。こんなことですね、プロのコツがあります。……ほかに議論の研修もやっています。どんな風に議論を発展させていくのか。どんな風に返答するのか、結論付けるのか、追及するのか。(Femmes d'Alsace 代表)

実践的な研修を積み重ねていくことで、選挙出馬を目指す女性は自信と必要なスキルを身につけることができるという。こうした研修も、選挙出馬を目指す女性の党派を問わず行われている。過去に政治団体として活動し、理事会メンバーのほとんどが選挙出馬の経験を有する Femmes d'Alsace の強みが発揮された活動といえよう。

Elles aussi や Femmes d'Alsace は、女性議員同士の交流の促進や、女性議員候補者のための研修によって、女性議員やその潜在候補者の心理的不安を解消することを目指している。このように Elles aussi や Femmes d'Alsace が心理面でのサポートに特に力を入れているの

は、性別役割規範とのコンフリクトに起因する不安感ゆえに、政治参画をあきらめてしま う女性がパリテ法制定以降のフランスにおいても、いまだ数多くいるためである。

「女性は家事と育児の責任を果たすべきだ」という性別役割規範は、現在のフランス社会にも根強く残る。そのため、フランスで議員になる女性は、自分の職業と議員職の兼務に加え、家庭内での育児・家事の役割も担う「3重の生活」を送ると言われる。フランスの地方議員職の手当額は小さいため、多くの議員はもともとの職務と議員職を両立させる。それに加えて女性の場合には、家庭内での育児・家事責任も重くのしかかる。仕事と議員と家庭の3つをやりくりする多忙な暮らしには、家族、特に夫からの協力が不可欠であるため、もし夫からの賛同が得られない場合には、多くの女性は政治参画を諦めてしまうとElles aussi の代表は残念がる。

あるいは、夫をはじめとする家族からの反対がなくても、女性自身が家族のケア、特に子供の教育を十分に行えなくなるのではないかと懸念して、政治参画を諦めることも多いと Elles aussi の代表は指摘する。性別役割規範は、家族や有権者から女性に差し向けられる場合もあるが、女性自身が内面化している場合もあるのである。

フランスでも、女性が政界に入りたがらない場合があります。政治は時間を食い過ぎるからです。女性は子どもについて問題を抱えることを恐れるし、だから子どもが成長した後に(初めて――筆者)政界に入ることがしばしばあります。(Elles aussi 代表)

性別役割規範は、女性が政治参画するうえでのブレーキになるのみならず、女性たちが自身の議員経験を積極的に価値づける際の障壁にもなる。議員経験者の女性が、「気が強いとか、右派とか左派とか、熱心な党員とか思われることを恐れて」(Elles aussi 代表)人前では政治経験を語らない場合もあるという。

こうした問題をふまえて、Elles aussi は近年、任期を終えた地方議員が、自身の議員活動経験を積極的に価値づけし、職業復帰するための支援にも取り組んでいる。Elles aussi が作成し配布する「あなたが地方議員として獲得した能力」という小冊子では、政治生活で得た技術や経験を価値づける方法が記載してある。例えば「交渉と調停」の項では、「あなたは市町村の体育館の管理に際し、利用者間で生じた衝突の調停をなし遂げ、地域における体育館利用計画を彼らに理解させました」といった7つの例が示され、「あなたは意見が対立したり対抗したりする状況にもきちんと対応し、あなた個人の見解を超えて、穏健でしっかりした解決策に至る術を心得ています」とまとめてある(Vos acquis d'élu-e local-e p.5)。こうした支援が行われているのは、実際に多くの議員経験者たちが私企業に再就職する際に苦労しているからでもあるという。

フランスでは、(政界に入った後――筆者)選挙で敗れた場合、仕事復帰はかなり難しくなります、これは問題です。公務員なら仕事に戻れますが、私企業なら復帰はとて

も難しいです。6年なり12年なりの(任期の――筆者)後ですから、何か新しい仕事を見つけないといけない……でも、政界にいた女性、まあ男性もですが、この人たちが私企業に戻りたいと思っても、気が強い人だと思われてしまって、私企業の人たちは戻ってきて欲しがらないのです。(Elles aussi 代表)

Elles aussi の代表が述べるように、女性議員経験者のみが再就職問題を経験するわけではないが、女性議員は、「政治は男性のもの」という性的ステレオタイプから逸脱する存在であるために、男性以上に困難な状況に陥りやすいと考えられる。女性の政治参画をさらに盛り上げるにあたり、今後再就職の支援の重要性は増していくだろう。

復職する議員経験者が増えれば、議員経験の中で培ったリーダーシップや問題解決能力が、職業領域でも活かされることが期待でき、ひいては議員を志す人が増えたり、議員の世代交代や入れ替わりが活発化したりすることも期待できる。

(議員として――筆者)多くの経験をしていますから、それらを、自分を価値付けるために利用できますよ……新たに競争力を身につけて職業セクターに舞い戻ること、これが認められるべきです。(Elles aussi 代表)

議員職と政治職の往来が容易になれば、現在の政治はより柔軟なものに変化するだろうし、 「政治は男性のもの」といったステレオタイプも変わっていくだろう。

最後に、本章の内容を整理したうえで、Elles aussi と Femmes d'Alsace の活動の特徴をまとめる。本章では、まずパリテ法要求運動の歴史をたどり、パリテ法要求運動の拡大には保守派女性市民たちの運動が影響を与えていたことを確認した。そして、実際にフランス社会で女性を政界に送り出したり、パリテの重要性をアピールしたりする市民活動について具体的に検討するために、Elles aussi と Femmes d'Alsace というふたつの団体を取り上げた。それぞれの活動を検討することによって、以下の5点が明らかになった。

第一に、Elles aussi も Femmes d'Alsace も、ともにボランティアによって運営されている。 井上(2016: 31)は、フランスの女男平等推進活動がボランティアによって実質的に支えられていると指摘しているが、本稿が扱った両団体ともに、この点に合致することが明らかになった。両団体の運営主体が退職後の女性であるのも、彼女たちが時間的・経済的に比較的ゆとりがあり、市民活動に十分時間を割くことができるためであろう。

第二に、国レベルでのパリテ推進活動に参画する Elles aussi は、政府と協働関係を築いている一方で、政府からの独立性を守ってもいる。 Elles aussi は女男平等高等評議会の協力メンバーを任されたり、上下院からパリテ関連法案についての聴聞を受けたりするなど、国家のパリテ推進政策に一定の影響力を有しているが、政府から委託された活動を行ったり、年間の補助金を受け取ったりはしていない。 Elles aussi が主体的に自由な企画・立案を行っているからこそ、Marianne de la parité のように、政府調査の穴をつくユニークなイベント

が生まれるのであろう。

第三に、地方の比較的小規模な市民団体である Femmes d'Alsace は、Elles aussi という大規模なネットワーク型団体のパートナーとなることで、様々なメリットを得ている。まず、Elles aussi の企画する大規模なイベントに協力することで、大きな金銭的負担を伴うことなく、アルザス地方でパリテを普及するためのイベントを行うことができる。 さらに、Elles aussi を介することによって、中央政府に地方からの要求をスピーディーに伝えることができる。 Femmes d'Alsace は、Elles aussi の協力者としての活動を、アルザス地方における活動の中にうまく組み込んでいるといえよう。

第四に、Elles aussi も Femmes d'Alsace も、女性の立候補の支援を手厚く行っている。日本同様に政党が女性の政治参画促進に消極的だった歴史をもつフランスでは、政党の自発的意志に任せるだけでは、女性議員と潜在候補者女性が党派と超えて交流する機会を設けたり、女性だけを対象にした政治研修を行ったりすることは難しかったと考えられる。もちろん、パリテ法が制定された現在、ほとんどの政党が女性の政治参画促進のために何らかの活動を行ってはいるものの、政党外の組織として女性の政治参加を支援する Elles aussiや Femmes d'Alsace の取り組みは、党派を超えた相互交流や支援を可能にしており、大きな意義があるといえよう。

第五に、Elles aussi と Femmes d'Alsace は、女性議員や候補者が性別役割規範とのコンフリクトを乗り越え、政治経験の積極的な価値づけができるよう、心理的な支援も担っている。なかでも Elles aussi による議員経験の価値づけの支援は特徴的で、議員を務めた後の再就職にも活用しうるものである。政党の利害に無関係な組織として、女性の政治参画を根気強く支援してきた Elles aussi および Femmes d'Alsace の取り組みは、日本における女性の政治参画支援のありようを考える上でも参考になるといえるだろう。

¹ 井上(2016:32)は、このメンバーがボランティアであることを指摘している。

第3章 パリテ法の特長と意義

――クオータ制との比較から

第1章で述べたように、フランスにおいて、1980年代に2度もクオータ制の導入に頓挫した歴史があったにもかかわらず、1999年のパリテ法制定に先立つ改憲と2000年のパリテ法の制定が可能だったのは、パリテ法であれば、フランスの伝統的な「普遍主義的平等アプローチ」と両立可能であるとパリテ法支持者たちによって判断されたためである。しかし1990年代に交わされたパリテ法の是非をめぐる論争からは、パリテ法と普遍主義的平等アプローチが両立可能だとする根拠は、識者によって大きく異なっていたことが明らかになっている。

そこで第3章「パリテ法の特長と意義――クオータ制との比較から」では、パリテ法と普遍主義的平等アプローチの両立可能性あるいは不可能性について、フェミニストの知識人を中心に交わされた論争に着目し、それぞれの論者の主張した内容を検討したうえで、なぜパリテ法制定のためには改憲が必要だったのか、なぜ改憲には厳しい批判が向けられたのかを明らかにしていく。第3章の目的は、パリテ法とそのための改憲に関する議論を整理したうえで、フランスにおいてクオータ制ではなくパリテ法が選ばれたことの意義を理論的に検討し、第6章「数のパリテの成果」で行う、フランスにおいて単なるクオータ制ではなく憲法改正をふまえたパリテ法が制定されたことの意義についての実証的考察の下地とすることである。

パリテ法の賛否をめぐる議論では、大きく3つの立場が対立した。第一に、改憲をふまえたうえでパリテ法を制定することによって、既存の男性基準化されてしまっている普遍主義的平等アプローチを是正しようと考える立場があった。この立場がフランスにおいて改憲を伴ったパリテ法制定を後押しした。第二に、既存の憲法が規定する平等原則とパリテ法は十分に適合的であるため改憲は必要なく、パリテ法は普遍主義的平等アプローチの範疇にあると考える立場があった。この立場はパリテ法の制定には賛同するものの、憲法改正までは不要であるという立場をとった。第三に、改憲を伴おうが伴うまいが、パリテ法は市民を男女という性別で区別する措置であるため、50%クオータ制と同じであるし、そもそも普遍主義的平等アプローチとは適合しないと考える立場があった。この立場は、普遍主義的平等アプローチの理念を尊重する考えから、パリテ法に反対する立場をとった。以下では、こうした改憲賛成派と反対派、そしてパリテ法反対派の主張を整理し、フランスでクオータ制ではなくパリテ法が制定されたことの意義を、クオータ制とパリテ法それぞれの目的――不平等の是正か、あるいは平等の実現か――という点に焦点をあてて論じる。

3.1 なぜフランスは「パリテ」を選んだのか――普遍主義的平等アプローチとパリテ 法

第1章でも触れた通り、1980年代にフランスがクオータ制違憲判決によってクオータ制の導入に失敗したのは、クオータ制がフランス共和国に伝統的な普遍主義的平等アプローチの原則に反するとみなされたため、そしてクオータ制の定める数字(30%、のち 25%に修正)の根拠が薄弱だったためだった。一方で、世界に類を見ない、いわば 50%クオータ制であるパリテ法は改憲を伴ってまで制定された。なぜなのだろうか。

法学者の糠塚康江 (2005) は、1990 年代に盛り上がったパリテ法要求運動が、憲法改正およびパリテ法の制定に結実できたことには、外在的な理由と内在的な理由があったと指摘する。外在的な理由としては、フランスの女性の政治的権利の保障についての遅れが 1980年代から 1990年代にかけて徐々に顕在化していったことがあげられる。パリテ法制定直前のフランスは、ヨーロッパのなかでも男女平等の取組みについて大きく出遅れていた。たとえば、1981年4月25日に提出された欧州共同体委員会の勧告では、フランスは雇用へのアクセス、職業訓練、昇進、そして労働条件について、男女間の待遇の平等を実現していないことが指摘された。あるいは 1988年6月3日の欧州共同体裁判では、「男女の平等という原則の適用に関し、(フランス共和国は)条約によって課された義務を果たしていない」うえ、フランスは両性の平等の尊重に関する裁量権の行使を左右する透明性の要請をも無視していると非難された (Kriegel 1996=2002: 54)。

ヨーロッパのなかでも、極めて女性の政治参画が遅れていたフランスは、パリテ法制定直前、下院の女性議員率がヨーロッパのなかでギリシャに次いで下から二位という悲惨な状況だった。欧州議会をはじめとしたヨーロッパ政治の場で改善が求められてたことに呼応する形で、フランス国内からも、このスキャンダラスな結果――人権の母国を自負するフランスが、女性の人権保障について取り組んでいないという事実――の早急な改革が求められるようになった。

内在的な理由は、フランスの憲法院がクオータ制を棄却した理由である「普遍主義的平等アプローチ」の原則と強く連関していた。第1章で述べたように、フランスは伝統的に、市民が共有する「普遍的な特性」をもとに平等を保障する普遍主義的平等アプローチをとってきたし、1980年代にフランスにおいてクオータ制の導入が持ち上がった際には、クオータ制はこの普遍主義的平等アプローチの原則に反しているために違憲だとされた。しかしパリテ法の場合は、これまでにない大胆な論理を用いることで、この普遍主義的平等アプローチとパリテ法が両立可能なものであるとみなし、改憲を伴って制定された。

そこで以下では、パリテ法が普遍主義的平等アプローチと両立しうるとみなされた論理について検討を加えていく。その際には、パリテ法のためにフランスの基本原則を定める憲法を改正することの是非について、どういった議論が行われていたのかという点に特に注目する。そして、フランスにおいて改憲を行ったうえでのクオータ制法律の制定という世界でも珍しい2段階の方法がとられた理由を明らかにする。

3.1.1 普遍主義的平等アプローチを是正する――パリテ法には改憲が必要だと考える立場

まず、パリテ法の制定のためには改憲が必要だと考える立場について検討する。パリテ法を制定するための改憲についての議論は、1990年代半ばに改憲法案が2度提出されたことをきっかけに関心を集めるようになった。さらに1990年代半ばから後半にかけて、新聞や週刊誌といったマスメディアを介して、知識人たちが改憲の是非についての論争を交わしたことによって、市民の間でもこの問題が広く認知されるようになった。

パリテ法制定のためには、それに先立つ改憲が必要だと強く主張した政治的アクターに、フェミニストの弁護士として著名なジゼル・アリミがいた。第 1 章でも述べたように、アリミは社会党の下院議員を務めていた 1980 年代に、クオータ制法案を、憲法に抵触しないよう、男性にも女性にも適用される形で提案をしたにも関わらず、憲法院の判断によって違憲判決を下されるという経験をしていた。アリミは、このクオータ制違憲判決の経験をふまえ、違憲判決を避けてパリテ法を成立させるためには、改憲が必要であると考えていたのである。

パリテ法を制定するための最初の改憲法案は、1994 年 3 月 23 日にシュヴェーヌマン議員と 5 人の野党議員によって提出された。かれらはジゼル・アリミの意見をもとに、憲法第三条(「法律は、女性に対し、すべての領域において、男性に保障されたものと平等の権利を保障する。」)に、第五項として「女性および男性が平等に政治的代表の地位にアクセスできることは、パリテによって保障される」を付け加えるという案を提出した。

続いて、1996年6月24日には UDF (Union pour la Démocratie Française、フランス民主連合) 所属のニコル・アムリーヌ議員とジル・ドゥ・ロビアン議員が、憲法第三条に第五項として「選挙のための候補者名簿について、同一の性に属する候補者の割合は、法律によって制限することができる」を付け加える改憲法案を提出した。しかしながら、これら2つの改憲案は審議されないままに終わってしまった(Favoreu 1996=2001: 60-61)。

パリテ法制定のための憲法改正法案の準備と並行して、ジゼル・アリミは普遍主義的平等アプローチとパリテ法の両立可能性を主張するための論理についても準備を進め、1999年のパリテ法制定のための憲法改正に先立って、1997年に『新しい女性の主義主張(La nouvelle cause des femmes)』を出版した。同書においてアリミは、1980年代のクオータ制違憲判決の際に、クオータ制が、被選挙人を性別に起因する社会的カテゴリーに区別する制度であると判断されてしまったことをふまえ、「パリテ法のシステムにおいては、各々の女性が(各々の男性と同じように)人民全体を代表し、公共の利益を代表する」(Halimi 1997:193)ことを強調し、パリテと普遍主義的平等アプローチの両立可能性を主張した。さらにアリミは、女性は「特定の個人の利益を代表することには全く関与しないし、特定のカテゴリーや協調組合の利益についても、全く関与しない」(Halimi 1997:193)ことについても注意深く主張し、たとえ男女同数立候補がパリテ法によって保障されようとも、男女の

議員が男女それぞれの市民を代表して政治を行うわけではなく、議員が男性であれ女性であれ、市民全体を代表する普遍的人間であることには変わらないことを論じた。

アリミに加えて、性別特性論的な論理でパリテ法を肯定した S.アガサンスキーも、パリテ法制定のために改憲が必要であることを、マスメディアや著書 (Agacinski 1998=2008)で示唆した。第 1 章でも述べたように、当時の首相ジョスパンの妻であり、著名な哲学者でもあったアガサンスキーは、フランスの世論形成に強い影響を与えうる立場にあった。アガサンスキーは、パリテ法が理論的にも実践的にもフランスの普遍主義的平等アプローチと両立可能なものであること、既存の不十分な普遍主義的平等アプローチの限界点を乗りこえるためにも、パリテ法を制定する必要があるという立場をとった。

人権宣言で規定されたいくつかの権利の平等は状況がもたらす事実上の格差を前提にしており、それをそのままにしている。……人権は必要で根本的な権利であるが、それだけでは十分ではない。公正という概念は平等という概念だけではくみつくせないものだからである。だから両性間の状況の格差を是正するために、特別な権利を保障したり、万人の抽象的形式的平等という原理をのりこえるような措置をとるべきではないか、検討する必要がある。(Agacinski 1998=2008: 223)

アガサンスキーの夫であった首相のジョスパンも同様に、パリテ法の制定のためには改憲 が必要であるという立場に立ち、首相としてパリテ法制定にむけた改憲を先導した。

3.1.2 普遍主義的平等アプローチを適切に実行する――パリテ法に改憲は不要であると考える立場

いっぽうで、パリテ法には賛成であるが、憲法改正は不要であるという立場をとる識者 もいた。本稿では、フランスにおけるパリテの提唱者のひとりであるフランソワーズ・ガ スパールの見解と、哲学者のブランディヌ・クリジェルの見解の2つについて検討する。

1992年に『女性市民たちよ、権力をとれ!――自由・平等・パリテ』を出版し、フランスにおけるパリテ法要求運動の先陣をきった社会学者フランソワーズ・ガスパールは、パリテ法を導入するための憲法改正の要求は「罠に落ちることである」と述べ、改憲には否定的な立場をとった。ガスパールによれば、パリテ法制定のためだけに憲法改正を要求することは、「現行憲法が男女平等を認めていないとみなすことであり、法的に見て問題がある」。さらにガスパールの考えからすると、パリテ法を制定するためには、「政治的に見ても、選挙法改正で十分である」。

ガスパールの主張はこうだ。パリテ法で規定されるパリテ(男女同数)義務は、「原則ではなく、平等原則の『適用』」であるにすぎないため、これを改めて憲法に書き込む必要はない。現行の憲法は、すでに男女の政治的権利の平等の原則について規定している。したがって、選挙の立候補について男女同数義務を定めるパリテ法は、新たに規定される原則

というわけではなく、すでに憲法が規定する男女平等原則がただしく「適用」されるよう、 その実効性を保障するものでしかないのである。

さらにガスパールは、フランスは 1982 年の憲法院判決の翌年に国連の「女性差別撤廃条約」を批准していることにも着目した。同条約を批准しているということは、アファーマティヴ・アクションを合法的なものと公式に認めていることを意味する。したがって、1982年のクオータ制に対して違憲判決が下された時からフランスの状況は変化しており、改憲という方法をとらなくとも、パリテの原則をもり込んだ選挙法改正は可能であるとガスパールは考えていたのである (Kriegel 1996=2002)。

ガスパールが憲法改正に賛成しなかった理由はもうひとつあった。彼女がめざすパリテの視座と比較すると、政府の推進していたパリテ法制定に先立つ憲法改正案は後退的であったのである。ガスパールにとって、政府が示した第三条改正(「法律は、選挙によって選出される議員職と公職への男女の平等なアクセスを促進する(favoriser)」)は、すでに現行憲法で確認されている 1946 年憲法の前文第三段「法律は、女性に対して、すべての領域において、男性のそれと平等な諸権利を保障する(garantir)」に比べて、男女平等の「保障」というパリテの目的に関して後退的だった。パリテは男女同数を「保障する(garantir)」ための制度であり、女性の政治参画を「促進する(favoriser)」ことによって男女不平等の是正を目指すクオータ制とは決定的に異なる意図のもとで設計された制度であった。ガスパールは、「憲法改正は、国会が女性に有利なアファーマティヴ・アクションを認める法案の採択を許可することにしかならない」という危惧から、現行憲法および「女性差別撤廃条約」をもとに、男女の政治的平等を確実に保障して実現しうるパリテ法を制定するべきだと考えていたのである(Kriegel 1996=2002)。

哲学者のブランディヌ・クリジェルも、パリテ法を制定するためには、既存の憲法やフランスにおいて憲法と同等の価値を有するフランス人権宣言の規定で十分であると考えていた。ただしクリジェルは、パリテ法を市民権の平等を保障する制度ではなく、人権の平等を保障する制度だと捉える点で、ガスパールのパリテ解釈とは異なる。クリジェルは、パリテ法が男女の人権の平等を保障する制度であるからこそ、既存の憲法や人権宣言によって基礎づけられるべきだと考えている。

クリジェルによれば、男女の政治的権利の平等は、市民権ではなく、人権にかかわる問題である。したがって、1982年のクオータ制違憲判決において「女性」が市民の一「セクション」として捉えられたことがそもそもの誤りであったし、クオータ制は本来人権の枠組みのなかで考慮されるべきものだったとクリジェルは論じる。

1982年(のクオータ制違憲――引用者)判決は、とりわけ前述の法律の第 260条の 2、「候補者リストにおいては、同じ性に属するものが 75%を超えてはならない」に向けられたものである。この法律を違憲とするために、憲法院は憲法第 3 条を統合的に援用した。「国民の主権は人民に属し、人民は、その代表者を通じて、およびレフェレン

ダム(国民投票——引用者)の方法によって、これを行使する。人民のいかなる部分も、いかなる個人も、主権の行使をわがものとしてはならない。選挙は、憲法に定められた条件にしたがって、直接または間接で行われる。選挙は、常に、普通、平等、かつ秘密である。」すなわち、女性は「人民の一セクション(une "section du peuple")」、一つのグループ、そして人々の中の一つのカテゴリーとして捉えられたといえる。「女性」が一人の個人と同一視されたことは、明らかに非論理的である。……この判決では、平等原則を示したものと考えられるフランス人権宣言第6条「すべての市民は、法律の下で平等であり、その能力にしたがい、かつその徳性および才能以外の差別を受けることなく、顕職、地位および公職に就くことができる」も同じように援用し……「市民としての地位から、何人にも当てはまる条件の下に、投票権および被選挙資格が導かれる……また、憲法的価値を有するこの原則は、すべての政治的選挙、とりわけ市町村議会選挙についても当てはまる。」(と判断している——引用者)。(Kriegel 1996 = 2002: 48、下線引用者)

市民権という観点から「女性であること」を検討するならば、それはいくつかのカテゴリーのうちの一カテゴリーであり、いくつかのグループのうちの一つのグループであり、憲法院の判決文にもあったように、「人民の一セクション」ということになる。ただし、ここでいう「人民の一セクション」とは、様々な宗教(カトリック、プロテスタント、ユダヤ教、イスラム教)団体や社会的な属性(起業家か、組合活動家か…)、さらには少数民族といったものと同義である(Kriegel 1996=2002: 57-58)。ここでクリジェルは、女性は本当に「人民の一セクション」なのかと問い直す。

人間として、「女性」は、白人か黒人か、背が高いか低いか、体調がよいか悪いか、といった身体的なカテゴリーではない。人間は人間であるかぎり、常に男性か女性なのである。女性は、平民か貴族か、農民か都市生活者か、地主か無産者か、といった社会における一つのクラス以上のものではない。女性は、人々のうちの一セクションではない……「女性であること」は、控えめな身分であること、あるいは偶然に区別されていることを意味しない。人間は、誰であっても男性か女性として生まれるのである。しかも、人間のこの属性は自らのアイデンティティとして、最初に出生届に書き込まれるものなのである。そこでわれわれは考え方を変え、次の点を強調すべきである。すなわち、女性が特別な存在であることを主張する点で、パリテが平等原則に反すると考えることは、パリテの要求の過程においては得策ではない。むしろ、パリテとは基本的人権の適用を求めることに過ぎず、その基本的人権においては平等原則が重要な位置を占めているのである。(Kriegel 1996=2002: 58、下線引用者)

クリジェルは、本質主義、つまり人間は男女二元的な存在であると考える点で、アガサン

スキーに近いパリテ法の解釈をしている。さらに彼女は、両性の平等、とりわけ政治的権利における平等は人権に基づいて保障されるべきであると考えている。そして、両性の人権の平等は既存の憲法で十分に規定されているため、改憲は不要だという結論を導き出した。

さらにクリジェルは、憲法院の判決が恣意的なものであり、フランス憲法やフランス人 権宣言には、クオータ制を合憲であると判断するにふさわしい条文をすでに有していることを、皮肉をこう込めて指摘する。

憲法院は、平等原則を援用するに際して、もはやフランス人権宣言第 1 条を適用することが有効だとは考えていない。「人は、権利において自由かつ平等なものとして生まれ、かつ生存し、共通の利益に基づくものではない社会的差別は、設けられない。」ましてや、1958年憲法においても確認される 1946年憲法前文第 3 段(「法律は、女性に対し、すべての領域において、男性に保障されたものと平等の権利を保障する」――引用者)との関連など、想起されていない。(Kriegel 1996=2002: 49)

クリジェルの指摘するように、フランス人権宣言第一条や、1946 年憲法前文第三段の内容 に照らし合わせれば、女性の人権を保障するためにクオータ制を導入するというのは、至極まっとうな判断だったということになる。しかし憲法院は、クリジェルの考えとは対照 的に、憲法第三条をクオータ制違憲の根拠として用い、「法律は、女性に対し、すべての領域において、男性に保障されたものと平等の権利を保障する」という平等原則があるのだから、クオータ制は「市民の平等という原則」に反すると判断した。

3.2 パリテ法反対派からの批判――性別二元論と普遍主義的平等アプローチの不和パリテ法制定のためには改憲が必要だと考えるアリミやアガサンスキー、そして既存の憲法や人権宣言に照らし合わせれば、パリテ法は十分に合憲な措置であると考えるガスパールやクリジェルはみな、パリテ法に賛成していたが、パリテ法という措置そのものに意義を唱えるパリテ法の反対派も存在した。パリテ法の反対派は、パリテ法のための改憲にも、パリテ法それ自体にも反対する立場をとっていた。ここでは、パリテ法反対派の見解として、クリジェルのパリテ法解釈を批判した政治学者のエヴリヌ・ピジエの、法理論にもとづいてパリテ法を批判する議論をとりあげる。

フェミニスト政治学者であるピジエは、パリテ法支持派たちと同様に、政治議会に女性が少ないことを憂慮していた。しかし彼女はパリテ法という解決方法については強く異議を唱え、パリテ法を推進することは、「敵の言葉」を話すことであり、致命的な誤りであると論じた(Pisier 1996=2002: 110)。

ピジエもパリテ法賛成派と同様に、フランス女性の政治参画の遅れを是正する必要性を 感じていた。ピジエは、憲法第三条において「女性は、『男性と同じ条件で』選出される」 ことが規定されていること、しかしフランス政治の現状は「政治家の女性蔑視、政党の役割あるいは公選職の兼職といった多様な要因が、選挙結果を条件づけており、それらは明らかに女性に不利な要因である」ことをみとめる。そして、「これらの『条件』に影響を及ぼすために正当な政治的解決を考えることができる」と考える立場から、既存の政界の男性中心主義的な構造・条件の矯正に賛同する(Pisier 1996=2002: 111-112)。

しかしピジエは、その「矯正剤」としてパリテ法は不適切だと考えている。なぜならば、彼女にとってパリテ法とは、政治代表についての法的な「矯正剤」に留まらず、「共和主義的な普遍主義からの根本的な批判を想定して」おり、「国民代表の意味を変え」(Pisier 1996 = 2002: 113)、男女二元主義の人権を確立しようとするものであるからだ。

ブランディーヌ・クリーゲル(ママーー引用者)は、「人はつねに黒か白であり、人である以上、男か女である」と書いている。それは奇妙な議論である。すなわち、普遍的な人間のゆえに、黒人と白人が交換できるならば、どうして男性と女性ではだめなのか。当然、性別より肌の色を交換することがより容易なわけではないし、それを目立たなくするのは法の力である。「人間が二元的であり、人間が男性と女性という二元的な形式の下でしか正当に代表されえない」ということを明示することにより、なぜ、生来の特性をあらゆる対価を払ってでも法的に再確立しようとするのか。(Pisier 1996 = 2002: 114-115)

どうしても人間の半数にあたる女性が、人間の他の半数にあたる男性よりも、本性または本質により、世の中の成り行きを変えることができ、あるいはそれを望むのだろうか。そのような実体論的あるいはたんに功利主義的な前提事項は、その選択の自由を取り上げ、女性の立場も民主主義の大義も進展させないだろう。国家を二つの種に分けることにより、パリテは女性を女性の本性にくくりつけるだけでなく、民主主義的な多元主義を隠し、政治的な選択の余地からあらゆる意味を失わせる。(Pisier 1996 = 2002: 120-121)

たとえ人間を男女二元的な存在と捉えたとしても、もちろん女性のなかにも分断はありうる。性別に起因する特性、いわば「女性の特性」といったものが本当にありえるのか、そうした特性がどういった成果をもたらしうるのかについてもピジエは懐疑的である。

強制的なパリテにより、よりよい法律を作成すると信じているのか。どんな法律なのか。どんな女性なのか。人工妊娠中絶に反対する闘士は男女同数から成っていないのか。「女性の間で」……「あらゆる立場からのコンセンサス」があると信じているのか。(Pisier 1996=2002: 118)

ピジエが男女二元主義や「女性の特性」を厳しく批判するのは、こうした論理が、女性を公的領域たる政治領域から排除し、私的領域に押し込める際にもちいられてきた、まさしく「敵の言葉」(Pisier 1996=2002:110)であるからだ。女性を排除した、男性だけの政治がフランスで成立していたのは、還元不能な女性の「本性」にまつわる、「女性の排除を長く持ちこたえさせた特殊な論拠」とそれに基づく公私二元論的なシステムから糧を得ていた(Pisier 1996=2002:114)ことは、本稿の第1章でも論じた通りである。

公的領域と私的領域の区別は、継続され、強化され、女性がその本性ゆえに政治的な支配に参加することが禁じられている公的領域から女性を排除し、その本性のゆえに女性が婚姻上の法律に従わされている私的領域に女性を閉じ込めた。(Pisier 1996 = 2002: 115)

ピジエはパリテ法によって、旧来の公私二元論や、性別役割の枠組みのなかに女性が回帰させられてしまう危険性を感じ取るからこそ、パリテ法に反対する。「いかなる民主主義的な政権獲得も男性的ではなく、投票箱の中では女性の票は男性の票と区別されない。普遍主義はそれらを混合し、パリテはそれらを区別する」(Pisier 1996=2002: 117) という観点から、ピジエは普遍主義的平等アプローチを支持する。

しかし、フランスの歴史を振り返れば明らかであるように、ピジエをはじめとするパリテ法反対派の普遍主義フェミニストが支持する、フランスに伝統的な普遍主義的平等アプローチでは、女性に不利な政治構造は一向に変化しなかった。結局、パリテ法の反対派は、既存の普遍主義的平等アプローチによる女性に不利な政治構造の打開策をうまく提示できないままだったのである。

3.3 パリテ法とクオータ制の違い

3.3.1 パリテ法のための改憲論争の帰結

ここまで検討を加えてきた、パリテ法を制定するための改憲に関する 1990 年代半ばから後半にかけて(1996~1998 年)の議論は、知識人や政治家の著書や学術論文において展開されたものである。いっぽうで、こうした議論と同時期あるいはやや遅れて、1990 年代半ばから 2000 年のパリテ法制定にかけて、新聞や週刊誌といったマスメディア空間を中心に、パリテ法やそのための憲法改正についての議論が盛り上がったことが知られている。マスメディア空間におけるパリテ法議論の詳細な検討は次の第 4 章にゆずるが、ここでは、マスメディア空間で交わされたパリテ法およびそのための改憲についての議論は、知識人や政治家の著書や学術論文の議論にひけをとらない、署名つきの精緻な論評の応酬で構成されていたことを述べておきたい(Julliard 2012: 121)。

マスメディア空間にまで伸展した、パリテ法のための改憲の是非をめぐる激論のすえ、1999年7月8日にパリテ法に先立つ憲法改正が成立した。この改憲によって、憲法第三条

四項に「法律は選挙によって選出される議員職と公職への男女の平等なアクセスを促進 (favorise) する」という新しい節が挿入され、さらに憲法第四条を修正して「各政党および政治グループは、法律が定める条件において、第三条の最終項が定める原則の実現に貢献する」ことが明示された。2000年には、この憲法改正をふまえて、一般にパリテ法と呼ばれている、「選挙による議員職および公職についての男女の平等なアクセスを促進するための2000年6月6日法律」が公布された。

パリテ法賛成派は、パリテ法とクオータ制の差異化に注力していたにもかかわらず、最終的に制定されたパリテ法のための改憲内容やパリテ法の条文の内容をみると、クオータ制とほとんど変わりがないものであった。改正された憲法の条文およびパリテ法と現在フランスで呼ばれている法律の正式名称では「パリテ」という言葉は用いられず「、「男女の平等なアクセス」を「促進する」という妥協的な表現が用いられてしまった。先述の通り、この「促進する」という妥協的な表現は、フランスにパリテの理念を紹介したガスパールが最も警戒していたものであった。加えて、パリテ法の適用範囲が極めて限定的であったことも、パリテ法賛成派のフェミニストの多くを落胆させた。パリテ法支持者たちが目指していた、男女平等な政治参画を全面的に保障し、男女平等を実現するパリテ法の実現には至らなかったのである。

3.3.2 パリテ法の意義――不平等の是正ではなく平等の実現

1999年の改憲内容と 2000年のパリテ法の条文だけみると、パリテ法はクオータ制と大差ない制度であるようにうつる。しかしフランスにおいて、単なるクオータ制ではなくパリテ法が、パリテという理念および憲法改正に裏付けられたかたちで制定された意義は大きかったし、パリテ法のその後の発展について考えても、パリテ法はクオータ制とは異なる目的と理念に基づく制度であることは明らかである。

パリテ法がクオータ制とは異なる形で、独自の特長を備えながら発展していったことの 具体的な事例検討についてはのちの第 6 章にゆずるが、ここでは、クオータ制とパリテ法 それぞれが基盤としている理念の相違点と、その相違に起因するパリテ法の特長および意 義として、クオータ制が不平等の「是正」を目的とする制度であるのに対して、パリテ法 は平等の「実現」を目的とする制度であることをあげておきたい。

クオータ制は、男女不平等な政治議会を「是正」するために、一定の候補者枠や議席を女性に「割当てる」制度である。もちろんクオータ制もパリテ法と同様に、男女平等な政治を実現するための制度であるが、積極的差別「是正」措置であるクオータ制は、男女平等実現のための経過措置としての色合いが強い。加えて、意思決定の場において少数派が影響力を及ぼすことができる最小値として提唱され、クオータ制の理論的基盤となった「クリティカル・マス」が30%という値だったこともあり、フランスがパリテ法を制定した1990年代に、世界でクオータ制として主に用いられていたのは、30%前後の男女不平等の「是正」のための部分的な割当枠だった。フランスにおいて1980年代に提案されたクオータ制

法案が30%あるいは25%の割当枠であったことも、クオータ制の限界点を裏付ける。

こうした時代的な制約があったなかで、フランスは大胆にも、世界に先駆け 2000 年に男女平等を「実現」するパリテ法を採用した。クオータ制の意義や効果について広く知られるようになった現在では、たとえば日本の隣国の韓国のように、50%のクオータ制²を導入している国もある。しかしパリテ法制定当時、男女同数制は世界でも前例のない、画期的で独創的な試みだった。

パリテという理念とその理念の憲法による担保を伴って、男女平等を「実現」するという意図のもとで制定されたパリテ法は、その後クオータ制とは異なる独特の発展を遂げる。たとえば、パリテ(男女同数・平等)原則は立候補者のみならず、議会の副議長団といった政治的意思決定の権力が集中する重要役職にも適用されるようになった。あるいは県議会議員選挙では「男女ペア立候補制度」が導入され、機会の平等と同時に結果の平等が保障されする制度へと発展を遂げた。こうした、パリテ法制定以降のパリテの独自の発展については、第6章であらためて検討を加える。

¹ 当時の左派と右派の駆け引きの結果、右派がパリテ法をみとめる条件として、パリテという語を条文および法律名に盛り込むことを拒否したためであるといわれている。

² 韓国では 2000 年代に数回にわたって政治関連法が改正され、現在は国政・地方のすべての選挙において、候補者クオータ制度(30%あるいは 50%)が適用されている。2002 年と 2004 年の政治関連法の改正によって、政党の拘束式比例代表候補者名簿の 50%を女性に割り当てることが規定された(申 2014: 148)。

第Ⅱ部 パリテと性差の「パラドックス」

第 I 部で確認したように、フランス独特の女性の政治参画推進制度であるパリテ法に対する賛否はフェミニストや知識人の間でも分かれていた。また、パリテ法は従来の普遍主義的平等アプローチや、男性中心的な人権と市民権(droits de l'homme et du citoyen)概念の限界点を乗りこえる可能性を秘めた施策であった一方で、男女それぞれの政治的権利の保障をめざしていたために、ときに性別特性論や異性愛主義と結びつけて論じられるという問題点もあった。

フランス女性の間で、権利と性差の意味づけの間にはつねにパラドキシカルな関係が存在した。そのパラドキシカルな関係は、シモーヌ・ド・ボーヴォワールの『第二の性』によって、女性は「第二の性」、つまり「第一の性」であり普遍的人間像の基準でもある男性から逸脱した性として扱われ続けていることが問題提起されて以来、フランス女性たちの間でいっそう強く意識されるようになった。そこで第II部「パリテの問題点と性差をめぐるパラドックス」では、第二波フェミニズム運動以降、フランス社会のなかででくすぶりつづけ、パリテ法をめぐる議論をきっかけに再燃した「人権」および「市民権」と性差のパラドキシカルな関係を、様々なデータを用いながら実証的に検討していく。具体的には、知識人・フェミニスト・一般女性市民それぞれがパリテ法に対してどういった見解を示し、パリテという男女平等理念をどのように解釈していたのかを、マスメディア報道、パリテを推進する女性市民団体で筆者が行ったフィールドワーク、そしてインターネット上にアップロードされている言説や画像といったデータの分析を通じて明らかにしていく。

第 4 章では、知識人・フェミニスト・一般女性市民それぞれのパリテ法に対する認識の 輪郭をつかむために、マスメディア報道記事の比較分析を行なう。1997~2001 年に全国版 新聞の Le Monde と Libération、フェミニスト誌 Nouvelles Questions Féministes (新フェ ミニスト問題)、そして大衆女性誌 Marie Claire と ELLE に掲載されたパリテ法やクオータ 制に関する記事を比較する作業を通じて、知識人・フェミニスト・一般女性市民それぞれ の立場のパリテ法に対する認識およびそれぞれの相違を具体的に描き出していく。

パリテ法の制定をめぐる議論の際には、全国版新聞や週刊誌といった一般紙誌が議論の重要なアリーナとなったことが知られている。一般紙誌に掲載されたパリテ法の議論は、基本的に法学者・政治学者・哲学者・女性学者といった専門家によるパリテ法を理論的に検討する内容のものが多く、社会科学の研究論文と同様に、署名つきの論評の応酬で構成されていたことが知られている(Julliard 2012: 121)。一般紙誌のこうした論争は、パリテ法をめぐる議論に一般市民の関心を集める役割を担ったと考えられる一方で、一般市民のパリテ認識が十分に反映したものであったとは考えにくい。実際、一般紙誌においてはパリテ法の制定に関する市民の意識調査結果は頻繁に報じられていたものの、市民の議論のアリーナとしては十分に機能していなかったことが指摘されている(Julliard et Cervelle 2013)。

一般紙誌におけるパリテ法関連報道にこうした限界点があった一方で、政治に縁遠いメディアだとみなされ、従来軽視されがちだった大衆女性誌において、パリテ法の議論が頻繁に報じられていた。そこで第 4 章では、これまでのパリテ法研究では見過ごされていた大衆女性誌のパリテ法についての報道を、一般紙誌やフェミニト誌に掲載されたパリテ法についての議論と比較することによって、一般女性市民がパリテ法に対してどのような認識を抱いていたのかを描き出していく。

第5章「異性愛主義とパリテの危険な結びつき」では、第4章で示した知見と併せて、パリテ法は女性のケア経験や母性を、女性が政治活動を行う源として再評価する契機となった反面、男女がペアとなるイメージや、男女の性役割を強調する本質主義的な論理として利用されうる危険性を内包していることを示す。そこで、第4章でその概要をつかむ、一般女性市民のパリテ法およびパリテの理念に対する認識をより実証的に明らかにするために、2種類の市民活動の場に着目する。

一つ目は、第2章でその活動内容に着目した、パリテを推進する女性市民運動団体 Elles aussi (女たちもともに) と、Femmes d'Alsace (アルザスの女たち) である。これら2つの 団体において筆者が実施したフィールド調査と、団体メンバーに対して行ったインタビュー調査をもとに、パリテ法を支持する一般女性市民たちは、パリテの理念およびパリテ法をどのように解釈しているのかについて検討する。

上記の女性市民団体の活動家に対する調査の結果から、パリテ法は保守的なジェンダー観とも親和性の高い平等理念であったこと、したがってフェミニストのみならずカトリック教徒の女性たちからも強く支持されていたことが示唆された。これを踏まえて、二つ目の市民活動の場として、同性婚反対運動団体 Manif pour tous (みんなのデモ) に焦点をあてる。Manif pour tous は「伝統的家族」の支持を目的に活動する、カトリック教徒を中心とした保守派の団体であり、フランスにおける同性婚法の制定過程で結成された。Manif pour tous は同性婚法に反対するために活動していたが、そのデモでは同性婚反対の根拠として「パリテ」という言葉および理念が頻繁に用いられ、その重要性についても言及がなされていた。フランスでは同性婚法の制定とほぼ同じスケジュールで、県議会議員選挙のパリテを強化するための「ペア立候補制度」についての法律も制定されたため、パリテが頻繁に引き合いに出されたのである。そこで Manif pour tous がインターネット上にアップロードしている言説やスローガンを記載した画像データにおいて「パリテ」という言葉がどのように用いられているのか、そのレトリックを分析し、Manif pour tous は「パリテ」を異性愛主義と同義として積極的に「誤用」していることを批判的に論じる。

第4章 パリテ法の制定をめぐる論争

――知識人・フェミニスト・一般女性市民

先の第3章では、1990年代半ばから後半にかけて、知識人や政治家が自身の著書や学術論文において展開した、パリテ法を制定するための改憲およびパリテ法の是非についての議論について検討した。こうした専門家の議論と同時期あるいはやや遅れて、1990年代半ばから2000年のパリテ法制定にかけて、新聞や週刊誌といったマスメディア空間を中心に、パリテ法やそのための憲法改正についての議論が盛り上がったことが知られている(Julliard 2012; Tavernier 2004)。

パリテ法の制定をめぐる議論の際には、全国版新聞や週刊誌といった一般紙誌が議論の重要なアリーナとなった。一般紙誌に掲載されたパリテ法の議論は、法学者・政治学者・哲学者・女性学者といった専門家が、パリテ法について理論的に検討する内容のものが多く、社会科学の研究論文と同様に、署名つきの論評の応酬で構成されていた(Julliard 2012: 121)。一般紙誌のこうした論争は、一般市民のパリテ法に対する関心を喚起する効果を持っていたと考えられるものの、学術的な論説を中心とした論争が、一般市民のパリテ認識を十分に反映したものであったとは考えにくい。実際、一般紙誌はパリテ法に関する市民の意識調査(たとえば、パリテ法のための改憲やパリテ法の賛否を問う統計調査)の結果を頻繁に報じていた一方で、市民の議論を掲載するアリーナとしては十分に機能していなかったことが指摘されている(Julliard et Cervelle 2013)。

また、マスメディアは男性偏重的な傾向を示すことも指摘されており (Debras 2003)、女性たちの議論に十分に焦点を当てるためには、女性を中心に構成されたメディアについても着目する必要があると考えられる。そこで本稿では、フェミニスト学術誌にも着目する。

加えて、パリテ法についての議論が盛り上がるなかで、従来は政治に縁遠いメディアだとみなされ、軽視されがちだった大衆女性誌において、パリテ法の議論が頻繁に報じられるという現象もみられた。そこで本章では、これまでのパリテ法研究では見過ごされていた、大衆女性誌のパリテ法についての報道を、一般紙誌やフェミニト誌に掲載されたパリ

テ法についての議論と比較し、一般女性市民がパリテ法に対してどのような認識を抱いていたのかを明らかにしていく。

4.1 パリテ法論争のアリーナとしての一般紙誌

パリテ法の制定過程では、マスメディアの報道が強い影響を与えた。パリテ法とマスメディア報道の関係に着目し、詳細な検討を加えた研究に、Virginie Julliard(2012)『マスメディア報道からインターネットへ—一論争の的のパリテ($De\ la\ presse\ à\ Internet:\ la\ parité\ en\ questions$)』がある。Julliard は 1993~2004 年に発行された全国版新聞($Libération,\ Le\ Monde,\ Le\ Figaro,\ L'Humanité$)や一般向けの週刊誌($Le\ Nouvel\ Observateur,\ L'Express$)といったマスメディア 1 において、「フランスの政界で女性の数が少なすぎる」ことがどのように取り扱われていったのかを検討し、パリテ法論争を大きく4つの過程に分類した。

第一局面(1993~1997 年)では、パリテ法をめぐる問題のテーマ化(la thématisation de la parité)が行われ、パリテ法がマスメディアにおいて、重要なテーマとして扱われるようになった。さまざまなフィールド出身の論客が、パリテ法とクオータ制のどちらがより適切な制度なのかを議論し、政府の「女性化(féminisation; 職場などにおける女性の進出や、女性職員の増加を指す表現)」について議論していた。第二局面(1998 年 7 月~1999 年 3 月)では、パリテ法賛成派の論客が、パリテ法制定のために憲法改正が必要であることを主張した。第三局面(1999 年 10 月~2000 年 3 月)では、さまざまな論客が、制定されたパリテ法の解釈について議論を展開した。第四局面(2000 年以降)では、パリテ法が政治の場、とりわけ選挙に適用されることによって、政治が「女性化」していく過程が報じられていった。各局面の具体的な論争内容は、以下の表 4.1-1 に示した通りである。

主要なメディアがパリテ法を大きく取り上げたことをきっかけに、パリテ法論争は激しさを増していったが、なかでも重要なメディア報道が2つあった。まず、1993年11月に、急進的フェミニスト団体から穏健女性団体までをつなぐ全国的なネットワークである「パリテのための女性ネットワーク」が、Le Monde 紙一面を買い取り、著名な知識人577人(女性289人と男性288人であり、この合計577人というのは下院の議席数である)が署名する「パリテな民主主義のための577人宣言」を掲載したことがある。この宣言は、「国と地方のすべての議会は男女同数で構成される」ことを規定するパリテ法の採択を求めるものであった(石田2014:97-98)。

そして、1996年に「パリテを求める 10 人宣言」が週刊誌 L'Express の巻頭に掲載され、元「女性の権利省」大臣のイベット・ルーディや、元厚生大臣のシモーヌ・ヴェイユ、そして元首相のエディット・クレソンといった女性政治家のなかでも実力者たち 10 人がパリテ推進の必要性をアピールした。上記 2 つのマスメディア報道は、パリテ法論争が巻き起こるきっかけとなり、1990年代半ば以降、一般紙誌にパリテが取り上げられる機会は一気に増加した。

	表 4.1-1 主要メディアで展開されたパリテ論争区分 Julliard (2012) をもとに作成								
	時期	具体的論争内容							
論	「正規」で国際的なアリーナである EU において、「民主主義のパリテ」についての考察がおこなわれる								
争	1989~1992 年	EU で男女平等推進気運が高まる。フランスにおける女性の政治参画の「遅れ」が明らかに							
以		なり、フェミニストたちの関心を高めるきっかけを作る。							
前		1992 年にパリテという言葉を広める契機となった図書『女性市民よ権力の座へ!自由・平							
		等・パリテ』が出版される。							
第	政治における女性の過小代表問題について、どんな解決策があるのか?								
_	1993~1997年	この時期の論争はさらに四段階に分けられる。							
局	パリテ・クオータ・	I. フェミニストなどの専門家集団たちがパリテの必要性を訴える。							
面	政府の「女性化」に	Ⅱ. パリテを制定するために憲法を改正する必要があるのかどうかについて議論が交わさ							
	ついての議論が蓄	れる。							
	積され、パリテをめ	Ⅲ. 制定すべきは男女間の厳密な数の平等を定めるパリテ(50%)なのか、それとも女性に							
	ぐる問題のテーマ	対する積極的差別是正措置としてのクオータ(30%)なのかについて議論が交わされる。							
	化が行われた時期	IV. 政界の重要人物のパリテ支持表明をうけて、パリテ制定に向けて政府が動き始める。							
第	パリテに至るために、	憲法改正は必要なのか?							
_	1997~1999年3月	論争がもっとも盛り上がりを見せた時期。同じ日付のものであっても、メディアによって主							
局	パリテ適用のため	義や主張は大きく異なっていたことが確認されている。論争の特徴は以下の3点。							
面	に憲法改正が必要	①法的・政治的観点に基づいた論争が、議会という枠組みを越え、マスメディア上で進展し							
	であることが議論	ていった。							
	された時期	②そういった論争はメディアによって仲介されたことによって激しさを増した。							
		③政府メンバーに限らず、さまざまなアリーナ出身の、多くのアクターたち(知識人・フェ							
		ミニスト活動家・法律家・言語学者)が新聞論壇などを通じ、この論争に介入した。							
第	候補者のパリテと当選者のパリテ、どちらを狙うべきか?								
三	1999~2000年	パリテ制定という政府の行動が社会的に受容され、パリテをめぐる論争の中心は、候補者の							
局	制定されたパリテ	パリテ/当選者のパリテどちらが適切かという問題に変化する。							
面	法の解釈をめぐる								
	議論が展開された								
	時期								
第	パリテの受容とその影響2								
匹	2000 年以降	この時期の特徴は以下の 2 点。							
局	パリテが適用され	①パリテという言葉が定着し、両性間の平等を実際・具体的に検討することを可能にする道							
面	ることによって、政	具として機能するようになる。							
	治が「女性化」して	②政治家が女性である、ということに対して過剰にポジティブな意味付けがなされるように							
	いく過程	なる。新しいステレオタイプが、メディアとその受容者によって共構築(co-construire)さ							

れる。

4.2 パリテ法論争の舞台

Julliard(2012)や Tavernier(2004)によれば、パリテ法の制定過程では、日本でも有名な Le Monde などの新聞や週刊誌といった一般紙誌(presse d'information générale)がパリテ法の賛否をめぐる論争のアリーナとなった。政府メンバー・知識人・フェミニスト・法律家・言語学者らによる論争が一般紙誌で展開され、世論でパリテ法推進の気運が高まったことが、パリテ法制定に有利に働いたのである。

ただし、一般紙誌は発行部数が多く、強い社会的影響力を持つ一方で、男性偏重的な傾向を示すこともある(Debras 2003)。パリテ法という男女平等を保障するための制度が、フランスで受け入れられた理由を明らかにするためには、一般紙誌以外の場にも目を向け、そこでパリテ法がどういったメンバーや論理によって支持・批判されていたのかを多角的に探ることも必要ではないだろうか。

そこで以下では、一般紙誌とは異なる議論を示した、①フェミニスト誌、②一般向けの女性誌という二つの女性メディアにおいて、パリテ法がどのように議論されていたのかを検討する。①については Nouvelles Questions Féministes (略称 NQF、『新フェミニスト問題』) のパリテ法賛成・反対それぞれの特集号に掲載された論稿を用いる。NQFは 1981 年にシモーヌ・ド・ボーヴォアールや、クリスティーヌ・デルフィといったフランスの著名なフェミニストによって創刊されたフェミニスト雑誌で、過去のフェミニズムの遺産を受け継ぎつつ、その理論の洗練と発展をめざす立場をとるメディアである。取り扱うのは、1994 年の La parité "pour"「パリテ『賛成』」号、1995 年の La parité "contre"「パリテ『反対』」号である。

②の女性誌のパリテ法議論は、これまで、あまり学術的研究の対象となっていなかった³が、女性誌はフランス女性にとって身近な存在であることから、注目に値するだろう。1997 年のフランス文化省調査によれば、46.7%のフランス女性が日常的に女性誌を購読⁴しており (Darras 2004: 276; Donnat 1998: 179)、女性誌は女性にとって最も身近かつ手軽なメディアのひとつであるといえよう。

本稿は、フランスを代表する女性誌である $Marie\ Claire\ (1937\ 4 に週刊誌として創刊、1954 年に月刊化) と <math>ELLE\ (1945\ 4 年創刊)$ を用いる。両誌ともに長い歴史を有することに加えて、フランス国内の女性誌年間発行部数ランキングで $10\ 6$ 位以内に入る5 人気雑誌でもあるため、両誌はフランス女性の関心を集めたと考えられる。なお、 $Marie\ Claire\ が月刊誌、<math>ELLE\$ が週刊誌でありメディアの性格上の違いは多少あるが、以下の図 4.1-1 に示すように、両誌の主たる読者層は共通しており、アッパーミドル~ハイクラスの女性である(Darras 2004: 284)。

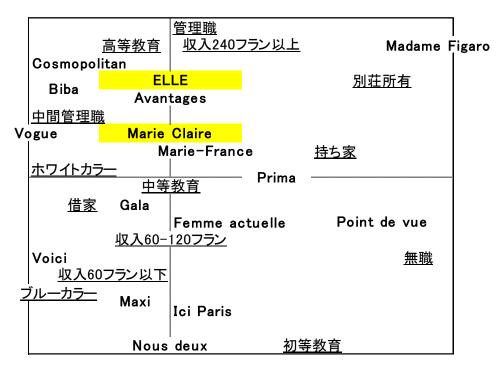


図 4.1-1 2000年の女性誌購読者の社会階層と教育水準との関係性

出典: Darras (2004) の図をもとに筆者作成。

以下では、①パリテ法の制定をめぐる論争の主たるアリーナであった一般紙誌の議論、②女性の政治的権利の進展という観点からパリテ法を理論的に精緻に検討したフェミニスト誌の議論、そして③パリテ法を一般女性市民にとっても親しみやすい形で報じた女性誌の議論を順に検討していく。

第3節ではまず、パリテ法論争が起きた問題背景を整理する。1970年代のフランス女性解放運動以来、フランスのフェミニトの間で「性差」の解釈はつねに分かれていたことを確認したうえで、こうした分断がパリテ法をめぐる論争でも生じていたことを、パリテ法の制定をめぐる論争の主たるアリーナであった①一般紙誌のパリテ法関連報道記事を引用し考察を加えながら明らかにしていく。

続く第4節では、①の一般紙誌のパリテ法論争に特徴的だった「性差」の解釈の分裂は、 女性メディアにおいても見られたのかを検討する。そのために、②フェミニスト誌と、③ 女性誌という 2 種類の女性メディアに着目し、それぞれのパリテ法関連報道の特徴を考察 する。上記の考察をふまえ、第4節の最後では、一般女性市民のパリテ法に対する認識と、 ①および②で論争を展開した知識人のパリテ法に対する認識はどのように異なっていたの かを論じる。

4.3 「性差」の解釈によるフェミニストの分裂――パリテ法論争の背景 フランスのフェミニズムは、1970 年代のフランス女性解放運動(MLF)以来、「性差」 の意味づけや解釈について、「両性の類似が優位にあるヴィジョンと相違が支配的なヴィジョン」(Fraisse 1996=2000:142)で大きく二分されている。両性の類似性を重視した普遍主義フェミニズムはパリテ法に反対し、相違を強調した差異主義フェミニズムはパリテ法を支持したことは、先の第1章で論じた通りである。

一般紙誌のパリテ法論争を検討するにあたり、フランスに特徴的な、MLF 以来のフェミニストの分裂について改めて説明する。フランスにおいて、フェミニストが目立った活躍をはじめたのは、「新世代」と呼ばれた若者が台頭した 1965 年、そして 1968 年に起きた政治的・社会的・文化的な反政府運動である「五月革命」と、その中で芽生えたフランス女性解放運動(MLF; Mouvement de Libération des Femmes)がきっかけだったといわれている。MLF はもともと、さまざまなフェミニストの運動として発足したが、次第に「平等派」と「差異派」の二派に分裂した(図 4.1-2)。

1968年 5月革命

1968年5月にパリの学生運動を発端に、 フランス全土に広がった社会変革を求める 大衆左翼運動。

1970年前後 MLFの誕生

のちに大学教授・思想家・作家・ジャーナリスト・欧州議会議員などになっていく超インテリ層の女子学生を中心に始まる女性解放運動



デルフィ率いる「平等派」

リプロダクティブライツの要求 大衆的な運動の拡大 フェミニストを自認



フーク率いる「差異派」

「精神分析と政治」をテーマとする 理論の深化を重要視し閉鎖的集団内で発展 反フェミニズム

図 4.1-2 MLF のおこりから分裂までの流れ

出典:筆者作成。

まず、「平等派」と呼ばれる、避妊や人工妊娠中絶の権利を求め、デモや集会といった、時にラディカルな直接行動を用いながら、MLFの運動を率いたグループの特徴を述べる。このグループは、私的領域における女性の権利を要求し、多くの女性を巻き込みながら運動を展開したことが特徴である。その代表的なリーダーには、クリスティーヌ・デルフィがいる。「平等派」のフェミニストは、性差は社会的に構築されるものであると主張し、市民という資格に関しては戦略的に差異、つまり性差を認めない立場を堅持した。彼女たちはボーヴォワールの『第二の性』の思想を継承し、哲学者・性医学者・精神分析学者の男性中心主義を論破し、女性が歴史上受けてきた不当な扱いを、市民に性差をみとめない普遍主義的平等アプローチによって乗りこえようとする立場をとる。もちろん「平等派」の

フェミニストも、男性と女性の間にまったく差異がないと考えているわけではない。ただし、男女の差異を認めることが、現在の社会にある男女間の不平等を正当化することに繋がってしまうおそれから、市民に性差を認めないという戦略上の立場をとったのである。パリテ法論争の際には、MLFの時代の「平等派」の思想を受け継ぐエリザベート・バダンテールをはじめとする普遍主義フェミニストたちが、パリテ法に激しく反対したことは先の第1章および第3章で述べた通りである。

つづいて、「差異派」と呼ばれるグループについて取り上げる。「差異派」は「平等派」とは対照的に、性差を積極的に認める方法で女性の権利の保障を試みた。パリ第 8 大学のアントワネット・フークに代表されるこのグループは、「プシケポ(精神分析と政治)」という名称をもつ。プシケポの名称が指す通り、「差異派」は、精神分析や言語学の研究成果に立脚して、性差の意味を積極的に認める理論の深化をめざした。「差異派」は、女性性という本質を認める問題意識のもと、女性解放運動の目的は、女性が男性と同じになることではなく、女性・男性という別々のアイデンティティを互いに認め尊重するようになることであると主張した。

フランスのフェミニズムの「差異派」は、欧米の女性解放運動のなかでは特殊なグループに位置づけられる。欧米の女性解放運動の主流は、先にあげた「平等派」のように、女性の「本質」を否定し、女性が女性として強いられてきた役割や、「女性らしさ」とされてきた多くの特性の抑圧から自由になることを目指していた。しかし「差異派」は、男女の特性を認めつつ平等を求めるアプローチをとった。加えて「差異派」は、理論的発展を最重要課題とし、インテリ傾向の強い閉鎖的グループ内で独自の発展をとげたため、欧米の女性解放運動の特徴とされる、一般市民を巻き込んだ大規模な拡大はしなかった。

「差異派」のグループは特殊かつ閉鎖的な歴史を有していたが、パリテ法論争の際には、「差異派」の思想を受け継ぐ、シルヴィアーヌ・アガサンスキーをはじめとする差異主義フェミニストたちがパリテ法を正当化するために用いた論理が、市民から強い支持をうけたのである。

4.3.1 普遍主義フェミニズムの立場

つづいて、MLF 時代の「平等派」に源流をもつ普遍主義フェミニズムのパリテ議論を検討する。普遍主義フェミニズムは、男女問わずに存在する普遍的類似性というものを尊重する。エリザベート・バダンテールが代表するこの立場の土台には、フランスにおける女性解放運動の歴史があった。フランスにおいては、1949 年にシモーヌ・ド・ボーヴォワールが『第二の性』を著し、母性は女性の第一定義ではないと主張したことでやっと、女性が性的ステレオタイプから解放されるための知見が示された(Badinter 2003=2006: 27)。ゆえに普遍主義フェミニストは、性差を強調することを、母性信仰を復活させ、過去のフェミニズムの成果を損なう「退行」(Badinter 2003=2006: 131-165)と考えるため、男女の不平等も、男女問わずにある普遍性に基づき、漸進的に解決されるべきだと考えており、

パリテ法には反対していた。

普遍主義フェミニストは、両性の普遍的類似性を重要視する点で、伝統的な共和主義者、つまりフランス共和国の伝統である普遍主義的平等アプローチを支持する人々と、パリテ法反対の基盤を共有していた。よって普遍主義フェミニストたちも、共和主義者たちと同様に、パリテ法のためだけに憲法を改正し、普遍的市民像を性別で分割することに強く反対していた。Le Monde 紙に掲載されたバダンテールの「女性クオータ制に反対する」という論稿(E. Badinter, "Non aux quotas de femmes", Le Monde, 12 juin 1996.)では、パリテ法はクオータ制の一種であり、フランスに伝統的な普遍主義的平等アプローチにそむく制度であるとみなされ、パリテ法のために憲法を改正することが厳しく批判されていた。

ただし普遍主義フェミニストは、パリテ法をめぐって複雑な立場にも置かれていた。彼女たちは、男女の政治的平等を実現するために、過去に女性が政治から排除されてきた根拠だった「性差」に訴えるのは許し難いと考える一方で、後述する差異主義フェミニストと同じく、フランス女性の政治参画の遅れを憂慮してもいたからだ。普遍主義フェミニストは、パリテ法の理論的整合性と仏女性の政治参画の遅れの間で板挟みになったのである。

4.3.2 普遍主義フェミニストの妥協案

そうした中で、一部の普遍主義フェミニストは、平等のために「性差」に訴えかけるというパリテ法の理論的問題点を不問にし、その制度的有効性からパリテ法を支持する態度をとった。その一人が、1970年代のMLF以来のフェミニストであり、歴史哲学者でもあるジュヌヴィエーヴ・フレスである。フレスは普遍主義フェミニズムの理論的基盤を有する一方で、女性の権利省で庁間連絡担当官を務め、様々な庁と連携しながら女性の権利状況の改善に取り組む政治的アクターとしての役目も担っていた。こうした立場にあったフレスは、Libération紙の論稿「パリテは社会的平等ではない」において、「パリテは実践としては正しいが、理論上は間違っている」と論じた(G. Fraisse, "La parité n'est pas l'égalité sociale", Libération, 19 décembre 1998.)。つまりパリテ法の論理には賛同しないが、男女の政治的平等を実現するためにパリテ法を支持する立場をとったのである。こうして普遍主義フェミニストの一部は、妥協案ともいえる「プラグマティズムの」普遍主義(M. V. Renterghem, "La parité est un habit de l'égalité"「パリテは平等のためのユニフォーム」, Le Monde, 22 avril 1999.)に行き着いた。

4.3.3 差異主義フェミニズムの立場

本項では MLF 時代の「差異派」に源流をもつ差異主義フェミニストのパリテ議論を検討する。普遍主義フェミニストとは対照的に、差異主義フェミニストは「性差」を尊重し、「性差」を他の特性(例えば人種・宗教・出自)に優越する特性とみなす。差異主義フェミニストの理論的基盤には、人間は男女からなる、という男女二元主義があり(Bereni et Lépinard, 2004: 81-82)、人間が男女からなる以上、政治代表も男女から構成されるべきだ

と考え、パリテ法を支持していた。

差異主義者は、パリテ法論争において「性差」の解釈をめぐりさらに二分されており、ひとつが、性差を本質的なものと考える立場、そしてもうひとつが、性差を文化的・社会的なものと考える立場だった(Jullaird 2012: 132-137)。本稿では糠塚(2005, 2007)の日本語表現にならい、前者を差異本質主義、後者を文化的差異主義と呼ぶ。なお、本項では差異本質主義者のパリテ法支持議論についてとりあげ、文化的差異主義者のパリテ法支持議論については、つづく第4節で取り上げる。

差異主義の立場からパリテ法支持の議論を率いたのは、フランス国内で強い影響力を持っていた哲学者シルヴィアンヌ・アガサンスキーだった。アガサンスキーは社会科学高等研究院の教授だったことに加えて、パリテ法を強力に推進していた当時の首相、リオネル・ジョスパンの妻でもあったため、当時のフランス社会では有名なオピニオンリーダーだった。アガサンスキーは *Le Monde* の論稿「性の消去に反対する」において、人間には二つの本質的な形がある(Agacinski 1998=2008: 240-241; S. Agacinski "Contre l'effacement des sexes", *Le Monde*, 6 février 1999.)と主張し、「生命を誕生させるためにはことなるふたつの性の存在が必要かつ十分な条件」(Agacinski 1998=2008: 11)という男女の生殖における補完性を根拠に、差異本質主義の立場をとった。

さらにアガサンスキーは、自身の著書において、女性の出産の経験を特権化し、母性を女性の本質とみなす論理を展開した(Agacinski 1998=2008: 93-118)。性差や母性に訴えかけるアガサンスキーの論理は、普遍主義フェミニストからは厳しい批判を浴びたものの、そのシンプルさ・明快さから徐々にフランス国民の支持を得ていった。

アガサンスキーの差異本質主義の議論がフランス国内で当時人気を得た背景には、パリテ法の制定と同時期に重要な政治アジェンダとなっていた、パクス法(Pacte Civil de Solidarité・民事連帯契約)があった。パクス法は、婚姻より緩やかな規則に基づき、婚姻に準ずる法的権利を同性あるいは異性のカップルに認めるパートナーシップ制度である(Percin 2001=2004)。パクス法は同性・異性両方のカップルに適用されるパートナーシップ制度であるが、その制定時には、同性婚合法化の代替案としての色合いが強かった。そのため、パクス法制定を契機に、異性愛を基盤とした既存の社会秩序が崩壊することを恐れた保守層は、男女の生殖における補完性に基づいてパリテ法を正当化するアガサンスキーの論理を支持したといわれている(Scott 2005: 119)。

4.4 女性メディアのパリテ法議論

4.4.1 フェミニスト誌のパリテ法反対の論理

フェミニスト誌のパリテ法反対派の議論は、一般紙誌と似通っており、普遍主義をもと にパリテ法とそのための憲法改正を批判していた。例えば、政治理論とジェンダー学の研 究者のヴァリカは、パリテ法という「魔法のような解決策」には警戒すべきだと述べ、そ れは憲法に男女の「分裂」を書き込むことによって、女性の排除が制度的・永続的になる リスクを負うことになるからだと主張した (NQF, 1995, 16(2), p.118)。

社会学者のトラートは、「生物学的性差を憲法に書き込もうとすることは、生物学的なものと政治的なものの間に直接的な連続性を見出すことになる……これはかえって、女性を家庭のような特定の専門領域に閉じ込め、そういった領域外の労働市場や政治から排除する、あらゆる言説を正当化する危険を冒す」(*NQF*, 1995, 16(2), p.132)と述べ、生物学的性差に訴えかける、差異本質主義的な考えへの危機感を示した。

さらにこれらの論者たちは、パリテ法に反対するのみならず、その代替案を示してもいた。ヴァリカは、女性というカテゴリー内にもヒエラルキーはあり、女性独特の利害などないことを指摘し(NQF, 1995, 16(2), p.99)、人間を男女に分断するパリテ法ではなく、男女を含めた多様な視点から政治計画を練り上げていく、左派的な方法こそが解決策として適していると論じた(NQF, 1995, 16(2), p.121)。またトラートは、比例代表制選挙の増加・議員の兼職禁止・政治代表の労働時間の縮減など、男性エリート中心的な政治構造の変革が必要だと述べた(NQF, 1995, 16(2), p.135-136)。これらの提案は、フランス政界の構造的問題を捉え、その是正を目指すものではあるが、パリテ法のようにフランス政界の仕組み自体を作り変えるものではない。そもそもフランスでパリテ法が提案されたのは、こうした是正がなかなか実現せず、女性の政治参画が大幅に遅れていたからだった。それなのに今更、漸進的是正策で男女平等な政治参画を実現しうるのかは疑わしい。

フェミニスト誌のパリテ法反対派の議論では、一般紙誌と同様の普遍主義に基づく丁寧 なパリテ法批判に加え、パリテ法の代替案が示されたという特徴があった。しかし代替案 の具体的な実現可能性について十分に提示できてはいなかったといえよう。

4.4.2 フェミニスト誌の差異本質主義への警戒

フェミニスト誌では、一般紙誌とは対照的に、パリテ法反対派のみならず支持派も、差異本質主義を批判的に論じていた。例えば、パリテ法のためのNGO組織 Arc-en-Ciel と緑の党で活動するリピエッツは、差異本質主義ではなく文化的差異主義の立場からパリテ法を支持することを強調した。

必ずしも、女性たちが「生まれつき(par nature)」異なっていると言いたいわけではない。少なくとも、ジェンダー的なことについて考えている。「(男性たちとは――引用者)違うやり方で女性たちは生きているのだから、女性たちはお偉方とは異なった風に振る舞うと思う」というように……これは明らかに「本質主義」には立脚していない(とはいえ…)。(NOF, 1994, 15(4), p.49)

第二波フェミニズム運動の成果を踏まえつつ、女性の政治的権利の保障をめざすフェミニスト誌の製作者および読者からすれば、過去のフェミニズムの成果を損なうおそれのある、

母性主義的で本質論的な特徴をもつ差異本質主義は受け入れ難かった。よってここでは、 差異本質主義と文化的差異主義が丁寧に区別され用いられていた。しかし、リピエッツの 「とはいえ…」というためらいの言葉からも分かるように、たとえ「ジェンダー的な」性 差を支持するにしても、それと本質的な性差をはっきり切り分けるのは難しく、フェミニ スト誌上で性差を称揚することには戸惑いが伴ったと考えられる。

パリテ法をフランスで最初に提唱したフェミニストの一人であるガスパールは、「女性はその性別ゆえに集団的に政治から排除されてきたのだから、女性として市民権の平等や政治制度への統合を求めるべき」(*NQF*, 1994, 15(4), p.41) だと述べるに留まり、パリテ法と性差の結びつきを明確には示さなかった。第 1 章で詳しく述べた通り、パリテ法をフランスで最初に提唱した、ガスパールをはじめとするフェミニストたちは、「性差」にどんな意味も認めなかった。彼女たちは、女性だけが政治から排除されていることを批判し、政治代表を「脱性化」するために、男女同数、つまりパリテの選挙候補者が必要だと論じた。

パリテの提唱者であるガスパールも、リピエッツ同様、パリテ法が差異本質主義と結び 付くことに対しては強い警戒を示した。

フェミニストたちは、つねづね性の本質化に抵抗していた。(性の本質化が——引用者) 差別を生み出す結果になることを危惧しながら抵抗活動を行い、パリテの中に平等に 向かう道のりを見出していた。(*NQF*, 1994, 15(4), p. 41-42)

ここまで論じてきたように、フェミニスト誌では、過去のフェミニズムの成果を損なわぬよう、文化的差異主義や、女性の政界からの排除の是正を根拠に、パリテ法が正当化されていた。ここでパリテ法は理論的に正しいものとみなされていたため、「プラグマティズムの普遍主義」のような、パリテ法に理論的欠陥を認める、妥協的なパリテ法支持議論は見られなかった。

4.4.3 女性誌のパリテ法支持と「あいまいな本質主義」

一般紙誌やフェミニスト誌と同様に、女性誌でもパリテ法は大きく取り上げられていた。 1997 年 1 月~2001 年 6 月に発売された Marie Claire (月刊誌)と ELLE (週刊誌)を筆者が実際に閲覧し確認したところ、パリテ(parité)やクオータ(quota)という単語をタイトルや本文中に含む記事は Marie Claire に 15 件、ELLE に 48 件あった。もともと美容・ファッション・料理といった娯楽情報の提供を主目的とする大衆女性誌に、これだけのパリテ法関連記事が報じられていたことから、一般女性誌の読者のパリテ法に対する関心は高かったことがうかがえる。ただし、女性誌のパリテ法報道は、一般紙誌およびフェミニスト誌のパリテ法報道とは異なる特徴を有していた。

女性誌の場合、普遍主義や差異主義の理論に基づく議論は少なく、パリテ法制定のための憲法改正もほとんど争点になっていなかった⁶。その代わりに女性誌では、女性政治家が

自分自身の経験をもとにして女性政治家の美点を語ったり、パリテ法の有効性を語ったりするインタビュー記事が多く見られた。例えば、政府でパリテ法制定の立役者となった法務大臣のエリザベート・ギグーは、政治代表に必要な資質の一つとされる「野心」について次のように述べている。

野心を否定しないでほしいのです、男性と同様に女性も持っています。野心というのは単に何かやってみたいという思いですからね。それでも、女性の野心の性質は(男性とは——引用者)違うように私には思えます。私の知っている女性政治家はみな、変革したいという思いを持っていますよ。(*Marie Claire*1997 年 11 月 p.33)

さらにギグーは、「女性が必ずしも奇跡を起こすわけではない」と断りながらも、「女性は他者のために時間を割いていますから(女性が政治を行うことで――引用者)生活がより思いやりあふれ(humaine)、より身近なものになるでしょう」(*Marie Claire*1997 年 11 月 p.36)と、女性政治家による社会変革の可能性を示唆し、パリテ法について以下のように答えた。

(パリテ法は不可避の手段ですか、という質問に対して――引用者)強制しなければならないという結論に行き着きました。女性内部からの積極的態度や政党の自発的意志をあてにしましたが、20年・30年が過ぎても、うまくいっていません。人間は男女から成るものです。半々なのです。(*Marie Claire*1997年11月 p.36)

ギグーは、男女の「野心」の性質の違いについて述べたり、人間は男女からなる半々な存在である、という本質主義的な主張をしたりする一方で、日々他者のケアを行うという社会文化的な経験をもつ女性が政治参画することによって、社会が変革されるとも述べる。

また雇用・連帯大臣のマルティーヌ・オブリは、近く実施予定だったリール市議会議員 選挙に社会党の候補者名簿のトップとして出馬する際には、名簿をパリテにするつもりだ と語り、男性と女性の政治家の違いについて次のように述べた。

率直に言うと、(男女の――引用者)違いは弱まっていて、若い男性政治家は女性に近いと思います。でも本質的な違いとして、男性政治家が権力を好むのは、それが権力であるがゆえなのに対し、女性は物事を変革するために権力を求めるということがあります。それから二つ目の違いとして、女性は自分の家族とか近親者とかいった他者のことで忙しいということがありますね。(*Marie Claire* 2000 年 9 月 p.32)

ギグー同様オブリも、男女の性質、とくに道徳性の本質的な違いに言及する一方で、女性 が他者をケアする経験、つまり文化に関連づけて女性政治家を称揚してもいる。ここでは 差異本質主義と文化的差異主義がない交ぜになった、いわば「あいまいな本質主義」が用いられている。

女性誌の編集者もこうした議論に肩入れし、女性たちが有するのケアの経験や道徳性と 政治を結びつけて語っている。

日々の現実生活と密接な関わりをもつ女性たちは、政治に人間味をもたせる (humaniseront)だろう。社会党のパリ市議候補者 (candidate à Paris) ……リーヌ・コーエン=ソラルは、「私はよく、鞄の中に鶏の生肉を入れて社会党会議に出席します。ある時点で私は『さようなら、私は家族に食事を与えるために戻ります!』と言わなければならないわけですよ」と説明する。「男性たちがこの類の問題を抱えることは全くありません。私たちは彼らと同じ仕事をすることができますけれど、いつもこれが念頭にあります」。(*ELLE* 1997 年 5 月 12 日号 p.88)

ここでは、仕事と家庭の両立問題が女性独特の問題として捉えられ、こうした「現実生活」を女性が政治に持ち込むことで、政治は人間味を持つと論じられている。女性誌の編集者が、実際に差異主義フェミニズムを念頭に記事を構成していたのかは定かではない。しかし女性誌では結果的に、女性政治家の語りを通じて、差異本質主義と文化的差異主義両方の特徴を持つ「あいまいな本質主義」の論理が展開されたのである。

4.4.4 親しみやすい女性誌の議論とその限界点

女性誌では、普遍主義の立場からパリテ法を批判したり、差異本質主義の危険性について論じたりする議論はみられず、パリテ法の理論的検討が保留されたまま、「あいまいな本質主義」の論理を用いて、パリテ法を肯定する議論が主流となった。ここから、女性誌のパリテ法議論は、理論的には不完全だが親しみやすいという特徴を持つことになった。

この特徴を如実に示す例として、女性誌におけるパリテの「濫用」があげられる。女性誌では、ボクシング・スポーツ・喫煙といった大衆文化についてまで、パリテ(男女平等・男女同数)が論じられたのである。例えばボクシングの場合、フランスでは女子プロボクシングが禁止であるにも関わらず、女子ボクサーが増えていることを報じ、「しかしまあ、ボクシングのパリテは最緊急の課題ではなかっただろうけれど…」(Marie Claire1999 年 12月 p.65)と記事を締めくくった。スポーツの場合、「パリテ、努力の後に…」というタイトルのもと、1896年のオリンピックでは女性の参加が違反だったこと、2000年のシドニーオリンピックでは参加者一万人のうち、女性が4,000人いることをあげ、「ほとんどパリテ!」と女性の増加を祝福した(Marie Claire 2000年5月号 p.85)。

最も興味深いのは、パリテ達成を嘆く表現さえ見られたことだ。「喫煙のパリテ、ああ!」 と題された記事では、「喫煙の男女格差 (disparités) は賃金格差よりも速くあいまいになっ ていく。1970 年、男女間の消費差は 31 ポイントだったのに対し、今はもう 8 ポイントし かない」(*ELLE* 2000 年 6 月 5 日 p.26) と、悪い意味でのパリテ達成が紹介された。これらの例では、パリテという言葉が単なる男女同数を意味するキャッチフレーズとして用いられており、パリテの本来の理念であった、政治をはじめとする意思決定の場の男女平等の保障あるいは実現という意味合いは含まれていない。

なぜ、一般女性誌においてはパリテ法に対する理論的検討がなされず、親しみやすい議論ばかりだったのか。この理由を考えるにあたり、1960~1990年代のフェミニスト・ミニコミ誌を分析したフェミニストのメディア研究者エル・ヤマニの指摘が参考になるだろう。エル・ヤマニは、フェミニスト誌と女性誌は全く異なるものだと述べ、「私が女性誌と呼ぶものたちは、フェミニストであると思い上がり……極端にポジティブな見方でフェミニズムを語り、私たちの社会における『解放された女性』というイメージをひけらかした。それは例えば、フランスの Marie Claire や ELLEであ」る(El Yamani 1998: 14)と女性誌を厳しく批判している。つまり女性誌は、自誌が「解放された女性」の代弁者だというイメージを読者に示すために、フェミニズムのポジティブな面を誇張し、上滑りな議論を展開しているというわけである。

エル・ヤマニの指摘を、パリテ法をめぐる議論にも当てはめて考えるならば、女性誌にとって、普遍主義の立場からパリテ法とそのための憲法改正を議論したり、パリテ法と本質主義的価値観の繋がりを批判的に論じたりしてもあまり意義はなかったはずだ。これらは、「パリテ法がもたらしうる女性解放」という明るい展望に水を差し、女性誌が目指す「解放された女性の代弁者」というイメージを損なうものだからである。また逆に、パリテ法のポジティブな面を強調する議論は、そうしたイメージの強化に役立っただろう。

たしかに、女性誌のパリテ法議論には上滑りなところがあったかもしれない。しかし、だからこそ、一般女性民にとっても親しみやすく・分かりやすい形で、パリテ法の魅力をその読者に伝えることができたという、ある種の逆説があった。つまり、女性誌は理論的検討を避けたおかげで、パリテ法の要点である、「男女同数」、「女性の政治参画の必要性」、そして「女性が政治や社会を変革する可能性」をストレートに読者に伝えることができたのである。ただし、こうした女性誌の姿勢が、結果として、フェミニストが歴史的に積み重ねてきた差異本質主義との闘いの成果を損なうものとして作用した可能性については、検証が必要であろう。パリテ法の差異本質主義的解釈がもたらした危険性については、続く第5章で検討を加える。

1 それぞれのマスメディアの性格は以下の通り。

<新聞>

- ・ Le Monde: 中道左派系でインテリ層向け紙。
- · Le Figaro:右派系一般紙。
- · Libération:新左派系一般紙であり、特にパリで人気が高い。
- L'Humanité: 共産党の大衆紙。

<週刊誌>

- Le Nouvel Observateur: 左派系でインテリ層向け。
- · *L'Express*:中道保守系。
- ² この第四局面について、Julliard(2012)は新聞・雑誌以外にインターネット上のウェブサイトを分析対象に加えている。
- ³ Julliard (2012: 198-200) は、2000 年に *Marie Claire* に掲載された 3 つのパリテ法関連記事を分析しているが、これは一般紙誌の報道と比較するための補足的なものに留まっている。
- 4 この調査において「日常的な女性誌購読者」は「 2 、 3 号につき 1 号は購読している者」を指した。
- ⁵ 本稿は 1997 年以降の *Marie Claire* と *ELLE* の議論を取り上げるが、1997 年のフランス女性誌年間発行部数ランキングで、 *Marie Claire* は 6 位(43.5 万部)、 *ELLE* は 7 位(30.1 万部)(Charon 1999: 60)だった。
- 6 女性誌における最大の改憲論争として *ELLE* 1998 年 6 月 22 日号 p.24 がある。「10 人の女性にパリテ法案について問う」この記事には、改憲賛成派と反対派五人ずつの意見が掲載され、バダンテールも登場した。ただし、ほんの 1 ページの記事だったため、論争というには不十分なものだった。

第5章 異性愛主義とパリテの危険な結びつき

先の第 4 章では、一般女性市民のパリテ法およびパリテの理念に対する認識と、そうした認識と性差の意味づけの関連性について、「あいまいな本質主義」というキーワードを用いて論じた。第 5 章「異性愛主義とパリテの危険な結びつき」では、第 4 章でその概要をつかんだ一般女性市民のパリテの理念およびパリテ法の認識をより実証的に明らかにするために、二種類の市民活動の場に着目する。一つ目は、第 2 章でその活動内容に着目した、パリテを推進する女性市民運動団体 Elles aussi (女たちもともに)と、Femmes d'Alsace (アルザスの女たち)である。これらの団体において筆者が実施したフィールド調査と、団体メンバーに対して行ったインタビュー調査をもとに、パリテ法を支持する一般女性市民たちは、パリテの理念およびパリテ法をどのように解釈しているのかを明らかにしていく。

女性市民団体の活動家に対する調査の結果から、パリテ法は保守的なジェンダー観と親和性の高い平等理念であったこと、したがってカトリック教徒の女性たちからも強く支持されていたことが示唆された。これを踏まえて、二つ目の市民活動の場として、同性婚反対運動団体 Manif pour tous (みんなのデモ)に焦点をあてる。Manif pour tous は「伝統的家族」の支持を目的に活動する、カトリック教徒を中心とした保守派の団体であり、フランスにおける同性婚の法制化の過程で結成された。Manif pour tous は同性婚の法制化に反対するために活動していたが、そのデモでは、同性婚反対の根拠として「パリテ」という言葉および理念が頻繁に用いられた。そこで、Manif pour tous がインターネット上にアップロードしている言説やスローガンを記載した画像データにおいて「パリテ」という言葉がどのように用いられているのか、そのレトリックを分析し、Manif pour tous は「パリテ」を異性愛主義と同義として積極的に「誤用」していたことを批判的に論じたうえで、パリテの理念は異性愛主義と結びつく危険性を内包していたことを指摘する。

本章の最後では、上に示した二種類の市民活動団体(①パリテを推進する女性市民団体、②同性婚反対運動団体)の検討結果と、第4章で示した知見と併せて、パリテ法は女性のケア経験や母性といった、性に起因するとみなされてきた「特性」を、女性が政治活動を行う源として再評価する契機となったこと、その反面で、男女がペアとなるイメージや、男女の性役割を強調する本質主義的な論理として利用されうる危険性を内包していることを論じる。

5.1 異性愛主義とパリテの結びつき

先の第 4 章で論じたように、パリテ法の制定をめぐっては、フェミニストの間でも、賛否に分かれた激論が交わされた。結局パリテ法は、普遍主義フェミニストからの根強い反対を押し切るかたちで制定されたが、2000 年のパリテ法制定以降、パリテ関連政策は年々拡充されており、フランス社会でパリテの理念およびパリテ法の重要性は周知されているといってよい。

しかしながらパリテ法を提唱したフェミニストたちの意図とはやや反する形で、パリテ法およびパリテの理念が社会に広まっていったことも否めない。第3章で論じた通り、最初にパリテという平等理念を提唱したフランソワーズ・ガスパールをはじめとするフェミニストたちは、パリテによって「男性化」されてしまっている政治的平等理念を「脱性化」することを目指していた。しかし、こうしたパリテの理念は、パリテ法の是非をめぐる議論の過程で、差異主義フェミニストたちによって、本来の意味とはやや異なる解釈を加えられた。具体的には、「男性化」されてしまっている政治的平等理念を「男女それぞれに性化」するための論理として解釈され流布された。

差異主義フェミニストたちは、「人間は男女からなる」という「普遍的」な原則は、どんな社会的特性を持つ人間にも当てはまるため、政治代表を男女に区別したとしても、普遍主義には抵触しない、というアクロバティックな「普遍主義」論理を展開し、パリテ法はフランス的普遍主義の政治文化と両立しうるとみなした(Scott 2005; Bereni 2007)。加えて、パリテ法の支持派のなかでも差異本質主義者の一部は、政治における男女同数制を生殖における男女の補完性のアナロジーで説明し、カトリック教徒を中心とした保守派をパリテ法支持に向かわせた(Agacinski 1998=2008)。つまりパリテ法およびパリテの理念は、その普及過程で、男女の友好的関係のイメージや異性愛主義と結びいてしまっていたのである。

パリテの理念を男女の友好的関係や異性愛主義と結びつける解釈の背景には、パリテの理念をフランス社会に広く普及させようという意図もあった。たとえば、女性の権利省で庁間連絡担当官を務め、パリテを推進する政治アクターであったジュヌヴィエーヴ・フレスは、パリテ法が反対派や無関心派にも理解されることを目的に、「理論的には間違っている」(Fraisse 1998) ことを知りながら、こうしたパリテの理念の異性愛主義的解釈を妥協的に行っていた。

しかし、女性に対する差別の撤廃と男女平等のための理念が、本来の意図とは異なる解釈を通じて理解されることにはリスクも伴う。したがってパリテの理念がゆがんで解釈されることによってもたらされるリスクを、女性学・社会学・哲学・政治学の見地から指摘する研究も蓄積されてきた。たとえば、パリテの背景にある異性愛主義や性別特性論は、男女の性役割の現状を肯定してしまい、真の意味での女性差別撤廃には繋がらないという指摘や(Lépinard 2006; Sénac-Slawinski 2008)、女性の特性の強調が、母性主義の復活をもたらしてしまうのではないかという指摘(Badinter 2003=2006)がある。あるいは、パリテの支持派の代表的論者アガサンスキーが、同性カップルの家族形成に強く反対していたことも指摘されており(Bereni 2007: 202)、パリテが同性愛排斥の「根拠」として用いられる可能性についても警鐘が鳴らされている。

こうしたフェミニストの研究者の手による研究は、差異本質主義のフェミニストに対する批判を念頭に、学術的知見を用いながら、パリテの理念を男女の友好的関係や異性愛主義と結びつける解釈が、ジェンダー平等推進1にネガティブに働きうることを指摘している。

しかしながら、パリテの理念を男女の友好的関係や異性愛主義と結びつける解釈は、必ず しも知識人やアカデミックの世界で活躍するフェミニストによって行われているわけでは なく、市民社会のなかで市民の手によって行われる場合もある。

先の第 4 章では、パリテの理念およびパリテ法が、フランス社会においてどのように解釈されているのかを知るために、知識人・フェミニスト・一般女性市民それぞれのパリテ認識を、マスメディアのパリテ報道記事の分析を通じて明らかにした。マスメディアは受け手の認識を反映した報道を行うと考えられ、その受け手が十分にセグメント化されている場合、例えばカトリック教徒のための宗教新聞(Julliard et Cervulle 2013)や、女性に身近かつ手軽な女性誌(Julliard 2012:198-202; 村上 2016)の場合には、そうした傾向は強くなる。しかしマスメディア報道と読者の認識には一定の距離があることも事実であり、実際の市民の意識をより正確に知るためには、市民活動の場に着目する必要があると考えられる。加えて、パリテ法の制定をめぐる議論から 20 年近く経過した現在、パリテ法制定当時の市民のパリテ認識と、現在の市民のパリテ認識の間は異なっている可能性もある。

そこで本章では、市民がパリテの理念を独自に解釈したり認識したりする事例を近年の市民運動の場面から取り上げ、そうした現象をジェンダー平等推進の観点から考察する。まず、パリテを推進する女性たちは、パリテを男女の友好的協働関係として解釈していることを、市民団体 Elles aussi の活動家に対して筆者が行った調査をもとに論じ、その意図を考察(2節)したあと、パリテという語を異性愛主義に結びつけ、同性婚排斥のために利用する事例が生じた 2013 年の政治的背景を整理する(3・4節)。そして、同性婚反対運動を行う市民団体 Manif pour tous の主張を内容分析し、同団体のパリテの「反動的用法」に潜む危険性と、そうした用法が生じた要因を考察(5節)したのち、現在のフランスにおいてはパリテの理念に対して十分な社会的コンセンサスが形成されており、上記の反動的用法がパリテの理念を損ないはしなかったことを論じる(6節)。本章の最後では、パリテは異性愛主義と結びつく危険性を内包していた一方で、これまでの性差を考慮しない平等アプローチの限界点を乗りこえる可能性を秘めることを論じる(7節)。

5.2 パリテを推進する女性市民活動家とパリテー―男女の友好的協働関係とみなす 「穏健」な解釈

5.2.1 保守派の女性団体 Elles aussi のメンバーのプロフィール

まず、パリテを推進する女性市民団体のメンバーのパリテの解釈に着目する。パリテを推進する市民団体には、①著名なフェミニストが中心となって結成されたフェミニストの団体と、②既存のカトリック系の女性団体を母体として結成された穏健な女性団体があるが、本章では②の穏健な女性団体のひとつ、Elles aussi(女たちもともに)に着目し、一般女性市民のパリテの認識・解釈を明らかにする。

第2章でも取り上げた Elles aussi は、フランスにおいて最も歴史が長く大規模なネットワーク型のパリテ推進団体であると考えられる。Elles aussi は、1992年に保守派女性団体

UFCS (社会市民女性連合) と ACGF (全国女性カトリック運動)を母体に結成された。 UFCS と ACGF はフランスで最大規模のカトリック系の女性団体だったため、Elles aussi の創設時には6万人もの女性が加盟したことが知られている(Bereni 2015: 87)。現在、Elles aussi はネットワーク型のパリテ推進団体として、8つの支部と10のパートナー団体をもち、22名の役員を中心にボランティアで運営されている。会員の年齢は40~70代が中心で、40~50代の会員には現職の議員や議員志望者も多い。 Elles aussi の活動は多岐に渡り、日本の内閣府男女共同参画局の「男女共同参画会議」や「男女共同参画推進連携会議」にあたる、フランスの「女男平等高等評議会」の協力メンバーとしてパリテ関連政策に提言をするほか、女性が立候補する際のトレーニング、パリテの重要性を啓発する市民講座や女性議員との交流の促進など地域での活動も担う(村上 2017)。

本稿で扱うデータは、筆者が 2016 年 3 月と 2017 年 3 月にフランスのパリとアルザス地方で実施した、Elles aussi と、Elles aussi のパートナー団体である Femmes d'Alsace(アルザス女たち)の訪問調査によって得た。具体的には、Elles aussi が行うイベントや会議への参加、団体会報やメンバーが出演したメディアの資料、メンバーに対する聞き取りと質問紙調査(Elles aussi の役員 4 名と Femmes d'Alsace の加盟者 8 名の合計 12 名に実施)で得たデータを用いる。表 1 には調査対象の女性たちのプロフィールをまとめ、仮名のファーストネームを割り当てた。以下、メンバーの言葉を引用する際には〔仮名〕と示す。

表 5.2-1 Elles aussi のネットワークに加盟するメンバーのプロフィール

仮名	年齢	職業(退職前)	最終学歴*	婚姻	宗派	政治思想**
マリー	70代	(発電所勤務)	学士	既婚	プロテスタント	左派
マルティーヌ	70代	(教授)	修士以上	離婚	無神論	中道左派
フランソワーズ	60代	(会社員)	中卒	既婚	カトリック	中道派
モニク	70代	(教授)	修士以上	既婚	無神論	左派
ニコル	60代	(国家公務員)	中卒	離婚	カトリック	中道派
シャンタル	40代	企業管理職	修士以上	既婚	カトリック	中道派
アニー	50代	小学校教員	修士	同棲	カトリック	中道派
クリスチアーヌ	60代	(国家公務員)	修士	既婚	カトリック	中道右派
ジャクリーヌ	50代	フリーランス	高卒	既婚	カトリック	「右派でも左派でもない」
ミシェル	60代	職人	高卒	既婚	カトリック	右派
ダニエル	60代	(教員)	準学士	離婚	カトリック	右派
ジョジアーヌ	70代	(企業管理職)	修士以上	離婚	無神論	中道左派

*bepc=中卒、bac=高卒、bac+2=準学士、bac+3=学士、bac+4-5=修士、bac+5超過・グランゼコル・MBA=修士以上とした。 **1~7までの尺度を用い、3未満を左派、3以上4未満を中道左派、4を中道、4超過5未満を中道右派、5超過を右派とした。

出典:筆者作成。

5.2.2 パリテを支持する「フェミニストではない」女性たち

Elles aussi のネットワークに属するメンバーはパリテを強く支持しているが、それは必ずしも、彼女たちがフェミニズムの価値観に共感しているためではない。むしろメンバーの多くは、フェミニストと呼ばれることに対して強い拒否感を示した。フェミニストを自認しないメンバーは、「女性の後押しや応援」をしたいから〔ジャクリーヌ〕、あるいは「女性の地位のために」活動したいから〔アニー〕、パリテを推進しているのであり、「フェミニストではなくパリテに賛同しているだけ」〔ダニエル〕だと語った。メンバーの間では、パリテがフェミニズムではなく「女性の」課題だとみなされているのである。また、「私は女性団体(associations féminines)を支持しています」〔クリスチアーヌ〕と、Elles aussiがフェミニストではなく女性の団体だから加盟していると語るメンバーもいた。ここでも、パリテはフェミニズムではなく「女性らしい(féminine)」課題だと解釈されている。

何より興味深いのは、国の男女平等政策を地方で推進する「女性の権利と平等課の県担 当委員」という国家公務員を30年間務めたニコルさんでさえ、フェミニストを自認しなか ったことだ。フェミニストとして十分活躍していたはずのニコルさんは、こう語る。

私は女性の権利と平等課の県担当委員でしたが、フェミニストではないです。なぜなら、私はオープンな気持ちの、男性と女性のためのアクターでしたから。そう、だから、私はフェミニストではないです…女性の味方です…でも、男性に対抗しているわけではないです。〔ニコル〕

ニコルさんをはじめとする Elles aussi のメンバーの言葉からは、「フェミニスト」が男女の対立関係と結びつけられていること、ゆえに彼女たちは「フェミニスト」と同一視されることを忌避する態度をとっていることがわかる。

フェミニストを自認するメンバーも、自身が「戦闘的フェミニスト」ではないこと、男女の協働関係を好むことを強調した。例えば、「私はフェミニストですが、私にとってパリテというのは、公共のプロジェクトに男性と女性で一緒に取り組むことです」〔フランソワーズ〕と、「男女一緒」の協働とパリテを結びつける例があった。あるいは、Elles aussiに加えて、女性の職人や商業運営者を中心に結成された市民団体に参加し、職業のパリテを推進する活動を担っているミシェルさんは、「私はフェミニストですが、ミクシテを支持しています」〔ミシェル〕と述べた。先述の通り、「ミクシテ」は、性別特性論的な論理によってパリテを正当化したアガサンスキーが用いた語である。ミシェルさんは「ミクシテ」という語によって、男女の協働関係への支持を示し、「戦闘的フェミニスト」との差異化をはかっている。

Elles aussi のメンバーたちが、Elles aussi のネットワークのメンバーとして、あるいは個人の社会経済活動のなかで取り組んでいる活動を見るかぎり、彼女たちは明らかにフェミニストである。そうであるにもかかわらず、なぜ Elles aussi のメンバーたちは、「フェミニ

スト | に対して、批判的な視線を向けるのであろうか。

Elles aussi のメンバーが「フェミニスト」に対して強い拒否感を示している理由を知るためには、フランスにおけるフェミニズムの歴史をさかのぼる必要がある。両大戦間および第二次世界大戦後のフランスにおいて、女性運動や女性参政権運動の中心を担ったのは、政治家や牧師など社会的地位の高い男性と血縁関係にある、ブルジョワ階級の女性たちだった。彼女たちは男性との平和的共存関係を保ちつつ、慎重に女性の権利の保障を目指しことが特徴だったため、当時、既存の制度に真っ向から立ち向かう「フェミニスト」は、プロレタリア女性を含むラディカル・フェミニストなどの、ごく少数派だった。支倉寿子(2003)は1960年代以前のフランスにおけるフェミニストに対する社会からの視線と、当時の女性運動の戦略をこう論じる。

フランスでフェミニストを自称することは、既存の体制からの離脱を意味するとはいかないまでも、現在の男性優位社会の制度・組織(たとえば政界や学界)の中で権力や信頼を得るためには決して賢明な行為とは言えない。……フランス女性の戦略は、正面きって男性に反対し無用の抵抗をまねくよりは、むしろ尊重すべきものは尊重し、良識ある人間であるところをみせておいて、徐々に周りを説得していくという現実的なものだったのである。(支倉 2003: 332)

そのためフランスにおいては、1960 年代までフェミニストを自称する女性はごく少なく、『第二の性』を著したボーヴォワールでさえ、当初はフェミニストを自称していなかったことが知られている。フェミニスト不在の時代のフランスにおいて、女性運動はカトリック系の女性団体を介して行われた。その代表例には、Elles aussi の母体となった UFCS がある。UFCS は性差を積極的に認める立場をとったことが特徴的であり、男女それぞれが特有の使命を持つと主張したことが知られている(支倉 2003)。こうした考えをもつ UFCS は、「フェミニスト」的態度を避け、男性との友好的関係を保ちながら女性の権利の保障を目指したと考えられ、Elles aussi もこうした戦略を引き継いでいるといえよう。

実際に調査対象者の Elles aussi のメンバーはほぼ、フランスにおけるフェミニズムのおこりといえる 1970 年代のフランス女性解放運動 (Mouvement de libération des femmes; MLF) に参加していない。調査対象者 12 名のうち 9 名は、1970 年代に 20~30 代であった MLF の中心世代にあたるが、「MLF の立場に共感はしたが参加しようとは思わなかった」〔クリスチアーヌ〕、あるいは「そもそも MLF のことをよく覚えていない」〔ダニエル〕メンバーばかりで、MLF の参加経験を持つのはマルティーヌさん 1 名のみだった(表 5.2-1)。

5.2.3 保守的なジェンダー観と両立しうる「穏健な」男女平等理念

Elles aussi のメンバーは、もはやパリテの理念を、アガサンスキーのようにあからさまな 形で性別特性論や本質主義と結びつけはせず、男女の友好的協働関係として解釈している。 さらにこうした解釈は、Elles aussi の内部で共有されているのみならず、市民社会に向けて発信されてもいる。例えばニコルさんは、地元のラジオ局の国際女性デーの関連企画に、もと「女性の権利と平等課の県担当委員」として招かれた際に、こう語っている。

(男女間の平等 Égalité femmes / hommes の闘いについて語りましょう、という司会者の発言を受けて――引用者) 闘いではないです。……こうしたイメージを止めなければと思いますね。私たちは男性と女性の、50-50 の生活を送っています。豊かさというのは、(男女のお互いの――引用者) 能力や手腕とめぐり合うことです。(Radio Dreyeckland、2016年3月30日放送「男女間の平等、いまだなすべき前進あり?」)

この番組のテーマが「男女間の平等(エガリテ)」であったため、ニコルさんは「パリテ」という語を用いてはいないが、男女の友好的協働関係を強調し、男性との対立を忌避する、パリテに似た「平等」解釈を示している。こうした穏健な男女平等理念の解釈は、フランス社会にいまだ多くいると考えられる、保守的なジェンダー観をもち、「フェミニズム」を嫌う女性たちに、パリテの理念や意義を分かりやすく、強い抵抗を感じさせることなく伝える効果を持ったと考えられる。表 5.2-1 でも示したように、Elles aussi のネットワークに属するメンバーの政治思想や学歴や職業は様々である。パリテは「穏健な」解釈が可能な理念だったからこそ、保守派女性を含めた、幅広い女性市民の支持を集めたといえよう。

5.3 同性婚反対運動とパリテの結びつき――2013年の政治状況

他方で、近年のフランスでは、アガサンスキーに代表される差異本質主義的なパリテ解 釈からさらに逸脱し、パリテを異性愛主義と接続させ、同性婚反対運動のなかで利用する 例も見られた。そこで本節では、同性婚を普遍的人権として認めることを妨げ、ジェンダ ー平等推進を逆行させることを目的としたパリテの「反動的」用法に着目する。

まず、パリテの反動的用法がおきた社会的背景を知るために、2013 年前後のフランス政治の状況を確認する。2012 年の大統領選挙運動の際に、社会党のフランソワ・オランド候補は、ジェンダー平等推進に取り組む意志を国内外に示し、公約の目玉として、同性婚の制度化と、フランスの歴史上初の「パリテ内閣」、つまり男女同数内閣の実現を掲げた。

選挙を勝ち抜いたオランド大統領は、まず「パリテ内閣」を組閣し、2013 年 5 月に、同性カップルの婚姻と共同養子縁組を可能にする、通称「みんなの結婚(Mariage pour tous)法」(以下「同性婚法」)を制定した(服部 2013)。フランスは 1999 年以来、「パクス法 (PaCS; Pacte Civil de Solidarité)」というパートナーシップ制度によって、同性カップルに対しても、婚姻に準じた法的権利を保障していた。しかしパクス法はカップルが共同で養子縁組を行う権利を制限していたため²、同性婚の制度化が望まれていたのである。

オランド大統領は、パリテが遅れていた県議会の改革にも取り組んだ。県議会議員選挙の改革の特徴や意義については続く第6章で改めて論じるが、本章の議論をすすめるにあ

たって、県議会議員選挙の最大の問題点であった、パリテ規則がほとんど機能していなかったことと、その改善策として導入された「ペア立候補制度」の特徴について述べる。

従来、県議会議員選挙は、各選挙区から1人しか選出されない小選挙区制を用いていた。そのため、例えば候補者名簿による選挙を行う市町村議会議員選挙のように、複数の候補者を立て、その立候補者を男女同数とするといったパリテ規則を設けることが難しかった。それゆえ県議会議員選挙には、2000年のパリテ法制定から2007年のパリテ法改正の間、何のパリテ規則も適用されていなかった。あまりにも低い県議会の女性議員率を改善するために、2007年に県議会議員選挙の補欠候補者を異性とするというパリテ規則が導入されたものの、県議会議員が補欠候補者と交代する機会はごく少なかったため、その効果はかなり限定的なものに留まっていた。2007年に補欠候補者についてのパリテ規則が導入された後でも、県議会の女性議員率はフランスの政治議会のなかで最も低く、13.9%(2011年)に留まっていた(服部2014)。

こうした状況を改善するため、2013 年 5 月 17 日に「選挙法典」と「地方公共団体一般 法典」を改正する 2 つの法律によって、県議会議員選挙に男女ペア立候補制度(以下、「ペ ア立候補制度」)が導入された。これは県議会議員選挙の際に、男女ペアで立候補し、有権 者もペアに投票することによって、各選挙区からペアの議員を選出し、県議会議員の男女 同数を保障するという他に類を見ないしくみである(服部 2014)。この「ペア立候補制度」 の導入を境に、県議会の女性議員率は飛躍的に伸び 50.1%(2015 年)に達し、パリテを実 現した。「ペア立候補制度」は、小選挙区制選挙の限界点を乗りこえ、パリテを徹底させる 他に類のない画期的な制度だったのである。

「同性婚法」と「ペア立候補制度」の制定という 2 つのジェンダー平等推進政策は、ほぼ同時に進んだ。両法案の、①閣議決定、②法案の採択、③法律の成立日程を確認すると、「同性婚法」は、①2012 年 11 月 7 日、②2013 年 4 月 23 日、③2013 年 5 月 17 日であり、「ペア立候補制度」は、①2012 年 12 月 28 日、②2013 年 4 月 17 日、③2013 年 5 月 17 日だった。両法案は、つねに比較対照され、同時に言及される関係あったといえる。

5.4 男女ペア立候補制度導入による県議会のパリテ強化の懸念点

「同性婚法」も「ペア立候補制度」もジェンダー平等を推進するが、異性愛規範という 点からみると、これら二つは真逆の制度である。「同性婚法」は同性カップルの婚姻と子を 持つ権利を普遍的人権として認め、法的に保障する。他方で「ペア立候補制度」は、パリ テの理念を徹底させるために、男女のペアを立候補の基本単位とする。もちろん、男女平 等・同数を徹底させる「ペア立候補制度」のパリテ強化が、異性愛主義に直結することは ない。しかし、パリテ法の制定時に、本質主義的性別特性論によってパリテを正当化した アガサンスキーが世論の支持を得たように、パリテは異性愛主義と結びつく危険性を内包 していたことは、ここまで論じてきた通りである。

二つの真逆のジェンダー平等政策は、政治関係者の間で混乱を生じさせた。Julliard et

Cervulle(2013)は、「同性婚法」と「ペア立候補制度」を同時に推進した社会党のオランド大統領の政策は、特に野党の右派議員の目にはパラドックスとして映り、強い反発を生じさせたと指摘している。例えば右派のもと防衛大臣ジェラール・ロンゲは、「フランソワ・オランドは同性婚を望む一方で、県議会議員選挙の徹底的なパリテを望んでいる。これはちょっと矛盾ですよね、苦笑いです」(*Libération*, 2012年10月9日 Longuet: «Hollande veut un mariage pour tous, sauf pour lui» 「ロンゲ『オランドは自分以外のみんなの結婚を望んでいる³』」)と、「同性婚法」と「ペア立候補制度」の同時進行を皮肉っていた。

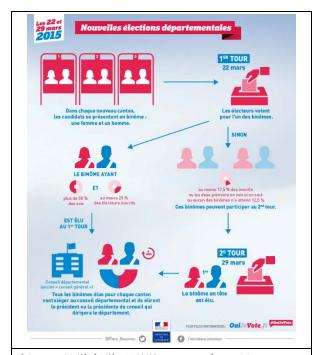
両者ともにジェンダー平等を推進するものの、異性愛規範という点からみると真逆である二つの制度が同時に制定された事例は、過去のフランスにもあった。1999年前後の、「ふたつの P」の同時制定である。第 1 章で論じたように、パリテ法制定時にアガサンスキーのパリテ解釈が世論の支持を得た一因には、パリテ法(parité)の制定とほぼ同時に、同性婚代替案とみなされていたパートナーシップ制度のパクス法(PaCS)の制定が見込まれていたため、パクス法制定を契機に、異性愛を基盤とした既存の社会秩序が崩壊することを恐れた保守層が、アガサンスキーのパリテ解釈を強く支持したことがあった(Scott 2005: 119)。

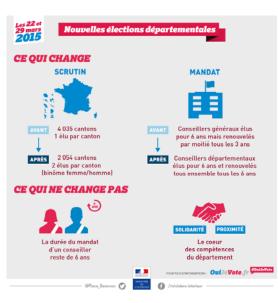
この 1999 年前後の「ふたつの P」をめぐる状況は、2013 年の「ペア立候補制度」と「同性婚法」の同時制定とよく似ていた。パリテ法は県議会のパリテを徹底させる「ペア立候補制度」に、パクス法は「同性婚法」に対応するといってよい。加えて「同性婚法」は、パクス法制定時に保守派がどうしても譲らず積み残し課題となった、同性カップルが共同養子縁組によって子を持つ権利を保障することが盛り込まれていた。2013 年には、1999年前後に盛り上がった、パリテを異性愛主義的に解釈する議論が再燃する条件が揃っていたのである。

LGBTの市民団体「ホモセクシュアリティ、憲法と地方分権化」の代表は、「ペア立候補制度」による県議会のパリテの強化が、異性愛主義と接続する危険性を即座に見抜き、「ペア立候補制度」法案の閣議決定の直前に、国家改革・地方分権・公務員担当大臣マリリーズ・ルブランシュに公開意見状を提出し以下のように問題を提起している。

この(「ペア立候補制度」――引用者)法案は同性愛者に対する差別を生み出してしまうでしょう。たとえ私たちが、法律で制定されたペア立候補は恋人関係ではなく政治的な結びつきに立脚したものだとはっきり自覚しているとしても……政治の異性愛中心主義的なビジョンを永続させるでしょう。(CAUSEUR ウェブサイト 2012 年 11 月1日「ホモセクシュアリティ、憲法と地方分権化」代表ジャンポール・デュラン)

実際、「ペア立候補制度」は、あたかも「カップル立候補制度」であるかのように告知されてもいた。以下に示すのは、「ペア立候補制度」について説明するフランス政府公式の広報資料(図 5.3-1)である。「ペア立候補制度」フランス政府公式の広報資料において、男女のペアは、女性がピンク、男性がブルーに色分けされ、並べられている。





新しい県議会議員選挙、2015年3月22日、29日⁴。新選挙区で候補者は男女1人ずつのペア(bi-nôme)となり、有権者は1つのペアに投票する。第1回投票で12.5%を得票しなかったペアは第2回投票に進めない。第1回投票で50%以上の投票率だった場合、25%を得票したペアは当選確定。そうしたペアがいない場合は、第2回投票の得票最多ペアが当選。

4,305 あったカントン(県の小選挙区)が 統合され、約半分の2,054 小選挙区になる。 統合前は1県1議員だった。これが統合後 には男女ペアでの立候補制度(1 県男女ペ ア議員)に代わる。従来県議の任期は6年 で、3 年ごとに半数の入れ替え選挙があっ たが、統合後は6年任期で6年ごとに一斉 入れ替え選挙を行う。

図 5.3-1 「ペア立候補制度」フランス政府公式の広報資料

出典: Ministère de l'Intérieur(2015b)「新県議会議員選挙選挙 # ウィ、投票します」。

フランスを象徴するトリコロール (赤・青・白) に準じた配色であるため、フランスの政 府広報資料でピンクやブルーは好んで用いられる傾向にある。しかし、「ペア立候補制度」 広報資料におけるピンクとブルーの配色はステレオタイプ的あると解釈することもできる。



図 5.3-2 フランスの女男平等推進啓発資料の例

出典: HCEfh(2016b)、 Ministère des Affaires sociales, de la Santé et des Droits des femmes(2015)、Observatoire de la parité entre les femmes et les hommes(2012)。

上に示したのは、フランスの女男平等推進啓発資料(図 5.3-2)の図録である。こうした資料では、黄色、オレンジ、青紫、グレイといったジェンダー中立的な色合いが好んで用いられているのとは対照的に、「ペア立候補制度」は女性をピンクで、男性をブルーで示すカラーリングを用いた。

男女ペアで立候補するという仕組みを視覚的に伝える意味では、「ペア立候補制度」の広報資料のカラーリングは正しかったのかもしれないが、次節で検討を加える市民団体 Manif pour tous (みんなのデモ)が先導した同性婚反対運動において、「ヘテロセクシュアルの権利要求運動の言説上の術策」(Julliard et Cervulle 2013: 172)として、パリテという語や「ペア立候補制度」を連想させる表現が用いられた事例をふまえると、政府の「ペア立候補制度」の広報資料が不用意なものであったことが明らかになった。

5.5 同性婚反対運動を行う市民 Manif pour tous の概要とそのデモ

Manif pour tous (みんなのデモ、略記は MPT) は、2012 年 10 月に「伝統的家族」を守り、「同性婚法」に反対するために、カトリック系団体や家族擁護団体からなる連合団体として結成された。「みんなのデモ」という名称は、オランド大統領の推進した「同性婚法」の通称「みんなの結婚法(Mariage pour tous)」に対抗してつけられたものである。

MPT はフランスの各地域にあるカトリック系団体や家族擁護団体を基盤に、95 の地域支部と 27 のパートナー団体からなる大ネットワークを急速に築きあげ、数十万人を動員する大規模な同性婚反対デモをパリで頻繁に行なった。本章では、MPT の同性婚反対運動が激化した 2012~2013 年の間に、MPT の公式ウェブサイトと公式 facebook ページに掲載された言説を分析する。

MPTは「伝統的家族」を支持する活動を行なうことを標榜しており、パパとママ、そして男の子と女の子の4人からなる家族を理想として団体のロゴマークにも用いている。団体のテーマカラーはピンクとブルーである(図5.3-4、図5.3-5、図5.3-6、図5.3-7)。フランスのトリコロールに準じた配色であると同時に、女の子はピンク、男の子はブルーというジェンダーステレオタイプを反映した



図 5.3-3 Manif pour tous のロゴマーク 出典: MPT ウェブサイト。

配色でもある。このカラーリングや図柄は、先の図 5.3-1 で示した、政府の「ペア立候補制度」の広報資料と酷似している。Manif pour tous が政府の「ペア立候補制度」の広報資料を戦略的に真似たかどうかは定かではないものの、Manif pour tous のロゴマークやテーマカラーを見るかぎり、政府の「ペア立候補制度」広報資料は、異性愛主義に曲解されうる余地をもつものであったといえるだろう。



図 5.3-4 パリでデモ行進を行う Manif pour tous



図 5.3-5 Manif pour tous はカラフルな旗 やプラカードを活用した



図 5.3-6 風船を飛ばしたり音楽を演奏したりする祝祭的なデモを得意とした



図 5.3-7 Manif pour tous のデモには子どもも多く参加した

出典: Manif pour tous facebook ページ

MPTには5名のスポークスパーソンがいるが、そのなかで唯一の女性であるルドヴィーヌ・ドラロシェールが代表を務めている。団体のテーマカラーであるピンクとブルーに彩られた旗・プラカード・風船を多用し、音楽を奏でながらデモ行進を行うなど、MPT は祝祭的な雰囲気を演出するデモを得意としていた。そのため、MPT のデモには、子どもの手

を引いて、あるいはベビーカーを押しながら家族で参加する市民も多くいた。

MPT は 2012 年以降、数十万人を動員する大規模なデモをパリで頻繁に行ない、同性婚反対団体として存在感を強めていった。MPT による代表的なデモの動員人数(警察発表~主催者発表)を確認すると、2012 年 11 月のデモでは 7 万~20 万人、2013 年 1 月のデモでは 34 万~100 万人、3 月のデモでは 30 万~140 万人、4 月のデモでは 4.5 万~27 万人だった($Le\ Monde\ 2014$ 年 10 月 6 日「Manif pour tous 参加者は何人?」)。警察発表と主催者発表の値には開きがあるものの、いずれのデモもかなり大規模なものであったことが分かる(図 5.3-8)。

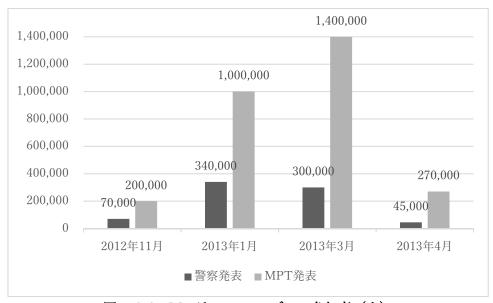


図 5.3-8 Manif pour tous デモの参加者(人)

出典: Le Monde 2014年10月6日「Manif pour tous 参加者は何人?」をもとに筆者作成。

MPT の結成前から、のちに結成される MPT の母体となったカトリック系の団体が、パリテという語を「同性婚法」反対のために用いる例はあった。例えば、中絶反対の市民団体の代表は「父親-母親というカップルの原初的パリテ」という表現で異性カップルの正統性を主張していた(Julliard et Cervulle 2013:172)。しかし MPT の登場まで、パリテが異性愛主義と結びつくことの危険性はさほど意識されていなかったし、そうした危険性が露呈することもほとんどなかった。本章の 2 節で述べたように、現在パリテは性別特性論ではなく男女の協働関係として解釈されている。また 1 節で述べたように、パリテと異性愛主義の接続を危惧していたのは、フェミニストの研究者が中心だった。

しかし MPT によるパリテの反動的用法を契機に、パリテと異性愛主義が結びつく危険性が、フランス社会の中で顕在化した。MPT はパリテという語や、パリテの理念を徹底させる最も強力な措置である「ペア立候補制度」を異性愛主義的に解釈し、同性婚排斥運動のスローガンに利用したうえ、それらスローガンのデータやプラカードをインターネット上

で配布・告知し、パリテの反動的用法を周知徹底させる運動戦略をとったためである。したがって MPT の結成後、パリテの反動的表現は急増し、こうした表現がマスメディアで取り上げられる機会も増えた。

MPT 結成直後のデモでは、「まやかしの結婚にノーを」、「私のパリテに触れるな」、「父一母、平等で補完的」といったスローガンがあった(MPT facebook 2012 年 11 月 18 日「La Manif Pour Tous パリ」)。ここでは、同性婚という「まやかしの結婚」が否定され、男女からなる「パリテ」な異性婚家族では、父母が「平等で補完的」だと主張されている。

2013年1月に MPT の facebook ページで公開され、デモの際に持参するように促された 22枚のプラカード(MPT facebook 2013年1月11日「忘れないでねプラカード」)では、「万歳パリテ、まずは結婚内で(パリテを実現しよう――引用者)!」のように、異性婚をパリテと同義とする表現が見られた。パリテの男女平等理念をもとに、父母の平等を守るべき価値として称揚したうえで「パリテな異性婚」の正統性が主張されている。

また、「父1人+母1人これが基本」、「みんな1人の男と1人の女から産まれる」のように、父母という男女のペアを強調する、「ペア立候補制度」を意識した表現も見られた。ここでは、「ペア立候補制度」がパリテの望ましい進歩ならば、父母1人ずつという生殖可能な異性婚のパリテも望ましく守るべき価値であるというレトリックが展開されている。2013年1~4月のデモでは、こうした反動的スローガンが繰り返し用いられた。



図 5.3-9 父と母、平等で補完的

出典: La Croix⁵, 2012 年 11 月 17 日« La manif pour tous » rassemble une foule festive et familiale.「Manif pour tous、お祭り気分の家族的な民衆を集める」。





図 5.3-11 親子関係に触れるな

出典: MPT facebook 2013 年 1 月 11 日「忘れないでねプラカード」。



図 5.3-12 万歳パリテ、まずは結婚内で(パリテを実現しよう――引用者)! 出典: MPT facebook 2012 年 11 月 18 日「La Manif Pour Tous パリ」、MPT facebook 2013

年1月11日「忘れないでねプラカード」。

2013 年 5 月 17 日の「同性婚法」成立以降も MPT の勢いは衰えず、5 月 26 日に MPT が 100 万人(警察発表では 15 万人)を動員したデモで代表が行ったスピーチでは、「結婚のパリテ」、つまり異性婚の正統性を主張し「同性婚法」を否定するレトリックが見られた。

彼ら(フランスの大統領、政府、そして議会――引用者)は、「男女の」パリテ(parité « homme/femme »)という言葉を何度も口にします、取締役会はパリテでなければ、内閣はパリテでなければ、下院はパリテでなければ…しかしながら、結婚はパリテな場であるはずなのに、子供は1人の男性と1人の女性で育てられるはずなのに、(同性婚の制度化や同性カップルの養子縁組とは――引用者)なんて奇妙な考えでしょうか!(MPT ウェブサイト 2013 年 5 月 26 日「代表 L・ドラロシェールのスピーチ」)

この代表のスピーチでは、括弧つきで「男女の」パリテと表現し、パリテを異性愛主義的なニュアンスで強調したうえで、近年のフランスにおけるパリテの進展が丁寧に辿られている。2011年に企業の取締役会のパリテが法律で規定されたこと、2013年春にオランド大統領が就任した際に「パリテ内閣」が結成されたこと、次なる課題として下院のパリテの強化が議論されていたことを代表は順に述べたうえで、「子供は1人の男性と1人の女性で育てられる」という制定されたばかりの「ペア立候補制度」をなぞる表現を用いながら、「結婚はパリテな場」であると主張し、異性婚の正統化と同性婚の排斥を行っている。

MPT は「結婚のパリテ」という表現によって異性婚の正統性を主張するレトリックを特に好んで用いており、報道機関向けの発表でも、「あらゆるフランスの機関はパリテの原則を適用するように要請されているというのに、これは結婚制度のなかでは放棄されてしまっているのです!」(MPT ウェブサイト 2013 年 6 月 22 日「プレスリリース、MPT は同性婚法反対派の新市長を全力で支持します」)と、代表のスピーチと同様の表現を繰り返していた。

5.6 パリテの価値に対する社会的コンセンサス

家族社会学者のイレーヌ・テリーは、Manif pour tous の運動に賭けられていたのは父と母をなすカップルの「性差」であり、同性婚の反対派はカップルの「脱性別化(indifférenciation)」を恐れていたと指摘している(Théry 2016)。実際、MPT は「セックスが必要、ジェンダーじゃない」、「差異は存在の鍵」(MPT facebook 2013 年 1 月 11 日「忘れないでねプラカード」)といった性差を強調するスローガンも用いていた。しかし先にあげた代表のスピーチでは、性差を強調する表現は消え、パリテや「ペア立候補制度」が「曲解」し用いられた。なぜ、代表のスピーチでは性差やセックスといった語ではなく、パリテが好んで用いられたのか。この点について、パリテの価値とそれに対する社会的コンセンサスという点から考えてみたい。



図 5.6-1 差異は存在の鍵



図 5.6-2 セックスが必要、 ジェンダーじゃない

出典: MPT facebook 2013 年 1 月 11 日「忘れないでねプラカード」。

パリテ法の制定から十数年間で、パリテは社会的コンセンサスを獲得した。保守的なジェンダー観を持つ Elles aussi のメンバーがパリテを支持し、MPT がパリテをデモで用いたことはその証左であろう。そればかりか、当時のフランスで「ペア立候補制度」をはじめとするパリテ推進政策に反対することは、その理由が何であれ、軽蔑あるいは揶揄される雰囲気さえあった。例えば、週刊誌 Le Nouvel Observateur は、「パリテ、上院は『ミソジニーの話題祭り』」(Le Nouvel Observateur 2013 年 1 月 18 日)というタイトルで、パリテ反対派の上院議員の発言が批判されていた。週刊誌 Le Journal de Dimancheでも同様に、「マチストな反応」として、パリテの強化に反対する右派議員が批判されていた(Le Journal de Dimanche 2013 年 2 月 19 日)。つまるところ、パリテへの反対を表明することは、「ミソジニー」あるいは「マチスト」な人間だとみなされ軽蔑されることと同義だったのである。ここから、当時のフランスにおいてパリテは単なる男女平等理念ではなく、守られるべき原則としての地位を確立していたことがうかがえる。

そこで MPT は、パリテへの支持をことさらに強調し、かつパリテを異性婚に接続させ反動的に用いることで、ジェンダー平等を推進する「良識的な」団体として自己を演出しながら、旧来のホモフォビア運動と自己を差別化することを試みたと考えられる。実際に、先にあげた代表のスピーチでは、同団体が同性婚同様に「ホモフォビアにも反対」しており、「ホモフォビアの連合ではない」にも関わらず、「ホモフォビアと扱われる侮辱をうけた」(MPT ウェブサイト 2013 年 5 月 26 日「代表 L・ドラロシェールのスピーチ」)といったアピールがなされていた。

MPTをホモフォビアと差異化するレトリックは、運動のスローガンのなかでも用いられた。「ホモフォビアじゃない、マリアージュオフィル(結婚愛者)!」というスローガンにおいては、MPTは既存の近代家族的な結婚制度を守ることを目的としており、同性愛者の排斥をしているわけではないという論理が展開されていたことが分かる。

MARIAGEOPHILE PAS HOMOPHOBE!

A TOUS HES D'UN HOWNE ET D'UNE PERINE

図 5.6-3 ホモフォビアじゃない、マリアージュオフィル!

出典: MPT facebook 2013 年 1 月 11 日「忘れないでねプラカード」

とはいえ、どんな戦略があろうとも、MPTがジェンダー平等の推進を妨げる反動的存在であることは明らかだった。したがって社会の多数派はMPTを真面目に取りあわなかったし、MPTが同性婚の制度化を妨げることもなかった。既に揺るぎない社会的コンセンサスを得ていたパリテの理念は、MPTの反動的用法で損なわれはしなかったのである。

5.7 パリテの可能性――異性愛主義をこえて

ここまで、二つの市民運動を例に、市民のパリテ認識や解釈について論じてきた。まず Elles aussi は、パリテに男女の協働関係という具体的な解釈を加え、「反フェミニスト」に とっても親しみやすく、アガサンスキーのように極端に本質主義的ではない男女平等理念 に変化させていた。

そして実のところ、Elles aussi のメンバーが示したパリテの理念の解釈は、現在のフランス社会の一般市民、つまり理論的整合性を重要視するフェミニスト以外のパリテ認識と近いものであると考えられる。以下に示すのは、フランスの女男平等高等評議会(HCEfh)が毎年発行している «Guide de la parité» (パリテガイド) の 2017 年度版ガイドにおけるパリテについての説明箇所である。

パリテとは何か?

市民生活の様々な領域(政治、職業、社会)に適用されているパリテとは、代表職および意思決定機関の権力を<u>男女間で平等に分有する</u>ための道具であると同時に目標でもある。(HCEfh 2017a: 14、下線引用者)

同資料の抜粋版である。Guide de la parité »のショート・バージョンでは、より端的に以下のように説明がなされている。

パリテとは:権力を、政治から経済に至るまで<u>分有する</u>こと La parité: le partage du pouvoir, du politique à l'économique (HCEfh 2017 年« Guide de la parité »のショート・バージョン http://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/IMG/pdf/hce_guide_parite-version_courte_20 171115.pdf、下線引用者)

さまざまな領域における意思決定に関する権力を男女で平等に分有するという表現は、 Elles aussi のメンバーの語った、男女の協働関係としてパリテを解釈する事例と類似しているといえるのではないだろうか。現在のフランス社会において、意思決定の場において男女が協働関係を築いたり、権力を男女で分有したりすることがポジティブに解釈され、保守派女性からも支持を得ていることは、パリテがジェンダー平等推進政策として成功をおさめていることの証であるといえよう。

一方で、Manif pour tous のパリテや「ペア立候補制度」の反動的用法は、パリテが内包 していた、異性愛主義と接続する危険性をあらためて露呈した。フランスにおけるさらな るパリテの発展をめざすうえで、異性愛主義に抗いながら、パリテの価値を広く社会に伝 え徹底させていくにはどうすればよいだろうか。

この問題を考えるうえで、Elles aussi のネットワークのメンバーには珍しく、フランス女性解放運動(MLF)への参加経験を持つマルティーヌさんの指摘が示唆に富むだろう。彼女は MLF の中でも「差異派」、つまり考察と理論を重視する「政治と精神分析(プシケポ)」に属していた。先の第 4 章でも述べたように、「プシケポ」は、「女性性という本質」を認める問題意識のもと、精神分析や言語学の研究成果に立脚して性差の意味を積極的に認める理論の構築を目指していた。

「プシケポ」のリーダーだった A・フークをはじめとする「差異派」のフェミニストたちは、男女の差異を肯定し、男女それぞれを尊重するという見地から、「フェミニスト」を自称しなかった。フークは 1990 年のインタビューで、「プシケポ」運動当時の状況を振り返りながら、「フェミニストという言葉を使うなんて今まで思ったこともありません……すべての『イズム』は私には罠に思われたのです」(Fouque 1990=1998: 219)と語り、「フェミニストという言葉」を避けることによって、フェミニズム運動を普及させることの可能性について以下のように語っている。

私は自分がフェミニストだと思ったことは一度もありません。その後も、女たちの運動が「フェミニズム運動」になってしまわないようにと、奮闘していたくらいです。間違っていたかもしれませんが、女という言葉を使うだけで、全女性とはいわないまでも、大多数の女性に私たちは呼びかける場がもてると思っていたんです。(Fouque 1990 = 1998: 222-223)

女性という性に起因する特性を肯定する、「反フェミニズム」のプシケポの平等アプローチは、「フェミニスト」を嫌う Elles aussi のメンバーのパリテ認識と共通点をもつ。じっさ

い、プシケポのグループのリーダーだったアントワネット・フークが 1989 年に創設した AFD(民主化のための女性同盟)は Elles aussi に属していたことからも、プシケポの理念と Elles aussi のメンバーの考え方の親和性は高いといってよいだろう。

若いころにプシケポで活動し、現在は Elles aussi のメンバーとして活動するマルティーヌ さんは、プシケポの運動を通じて得た知見をもとに、パリテの可能性について以下のよう に指摘する。

私はフェミニストではありません。私はつねにイデオロギー的で、運動ではない「イズム」には賛同できませんし、フェミニストの態度を正当なものだとは思っていません。彼女たちは……女性が与えることのできる力や豊かさについては言及しませんから。パリテというのは「中性的な平等(égalité neutre)」のなかに差異を認めることですね、私は気に入っています。平等を取り戻すことに関してのフェミニストの決まり文句は退屈で、うんざりです。〔マルティーヌ〕

マルティーヌさんの上記の発言には、フークの思想からの影響が見て取れる。彼女はどういった意図をもってパリテについてこう述べるのだろうか。

マルティーヌさんによれば、これまでのフェミニズムは、男女の性差を認めることが、 男女間の不平等の是認に繋がるおそれから、戦略的に性差を考慮しない普遍主義的平等ア プローチをとってきた。しかし、性差をあえて無視するフェミニズムの姿勢は、男性を基 準とした「中性的平等」を理想視しているかのようにも映った。加えて、フェミニズムが 「中性的平等」を求めてきたことが結果的に、男性中心的価値観を温存させることにも繋 がってしまった。

従来の平等アプローチの限界点を指摘したうえでマルティーヌさんは、パリテの理念によって「中性的な平等」に性差を認め、男性とは異なる女性の経験や関心を取り入れつつ平等を求めることの可能性を示しているのである。「男性化」された平等を、パリテの理念をもとに「脱性化」していくという考え方は、パリテの提唱者のガスパールの理念と類似する。ただしマルティーヌさんは、ガスパールの考え方からさらにもう一歩踏み込み、「女性の力や豊かさ」を政治に反映しようと試みる。

しかし、普遍主義フェミニストたちがパリテ法をめぐる議論の際に根気強く論じてきたように、マルティーヌさんのいう「女性の力や豊かさ」、言い換えるならば「女性らしい」とされてきた特質あるいは母性は、女性を男性と平等な政治主体と認めず、排除することを正当化してきた母性主義や性別特性論と深く結びついてもいる。「女性の力や豊かさ」を活かした平等に至るためには、まず政治の男性中心的な構造を変える必要があるはずだ。

フランスの地方政治の場面では、そうした取り組みが成功しつつある。ブルターニュ地域圏議会⁶では、2004年の選挙の結果、女性議員率が51%となったことを契機に「女性(women-friendly)政策」が急増したうえ、こうした政策の増加は女性議員ではなく、数人

の男女の政治リーダーによって主導されていた (Opello 2008)。ここでいう「女性政策」は、 伝統的に女性の政策領域とされてきた教育・医療・子どものケアのみならず、フェミニズムが希求してきたリプロダクティブ・ライツや賃金平等も含む幅広いものである。女性議員が十分に増えたことによって、政治風土自体が変革された好例だといえよう。

あるいは 2014 年のボルドー市議会議員選挙の際には、左右両派の最大政党の男性リーダーが、ジェンダー平等推進の意志表示として、女性と性的マイノリティを候補者の中でも重要な地位に積極的に登用した(Arambourou et al. 2016)。たとえパフォーマンス的な意図があったとしても、パリテは政治代表の多様性を実際に推し進めているといえよう。

議会のパリテが保障され、パリテの理念に基づく政治が行われる際には、「女性の力や豊かさ」が、男女の特質論の枠組みを超えて反映させた政治が行われる事例がたしかに見られている。これは、パリテの理念が異性愛主義をのりこえ、政治や社会を変革していく可能性を示唆しているといえるのではないだろうか。

¹ ここでジェンダー平等とは、ジェンダー(性)に関わらず、誰もが差別を受けることなく 平等に暮らせる状態を意味しており、その射程は男女間の平等の保障だけではなく、 LGBTQ のひとびとの平等の保障も含める幅広いものである。

² フランスでは、カップルが養子縁組を行い、カップルで共同親権を行使する場合には、当該カップルが婚姻していることが条件となる。同性婚法の制度化によって、同性カップルも異性カップルと同様に、婚姻し共同養子縁組を行うことが可能になった。

³ オランド大統領は、そのパートナーとパクスを締結していたものの、婚姻はしていなかったことを揶揄した発言。

⁴ フランスの県議会議員選挙は2回投票制を用いている。

⁵ カトリック系の宗教新聞。名称は十字架を意味する。

⁶ 地域圏議会議員選挙は男女交互の名簿式選挙が行われるため、当選人数が奇数である場合 には、男女どちらかが多くなる。

第皿部 パリテが実現した時代の女性の政治参画

第 I ~ II 部で論じてきたように、パリテ法は異性愛主義と結びつく危険性を抱えていたものの、女性の政治参画をラディカルな方法で保障する制度として、フランス市民に広く受け入れられ、フランスの政治文化に根付いている。そこで第Ⅲ部では、パリテが実現した時代の女性の政治参画の現状を、パリテ法制定以前と比較しながら描き出すことによって、パリテ法の効果と意義を実証的に論じる。具体的には、パリテ法の制定によって、女性の政治参画をめぐる状況はどのように変化したのかを、統計データ、先行研究、パリテ法制定以前の女性の政治参画に関するドキュメンタリー資料、そしてパリテ法制定以降に選挙に立候補した経験をもつ女性に対するインタビュー調査で得たデータを用いながら描き出す。

第6章「数のパリテの成果」では、パリテという制度の先進性を、①政治領域におけるパリテの徹底、②世界でも珍しい県議会議員選挙の「ペア立候補制度」、③パリテの原則の広がりの3つの視点から論じ、第3章で理論的に検討を加える、フランスにおいてクオータ制ではなくパリテ法が選ばれたことの意義を具体的な事例に焦点を当てながら検討する。パリテ法の「男女平等を実現する」という特徴は、2000年のパリテ法制定以降、フランスにおいて独自の発展を遂げており、その発展はパリテ法の「縦方向の深化」と「横方向の広がり」に二分することができる。「縦方向の深化」とはパリテ法が政治領域においてますます徹底され、議会の執行部のように政治的権力が集中する役職についてまでパリテ規定が設けられるようになった変化を指す。いっぽう「横方向の広がり」とはパリテが政治領域に留まらず、経済社会領域にまで適用されるようになった変化を指す。

第6章ではまず、パリテ法の「縦方向の深化」に焦点をあてる。現在のフランスの政治議会でどの程度パリテが実現されているのか、執行部などの権力が集中するポジションについて、どのようにパリテが実現されるようになったのかを、フランスの女男平等高等評議会(HCEfh)が公開するデータやパリテ法の改正内容を中心に述べ、①政治領域におけるパリテの徹底について、具体的事例をあげながら論じる。

続いて、パリテ法のなかでも最も独創的で効果が強いとされている、②世界でも珍しい 県議会議員選挙の「ペア立候補制度」に焦点をあて、政治領域のパリテを深化させるため の強力な手法について具体的に検討する。フランスの県議会議員選挙は小選挙区制を用い ているが、小選挙区制の場合、各選挙区から各党や政治団体が 1 人ずつの候補者しか擁立 できないため、クオータ制の導入が極めて難しい。実際にパリテ法が制定されてから長い 間、県議会議員選挙はパリテ法の規定の対象外であり、それゆえ県議会はフランスの国お よび地方議会の中で最も女性議員率が低かった。こうした状況を改善するために、2013 年 に県議会議員選挙について、それぞれの選挙区から男女のペアで立候補させ、ペアで当選 させるという「ペア立候補制度」が導入され、2015 年に「ペア立候補制度」を用いた初め ての県議会議員選挙選挙が実施された。この「ペア立候補制度」によって県議会議員選挙 に女性の参画がどの程度進み、県議会にどういった変化をもたらしたのか HCEfh(女男平 等高等評議会)のデータをひきながら考察する。

パリテ法の「横方向の広がり」については、③パリテの原則の広がりについて、3つの領域へのパリテ原則の敷衍に着目する。現在ではパリテ法は政治領域に留まらず一般企業・公務員・高等教育についても適用されている。現在のフランスでは、男女の意思決定の場における平等というパリテの原則が、政治の場をこえて、社会全体に影響を及ぼしていることを、新たに3つの領域について制定された法律の具体的な内容とそうした法律がおよぼした変化に着目しながら考察する。そして、パリテ法が目指した男女平等の「実現」はさまざまな領域で成功しつつあることを論じる。

第7章「パリテが実現した時代の女性の政治参画」では、女性が政治参画をするうえでのファースト・ステップとなる地方議会に焦点をあてる。パリテ法をきっかけに、地方議会議員選挙に女性が立候補するチャンスが拡大したことを論じたうえで、現在のフランスに残された課題を照らし出していく。

まず、パリテ法の導入によって、女性の立候補をめぐる状況がどのように変化したのかを、特に地方議会議員選挙に着目しながら検討する。そのために、パリテ法以前に女性が地方議会に立候補した際の状況と、現在女性が地方議会に立候補する際の状況とを比較する。第2章と第5章で取り上げる、パリテを推進する女性市民団体 Femmes d'Alsace は、もともと、女性が政党の公認を得て地方議会に立候補することが困難だった 1990 年代前半に、「アルザスの女たち」だけで選挙に立候補するために結成された政治団体だった。したがって Femmes d'Alsace は、パリテ法制定によって女性だけの選挙立候補が違反となる前までは、政治団体として選挙に立候補者を擁立していた。またパリテ法が制定されてからも、Femmes d'Alsace は政治参画を目指す女性を支援する活動を続けており、そのメンバーには選挙に立候補した経験を有する者も多くいる。そこで第7章では、パリテ法制定以前に地方選挙に立候補した Femmes d'Alsace のメンバーの経験と、パリテ法制定以降に市町村議会議員選挙および県議会議員選挙への立候補を試みた Femmes d'Alsace のメンバーの経験とを比較する。そして、パリテ法が制定されたことによって、女性の政治参画をめぐる状況はどれほど進展したのかを考察し、パリテが実現した時代の女性の政治参画の特徴を、特に地方議会議員選挙に焦点をあてて明らかにする。

続いて、2015 年にはじめての「ペア立候補制度」を適用した選挙が行われた、県議会議 員選挙について、マントンにおける県議会議員選挙のケース・スタディーを行った先行研 究や、女男平等高等評議会(HCEfh)が公表しているデータをもとに、立候補のペアは実 際にどういったプロフィールを有していたのか、「ペア立候補制度」によって県議会はどの ように変化したのかを具体的に検討する。

第7章の最後では、①Femmes d'Alsace のメンバーの経験、②マントンにおける県議会議員選挙のケース・スタディー、そして③女男平等高等評議会が公表しているデータの 3 つから得た知見をふまえて、パリテ法が女性の政治参画促進にもたらした成果と、今後のフ

ランスにおけるパリテの発展可能性について論じる。その際には、パリテ法が男女の政治 的平等の実現に効果を発揮している一方で、いまだフランスの政界には、男性中心的な構 造が根強く残っていることについての批判的考察も交えることを試みる。

第6章 数のパリテの成果

——政治領域での徹底と経済社会領域への広がり

第6章「数のパリテの成果」では、パリテの理念およびパリテ法の先進性を、①政治領域におけるパリテの徹底、②世界でも珍しい県議会議員選挙の「ペア立候補制度」、③パリテの原則の広がりの3つの視点から論じ、第3章で理論的に検討を加えた、フランスにおいてクオータ制ではなくパリテ法が選ばれたことの意義を実証的に検討する。

先の第3章では、フランスにおいて、不平等の「是正」をめざすクオータ制ではなく、男女平等の「実現」をめざすパリテ法が制定されたことの意義について理論的に検討した。これをふまえ本章では、パリテ法の「男女平等を実現する」という特徴が、2000年のパリテ法制定以降、フランスにおいて独自の発展を遂げていること、その発展はパリテ法の「縦方向の深化」と「横方向の広がり」に二分することができることを論じる。パリテ法の「縦方向の深化」とは、パリテ法が政治領域においてますます徹底され、議会の執行部のように政治的権力が集中する役職についてまでパリテ規定が設けられるようになった変化を指す。パリテ法の「横方向の広がり」とは、パリテが政治領域に留まらず、経済社会領域にまで適用されるようになった変化を指す。

第6章ではまず「縦方向の深化」、に焦点をあてる。現在のフランスの政治議会でどの程度パリテが実現されているのか、執行部などの権力が集中するポジションについて、どのようにパリテが実現されるようになったのかを、フランスの女男平等高等評議会(HCEfh)が公開するデータやパリテ法の改正内容をひきながら論じ、①政治領域におけるパリテの徹底を確認する。

続いて、パリテ法のなかでも最も独創的で効果が強いとされている、②世界でも珍しい 県議会議員選挙の「ペア立候補制度」に焦点をあて、政治領域のパリテを深化させるため の最も劇的な手法について論じる。フランスの県議会議員選挙は、従来小選挙区制を用いていた。小選挙区制の選挙の場合、各選挙区から各党や政治団体が 1 人ずつの候補者しか 擁立しないため、クオータ制の導入が極めて難しいことが知られている。じっさいにフランスにおいても、パリテ法が制定されてから長い間、県議会議員選挙はパリテ法の規定の対象外とされており、県議会はフランスの国および地方議会の中で最も女性議員率が低かった。こうした状況を改善するために、2013 年に県議会議員選挙について、それぞれの選挙区から男女のペアで立候補させ、ペアで当選させるという「ペア立候補制度」が導入され、2015 年に「ペア立候補制度」を用いた初めての県議会議員選挙選挙が実施された。この「ペア立候補制度」によって県議会議員選挙に女性の参画がどの程度進み、県議会にどういった変化がもたらされたのかを、HCEfh(女男平等高等評議会)のデータをひきながら考察する。

本章の最後では、パリテ法の「横方向の広がり」について、一般企業・公務員・高等教育という 3 つの領域へのパリテ原則の敷衍に着目し検討し、③パリテの原則の広がりを具体的に描き出す。新たに 3 つの領域について制定されたパリテ関連法律の内容とそうした法律が与えた変化に着目しながら考察し、パリテ法が目指した男女平等の「実現」はさまざまな領域で成功しつつあることを論じる。

6.1 政治領域のパリテの徹底

パリテ法は2000年に制定されて以降、その弱点を是正するために改正が加えられてきた。 市町村議会議員選挙を例にあげると、2000年に制定されたパリテ法の場合、パリテ規定が 適用されるのは、人口3,500人以上の大規模な市町村に限られていたうえ、選挙候補者名簿 の上から6人ずつのグループ内でパリテになってさえいればよいという緩やかなパリテ規 定だった。そのため、「男男男女女女」のように、男性を名簿の上位に集中させ、女性を下 位に集中させる事例が頻発し、女性候補者の当選に結びつかない事例が頻発した。

しかし現在、市町村議会議員選挙についてのパリテ規定は強化されており、人口 1,000 人以上の市町村において、男女あるいは女男交互の厳密なパリテに基づく候補者名簿によって選挙を行うように改正されている。

パリテ法の強化・改正によって、現在のフランスの議会議員選挙は「厳密なパリテ規定」が用いられる選挙、「部分的あるいは奨励的なパリテ規定」が用いられる選挙、そして「パリテ規定なし」の選挙の3つに大別できる。図 6.1-1 にまとめたように、「厳密なパリテ規定」が用いられる選挙ほど、パリテに近づいている。

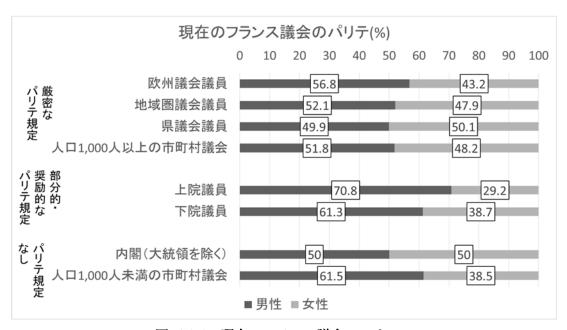


図 6.1-1 現在のフランス議会のパリテ

出典: HCEfh(2017a)をもとに筆者作成。

加えて、政治的権力が集中する議会の執行部についても、近年パリテ規定が設けられた。 たとえ議会に女性が増えたとしても、議長や副議長団といった意思決定をリードする執行 部に女性が不在のままでは、政治的意思決定の場における男女平等を保障・実現するとい うパリテ法の目標が達成されているとはいえない。そのため執行部のパリテもまた、男女 同数議会の実現と同様に重要である。

政治議会の執行部のパリテ実現のために、まず、「2007 年 1 月 31 日の法律」によって、地方議会のなかでも地域圏議会と市町村議会の副議長 (vice-presidents) や助役 (adjoints) について、パリテ規定が設けられた。地域圏議会の副議長団は議員の互選により決まるが、この選出を男女同数かつ交互の厳密なパリテ名簿を用いた拘束名簿式比例代表制で行うことが規定された。市町村議会議員の助役も地域圏議会の副議長と同様に議員の互選により決まるが、人口 3,500 人以上の市町村においては、この選出を男女同数かつ交互の名簿を用いた拘束名簿式多数代表制・2 回投票制選挙で行うことが規定された。加えて、「2013 年 5 月 17 日の法律」によって、上記の市町村議会の助役の選出方法は、人口 1,000 人以上の市町村にも適用されるようになった(鈴木 2007)。

さらに、次節で詳述する県議会議員選挙の「ペア立候補制度」法案によって、県議会の 副議長団や常任委員会についても、その構成をパリテにすることが規定された。なお県議 会も、地域圏議会や市町村議会と同様に、議員の互選によって、その執行部である副議長 団を選出する。また、県の政治執行を担う常任委員会委員についても、男女を交互に記載 した厳密なパリテ方式の名簿を用いて選出することが規定された(大山 2016)。

これらの規定によって、現在のフランスでは、議長を除く執行部についてパリテが保障されている。政治的決定権の大きな役職について男女同数制を規定するというのは、男女平等の「実現」を目的とするパリテの理念が反映された結果であり、実際にこうした規定は効果を発揮している(図 6.1-2)。男女の不平等の是正を目的とするクオータ制ではなく、フランスにおいてパリテ法が制定されたことの意義はこの点にあるといえよう。

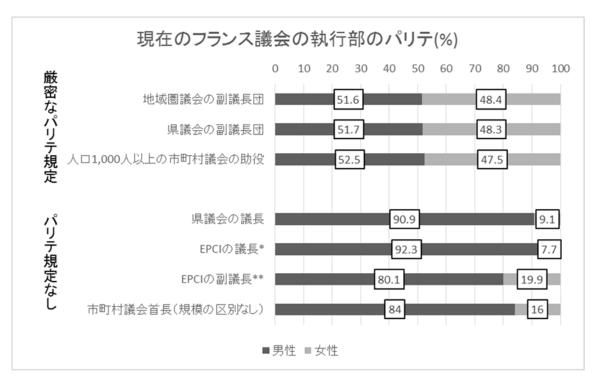


図 6.1-2 現在のフランス議会の執行部のパリテ

出典: HCEfh(2017a)をもとに筆者作成。

*20%の EPCI が調査対象外だった。**データなし。

最後に、パリテ規定がないものの、執行部のパリテが達成された事例についても取り上げておきたい。2013年の大統領選挙の後にフランソワ・オランド大統領が組閣した際には、フランスではじめて「パリテ内閣」が実現した。パリテ法の強化・改正にも尽力したオランド大統領は、内閣をパリテとすることによって、パリテの重要性を強く国内外にアピールしたのである¹。2013年以降もパリテ内閣は踏襲されており、2017年の大統領選挙の結果、大統領に就任したエマニュエル・マクロンも、パリテ内閣を組閣している。

政治領域におけるパリテが徐々に徹底される一方で、議会で最も重要な議長職についてはいまだにどの政治議会でもパリテが規定されておらず、男性独占的な状況が続いている。また、上下院や EPCI (コミューン間広域行政組織) の議員選出のパリテ規定には不十分な点もある。こうしたパリテの課題については、第8章で詳しく論じる。

6.2 県議会議員選挙の「ペア立候補制度」――小選挙区制選挙の限界の乗りこえ

先の節では、パリテが政治領域において徹底される、「縦方向の深化」について、議会執行部へのパリテ規則の適用という観点から検討を加えた。本節では、パリテ法のなかでも最も独創的で効果が強いとされている、県議会議員選挙の「ペア立候補制度」に焦点をあて、最もラディカルな手法によるパリテの「縦方向の深化」について論じる。

「ペア立候補制度」が導入されるまで、フランスの県議会に占める女性の割合は極めて低

く、たとえばペア立候補制度導入の直近に実施された 2011 年の県議会議員選挙の結果、県議会に占める女性の割合はたったの 13.8%だった。図 6.2-1 に示したのは、1958 年以降の県議会に占める女性の割合の推移である。パリテ法制定以前、県議会に占める女性の割合は極めて低く、2000 年のパリテ法制定以降も、県議会に占める女性の割合はさほど増えなかった。しかし「ペア立候補制度」適用の初選挙がおこなわれた 2015 年には一気にパリテを達成している。なぜ、県議会のパリテはこうした道程をたどったのだろうか。

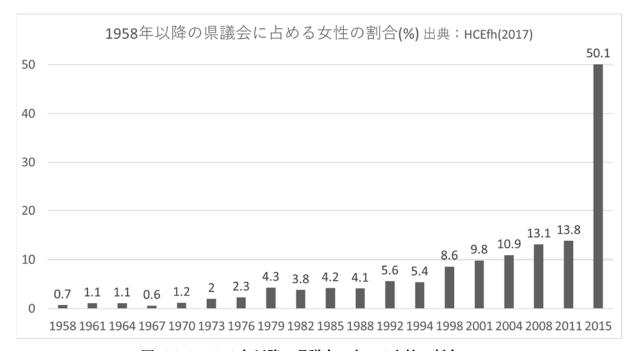


図 6.2-1 1958 年以降の県議会に占める女性の割合

出典: HCEfh(2017a)をもとに筆者作成。

県議会でなかなかパリテが進まなかった原因に、県議会議員選挙が小選挙区制を用いていたことがあげられる。小選挙区制の選挙では、各選挙区から1人しか選出されないため、女性議員の増加に直結するようなパリテ規則の導入が難しい²。県議会議員選挙と同じく、下院議員選挙も小選挙区制を用いているが、政党所属の候補者を中心とした下院議員選挙では、政党助成金の減額というペナルティによる奨励的なパリテ規則が適用されている³。しかし県議会議員選挙には、無所属の候補者も多いため、下院議員選挙のように政党助成金を減額するペナルティ制度がうまく機能しないことが見込まれた。ゆえに、県議会議員選挙は、2000年のパリテ法制定から長い間、パリテ規則の適用外とされていた。

その結果、県議会議員に占める女性の割合は 10%前後に留まるという危機的な状況が続いた。この改善のために、2007 年に初めて、県議会議員選挙について、補欠立候者に関するパリテ規則が設けられた。県議会議員選挙の立候補者は、立候補時に自身の補欠候補者も擁立することが規定されている。そこで、この補欠候補者を候補者とは異性の者とし、

徐々に議会に女性を増やしていこうとしたのである。しかしながら、県議が補欠候補者と 交代する機会は極めて限定的⁴であったため、この規則にはほとんど効果がなかった。一向 に改善しない県議会のパリテの状況を抜本的に改善するために導入されたのが、「ペア立候 補制度」(選挙法典 L.第 191 条)だったのである。

県議会の「ペア立候補制度」は、県議会議員選挙の立候補を男女ペアで行うことを規定し、立候補を男女同数とする。さらに選挙人が男女ペアに投票することによって、実際に当選する議員も男女同数にする。立候補のパリテと当選議員のパリテを一度に実現する、非常に強力で効果的なパリテ規定である。

改正前後の県議会議員制度と「ペア立候補制度」の比較を以下の表 6.2-1 に示した。「ペア立候補制度」の投票は、従来の県議会議員選挙と同様に 2 回投票制(1 回目の投票で候補者を絞り込み、2 回目で決選投票が行われるしくみ)で行われ、当選基準となる得票率にも変更はない。ただし、各選挙区からペア、つまり 2 人が選出されるとなると、議員定数が倍増してしまうため、県議会議員選挙区は統合によって従来の 3,971 から 2,054 に半数に削減されることとなった(選挙法典 L.第 191-1 条)。

改正前 改正後 選挙方式 多数代表単記 2 回投票制 ペア多数代表 2 回投票制 各選挙区から1人を選出 3年ごとに半数改選 6年ごとに一斉改選 改選 選挙区数 3,971 2,054 満 18 歳以上 改正前と同様 被選挙権年齢 第1回投票での当選要件 有効投票数の過半数かつ 改正前と同様 登録選挙人数の 1/4 以上 第2回投票での当選要件 相対多数 改正前と同様

表 6.2-1 改正前後の県議会議員制度

出典:服部 (2014)。

「ペア立候補制度」によって立候補する男女ペアは、必ずしも同じ政党や会派に属している必要はなく、地域政策の実現のために、異なる党が連携することが奨励されている。また、ペアは共同で選挙資金に関する権利を管理・行使し、ペアで同時に当選するが、当選し議員になった後はそれぞれが独立して職務を行う。なお、2007年に候補者の補欠候補者を異性の者にするパリテ規定が設けられていたが、「ペア立候補制度」の導入を機に男女ペアの立候補となったため、補欠候補者は候補者と同性の者とするという規定に改められた(選挙法典 L.第 210-1 条)。

「ペア立候補制度」は県議会のパリテを一気に実現する画期的な制度であるが、選挙方

法を抜本的に改革するものでもあるため、批判されることもあった⁵。批判の多くは、「ペア立候補制度」が、県議会にもたらす影響が不透明であり、場合によっては、県議会が停滞するのではないかという懸念から生じたものだった。また一部のフェミニストは、「ペア立候補制度」は、フランスがパリテの理念を十分に反映できていないことの証であるという観点から、「ペア立候補制度」の導入に反対していた。たとえば、フランスにおけるパリテの提唱者のひとりであるフランソワーズ・ガスパールは以下のように懸念を示している。

(小選挙区——引用者)多数投票制とパリテが両立可能であることを示すこの改正は、おそらく歴史的なものになるだろう。今後の県議会議員選挙や地域圏議会議員選挙は、この方式、つまり「ペア立候補」を採用するだけで十分だということになる。……これはユートピアなのだろうか?いや違う。(Françoise GASPARD、《 Pour sauver la parité, vive le scrutin uninominal 》「パリテを救うために、単記投票万歳」, $Le\ Monde$, 15 juin 2010)

パリテの理念の提唱者であるガスパールの懸念はもっともであるが、こうした劇的な方法を用いることなしに県議会のパリテを実現することは困難であったとも考えられる。パリテ法が制定され、多くの議会がパリテに向かっていた 2011 年時点で、フランスの 3 つの県(オート=コルス県・ドゥー=セーヴル県・タルヌ=エ=ガロンヌ県)は「女性ゼロ議会」だった。2008 年の県議会議員選挙の結果も同様に、3 つの県(アリエージュ県・オート=コルス県・タルヌ=エ=ガロンヌ県)が「女性ゼロ議会」だった(Observatoire de la parité 2011)。県議会議員選挙制度それ自体を改革することなしには、女性議員が増えないことは明らかだった。

なかなか変化の進まなかった県議会にもたらされた「ペア立候補制度」は、政治を大きく刷新し、県議会議員の若返りも促進した。「ペア立候補制度」が導入される前の 2011 年の県議会議員選挙の立候補者と、導入後の 2015 年の県議会議員選挙の立候補者の年齢を比較すると(図 6.2-2)、2015 年の立候補者のほうが、議員の年齢層が低くなっている。なお、本節でふれなかった県議会議員選挙それぞれの立候補ペアの年齢差や政治経験の相違をはじめとする特徴については、続く第7章であらためて検討する。

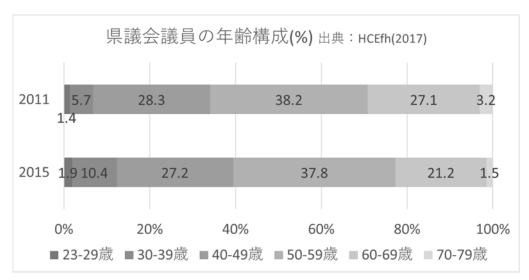


図 6.2-2 県議会議員の年齢構成 2011年と 2015年の選挙結果の比較

出典: HCEfh(2017a)をもとに筆者作成。

6.3 公務員・経済領域・高等教育へのパリテ原則の適用

本節ではパリテ法の「横方向の広がり」に焦点をあてる。政治的意思決定の場におけるパリテが強化されていくと同時に、経済・社会領域の執行部や代表職についてもパリテ規定が設けられるようになった。加えて、そうしたパリテ規定の実効性を保障するために、パリテ規定に違反する省庁や企業には、高額な罰金が課されるといった、強い制裁措置もとられている。

以下では、①一般企業のパリテ、②公務員のパリテ、③高等教育のパリテについてそれぞれ論じ、意思決定の場における男女平等の実現の保障というパリテの原則が、政治の場をこえて社会全体に影響を及ぼしている現状を、制定された法律の具体的な内容と、そうした法律がおよぼした変化に着目しながら検討する。そして、フランスにおいてクオータ制ではなくパリテ法が制定されたことの意義について論じる。

6.3.1 一般企業のパリテ

企業や公務員といった社会・経済領域についてパリテを規定する際にも、議会議員選挙についてのパリテ法が制定されたときと同様に、憲法を改正したうえで法律を制定するという方法がとられた。まず、企業や公務員にパリテを規定する法律の制定に先立って、憲法改正が行われた。2008年7月23日に憲法が改正され、憲法第一条に「法律は、選挙による議員職および公職と同様に職業および社会領域における責任ある地位についても男女の平等なアクセスを促進する」という文言が組み込まれ、従来の政治領域のパリテを規定する文言に、「職業的及び社会的な要職」が追加された。これによって、政治のパリテ同様に、経済・社会分野のパリテについても規定するための条件が整えられた。

この 2008 年の憲法改正をふまえて、まず経済領域のパリテを規定するために、2011 年

に「取締役会クオータ法」と呼ばれる、「コペ・ジンマーマン法(2011 年 1 月 27 日の法律)」が制定された。この「取締役会クオータ法」は、2020 年(この後で述べる「男女平等法」によって 2017 年までに期限を繰り上げられる)までに、すべての上場企業と、一定の条件をみたす大規模な非上場企業6の取締役会および監査役会の男女の割合を、それぞれ 40%以上にする目標を定めている。

「取締役会クオータ法」も、政治議会と同様に、「パリテ」、つまり男女同数を導入する法案として審議入りした。しかし残念なことに、審議の過程で、パリテから 40%のクオータ制に内容が修正された。修正の理由は以下の二点である。第一に、企業の取締役会についてもパリテを目指してはいるものの、いきなり男女同数は困難であり、段階的な移行期間を設ける必要があること、第二に、例えば7人や11人といった奇数の人数で構成される役会の場合には、パリテは不可能であることである。これらの理由から、40%という暫定的な目標値が設定された(HCEfh 2016a)。

さらに 2014 年 8 月 4 日の「男女平等法」⁷は、先にあげた 2011 年の「取締役会クオータ法」の適用対象となる企業を広げた。2011 年の「取締役会クオータ法」では、非上場企業について 3 会計年度の平均従業員数が 500 人以上の企業のみを対象としていたが、「男女平等法」は、この対象を平均従業員数が 250 人以上の非上場企業にまで拡大し、さらに施行期日を 2020 年から 2017 年に繰り上げた。

「男女平等法」は、特定の公企業(公企業・公的協同組合)の取締役会および監査役会についても新たにパリテ規定を設け、取締役会および監査役会の男女数の差を 1 以下にすることを義務付けた。この規定に従わない任命は無効とされることに加えて、この規定に従わなかった取締役会および監査役会のメンバーは、罰則として、規定通りの任命が行なわれるまでの間、役員報酬の支払いが停止されるという強い制裁措置も規定された。

強力な制裁措置の効果もあり、2011年の「取締役会クオータ法」と 2014年の「男女平等法」によって規定された、取締役会および監査役会におけるパリテの進展は順調である。いまだ男女同数とはいかないものの、2017年の40%クオータ達成のために段階的に設けられた目標値(たとえば2014年までに20%という目標値)についてはすでに目標値を上回る進展を示している。以下の図 6.3-1に示したのは、CAC40企業®(フランスにおける代表的な上場企業40社)の取締役会及び監査役会に占める女性の割合を示したものである。これらの企業の取締役会及び監査役会に占める女性の割合は、「取締役会クオータ法」が制定された2011年に一気に2倍近くまで増え、その後順調に伸びを見せている。憲法改正および法律の制定がいかに効果的であるかがうかがえる。

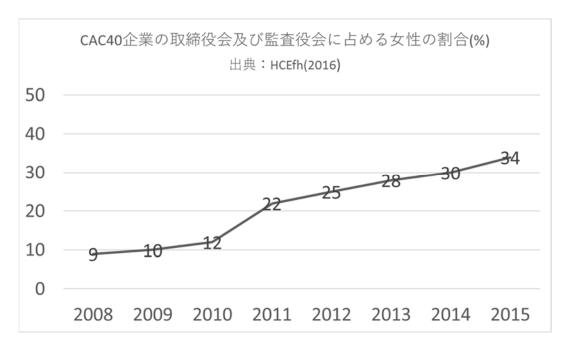


図 6.3-1 CAC40 企業の取締役会及び監査役会に占める女性の割合

出典: HCEfh(2016a)をもとに筆者作成。

6.3.2 公務員のパリテ

2011年に規定された「取締役会クオータ法」から一年遅れて、2012年には公務員のパリテを規定する2012年3月12日の法律、通称「ソヴァデ法」が制定された。この「ソヴァデ法」の制定に先立っては、政治議会のパリテ法制定の際と同じく、事前に公務員にパリテを導入するための改憲(2008年7月23日の憲法改正)が実施された。

「ソヴァデ法」の制定によって、「取締役会クオータ法」の適用対象外であった国の公施設法人(行政的公施設法人等)の取締役会、監査役会またはそれらに相当する機関等の公務員 9 の年間の任用数にもパリテ規定が設けられ、企業の取締役会と同様に、2018年までに40%クオータ制が導入された。さらに、クオータ制の実効性を保障するために、規定に違反した省、地方公共団体および医療施設は、40%の基準から不足する人数 1 人につき 9 万ユーロの制裁金が科せられることが規定された。ただし経過措置として、クオータ制の基準値および 1 人当たりの制裁金は、 $2013\sim2014$ 年については 20%クオータ制で違反 1 人につき 3 万ユーロ、 $2015\sim2017$ 年については 30%クオータ制で違反 1 人につき 6 万ユーロ、2018年以降からは 40%クオータ制で違反 1 人につき 9 万ユーロの制裁金が定められている。

「ソヴァデ法」制定以前、公務員の管理職に占める女性の割合は圧倒的に少なく、例えば国家公務員に占める女性の割合は 54.4%と過半数であったにも関わらず、管理職に占める女性の割合はわずか 30.2%だった。しかし「ソヴァデ法」の制定を契機に、公務員のパリテは大きく進展し、「ソヴァデ法」が規定した、2013 年までに公務員の管理職に占める女性の割合を 20%以上にするという規定は十分に守られている。

以下の図 6.3-1 では、2013 年の公務員およびその管理職に占める女性の割合を示している。カテゴリーA の公務員とは、学士号以上を要する職種であり、管理職候補となりうる。カテゴリーA+の公務員とは、学士号以上の学歴を要する、ENA(フランス国立行政学院 École nationale d'administration)の卒業生などの幹部候補の職種を指す。国家公務員・地方公務員ともに、これらのカテゴリー全体に占める女性の割合よりも、管理職に占める女性の割合のほうが低くなっていることがわかる。

いっぽう病院公務員の場合には、国家公務員や地方公務員と比べて圧倒的に女性が多く、 管理職に占める女性の割合も高い。これは、看護師などの医療従事者に占める女性の割合 が高いためである¹⁰。

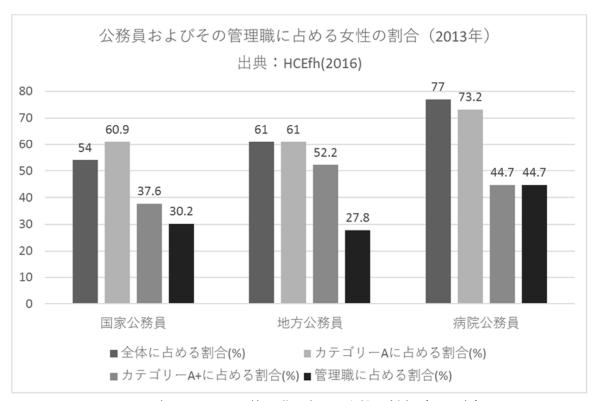


図 6.3-2 公務員およびその管理職に占める女性の割合(2013年)

出典: HCEfh(2016a)をもとに筆者作成。

6.3.3 高等教育のパリテ

一般企業、公務員につづいて、2013年には高等教育および学術研究のパリテが規定された。高等教育および学術研究のパリテを規定する「フィオラゾ法」は、理事会や研究戦略会議をはじめとした意思決定機関の候補・任命名簿をパリテとすることを義務付けた(HCEfh 2016a)。

フィオラゾ法の正式名称は「高等教育及び学術研究に関する 2013 年 7 月 22 日の法律第 2013-660 号 | である。この法律は、大学生の支援・学術研究の社会への還元・大学運営の

見直し等、高等教育および学術研究全般に関して多岐にわたる全 129 条の規定を設ける。 高等教育および学術研究のパリテはそれら規定の一部である。

フィオラゾ法によって、それぞれの大学の教学評議会(conseil académique)のメンバーの選出の際にはパリテ名簿式の選挙を行うことが規定された。また高等教育・研究国家評議会(CNESER)、大学改革支援・学位授与機構(HCERES)、研究戦略会議(CSR)、大学・高等教育機関共同体(COMUE)といった国家の教育関連会議や評議会のメンバーの任命をパリテにしたり、それらの選出の際にパリテ名簿式の選挙を行ったりすることが規定された。

「フィオラゾ法」は、もともと CNESER、HCERES、CSR の内部、そして COMUE といった国家の教育関連会議や評議会のメンバーついてのみ、パリテを規定する予定だった。しかし議会で高等教育のパリテについて審議がなされる過程で、それぞれの大学の教学評議会についてもパリテを規定することになった。この改革を主導したフィオラゾ高等教育大臣は、「あらゆる他のセクターと比べて、大学および研究のセクターというのは、ずっと先鋭的で、私たちの望む社会を投影図のように先取りする場であり、模範であらねばなりません」と、高等教育のパリテ適用対象を拡大したことの意図を語っている(Grosbon 2017)。フィオラゾ法によって、今後、高等教育の意思決定機関におけるパリテは保障されていくが、政治領域におけるパリテと同様に、各機関の長についてのパリテ規定は設けられていない。そのため、たとえば大学の学長に焦点をあてると、8割以上を男性が占めている(HCEfh 2016a)。高等教育領域においても、着実にパリテが進歩しているいっぽうで、完全なパリテはいまだ達成されてはいない。

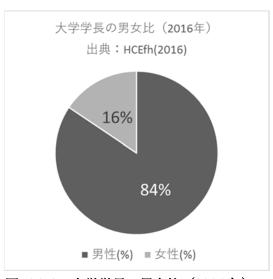


図 6.3-3 大学学長の男女比(2016年)

出典: HCEfh(2016a)をもとに筆者作成。

本章では、フランスにおけるパリテの現状を「縦方向の深化」と「横方向の広がり」と

いう 2 つの視点から検討した。現在のフランスにおいて、パリテの理念はあらゆる場面で 徹底されており、とくに近年では、意思決定権を持ちうるポジションのパリテについて重 点的に法律が規定されている。

しかし現在のフランスにおいては、管理職をはじめとする意思決定権を持ちうるポジションを目指しうる女性が、男性よりも少数である場合もある。例えば、先にあげた公務員の事例では、国家公務員のカテゴリーA+に占める女性の割合は 37.6%であるが、その管理職の任命は 40%クオータ制である。同様のことが、企業や高等教育について当てはまる事例もあると考えられる。女性が男性と比べて少ない状況下で、女性が男性と同数、意思決定機関に任命されることについては、女性「優遇」だという批判や反発が、男性の側から生じるのではないかと訝ることもできる。

しかし、CNRS およびパリ第 6 大学ナノサイエンス研究所に所属するカトリーヌ・グードン博士¹¹によれば、「批判はあるかもしれないが、そういうものとして受け入れるようになっている」という。第 6 章でも述べたように、現在のフランスにおいては、たとえそれがどんな理由からであれ、パリテを妨げたり批判したりすると、マチストだと揶揄されたり、軽蔑されたりする雰囲気が形成されている。現在のフランスにおけるパリテの成功の一因は、憲法や法律によって、パリテを実効性の伴った形で規定し、パリテの理念の重要性を根気強く社会に示していったことによって、パリテを当然視する、あるいは大っぴらには批判しにくい社会機運を築き上げてきた点にあるのではないだろうか。

¹ こうした「パリテ内閣」結成の動きは他国にも広がりつつあり、たとえば 2015 年にはカナダのジャスティン・トルドー首相が「パリテ内閣」の組閣を行っている。

² これとは対照的に、例えばフランスの市町村議会や地域圏議会のように、候補者名簿式の 選挙の場合は、それぞれの政党や政治団体が複数擁立する候補者の数を男女同数にすれば よいため、パリテ規定の導入が比較的スムーズに進んだ。

³ ただしこの奨励的なパリテ規則も、名簿式の厳密なパリテ規則と比較すると限定的な効果にとどまる。この問題点については第8章で詳しく論じる。

⁴ 県議会議員の死亡や失踪の場合、そして以下に示す議員職(地域圏議会議員・コルシカ議会議員・パリ市議会議員・市町村議会議員) および憲法院の委員との兼職禁止規定のために、県議会議員を辞職しなければならない場合である。

^{5 「}ペア立候補制度」の反対派の議員は、2013 年 4 月 17 日に議会で「ペア立候補制度」法 案が採択されると、翌日の 18 日に、この制度が選挙人の選択の自由を制限し、憲法第三条 に規定する平等な選挙を妨げるという理由で、違憲審査機関である憲法院に違憲審査を請 求した。2013 年 5 月 16 日の憲法院の判決は、1999 年のパリテに先立つ憲法改正以降、憲 法のパリテ条項により、立法者にはパリテを実現するための措置を法律により講じること が認められており、選挙人に一定の制限を課す規定を置くことも立法者の裁量の範囲内で あるとした。その上で、パリテ 2 人組投票は、平等な選挙等の憲法の規定に何ら違反しな

いとして、反対派の主張を斥けた(服部 2014)。

- 6 常勤の従業員数が平均500人以上かつ売上高または総資産が5,000万ユーロ以上の企業などが含まれる。
- 7 フランスにおける男女平等推進のための様々な規定を盛り込んだ法律であり、例えば下院 議員選挙については、パリテ規則を守らない政党に対する公的補助金減額のペナルティを 倍増させることが定められた。同法は公企業・私企業・スポーツ連盟におけるジェンダー バランスのとれた代表についての規則を新設したり、規則の実行を繰り上げたりすること も規定している。
- ⁸ CAC40 とは、ユーロネクスト・パリ (旧パリ証券取引所) における株価指数であり、同取引所に上場している株式会社のうち時価総額上位 40 の企業を指す。
- 9 国家公務員、地方公務員およびデクレ(政令)で一覧を定める医療公務員の特定の管理職。 10 病院公務員については、女性が全体の7割以上を占めているため、管理職にパリテが規 定されてしまった場合、パリテが管理職の女性の「上限」として機能してしまうという側 面もある。
- 11 2017 年 7 月 31 日に大阪大学男女協働推進センターが主催し、ナノサイエンスデザイン教育研究センターが共催した「女性研究者リーダーセミナー――フランスの研究機関における男女協働推進」にゲストとして招かれたグードン博士の発言。グードン博士は、女性が少数派であるナノサイエンス分野の女性研究者である。

第7章 パリテが実現した時代の女性の政治参画

第7章「パリテが実現した時代の女性の政治参画」では、女性が政治参画をするうえでのファースト・ステップとなる地方議会に焦点をあてる。地方議会のなかでも市町村議会は、女性が家庭内での経験を活かすことができる範囲内の政治とみなされ、1960年代から女性が参画することを肯定的に捉える風潮があった(Bereni 2015: 36)。しかし、地域圏議会や県議会に女性が参画することは非常に難しく、パリテ法制定以前は女性議員率が伸び悩んでいた。本章では、パリテ法の制定を境に、従来から女性が比較的参画しやすかった市町村議会のみならず、地域圏議会や県議会についても、女性が立候補するチャンスが拡大したことを論じたうえで、現在のフランスに残された課題を照らし出していく。まず、パリテ法の導入によって、女性の立候補をめぐる状況がどのように変化したのかを明らかにするために、パリテ法以前に女性が地方議会に立候補した際の状況と、現在女性が地方議会に立候補する際の状況を比較する。

第2章と第5章で取り上げた、パリテを推進する女性市民団体 Femmes d'Alsace は、もともと、女性が政党の公認を得て地方議会に立候補することが困難だった1990年代前半に、「アルザスの女たち」だけで選挙に立候補するために結成された政治団体だった。したがって Femmes d'Alsace は、パリテ法制定によって女性だけの選挙立候補が違反となる前までは、政治団体として選挙に立候補者を擁立していた。またパリテ法が制定されてからも、Femmes d'Alsace は政治参画を目指す女性を支援する活動を続けており、そのメンバーには選挙に立候補した経験を有する者も多くいる。

そこで、パリテ法制定以前に地域圏議会議員選挙と県議会議員選挙に立候補した Femmes d'Alsace のメンバーの経験と、パリテ法制定以降に市町村議会議員選挙および県議会議員選挙への立候補を試みた Femmes d'Alsace のメンバーの経験とを比較する。そして、パリテ法が制定されたことによって、女性の政治参画をめぐる状況はどれほど進展したのかを考察し、パリテが実現した時代の女性の政治参画の特徴を明らかにする。

上記の比較検討の結果、県議会議員選挙に新たに導入された「ペア立候補制度」は、女性が県議会に立候補する機会を大きく広げた一方で、県議会に立候補するペアを選定する際には、すでに強い政治的権力を有している男性政治家の意向が強く影響を与えることが示唆された。そこで、アルザス地方以外の地域における「ペア立候補制度」のペア選定の特徴を明らかにするために、マントンにおいてケース・スタディーを行った先行研究や、女男平等高等評議会(HCEfh)が公表しているデータをもとに、県議会議員選挙に立候補したペアは実際にどういったプロフィールを有していたのか、「ペア立候補制度」によって県議会はどのように変化したのかを考察する。

第7章の最後では、①Femmes d'Alsace のメンバーの経験、②マントンにおける県議会議員選挙のケース・スタディー、そして③女男平等高等評議会が公表しているデータの3つの検討から得た知見をふまえて、パリテ法、とくに県議会の「ペア立候補制度」のもたら

した成果と、今後のフランスにおけるパリテの発展可能性について論じる。その際には、 パリテ法が効果を発揮する一方で、フランスの政界に根強く残る、男性中心的な構造についての批判的考察も交えることを試みる。

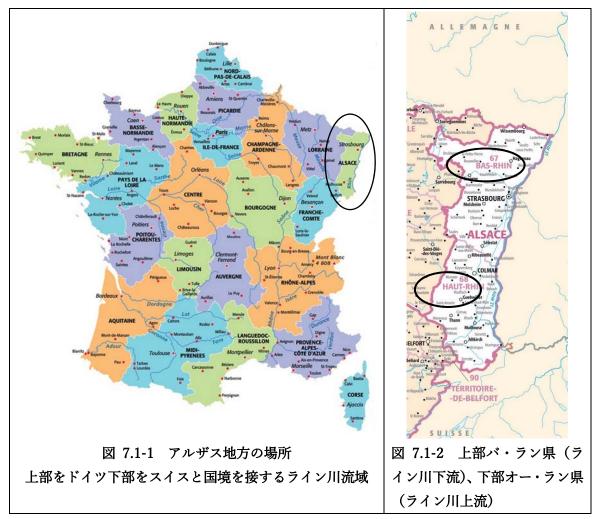
7.1 パリテ法によるチャンスの拡大――Femmes d'Alsace のメンバーの経験から

パリテ法を推進する女性市民団体 Femmes d'Alsace は、もともと、女性が政党の公認を得て地方議会に立候補することが困難だった 1990 年代前半に、「アルザスの女たち」だけで選挙に立候補するための政治団体として結成された。しかし 1998 年の地域圏議会議員選挙と県議会議員選挙以降、Femmes d'Alsace は政治団体として選挙に出馬していない。1999年のパリテ法に先立つ改憲および 2000年のパリテ法の制定によって、男女同数の選挙立候補が政党や政治団体に対して義務付けられているため、Femmes d'Alsace の女性だけの立候補はパリテ法に違反することになったからである¹。

現在、Femmes d'Alsace はパリテを推進する市民団体として、政治参画を目指す女性を支援する活動を行っており、そのメンバーには選挙に立候補した経験を有する者も多くいる。そこで以下では、①パリテ法制定以前に選挙に立候補した Femmes d'Alsace のメンバーの経験と、②パリテ法制定以降に選挙に立候補した Femmes d'Alsace のメンバーの経験をそれぞれ描き出し、パリテ法制定前後の変化を比較検討したうえで、パリテ法によって女性の政治参画はどのように促進されたのか、いまだ限界点があるとすれば、それは何なのかを明らかにし、パリテ法の効果と意義、さらに限界点について論じる。

7.1.1 パリテ法以前の女性の政治参画――Femmes d'Alsace の政治団体としての活動

Femmes d'Alsace はパリテ法制定前の 1990 年代に、女性だけの政治団体として地域圏議会議員選挙に 2 度立候補し、当選者を輩出したことがある。さらに、Femmes d'Alsace のメンバーが、県議会議員選挙に立候補したこともある。本節では 1990 年代には極めて珍しかった、女性だけの政治団体を結成した Femmes d'Alsace の選挙運動の歴史を、Femmes d'Alsace がその結成 10 周年を記念して出版した書籍 Le défi de la parité「パリテへの挑戦」(Femmes d'Alsace 2002)および筆者が Femmes d'Alsace のメンバーに対して実施した聞き取りをはじめとする調査をもとにたどりながら、パリテ法制定以前、女性が選挙に立候補することがいかに困難であったかを描き出す。



出典: cartes-2-france.com。

1989年、アルザス地方の議会には女性がほとんどいなかった。アルザス地方の2つの県(バ・ラン県とオー・ラン県)の県議会には女性議員が1人もおらず、アルザス地方の地域圏議会には、バ・ラン県出身の女性がわずか3人いるのみだった。全47議員のうち女性はわずか3人、割合にして6.3%という低さだった。

こうした状況を問題視した、すでに市議として活躍していたり、市民団体で活躍していたりした3人の「アルザスの女性たち」が、1992年の地域圏議会議員選挙の立候補のために活動をはじめた。3人の女性を順にあげると、まずガブリエル・ショメル(Gabrielle Chomel)がいた。彼女は複数の市民団体の代表をつとめる一方で、1977年から 1989年までアルザス地方の工業都市コルマールの市議をつとめた経験を有する、当時71歳のベテランだった。そしてコレット・フレイビュルジェ(Colette Freyburger)がいた。彼女も女性市民団体で活躍しており、特に Action Cathorique Générale Féminine(ACGF:全国女性カトリック

最後に、リリアン・ガール (Liliane Galle) がいた。彼女は Femmes du Haut-Rhin (FEHR:

運動)で活動的だった。彼女もまた、1989年からコルマールの市議をつとめていた。

オーラン県の女たち)という女性市民団体の代表を長年つとめており、1989 年当時、アルザス地方の「経済社会評議会」で新たに結成される予定だった、女性組織の名簿を作成中だった。1987 年 5 月 20 日のデクレ(政令)によって、各地方にある「経済社会評議会」の一部が女性組織にあてがわれることになったためである。つまりリリアン・ガールは、アルザス地方において経済社会領域で活躍する女性たちとのつながりを有していた。

1990年6月に、1992年の地域圏および県の議会議員選挙を控えて、FEHR(オーラン県の女たち)の代表であるリリアン・ガールは、地域の政治代表をつとめる男性に面会し、県議会と地域圏議会の次回選挙で、女性を候補者に加える予定があるのかについて尋ねるなど、女性を地方議会に送り込むための準備を始めた。のちに Femmes d'Alsace を結成することになる女性たちは、まず、地域の大政党に女性を候補者に加えるよう働きかけるといった、「よりクラシックな方法」をとった。

しかしこうした働きかけは、残念ながらほとんど効果を持たなかった。1992 年 1 月 19日のアルザス地方新聞 DNA は、オー・ラン県の上院議員であり、RPR/UDF(Rassemblement pour la République 右派/l'Union pour la démocratie française 中道右派)のリストのトップでもあったエネル(Haenel)氏が、「3 人女性を選挙候補者名簿に載せようとしています…1人は当選しうるあるいはそれに近いポジションで…」と語っていたと報じている。結局、政党の選挙名簿を率いる男性議員たちは、当選しうるポジションには、女性 1 人程度しか受け入れる気がなかったのである。

こうした政党の対応をみて、政党任せでは状況は変わらないと確信した、先にのべた 3 人の女性たちが立ち上がった。彼女たちは「オー・ラン県において、当時唯一可能な女性 を立候補させる方法」であった、1992 年の地域圏議会議員選挙のために自分たちで女性だ けの選挙候補者名簿をつくり、立候補する方法をとることを決めた。

Femmes d'Alsace の地域圏議会議員選挙立候補者名簿は、リリアン・ガールによって率いられた(図 7.1-3)。候補者の大部分は 40~60 代の、子育てが一段落した中高年の女性たちで構成されていた。彼女たちの多くは地域での市民活動や政治生活に近い女性ばかりだった(図 7.1-4)。また、立候補者名簿に掲載された 20 名のうちの半数を占める 10 名は市町村議会議員あるいはその経験者だった。



図 7.1-3 1992 年 Femmes d'Alsace の地域圏 議会議員選挙立候補名簿

(それぞれの職業についても明記)

出典: Femmes d'Alsace (2002)。

番号 92年の選挙候補者名簿の職業 教育研修所のもと代表、 アルザス社会環境議会メンバー 2 ソーシャル・センター長 複数アソシアシオンの責任者、 3 町村議会議員 中小企業社長 Prud'homale議会議員 教授、アソシアシオン代表 5 市長 6 サービス企業社長 "Ainés Ruraux"の地域圏代表、 8 市町村議会議員 秘書 9 商人 10 職業高校教授 11 市町村議会議員 言語学教授、 12 もと市町村議会議員 看護師、Retroiéeのソーシャルワーカー 13 アソシアシオン責任者 15 ブドウ栽培者、市町村長助役 白営農 16 17 絵画家 18 市町村長助役

図 7.1-4 Femmes d'Alsace 1992 年候補者名簿職業翻訳一覧

アソシアシオン責任者アソシアシオン責任者、

もと市町村議会議員

看護師、Retroiéeのソーシャルワーカー

出典:左図をもとに筆者作成。

19

20

Femmes d'Alsace の候補者となった女性たちは、「女性の特性」を強調するという選挙戦略をとった。たとえば、Femmes d'Alsace から立候補者した 20 人の女性たちみんなで「50人の子どもを育てていた」ことを強みとしてアピールした。つまり、候補者がそれぞれ子を持つ母親だったことを積極的に押し出す戦略をとったのである。

加えて、立候補者の代表となったリリアン・ガールは、Femmes d'Alsace が男性と協力関係にあることを強調することも忘れなかった。たとえば彼女は、Femmes d'Alsace が立候補したことについて記者からインタビューを受けた際に、「男性に対抗するためのリストではないのです。そのうえ、男性のなかには、私たちを応援したり、リストに一緒に載ろうとしたり、支援団体を作ることをためらわない人もいました」と語った。つまり Femmes d'Alsace は、女性だけで地域圏議会に立候補するというラディカルな試みを行った一方で、

旧来から女性の政治参画を正統化するために用いられてきた、「母親」という役割を積極的に引き受け、男性との協調姿勢をアピールするという、「穏健な女性の政治活動」という側面も有していたのである。

選挙の結果、Femmes d'Alsace の候補者名簿は8%の得票を得て、名簿から1人の当選者を輩出した。つまり名簿の代表であったリリアン・ガールが地域圏議会議員に当選した。女性だけの立候補名簿から女性が当選するというのはフランスの歴史上初めてだったことから、アルザス地方のみならずフランスの全国メディアでも、Femmes d'Alsace の成功は取り上げられた。

Femmes d'Alsace の試みは成功をおさめたものの、実際のところ、Femmes d'Alsace の立候補の試みはかなり奇妙なことだと一般市民には捉えられていた。Femmes d'Alsace のメンバーの一人 2 は、当時の Femmes d'Alsace の試みを振り返り、「頭のおかしい女たちがいるって思われていたんですよ、結果を見てみんな驚いたでしょうが」(2015 年 3 月筆者実施の Femmes d'Alsace メンバーに対する聞き取り)と語る。

1992年の地域圏議会議員選挙の成功後、Femmes d'Alsace のうち 2 人のメンバーが、同年に行われたオー・ラン県の県議会議員選挙への立候補を試みた。第 6 章で詳述したように、県議会議員選挙は当時小選挙区制を用いていたため、特に女性の立候補が難しかった。それゆえオー・ラン県には長い間女性の県議会議員がいなかった。これら 2 人の立候補者は、それぞれ 12.6%と 11.28%を得票することに成功したものの、残念ながら当選には至らなかった。

1996年には、1998年に実施される地域圏議会議員選挙に備えて、オー・ラン県の Femmes d'Alsace のメンバーが準備を開始した。1992年の選挙時よりも立候補を増やした候補者名簿を構成することを目指した Femmes d'Alsace のメンバーたちは、市町村議会議員をすでに務めている女性や、地域の市民団体や保護者会で活躍している女性たちを Femmes d'Alsace の立候補名簿に記載する候補者としてリクルートしていった。

Femmes d'Alsace のリクルート活動は成功をおさめ、最終的に Femmes d'Alsace はオー・ラン県のみならず、その隣のバ・ラン県においても選挙候補者名簿を構成し地域圏議会議員選挙に出馬することに成功した。以下に示したのは、Femmes d'Alsace が 1998 年の地域圏議会に出馬する際に用いたオー・ラン県(図 7.1-5)およびバ・ラン県(図 7.1-7)の選挙候補者名簿である。

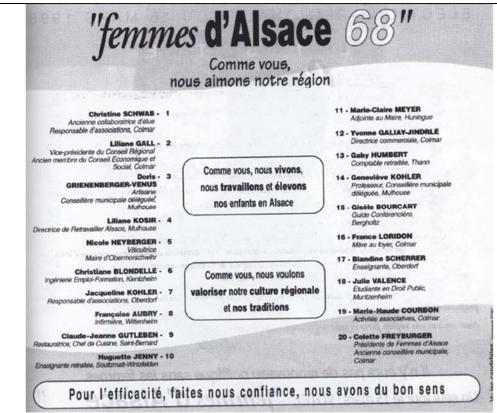


図 7.1-5 1998 年 Femmes d'Alsace 地域圏議会議員選挙立候補名簿、 オー・ラン県 / 68 県(それぞれの職業についても明記)

出典: Femmes d'Alsace (2002)。

番号	98年Femmes d'Alsace68 選挙候補者名簿の職業	番号	98年Femmes d'Alsace68 選挙候補者名簿の職業
1	元当選議員コラボレーター、 アソシアシオン代表	11	市町村長助役
2	地域圏議会議員副議長、 元社会環境議会メンバー	12	商業長
3	職人、市町村議会議員代表	13	退職した会計係
4	アルザス再労働(retravailler) ディレクター	14	教授、市町村議会議員代表
5	ブドウ栽培者、 Obermorschwihr市町村長	15	ガイド講師
6	雇用訓練研修エンジニア	16	専業主婦
7	複数アソシアシオンの責任者	17	教師
8	看護師	18	公法の学生
9	レストラン経営者、料理長	19	アソシアシオンの活動家
10	退職した教師	20	Femmes d'Alsace代表、 もと市町村議会議員

図 7.1-6 1998 年 FA 候補者名簿職業翻訳一覧(オー・ラン県)

出典:上図をもとに筆者作成。



図 7.1-7 1998 年 Femmes d'Alsace 地域圏 議会議員選挙立候補名簿、バ・ラン県/67 県(それぞれの職業についても明記)

出典: Femmes d'Alsace (2002)。

番号	98年Femmes d'Alsace67 演挙候補者名簿の職業	番号	98年Femmes d'Alsace67 演業候補者名簿の職業
1	市町村議会議員	15	保険専門職員
2	市町村議会議員	16	商業管理職
3	ドイツ語教授、コメディエンヌ	17	引退した財務管理官
4	広告業	18	高校の受付担当者
5	引退した国家資格所有の看護師	19	旅行代理店
6	国家資格看護師、 アソシアシオン活動家	20	ソーシャルワーカー
7	映画製作者	21	生物学の教授
8	引退したソーシャルワーカー	22	コーチ、教育者
9	化学技術者	23	法学生
10	法学者、市町村議会議員	24	銀行員
11	秘書	25	家事使用人
12	カテキスタ	26	会社代表
13	法学研究コラボレーター	27	引退した企業主
14	法廷受任者		

図 7.1-8 1998 年 FA 候補者名簿職業翻訳一 覧(バ・ラン県)

出典: 左図をもとに筆者作成。

オー・ラン県の名簿には、以下のスローガンが並んでいる。

あなたと同じく、私たちはアルザスで**生活し、はたらき**、そして私たちの子どもを**育て** ています。

あなたと同じく、私たちは私たちの**地域の文化と伝統の価値を高め**ていきたいのです。 効率 (efficacité) についてなら、私たちにお任せください。よく分かっていますから。

上記のスローガンでは、地域で子どもを育てた経験や、そうした経験のなかで培われたであろう「効率」をアピールしながら、「アルザスの女たち」への投票が呼び掛けられている。こうした選挙戦略には、Femmes d'Alsace の「穏健な女性の政治活動」という側面がはっきりと現れているといえるだろう。子育ての経験や、家事・育児・仕事のやりくりといった性別役割分業のなかで、女性が身につけるであろう「効率」が、政治参画のための資源として用いられている。また、「伝統」という語からは、Femmes d'Alsace が革新派というよりはむしろ保守派の立場をとっていたこともうかがえる。

バ・ラン県の選挙候補者名簿も同様に、「穏健な女性の政治活動」という側面を有している。選挙候補者名簿には「女性たちの声に耳を傾けるために……彼女たちに投票を」というスローガンが提示され、Femmes d'Alsace が「女性の声」の代弁者であることが強調されている。

これら 2 つのオー・ラン県およびバ・ラン県の地域圏議会選挙候補者名簿は、それぞれの候補者名簿から 1 人ずつの当選者を出すことに成功し、それぞれの名簿のトップをつとめていた女性たちが地域圏議会議員となった。Femmes d'Alsace の政治団体としての活動は、フランス国内の他の地域にも影響を与えた。1992 年の地域圏議会議員選挙の際に、女性だけで選挙立候補を行ったのは Femmes d'Alsace のみだった。しかし 1998 年の地域圏議会議員選挙では、女性のみの選挙候補者名簿を用いて出馬する事例が、Femmes d'Alsace 以外に13 例も見られたのである。ただし、実際に地域圏議会に当選者を輩出することができた名簿は Femmes d'Alsace のみであった。当時、Femmes d'Alsace はフランス国内でも特異的な成功をおさめた事例だったといえる。

また、1998年の県議会議員選挙では、Femmes d'Alsace のメンバー1人が出馬を試み、12.21%を得票した。しかしながらこの場合も、残念ながら当選には至らなかった。

表 7.1-1 Femmes d'Alsace の政治団体としての活動 (1992 年~1998 年)

年	Femmes d'Alsace の選挙立候補に関連する出来事	
1992 年	地域圏議会議員選挙。Femmes d'Alsace からリリアン・ガールが当選。	
1992 年	県議会議員選挙。女性議員がずっと不在だったオー・ラン県で Femmes	
	d'Alsace から 2 人立候補。それぞれ 12.6%と 11.28%を得票したものの当選に	
	は至らず。	
1996 年	オー・ラン県の Femmes d'Alsace のメンバーが 1998 年の地域圏議会選挙に備	
	えて準備を開始。	
1998 年	地域圏議会議員選挙。Femmes d'Alsace はオー・ラン県とバ・ラン県の両方で	
	選挙立候補名簿を作成し出馬。それぞれの候補者名簿から1人ずつ当選。	
1998年	県議会議員選挙。Femmes d'Alsace から 1 人立候補。12.21%を得票したもの	
	の、当選には至らず。	

出典: Femmes d'Alsace(2002)をもとに筆者作成。

ここまで、政治団体として活躍していたころの Femmes d'Alsace の活動に焦点をあて、パリテ法制定以前の女性の政治参画をめぐる状況を検討してきた。Femmes d'Alsace の政治団体としての活動事例から、パリテ法以前の女性の政治参画の特徴を以下の三点にまとめる。第一に、政党が女性の政治参画に対して非協力的だったことがあげられる。政治団体として Femmes d'Alsace が結成されたきっかけは、主要政党が 1992 年の地域圏議会議員選挙に際して女性の候補者を排除するような態度を示したためであった。また、1998 年の地域

圏議会議員選挙では、フランスの複数の地域で Femmes d'Alsace を模した、女性だけの立候補名簿を用いた出馬が続出した。これもまた、政党が女性の候補者を受け入れなかったために、女性たちが別の政治参画の方法を探った結果であるといえよう。

第二に、Femmes d'Alsace のとった選挙戦略の特徴として、①立候補の方法はラディカルであるが、②選挙の際には「穏健な女性の政治活動」的側面を強調したという二面性があげられる。女性の政治参画が一般的ではなかった 1990 年代に、女性の政治的な発言や、女性の政治参画の試み自体に正統性をあたえるためには、母親業や、家事・育児の経験のアピール、あるいは男性との協調姿勢をアピールすることが必要不可欠であったと推測される。Femmes d'Alsace の選挙活動のなかでは、そうした「穏健な女性の政治活動」的側面のアピールにきめ細やかな配慮がみられた。なお、こうした特徴は、現在の Femmes d'Alsace の活動に引き継がれている面もあることは、先の第5章で述べた通りである。

第三に、Femmes d'Alsace の選挙立候補名簿のメンバーのプロフィールの多様性があげられるだろう。先の第 5 章で Elles aussi のネットワークのメンバーの特徴として指摘したことと同様に、Femmes d'Alsace のメンバーは必ずしもエリートの女性ばかりではなかった。「ふつうの」女性市民の政治関心をすくいあげ、彼女たちを政治の場に送りこむというFemmes d'Alsace の基本方針はその結成時から現在に至るまで変化していない。こうした「ふつうの」女性市民の活動が、1998 年以降に本格化したパリテ推進運動の大きなうねりを生み出していったのである。

7.1.2 パリテ法制定以降の女性の政治参画

──Femmes d'Alsace のメンバーのナタリーさんの経験

本項では、パリテ法制定以降の女性の政治参画をめぐる状況について、Femmes d'Alsace のメンバーであるナタリーさん〔仮名〕が地方議会の議員選挙に出馬した際の経験に焦点をあてて論じていく。ナタリーさんはこれまでに3度、議員を目指した経験をもつ。まず、2011年の県議会議員選挙の際に補欠候補者として立候補した。次いで、2014年の市町村議会議員選挙に立候補し当選したうえ、市町村議会の議長にも選出された。そして、2015年の県議会議員選挙の際には、立候補を試みたものの、「ペア立候補制度」の候補者選抜に漏れ、立候補がかなわなかった。ナタリーさんのこれら3度の議員立候補の成功あるいは失敗の経験は、いずれもパリテ法の強化や改正に強く影響を受けている。そこで以下では、ナタリーさんの政治参画の経験について、筆者が実施したインタビュー調査をもとに記述し、パリテ法が女性の政治参画の可能性を大きく広げた一方で、男性中心的な政治構造の変革はいまだ不十分であることを論じる。

1960 年代生まれのナタリーさんは現在 50 代である。もともと政治関心が高かったナタリーさんは、友人に誘われ、地元で行われた Femmes d'Alsace 主催のイベントに参加したところ面白かったため、Femmes d'Alsace に加盟を決めたという。現在高校生と大学生の 2人の子をもつナタリーさんは、小学校の教員をつとめている。地方議会では、地域の学校

運営について議論が行われることもあるため、もともとナタリーさんは政治参画しやすい 土壌を有していたといえる。

ナタリーさんは、2014年の市町村議会議員選挙で議員に当選して以来、アルザス地方の、ある市町村議会の議長を務めている。彼女は、女性では珍しく市町村議会議長をつとめているうえ、市町村議会議長のなかではかなり若い³。ナタリーさんはまれな成功をおさめているが、彼女が市町村議会議員選挙に立候補し、議長にも選ばれた⁴のは「何か目的があったわけじゃなくて、こういう道のりだった」だけだという。彼女は地元のある市民団体で代表を務めていたことが市町村議会議員選挙立候補の契機になったことを明かしてくれた。

私は(Femmes d'Alsace とは別の――引用者)市民団体ですごく活動的だったので、市民団体活動の過程で(市町村議会議員になることを――引用者)考えました……地元の市町村議会議長が引退することがわかったんです。彼は6年間の任期を3回務めていたので、もう引退したがっていました。小さな町ですから、市町村議会のみんなが彼を引き留めました……でも、私はこう思ったのです、なら、もちろん(次の市町村議会議長は――引用者)私じゃないの、って。

私は地元のローカル通信のジャーナリストでもあったんですね、私は地元のあらゆる活動のセクターを受け持っていました……だから私には市町村(運営——引用者)についての計画がありました。

ナタリーさんは、市町村議会への立候補をするうえで、地元のジャーナリストとして活動していた際に得た知識を活用することができた。また、Femmes d'Alsace とは別の市民団体の代表として活動的だったことも、立候補のきっかけになった。市民団体の代表は、地域の政治代表と交流する機会も多くあるため、そうした活動が政界を目指すうえでの基盤を築いたといえるだろう。

さらに彼女は、実際に希望していたのは、市町村議会議員あるいは市町村議会議長ではなく県議会議員であったこと、市町村議会議長はそのためのステップとして位置付けていることを明かしてくれた。

私は市町村議会議長になりたかったわけではないんですよ……県で何かしたいとは思っていましたけど、でも市町村議会議長は…。私はずっと前から県議会議員になりたかったんです、それで彼(同席した副市長の男性——引用者)は、ならば町舎から始めましょうよ、と。私は、ならばやってみようと思ったんです。

先にもふれたように、ナタリーさんの経験は稀な成功例である。ナタリーさんの住む市 町村は人口 1,00 人未満であるため、パリテ法の適用対象外である。パリテが義務付けられ ているわけではないため、ナタリーさんが属する市町村議会に占める女性の割合は 32%しかなく、パリテに達していない。パリテ法適用外の市町村議会における女性の参画のおくれと、女性が地方議会の議長に就任することの困難については続く第 8 章で詳述するが、ここではナタリーさんの成功が現在のフランス政治の状況のなかでは例外的なものであることを強調しておきたい。

しかしナタリーさんの本命は、県議会議員になることだった。したがって彼女は、2014年の市町村議会議員選挙に立候補する前から、県議会議員になるための準備を進めていた。2011年の県議会議員選挙の際に、彼女は無所属⁵ (sans étiquette)候補者の補欠候補者として立候補を行っていたのである。彼女が無所属の補欠候補者として立候補した背景には、2007年の県議会議員選挙のパリテ強化のための改正があった。第6章で述べたように、2007年に県議会議員の補欠候補者についてパリテ規定が導入されたことにより、県議会議員選挙の立候補者は、「自身とは別の性の補欠候補者とともに立候補すること」が定められた。ナタリーさんはこの好機をとらえ、男性の無所属立候補者の補欠候補者として立候補をしたのである。

補欠候補者が議員となるのは、候補者が当選したものの何らかの理由で(例えば病気や死亡)で議員活動ができなくなった場合、あるいは県議会議員が他の議員職にも当選し、兼職規定に抵触する場合のみであるため、実際に補欠候補者が議員になる可能性は低い。ただし、県議会議員選挙の際には、補欠候補者の名前や写真が候補者に併記されたり、ともに選挙活動を行ったりすることもある。ナタリーさんは、今後の県議会議員選挙への立候補の可能性を見据えて、名前を地域に売り込むために、県議会議員選挙の補欠候補者として立候補したのである。

そして 2013 年に県議会議員選挙に「ペア立候補制度」が導入されたことを契機に、ナタリーさんは 2015 年の県議会議員選挙に立候補することを決心した。

私は県議会議員になりたかったんです。私は、何が了解されることになるのか、パリテ法がどういうものなのかが分かっていましたから(2013年の県議会議員選挙への「ペア立候補制度」の導入を指している――引用者) ……だから私は、代議士のところに(立候補を願い出に――筆者)行くことがわかっていたし……私は県議会議員になりたかった。

ナタリーさんは2015年3月に実施された県議会議員選挙に立候補するための準備を順調に進めていた。まず彼女は、自身が所属する政党を中道派のUDI(Union des démocrates et indépendants、民主主義・独立連合)に定め、立候補する意志を政党に伝え、無事公認を勝ち取った。

(2015年の県議会議員選挙への立候補を決心するまでは――引用者)私は政党に所属

していなかったんです、堅苦しいことは抜きでやっていましたから。……私は右派でも 左派でもなくて、それから、私は中道派だって気づいて、中道派になりました。だか ら UDI に所属したわけです……そう、私は県議会議員になりたいから、中道派に身を おいたわけです。

それから、私は県議会議員選挙の候補者名簿に載せてくれるように交渉して、そして選ばれて……それから県議会議員選挙に(UDIから——引用者)公認されました。

彼女の県議会議員選挙出馬にむけた準備は順調に進んだが、県議会議員選挙区の区分をなす、複数の市町村で構成される「カントン」(canton、小郡)の再編成⁶の影響を受ける。

でも最終的に、私には運がなかったのです。変化、カントンの再編成がありました。4 つカントンがあったのですが、それらが 1 つのカントンになりました。……パリテ法があるので、男性と女性(のペア立候補——引用者)でなくてはならなかったから(候補者をもとの数に保つためにカントンの再編が行われた——引用者)。

ナタリーさんのいた県には従来 31 カントン(選挙区)があり、それぞれのカントンから 1 人ずつ、合計 31 人の県議会議員が選出されていた。しかし、「ペア立候補制度」に付随する選挙改革のために、2014 年の政令によって、ナタリーさんのいた県のカントンは 17 に統合され、ナタリーさんがいたカントンの他に 3 つのカントンをあわせた 4 つのカントンによって、新しい選挙区がつくられたのである。この結果、選出される議員は 17×男女ペア(2 人)の 34 人になった。

(選挙戦のなかで――引用者)右派と中道派が一緒になって活動することになりました。それで私は中道派で女性でもあるから、中道派の候補者に選出されたんです。トレビアン!それから、右派の男性候補も同様に選ばれました。……彼はそのカントン出身の県議会議員でしたが、私とは別の人を(候補者に――引用者)立てました。彼はカントン内で決定権を持っていたから、この女性を選びますといったわけです。……だから、最終的に、私はこの政治の仕組みの犠牲者だったわけです。これが2015年の4月のことですね……右派は中道派よりも強かった。だから右派は、自分たちの望むこと、望まないことについて指図したわけです。

ナタリーさんは、新たに導入された「ペア立候補制度」の利点を活かし、県議会議員選挙に立候補しようとしたが、カントンの統合と、パリテ 2 人組立候補者の選定レースに敗れ、残念ながら立候補は叶わなかった。そのため現在彼女は、市町村議会議長として活動しながら、次回の県議会議員選挙への立候補をめざしているという。

2015年の県議会議員選挙の立候補についてのナタリーさんの経験を整理すると、まず彼女は2015年の県議会議員選挙を機に政党に所属した。もともとナタリーさんは無所属で政治活動をおこなっていたが、県議会議員選挙にペアで立候補するさいには、無所属で活動するよりも政党に所属するほうが有利であるという判断から、「左派でも右派でもなく、中道派。それからエコロジスト」という考えに合致する UDI に所属した。UDI に所属し、ぶじ公認を得たナタリーさんだったが、UDI が連合した右派の現職の男性県議会議員の選好の結果、ペアの候補者には選ばれず、2015年の県議会議員選挙の出馬はかなわなかった。

ナタリーさんの 3 度の選挙立候補の経験をもとに、パリテ法の功績と課題をまとめる。本項で論じてきたナタリーさんの立候補の経験は、以下の 3 つのキーワードに集約することができる。①パリテ法強化の機会の活用。2007 年に県議会議員選挙の補欠立候補者を異性の者とする規定ができた機会をナタリーさんは活用し、県議会議員への初立候補をとげた。これはパリテ関連法律が女性たちに対して、立候補の門戸を解放することに成功していることを示している。新人の参入が極めて難しい県議会議員選挙に出馬するために、ナタリーさんは 2007 年のパリテ規則導入の好機をうまく捉え、次回の県議会議員選挙に備えて、自分の名前を地域に売り込むことができた。

- ②パリテ強化の波及効果。ナタリーさんの属する市町村は人口1,000人未満であるため、いまだパリテ法の適用対象外である。したがって女性の議員率も低く留まっており、32%とパリテには到達していない。この点は、既存の市町村議会議員選挙のパリテ規定の抜け穴であり、不十分な点であるといえるだろう。とはいえ、人口1,000人以上の市町村のパリテ規定の波及効果のおかげで、人口1,000人未満の市町村においてもパリテが進みつつある。パリテ適用外の人口1,000人未満の市町村でナタリーさんが議長に選出されたのは、もちろん彼女自身の経験や能力が買われたからであるが、パリテ推進の機運もその背景にあったと考えられるだろう。
- ③「ペア立候補制度」と男性権力者のコントロール。「ペア立候補制度」は新たに県議会に立候補する女性たちの強力な後押しになった。ナタリーさんも、この好機をとらえて、県議会議員選挙に立候補するために、まず政党の公認を取り付けた。効率よくペアとなる男性候補者を見つけ、県議会議員選挙を勝ち抜くためには、まず政党の公認が必要だと考えたためである。しかしナタリーさんには「運がなかった」。彼女が所属した中道派の政党は右派と連合することになり、すでに地域で県議会議員としての経験を有していた右派の候補者が、ナタリーさんとは異なる女性をペアの候補者として選んだ。たとえペアで立候補することが保障されていたとしても、すでに政治的権力が集中している男性の候補者のコントロールが選挙にも及んでしまいうる、というパリテの課題をナタリーさんの経験は示唆している。

7.2 マントンにおける県議会議員選挙の「ペア立候補制度」 ナタリーさんは 2015 年の「ペア立候補制度」を適用した県議会議員選挙に立候補するこ とが叶わなかったが、実際にどういったペアが県議会議員選挙に立候補し選挙活動を行っていたのだろうか。本節では、2015 年に「ペア立候補制度」を適用した県議会議員選挙に立候補したペアの特徴について、マントン選挙区からの立候補者についてのケース・スタディーを行った Champion et Babaï (2015) をもとに検討を加える。

まず、マントン(Menton)という地域の特徴を述べる。マントンとは、フランス南東部のコート・ダジュールにある、リゾート観光地として有名な、人口 3 万人ほどの都市である。イタリア国境に近いため、フランス人だけでなくイタリア人も多い地域である⁷。マントンでは伝統的に右派が強く、近年では極右も好調傾向にある。2015 年の時点では、マントンにおける極右政党の支持率は国家平均よりも 5~10%高くなっていた。なお、マントンにおける県議会議員選挙の投票棄権率はおおむね国家と同程度の水準だったが、沿岸地域では国家水準より投票棄権率が高い傾向にあった。マントンの社会文化に焦点をあてると、マントンはカトリックの伝統が強い地域である。また、よそ者に対しては排他的な傾向があり、左派・右派を問わず、「地の人」の政治が好まれる。マントンは高齢化が比較的進んでいる地域でもあり、人口区分のなかでは 60 歳以上の人がもっとも多く 25.63%を占めている (Champion et Babaï 2015)。



出典: cartes-2-france.com。

Florent Champion⁸と Dylan Babaï は、Science Politique(政治学院)の学生として、マントン選挙区における県議会議員選挙の特徴と、マントン選挙区の県議会議員選挙に出馬した 4 組のペア候補者のプロフィールの特徴の分析とインタビュー調査を行った。以下では Champion et Babaï(2015)が指摘した、4 組の立候補ペアの特徴について順に述べる。それぞれのペアの選挙公報ビラを以下の図 7.2-2 に示した。



図 7.2-2 マントン選挙区の県議会議員選挙公報ビラ

出典: Champion et Babaï (2015)。 *左派と急進左派は補欠候補者も掲載している。

● 右派ペアは男女ともにベテラン議員

図 7.2-2 の右上に示した右派の連合候補ペアは両者ともにベテランだった。中道右派の UMP (Union pour un Mouvement Populaire; 国民運動連合) と UDI (Union des Démocrates et Indépendants; 共和主義・民主・独立連合) は両党ともに保守派に属する。

男性候補の Patrick CESARI はマントン=ウエスト (Menton Ouest) の選挙区から当選した現職の県議会議員で、ロクブリュヌ=カップ=マルタン (Roquebrune-Cap-Martin; モナコに近いリゾート地の市町村) の市町村議会の議長も兼職している。彼は 1994 年に右派の政党 RPR (Rassemblement Pour la Republique; 共和国連合) から県議会議員に初当選し、政党再編の結果、現在 UMP に所属している。

女性候補の Colette GIDICELLI はアルプ・マリティーム(Alpes-Martimesm)の選挙 区から選出された現職の上院議員であり、現職の県議会(Alpes-Martimes)議員の副議 長団員も務める兼職議員である。1989 年にマントンの市町村議会議員に当選し、1994 年 にマントン=エスト(Menton-Est)の選挙区から県議会議員に当選して以来、県議会に 再選を続けるベテランである。2004 年以降は、県議会の副議長団員に選出されており、 県議会で経済と行政全般を担当している。

● 極右ペアは女性が圧倒的に経験不足

図 7.2-2 の右下に示した極右政党(Front National; 国民戦線)のペアの場合は、男性候補がじゅうぶんな政治経験を有するベテランであったのに対して、女性候補者の経験が圧倒的に不足していた。

男性候補の Thiery GAZEILLO は、マントンの国民戦線のメンバーの中では最も有名な人物であった。かれは前回のマントンで行われた市町村議会議員選挙の際に、国民戦線の選挙立候補者名簿のトップ 2 についていた。今回の県議会議員選挙では、かれのペアとして、先のマントン市町村議会議員選挙でリストのトップとなっていた女性、Lydia SCHENARDI が選ばれるはずであった。しかし彼女は国民戦線の勝算がより見込める近隣のコント(Contes)という選挙区から立候補することになったため、彼女の代替として、Gaelle GUCHER が女性候補者となった。

Gaelle GUCHER は、GAZEILLO 氏が選挙候補者名簿のトップ 2 をつとめた先の市町村議会議員選挙ではじめて国民戦線に参加したという政治経験の浅い候補者だった。市町村議会議員選挙の立候補者名簿のなかで、彼女は 11 番目と比較的上位に属していたものの、政治経験はないに等しい候補者だった。

● 中道左派 PS-EELV-PRG 連合には男女で 48 歳の年齢差

図 7.2-2 の左上に示した中道左派の連合候補のペアには 48 歳と大きな年齢差があった。なお、マントンにおいて左派は弱いため、社会党・緑の党・左翼急進党(Parti radical de gauche; PRG)など、複数の左派政党の連合立候補となっていた。

男性候補の Francis Le BORGNE は立候補時に 70 歳であり、2008 年以来、社会党でロクブリュヌ=カップ=マルタン(Roberune-Cap-Martin)市町村議会議員を務めていた。いっぽう女性候補の Fanny VANDEN BOSSCHE は 22 歳の学生で、マントンにおける県議会議員選挙の正式候補者のなかでは最も若かった。16 歳から社会党の党員として活躍していた彼女は、前回のマントン市町村議会議員選挙において、女性候補者 Pascale GERARD が率いる選挙候補者名簿の 15 番目に位置していた。彼女にとって県議会議員選挙は 2 度めの選挙立候補だった。

● 急進左派―共産党連合は男女ともに地域のリーダー

図 7.2-2 の左下に示した左派の連合候補では、男女の候補者ともに、地域のコミュニティで活躍するリーダーが候補者となっていた。

男性候補の Jean-Michel CUCINELLI はマントンの急進左派のリーダーで、先の市町村議会議員選挙でも急進左派の立候補者名簿のトップをつとめていた。数年前から共産党にも参加しており、マントンにおける左派の重要な人物であった。

女性候補の Annie POLLERI は共産党に所属しており、先の市町村議会議員選挙では急進左派の立候補者名簿のトップ 2 をつとめた。出馬の経験も多くあり、今回の県議会議員選挙が 5 回目の選挙立候補だった。

Champion et Babaï(2015)は、それぞれのペアのプロフィールと、それぞれのペアに対して実施したインタビューから、右派のペアを除けば、どのペアも女性の候補者は男性の候補者と比べて政治経験が少なく、目立たない傾向にあったと指摘している。また、右派のペアに対するインタビュー調査実施の際に、女性候補 GIDICELLI 氏がペアの男性候補の不在中にインタビューに応じたケースを除いて、それぞれのペアに対してインタビュー調査を実施した際には、女性の候補者は男性の候補者と比べて議論に加わることが少なかったと指摘している。

Champion と Babaï によるマントンにおける県議会議員選挙のケース・スタディーの結果をまとめる。2015 年のマントン選挙区における県議会議員選挙では、右派のペアを除く 3 候補のペアのでは、政治経験や年齢について、男性よりも女性のほうが弱い立場にあった。「ペア立候補制度」が導入された結果、政治経験のまだ浅い女性であっても政治参画できる土壌が築かれたというポジティブな側面が見えた一方で、形式的に数の平等を保障するだけでは、ペア間の権力関係の平等までは保障しきれないという課題も見えた。

こうしたペアの不平等な力関係は、県議会議員選挙の立候補ペアに普遍的にみられたのだろうか。この点についてさらに検討を加えるため、次節では、フランス内務省が公開するすべての県議会議員選挙の立候補ペアに関するプロフィール・データを取り上げる。

7.3 データからみる「ペア立候補制度」――候補者の全体プロフィールから

本節では、フランス内務省が公開している選挙候補者名簿(第1回投票名簿⁹)のデータをもとに、2015年にはじめて実施された「ペア立候補制度」適用の県議会議員選挙に出馬したペアについて、ペアの候補者の間で年齢や政治経験について違いはあったのか、全体的な傾向を検討する。

2015年の県議会議員選挙には、男性候補 9,097人、女性候補 9,097人の合計 9,097ペアが出馬した。候補者の平均年齢について確認すると、候補者全体の平均年齢は 51.16歳、女性候補者の平均年齢は 50.60歳、男性候補者の平均年齢は 51.73歳だった。男女の候補者の年齢の平均値にはやや開きがあり、男性候補の年齢のほうがやや高かった。

以下の図 7.3-1 に示したのは、男女それぞれの候補者の年齢の分布である。女性の候補者と比べて、男性の候補者のほうが、総じて年齢が高かったことがわかる。

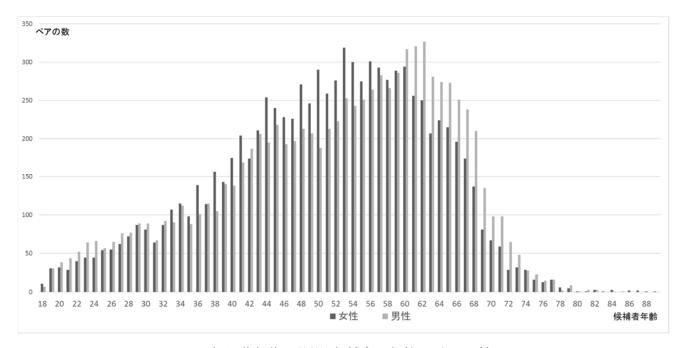


図 7.3-1 2015 年県議会議員選挙立候補者の年齢 男女の比較

出典: Ministère de l'Intérieur(2015a)をもとに筆者作成。

立候補者は 18 歳¹⁰から 91 歳までいたが、候補者全体の年齢の中央値は 53 歳、最頻値は 60 歳だった。男女それぞれの候補者の年齢の中央値と最頻値を比較すると、女性候補者の場合、候補者の年齢の中央値は 52 歳、最頻値は 53 歳だった一方で、男性候補者の場合、候補者の年齢の中央値は 54 歳、最頻値は 62 歳だった。やはり、女性よりも男性の候補者のほうが年齢が高い。

つづいて、立候補したペアそれぞれの年齢差について検討する。以下の図 7.3-2 には、立候補した男女ペアの年齢差(女性候補者の年齢-男性候補者の年齢)を示した。すると、

ペアの間の年齢差は、男性候補者の年齢が高いパターンも、女性候補者の年齢が高いパターンも両方同程度にあったことが明らかになった。先にあげた、選挙区マントンから県議会議員選挙に立候補した社会党のペアのように、女性が極端に若いペアばかりではなかったといえるだろう。

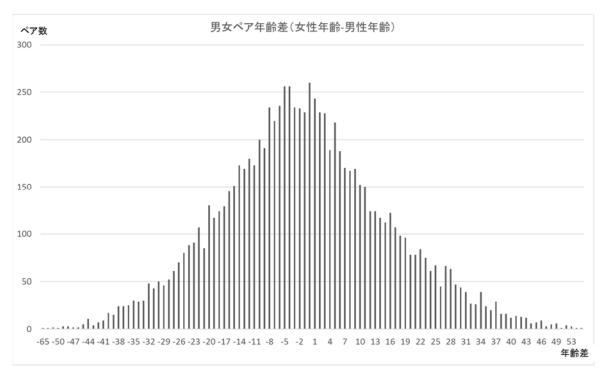


図 7.3-2 2015 年県議会議員選挙立候補ペアの年齢差(女性年齢-男性年齢)

出典: Ministère de l'Intérieur(2015a)をもとに筆者作成。

ただし候補者のペアを政治経験という観点から比較すると、男性優位な傾向が明らかになった。内務省が公開する県議会議員選挙に立候補したペアに関するデータでは、任期満了に従って再選をめざす候補者であるかどうかについても情報が公表されている。そこで、任期満了に従って再選をめざす候補者を「政治経験あり」の候補者とし、ペアのいずれかあるいは両方に政治経験のあるペア 1,998 組を抽出した。この 1,998 組のうち、男女ともに政治経験のあったペアは 189 であり、女性のみに政治経験があったペアは 284 であったのに対し、男性のみに政治経験があったペアは 1,525 だった(図 7.3-3)。もともと県議会には女性議員が極端に少なかったため、男性の議員経験者が女性よりも多くなっているのは当然ではあるものの、再選をめざす県議を含むペアのうち 7 割超が、男性のみが議員経験者であるペアだった。こうしたペアの場合は、先の第 6 章で考察したナタリーさんの経験のように、ペアとなる候補者の選定の際に、ベテランの男性議員の意向が反映された可能性は大いにあるだろう。

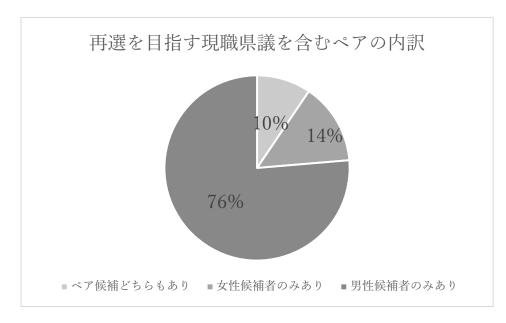


図 7.3-3 2015年の県議会議員選挙で再選を目指す前職県議を含むペアの内訳

出典: Ministère de l'Intérieur(2015a)をもとに筆者作成。

しかし総じて、「ペア立候補制度」を導入して初めて行われた 2015 年の県議会議員選挙には、新人が多く立候補したと判断してよいだろう。全 9,097 ペアのうち、現職議員を含んだペアは 1,998 ペアと全体の 21.9%に留まった。言い換えるならば、立候補したペアのうち、約 8 割のペアには、現職の県議会議員は含まれていなかったのである。初めての「ペア立候補制度」を適用した県議会議員選挙は、男女を問わず、新人に立候補の門戸を開いたといえる。

本章の内容をまとめよう。本章ではまず、パリテ法前後での女性の政治参画をめぐる状況の変化を、地方の議会議員選挙に焦点をあてて検討した。Femmes d'Alsace のメンバーが1990 年代に、政党から女性が立候補できないことに対抗して「アルザス女たち」だけで政治団体を結成したエピソードをふまえると、現在の地方政治の場面で、政党は女性が新規に立候補することに広く門戸を開いているといえるだろう。

一方で、Femmes d'Alsace のメンバーのナタリーさんが 2015 年の県議会議員選挙に立候 補できなかった経験や、マントンにおける県議会議員選挙のケース・スタディーからは、形式的に数の平等を保障するだけでは、男女の平等な権力関係に配慮した政治参画を実現するには不十分な場合もあるという課題も示唆された。また、フランス内務省が公開した、県議会議員選挙のペア立候補者に関するデータからは、男性候補者は女性候補者と比べて年齢が高い傾向にあったり、政治経験が豊富であったりすることが明らかになった。パリテ法は女性が政界に新規参入する強力な後押しとなっている一方で、完全なパリテの達成までには、いまだ課題も残されているといえるだろう。

1 このようにパリテ法は、女性たちの自由な政治参画活動を制限してしまう側面もあった。 とはいえ、本稿で論じてきたように、パリテ法はこうした制限をはるかに上回る、女性の 政治参画促進効果を有している。

6 第 6 章で述べたように、2013 年 5 月 17 日に県議会議員選挙制度が改正され、男女 2 人組で立候補し、各選挙区から 1 組を選出するパリテ 2 人組ペア多数代表 2 回投票制(scrutin binominal paritaire majoritaire à deux tours)が用いられるようになった。改正では主に以下の 3 点が変化した。①従来 1 選挙区 1 議席だったが、 1 選挙区 2 議席(男女 2 人 1 組)になった、②先にあげた①の方法のみだと議員の数が倍になってしまうので、選挙区の数を半分(3,971 区から 2,054 区へ)にした、③人口 3,500 人未満の市町村は、その全体が 1 つのカントンに含まれなければならないことになった(服部 2014)。

⁷ マントンは複数の国の領土となった経験をもつ地域でもあり、かつてはモナコ公国の領土だったが、1860年にフランス領となった。その後第2次世界大戦中、マントンはイタリアに、その後ドイツに占領された後、1944年9月8日にフランスに解放された。

² 彼女は、Femmes d'Alsace が政治団体として活動した二度目の選挙である、1998 年の地域圏議会議員選挙に立候補した経験を有する。

³ 彼女はフランスにおいて、若い市町村議会議長上位 21%に入る (http://www.mon-maire.fr/ 2016 年 7 月アクセス時点でのデータ)。

⁴ 市町村議会議長は、当選議員の互選によって選出される。

⁵ フランスの無所属は、日本のように大政党の後援がついたりはせず、事実上の「無所属」 である。

^{8 2014}年4月よりマントンの市町村議会議員をつとめてもいる。

⁹ 県議会議員選挙は2回投票制が用いられており、第1回目の投票の後、第2回目の決選投票が行われる。したがって第1回投票の候補者名簿には、2015年の県議会議員選挙に立候補したすべてのペアが含まれている。

¹⁰ 2011 年 4 月の法改正によって、フランスでは被選挙年齢が 23 歳から 18 歳に引き下げられている (那須 2015)。

第Ⅳ部 数のパリテから質のパリテにむけて

第IV部「数のパリテから質のパリテにむけて」では、第 I ~III部で検討する、パリテ法が制定されるまでの経緯、パリテ法と性差の解釈のパラドキシカルな関係、パリテ法の効果および単なるクオータ制ではなくパリテ法がフランスで制定されたことの意義をふまえたうえで、パリテ法の課題と今後の展望について「質のパリテ」という視点から考察し、さらに今後日本がクオータ制を導入するための示唆を導出する。

第8章「『数のパリテ』のその先にむけて」では、フランスにおける今後のパリテの展望について検討を加え、日本がクオータ制を導入した後に直面であろう課題を示す。政治議会の多くでパリテが達成されつつあるフランスでは、次なる課題として「数のパリテ (parité quantitative)」から「質のパリテ (parité qualitative)」へのシフトが注目されている。この「質のパリテ」には二つの意味があり、まず、①議長をはじめとする権力が集中するポジションのパリテがある。さらに、②女性にケアや教育や福祉を任せ、男性に防衛や経済や国土計画を任せる「政治の性別役割分業」(Achin 2005)と、そうした役割分業に起因する「男性の政治」と「女性の政治」のヒエラルキー構造の撤廃がある。これら二つの「質のパリテ」は、「数のパリテ」達成後の現在のフランス政界に残された、男女の質的平等実現にむけた課題である(HCEfh 2016b)。

もちろん、①の意味の「質のパリテ」は、真に男女平等な政治を実現するうえで必要不可欠ではあるものの、通常議会につき 1 人だけいる議長職にまでパリテ規定を設けることは難しい。また、②の意味の「質のパリテ」の実現も望ましいと考えられる一方で、パリテ法をきっかけに、これまでは私的領域にふさわしい価値とみなされ、政治から切り捨てられてきた母性や女性のケア経験を政治に反映することを積極的に評価する土壌が培われ、女性がケア・イシューについて政治的に発言したり行動を起こしたりすることができるようになったという側面もある。パリテ法によって女性が政治参画可能になったからこそ生じた、「政治の性別役割分業」はどういった問題を含んでおり、その解決によって何がもたらされるのだろうか。

そこで第8章ではまず、フランスにおける「質のパリテ」の現状を、HCEfh のデータをもとに検討する。そして、男性が政治的権力を独占する状況を改善する①の意味での質のパリテの保障は、男性中心的な政治のルールの変革をもたらすことを論じる。さらに、男性中心的な政治のルールの変革は、②「政治の性別役割分業」と、そうした分業に起因する「男性の政治」を高位に、「女性の政治」を低位におくヒエラルキーをくずし、ケアという人間の生に不可欠な営みに、男女両方が積極的に関わることのできる政治の可能性を切り開くことを、「ケア・フェミニズム」の理論を援用しながら論じる。ケア・フェミニズムとは、従来の政治では看過されてきた、依存者およびそのケアを務める者の役割に着目し、私的領域と公的領域を連続させる政治の構築をめざす理論である。近年フェミニストの着目を集めるジェンダー研究の知見を活かしながら、②の意味で「質のパリテ」を発展させ

ていくことの可能性を論じる。

終章「日本の『男女共同参画』への示唆」では、本稿の議論をまとめたうえで、日本が今後クオータ制を導入するための示唆と今後の課題を提示する。そこでまず、本稿の議論をまとめながら、パリテ法のもたらした 4 つのフェミニズム的意義、①クオータ制違憲判決の乗りこえ、②男性中心的な人権概念と普遍主義的平等アプローチの乗りこえ、③女性市民の間での政治とフェミニズムに対する関心の高まり、④政治領域に留まらない経済社会領域へのパリテの理念の敷衍、の整理を行う。

そして、フランスのパリテ法事例をもとに、日本が効果的なクオータ制を導入ための政治的・社会的条件について示唆を導きだす。近年の日本においても、クオータ制を導入するための準備は整いつつあり、たとえば、2017年には議員の男女「均等」が国会で議論された。また、日本には政治および経済社会領域における男女平等を示す理念として「男女共同参画」がすでに存在している。こうした条件を味方につけ、日本においてクオータ制導入にむけてさらに歩みを進めていくためには、政治議会でクオータ制導入のための議論を深めていくと同時に、フランスのように、マスメディアを介してクオータ制の意義やその必要性を広く社会にアピールしたり、クオータ制を推進する市民運動を支援したりして、クオータ制に対する社会的関心を高めていく必要もあること、その際に日本はフランス以上に、本質主義や性別特性論とクオータ制が結びついてしまうことに対して警戒しておく必要があることを論じる。

本稿のむすびでは、今後の課題として、本稿が検討しきれなかった 3 つの課題、①政党がパリテ推進に果たす役割への着目、②若・中年層のパリテ意識や政治参画の経験への着目、③パリテ法制定以降に政治参画した若者のパリテ意識への着目、について述べ、これらの課題の検討から開かれてゆく展望を述べる。

第8章 「数のパリテ」のその先にむけて

第8章「『数のパリテ』のその先にむけて」では、まず、現在のフランスにおいてパリテはどこまで実現されているのかを検討し、そして、フランスにおける今後のパリテの展望について論じる。政治議会の多くでパリテが達成されつつある現在のフランスでは、単に男女の数的平等を保障する「数のパリテ(parité quantitative)」から、「質のパリテ(parité qualitative)」へのシフトが注目されている。

この「質のパリテ」とは、①議長をはじめとする権力が集中するポジションのパリテ、②女性にケアや教育や福祉を任せ、男性に防衛や経済や国土計画を任せる「政治の性別役割分業」(Achin 2005) および「政治の性別役割分業」の枠組みに基づき、男性の政治を高位に、女性の政治を低位におくヒエラルキーの撤廃、という「数のパリテ」達成後に残存した男女の質的平等についての二つの課題を含む(HCEfh 2016b)。「質のパリテ」は、「数のパリテ」達成後の現在のフランス政界に残された、男女の質的平等実現にむけた課題である(HCEfh 2016b)。

しかし、これら二つの「質のパリテ」の実現は容易ではない。まず、①の意味の「質のパリテ」は、真に男女平等な政治を実現するうえで必要不可欠ではあるものの、通常議会につき1人だけいる議長職にまでパリテ規定を設けることは難しい。また、②の意味の「質のパリテ」の実現も望ましいと考えられる一方で、パリテ法をきっかけに、これまでは私的領域にふさわしい価値とみなされ、政治から切り捨てられてきた母性や女性のケア経験を政治に反映することを積極的に評価する土壌が培われ、女性がケア・イシューについて政治的に発言したり行動を起こしたりすることができるようになったという側面もある。パリテ法によって女性が政治参画可能になったからこそ生じた、「政治の性別役割分業」はどういった問題を含んでおり、その解決によって何がもたらされるのだろうか。

そこで本章では、フランスにおける「質のパリテ」の現状を、HCEfh のデータをもとに検討したうえで、男性が政治的権力を独占する状況を改善する①の意味での質のパリテの保障は、男性中心的な政治のルールの変革をもたらすことを論じる。さらに、男性中心的な政治のルールの変革は、②「政治の性別役割分業」と、そうした分業に起因する「男性の政治」を高位に、「女性の政治」を低位におくヒエラルキーをくずし、ケアという人間の生に不可欠な営みに、男女両方が積極的に関わることのできる政治の可能性を切り開くことを、「ケア・フェミニズム」の理論を援用しながら論じる。

ケア・フェミニズムとは、従来の公私二元論的な政治の枠組みのなかでは十分に検討されてこなかった、依存者と、依存者のケアを務める者の役割に着目しながら、私的領域と公的領域を連続させる政治の構築をめざす理論である。近年フェミニストの着目を集めるジェンダー研究の知見を活かしながら、②の意味で「質のパリテ」を発展させていくことの可能性を論じる。

8.1 「数のパリテ」の成果と課題――男性による政治的権力の独占と「政治の性別役 割分業Ⅰ

フランスにおける「数のパリテ」は順調に進んでおり、特に地方議会ではパリテが達成 されつつある(図 8.1-1)。

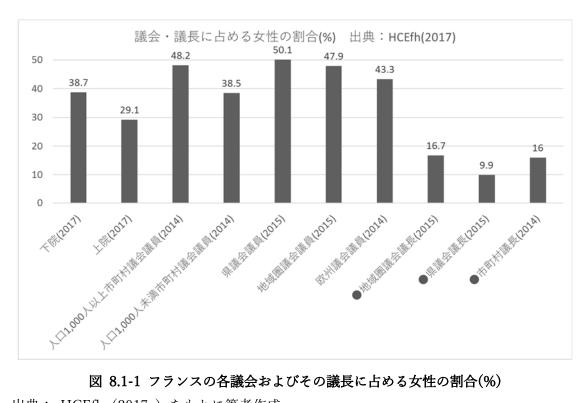


図 8.1-1 フランスの各議会およびその議長に占める女性の割合(%)

出典: HCEfh (2017a) をもとに筆者作成。

しかし、男女平等の保障というパリテの理念および目的に照らし合わせると、いまだパリ テの達成が不十分である点もみられる。そこで本節では、フランスの政治議会におけるパ リテの課題である、「質のパリテ (parité qualitative)」に焦点をあてる。

「質のパリテ」とは、①政治議会の議長をはじめとする権力が集中するポジションのパ リテ、②女性にケアや教育や福祉を任せ、男性に防衛や経済や国土計画を任せる「政治の 性別役割分業」およびそれに付随して生じている男性の政治を高位に、女性の政治を低位 におくヒエラルキーの撤廃、という2つの課題を含む (HCEfh 2016b)。

以下ではまず、フランスの政治議会のなかでも特にパリテが遅れている、国政をつかさ どる上下院におけるパリテの現状について論じ、最も強い政治的意思決定権を行使する場 のパリテが不十分であることを指摘する。つづいて、比較的パリテが進展している、地方 議会のパリテの課題として、議長をはじめとする政治的権力が集中するポジションのパリ テのおくれや、「政治の性別役割分業」を指摘する。現在のフランス議会にみられる、男性 による政治的権力の独占と、政治の性別役割分業という二つの傾向を批判的に検討する作

業をつうじて、「質のパリテ」の重要性をあぶりだしていく。

8.1.1 上下院および市町村議会議員選挙におけるパリテの不徹底

国政に関する、最も重要な意思決定を行う政治議会である上下院では、地方議会と比較してパリテが遅れている。これは上下院のパリテ規定が不十分であることに起因している。上院選挙の場合、県を選挙区とする上院選挙では、定数が 2 未満の選挙区(上院の議席全体の27%にあたる)はパリテ規定の対象外であり、パリテは全く義務付けられていない。

下院選挙の場合、パリテ規定はあるものの、これは強制ではなく、パリテに違反した場合にその違反の程度に応じて、政党助成金を減額するというペナルティ制度を用いた奨励的なパリテ規定に留まっている。下院選挙では、候補者の男女比率の開きが 2%以上となると、政党助成金の減額ペナルティが適用される。その減額の比率は、2000 年に制定されたパリテ法の規定では、男女比率の開きの 50%が減額されていた。2007 年のパリテ法改正によって、減額割合が男女比率のその開きの 75%に強化され、さらに 2014 年の「男女平等法」制定によって、減額割合は男女比率のその開きの 150%になった。つまり、2000 年のパリテ法と比較して、現在は 3 倍の減額を課しているのである。

ただし、潤沢な資金を用意でき、当選議員も確保できる大政党の場合、政党助成金の減額をおそれずに男性候補者を多く擁立する傾向にある。

表 8.1-1 パリテ違反の政党および政治グループに対する政党助成金の減額(2012~2017 年)

	女性 候補者 割合 2012年 立法府	パリテ違反 助成金減額 2013年	助成金減額 2014年	助成金減額 2015年	助成金減額 2016年	助成金減額 2017年	パリテ違反 助成金減額総額	獲得助成金全額 に占めるパリテ 違反助成金 減額の割合
社会党	42.6%	1,396,809 €	1,259,355 €	1,258,982 €	1,258,723 €	1,259,535 €	6,433,405 €	4.8%
共和党	25.5%	3,927,600 €	3,541,100 €	3,540,052 €	3,539,323 €	3,541,608 €	18,089,683 €	16.2%
国民戦線	49.0%	86,980 €	78,420 €	78,397 €	78,381 €	78,432 €	400,609 €	1.5%
緑の党	49.4%	0 €	0 €	0 €	0 €	0 €	0 €	0.0%
共産党	49.3%	0 €	0 €	0 €	0 €	0€	0 €	0.0%
急進・中道・ 独立・民主主義連合	44.1%	101,897 €	91,870€	91,843 €	91,824 €	91,883€	469,318 €	3.5%
左派急進党	36.8%	137,240 €	123,734 €	123,698 €	123,672 €	1,237,852 €	632,096 €	7.4%
新中道	36.7%	143,272 €	129,174 €	129,135 €	129,109€	129,192€	659,882 €	10.4%
立ち上がれ フランス(右派)	53.0%	10,863 €	9,794 €	9,791 €	9,789€	9,736 €	50,033€	2.3%
フランス本国合計*	43.3%	6,033,361 €	5,438,419 €	5,438,419 €	5,435,691 €	5,439,199 €	27,783,480 €	8.1%

^{*}この表に示しているのは比較的大きな政党や政治団体のみであるが、総額については本表に記載していない政党や政治団体の減額高も計上してある

出典: Ministère de l'Intérieur, Haut Conseil à l'Egalité, compte tenu des Décrets n° 2013-430, n° 2014-111, n° 2014-1121, décret n° 2015-53 et décret n° 2016-111 et n° 2017-251

上に示した表 8.11は、下院議員選挙の際に、各党がパリテ規定に違反したことによって、

どれだけの政党助成金の減額ペナルティを受けたのかを示すものである。大政党ほど、女性候補者割合は低い傾向がみられ、たとえば右派の共和党は、25.5%しか女性を擁立しなかった。その結果、640万ユーロ以上もの政党助成金を減額されているが、大政党の場合は当選者に応じて獲得する助成金が高額であるため、獲得助成金全額に占めるパリテ違反に起因する減額割合は 16.2%と低く留まっている。いっぽうで、多数の当選者が見込めず、政党助成金の獲得が重要である比較的小規模な政党、たとえば 2017 年の下院選挙で躍進した極右政党の国民戦線は、女性を 49.0%擁立し、男女の開きを 2%に抑え、政党助成金の減額を 40万ユーロ程度に留めている。国民戦線の獲得助成金全額に占めるパリテ違反に起因する減額割合が、共和党と比較して高く感じられるのは、国民戦線には当選者が少なく、当選者に応じて獲得する助成金が少額であることに起因している。

加えて、下院議員選挙のペナルティ制度を用いた奨励的なパリテ規定には「抜け穴」が存在する。立候補の「数のパリテ」さえ守られていれば、政党補助金減額のペナルティを受けずにすむため、女性候補者に当選が難しいことが見込まれる選挙区を割り当て、当選見込みの高い選挙区をベテランの男性候補者たちで独占するという方法が、特に大政党でとられがちである。実際に下院選挙では、立候補者に占める女性の割合と比べて、実際に当選する女性候補者の割合が低い。たとえば、2012年の下院選挙の場合、立候補者に占める女性の割合は、各党によって開きがあったものの、42.6%(社会党)、49.3%(共産党)、49.4%(緑の党)と左派ではパリテに近づきつつあった(表 8.1-2)。フランス本国の立候補者を総計すると、全立候補者の 43.3%は女性だったのである。しかしながら、当選した議員に占める女性の割合はたったの 26.9%だった。これは、政党が女性をより困難で勝ち目のない選挙区に配置するために起きている現象である。

表 8.1-2 2012 年立法府の下院議員選挙における女性の候補者割合

	2012年女性候補者割合
社会党	42.6%
共和党	25.5%
国民戦線	49.0%
緑の党	49.4%
共産党	49.3%
急進・中道・独立・民主主義連合	44.1%
左派急進党	36.8%
新中道	36.7%
立ち上がれフランス(右派)	53.0%
フランス本国合計*	43.3%

^{*}この表に示しているのは比較的大きな政党や政治団体のみであるが、合計には本表に記載していない小規模の政党や政治団体も入っている。

出典: Ministère de l'Intérieur, Haut Conseil à l'Egalité, compte tenu des Décrets n° 2013-430, n° 2014-111, n° 2014-1121, décret n° 2015-53 et décret n° 2016-111 et n° 2017-251 をもとに筆者作成。

下院の女性議員率は下院議員選挙の立候補者に占める女性の割合よりもつねに低いことに着目した Murray, Krook and Opello (2012) は、1997、2002、2007 年のフランス下院議員選挙で男女の候補者のおかれたポジションを比較し、女性候補者たちは当選が最も困難なポジションに配置されていたことを指摘した。Murray らは、政党が既存の男性政治家たちの利権を守りながら、獲得資金を最高額にし、損失を最小にするために用いた戦略を、政党プラグマティズム(party pragmatism)と呼んでいる。政党は、政党助成金の減額を避け、さらに「性差別主義的な政党」というイメージからも逃れるために、ある程度候補者をパリテにする。しかし一方で政党は、女性を当選困難なポジションに追いやり、さらに男性候補者の当選者数を最大化することによって、当選者に応じて給付される助成金を獲得し、パリテ違反による政党補助金の減額を補てんする。つまり政党は、下院の奨励的なパリテ規則の抜け穴をひじょうに「プラグマティックに」利用していたのである。

ただし、2017 年 6 月に実施された最新の下院議員選挙の結果を見ると、この「抜け穴」はずっと小さくなり、政党の「プラグマティズム」は徐々に適用が困難となっていることがうかがえる。2014 年の「男女平等法」によって、パリテ違反の場合の政党助成金減額の制裁が強化され、従来の 2 倍(男女の開きの 150%)になったうえ、この後に述べるように「議員の兼職の禁止」が規定されたためである。2017 年の下院議員選挙では、女性の立候補者は 42.4%とパリテには到達しなかったものの(HCEfh 2017b)、選挙の結果当選する女性議員は格段に増え、38.8%になった(Le Monde 2017 年 6 月 19 日)。立候補者に占める女性の割合と、当選者に占める女性の割合との差が大きく縮まったのである(図 8.1-2)。



図 8.1-2 下院の立候補者と当選者に占める女性の割合の比較(2012 年、2017 年) 出典:HCEfh(2017b)、*Le Monde* 2017 年 6 月 19 日をもとに筆者作成。

上下院においてパリテが遅れていたもうひとつの要因に、兼職があった。上下院には地方議会の議員職との兼職を行うベテラン議員が多く、これがパリテの妨げとなっていた。第7章のマントン県における議会議員選挙についてのケース・スタディでも示したように、大政党のベテラン議員ほど、上下院の議員職と地方議会の議員職を兼任する傾向にある。

議員職の兼職は、議員の入れ替わりを妨げるため、パリテの推進に対するブレーキとして働く。議員職の兼職の問題に焦点をあてた HCEfh(2013)は、議員職の兼職が「男性的な慣習」であり、たとえば下院を例にあげると、男性議員の 80%は兼職をしていた一方で、兼職をしている女性議員は 55%であったと指摘している。下院では男性議員が圧倒的多数を占めているため、下院の兼職議員に占める男性の割合は極めて高いといえよう。

女性議員のなかにも兼職者は多くいるため、兼職が必ずしも男性的な慣習であるとはいえないものの¹、男女それぞれの議員の兼職内容には異なる傾向がみられた。男性の場合は、地方議会の議長職との兼職を行っていることが多い一方で、女性の場合は、副議長団のトップあるいはそのメンバーといった、より権力の弱いポジションを兼職していたのである。

男性下院議員のうち70%、そして男性上院議員のうち67%が、市町村議会議長、県議会議長、地域圏議会議長のいずれかあるいは複数と兼職していたのに対して、女性下院議員のうち41%、そして女性上院議員のうち50%が、市町村議会の助役団、県議会の副議長団、地域圏議会の副議長団のいずれかあるいは複数と兼職していた。同じ兼職という現象であっても、男性のほうが兼職している議員職の数が多く(図 8.1-3)、より権力の集中するポジションを独占していた。

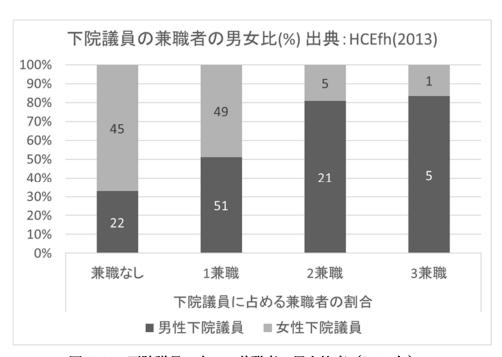


図 8.1-3 下院議員に占める兼職者の男女比率 (2013年)

出典: HCEfh(2013)をもとに筆者作成。

議員職の兼職は、既得権益を持つ男性議員に有利にはたらき、パリテ推進の妨げとなっていたため、2014年2月14日に「兼職禁止に関する組織法律」が制定され、地方の執行役職 (議長や副議長団や助役団を指す)と、上院および下院議員の兼職や、地方の執行役職と欧州議員の兼職が禁止された(HCEfh 2016b)。さらにこの法律は、①下院議員は地方議員職ひとつとしか兼職ができないこと、②地方議員職については2つまで兼職でき、そのうちのひとつは執行役職を務めることができることを規定した。この法律の制定によって兼職は今後大幅に減ることが期待できる。

ただし、この法律も完璧なものではなく、一部課題も残されている。EPCI(コミューン間広域行政組織)の議員については対象外とされたのである。EPCI は、複数の市町村が所属する公施設法人であるが、地域圏・県・市町村とは異なり、行政区画ではない。ただしEPCI 審議会はごみ処理や交通機関の運営など大規模な事業の協議を行なう、重要な意思決定の場である。EPCI はパリテ法の適用外のため、女性の参画が著しく遅れていることがすでに問題視されている。EPCI が兼職禁止規定から外されたことによって、今後 EPCI の、特に重要役職が男性に独占されたままになってしまうことが危惧される。

以下の表 8.1-3 には、EPCI の議員および議長に占める女性の割合を示した。議長や副議 長団といった意思決定権の集中する重要役職について、特に女性の参画が遅れていること がわかる。

人口 1,000 人以上の市町村人口 1,000 人未満の市町村総計EPCI 議員43.720.234.4EPCI 議長
EPCI 副議長団個別データなし7.8

表 8.1-3 EPCI の議員および議長に占める女性の割合(%) (2014年)

出典: HCEfh(2014)をもとに筆者作成。

8.1.2 地方議会の議長や副議長に占める女性の割合

上下院と比較すると、地方議会ではパリテが大きく進んでいる。しかし本節の冒頭で示したように(図 8.1-1)、地方議会の議長、つまり地方公共団体の首長については、パリテのおくれが目立つ。地域圏議会議長 (16.7%)、県議会議長 (9.9%)、市町村議会議長 (16%)と、●印をつけた議長職に占める女性の割合は、議会全体に占める女性の割合と比較してずっと低い。地方議会についても、権力が集中する議会の執行部についてはいまだ男性独占的な状況が残る。そこで本項では、地方議会(地域圏議会・県議会・市町村議会)の執行部のパリテの現状について HCEfh のレポートをもとに検討を加え、地方議会の執行部のパリテの問題点を具体的に論じる。

まず、地域圏議会の執行部のパリテに焦点をあてる。地域圏議会の場合、議長を補佐し、 専門委員としての役割を担う「副議長団」についてはじゅうぶんにパリテが達成されてお り、現在の副議長団に占める女性の割合は 49%とほぼパリテである。副議長団については、「2007 年 1 月 31 日の法律」によって、地域圏議会の副議長団のパリテが義務化されたことをきっかけにパリテが進んだ。過去の副議長団の女性比率をふりかえると、パリテ法制定直前の 1998 年には 20%、パリテ法が制定され地域圏議会がパリテとなった 2004 年には 37.3%だった。パリテを規定する法律が非常に効果的だったことが分かる。

しかしながら、副議長団のトップ、つまり第一副議長に女性が就任する例はいまだに少なく、18 地域圏のうち 5 つの地域圏でしか達成されていない。地域圏議会の議長を女性が務めるケースはさらに少なく、18 地域圏のうち 3 地域圏に留まる(HCEfh 2017c)。パリテが規定されている副議長団のなかでも、最も権力の集中する役職は男性に独占されてしまっているのである。

表 8.1-4 では、地域圏議会の議長および第一副議長を男女いずれが担っているのかを示した。議長と第一副議長の両方を女性が占める地域圏議会は 1 つしかないのに対して、議長と第一副議長の両方を男性が占める地域圏議会は 11 と圧倒的に多い。

表 8.1-4 地域圏議会(全 18 地域圏)の執行部(副議長団)に占める女性の割合

		地域圏調	合計	
		女性	男性	口間
地域圏議会第一副議長	女性	1	4	5
地域固議云第一副議文 	男性	2	11	13
	合計	3	15	

出典: HCEfh(2017c) をもとに筆者作成。

加えて、地域圏議会の副議長団はほぼパリテであるものの、その役職の内訳には「政治の性別役割分業」といえる偏りがみられる。HCEfh(2016b)は、地域圏議会の副議長団の役職分担には明らかなジェンダー差があることを指摘している。社会福祉・健康・文化・市民活動・教育といった、もともと女性の参画が活発で、「私的領域」になじみが深いとされる「女性らしい」領域には女性が、経済・国土計画・交通、そして地域の政策の全体像を決定しうる財務といった「公的領域」になじみが深く、政治的に重要度が高いとされる「男性らしい」領域には男性が割り当てられている。

以下の図 8.1-4 には、地域圏議会の執行部(副議長団)の役職に占める男女の割合を示した。驚くべきことに、社会福祉・健康についての役職は 100%女性が務めている。一方、地域圏議会が主たる管轄となり、その運営を決定する交通についての役職は、90%以上を男性が務めている。

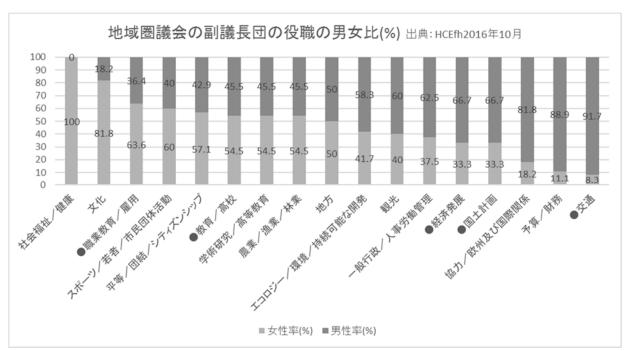


図 8.1-4 地域圏議会の執行部(副議長団)の役職の男女比率

出典: HCEfh(2016b)をもとに筆者作成。

注:海外領土にある海外地域圏については除く。また、地域圏によっては、これらの役職が設置されていない、あるいは特に重要な役割を担っている場合がある。●のついたものは、地域圏議会が主たる管轄となっている重要な役職である。

加えて、男性独占性の高い「男性らしい」役職は、地域圏が主たる管轄を担い、重要な政治的決定を行う役職でもある。経済発展・国土開発・交通といったテーマは、地域全体の管理・運営に関わる重要な役職であることに加えて、高額の財源も利用する。つまるところ、より決定権が大きく、より大きなお金の動く役職に男性が集中しているのである。

ここまでの検討結果をまとめる。「数のパリテ」が保障され、一見パリテにうつる地域圏議会の執行部であっても、①権力が集中するポジションのパリテ、②「政治の性別役割分業」およびそれに付随するヒエラルキー構造の解消という 2 つの意味で「質のパリテ」は十分に実現できていない。

つづいて県議会のパリテに焦点をあてる。第 6 章で取り上げた、県議会議員選挙の「ペア立候補制度」を適用し、2015 年 3 月に行われた県議会議員選挙以来、県議会は完全にパリテである。加えて、県議会の執行部である副議長団についても、「ペア立候補制度」法案の制定の際に、地域圏議会の副議長団と同様に、その構成をパリテとすることが義務付けられた。しかし、フランスにおいて最もパリテを実現している県議会であっても、議長や副議長団のトップ、つまり第一副議長に女性が就任する例は驚くほど少ない。地域圏議会と同様に、最も権力の集中する重要な役職は男性に独占されてしまっているのである。

フランスには海外県を含め、全 101 県があるが、県議会議長に選出された女性は 10 人しかいなかった。このうち、パリのように特別市かつ県扱いに相当する県を除くと、91 の県議会のうち、女性の議長はたったの 9 人しかいなかった。県議会議長に占める女性の割合は 10%程度と依然低い(Le Monde 2015 年 3 月 17 日)。

また、「第一副議長」に占める女性の割合も低い。女性が第一副議長をつとめる県は 35 例あるのに対し、男性が同職をつとめる県はその 2 倍近くの 66 例もある。以下の表 8.1-5 には、県議会のなかでも最も重要な役職である議長と、それに次ぐ第一副議長を男女いずれが担っているのかを示した。議長と第一副議長の両方を女性が占める県議会はドゥー県 (Doubs) の 1 例しかないのに対して、議長と第一副議長の両方を男性が占める地域圏議会は 58 例と圧倒的に多い。つまり、海外県も含むフランスの全 101 県のうちの半数以上 (58 県)で、議会の代表上位 2 名が男性によって独占されているのである (HCEfh 2017c)。

県議会議長 合計 女性 男性 1 女性 34 35 県議会第一副議長 男性 8 58 66 合計 9 92

表 8.1-5 県議会(全 101 県)の執行部に占める女性の割合

出典: HCEfh(2017c)をもとに筆者作成。

加えて、県議会の執行部(副議長団)の役職についても、地域圏議会の執行部と同様にジェンダーによる偏りがみられる。図 8.15に示したように、福祉・文化・教育といった、もともと女性の参画が活発で、「私的領域」になじみが深いとされる領域には女性が、経済や国土計画といった「公的領域」になじみが深いとされる領域には男性が割り当てられる傾向にある(HCEfh 2016b)。

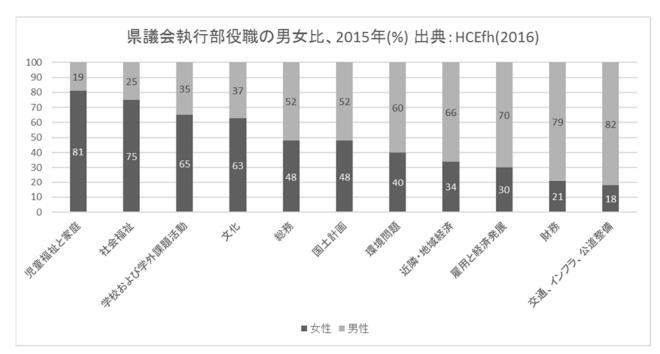


図 8.1-5 県議会執行部役職の男女比(2015年)

出典: HCEfh(2016b)をもとに筆者作成。

ここまでの検討結果をまとめる。「ペア立候補制度度」によって「数のパリテ」が徹底された県議会においても、地域圏議会と同じように、①権力が集中するポジションのパリテ、②「政治の性別役割分業」およびそれに付随するヒエラルキー構造の解消という 2 つの意味で「質のパリテ」は十分に達成されてはいない。

最後に、市町村議会の執行部のパリテに焦点をあてる。市町村議会は歴史的に、他の地方議会よりも女性議員率が高かった(図 8.1-6)。市町村議会は、女性が家庭内で培ってきた経験を活かすことができる範囲内の政治とみなされていたため、女性が参画することを肯定的に捉える風潮がもともとあったためである。

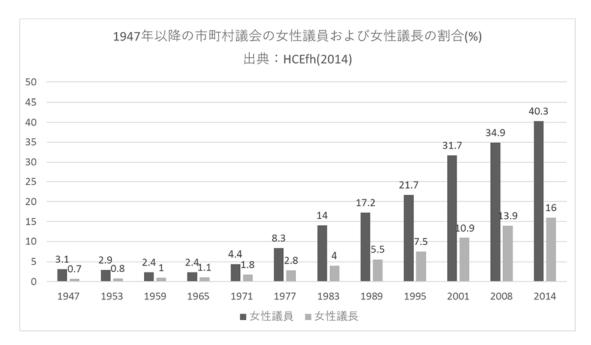


図 8.1-6 市町村議会およびその議長に占める女性の割合(1947~2014年)

出典: HCEfh(2014)をもとに筆者作成。

パリテ法制定以降、市町村議会における女性議員率は順調に伸びている。2000年のパリテ法では、パリテ規定は人口3,500人以上の市町村議会議員選挙にしか適用されなかったうえ、不十分(候補者名簿を上から順に6人ずつで区切り、その6人グループ内で男女同数であればよい)な内容だった。しかし現在、パリテ規定は強化・改正され、人口1,000人以上の市町村議会議員選挙に適用されているうえ、候補者名簿を男女交互あるいは女男交互のもの以外は認めないという厳密なパリテが規定されている。

この厳密なパリテ規定の結果、人口 1,000 人以上の市町村議会に占める女性の割合は 48.2%とほぼパリテである。いっぽう、人口 1,000 人未満のパリテ対象外の市町村議会に占める女性の割合は 34.9%といまだ少なく留まる(図 8.1-7)。人口 1,000 人未満の小規模な市町村では、いきなりパリテ規定を設けることが難しいであろうという判断から、これまでパリテ規定の導入が見送られていた。しかしフランスの政治文化にパリテが十分根付いたこともあり、今後は人口 1,000 人未満の市町村でもパリテが適用されることが見込まれる。パリテ規定の有無は、女性議員率にはっきりと影響を与えることは明らかであり、人口 1,000 人未満の市町村についても、パリテ規定が必要である。

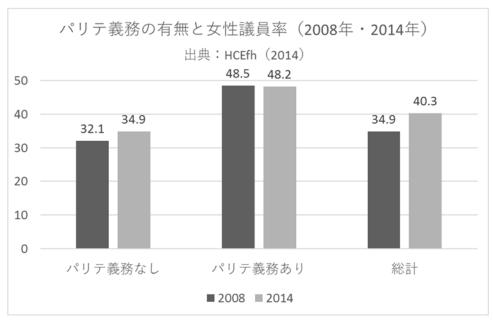


図 8.1-7 市町村議会におけるパリテ義務の有無と女性議員率の比較

出典: HCEfh(2014)をもとに筆者作成。

市町村議会も、先に述べた地域圏議会や県議会と同様に、執行部である助役団についてパリテが規定されている。まず、「2007 年 1 月 31 日の法律」によって、人口 3,500 人以上の市町村議会の助役団(adjoints)について、地域圏議会と同様にパリテが規定された。さらに「2013 年 5 月 17 日の法律」によって、人口 1,000 人以上の市町村議会においても、助役団をパリテとすることが規定された。これら 2 つの法律の結果、人口 1,000 人以上の市町村においては、助役団は 47.5%とほぼパリテになっている²。

しかし市町村議会の場合も、地域圏議会や県議会と同様に、その議長や第一助役といった、上位 2 つの役職に占める女性の割合は低い。以下の表 8.1-6 に示すように、たとえば人口 1,000 人以上の市町村の議長に着目すると、その女性の割合は 12.9%と著しく低い。

次 0.1 0 2014 干印引1100000000000000000000000000000000000					
	人口 1,000 人以上の市町村	人口 1,000 人未満の市町村	総計		
市町村議会議員	48.2	34.9	40.3		
市長村議会議長	12.9	17.2	16		
第一助役	個別デー	-タなし	28.5		
助役団	47.5	20.2	37.8		

表 8.1-6 2014 年市町村議会議員選挙結果と女性の割合(%)

出典:HCEfh(2014)をもとに筆者作成。

また、上記のパリテ規定が適用されない人口 1,000 人未満の市町村では、パリテが規定されている人口 1,000 人以上の市町村と比較して、パリテが遅れている。まず、人口 1,000 人

未満の市町村議会に占める女性の割合は 34.9%とパリテに到達していない。助役団に占める女性の割合をみても、20.2%と、パリテ規定が適用されている人口 1,000 人以上の市町村の半分にも満たない。また、市町村議会議長に占める女性の割合も 17.2%と低い。

市町村議会の第一助役については、市町村の規模ごとの調査は行われていないものの、 第一助役を女性が務める例は、市町村すべてをあわせても 28.5%と 3 割に満たない。議会 の上位 2 名が男性に独占される傾向にあるのは、地域圏議会、県議会と同様である。

以上みてきたように、地方議会においてはパリテ規定が十分に機能しており、男女同数議会と執行部の男女同数、つまり「数のパリテ」が実現している。しかしながら、最も権力の集中する、議会の上位 2 つのポジションは男性独占的な状況がいまだ続いている。また、執行部が男女同数であっても、「政治の性別役割分業」といえる、旧来の公私二元論的な枠組みが残存している。パリテ法の強化によって「数のパリテ」についてはほぼ達成しつつある地方議会においても、政治領域における男女の質的平等、いわば「質のパリテ」は未達成の課題として残る。

8.2 「政治の性別役割分業」の問題点――政治の男性中心的構造

最も政治的影響力を発揮する国勢を司る上下院に女性議員が十分増えていないことや、地方議会の執行役職の上位を男性が独占していることは、政治の「質のパリテ」が十分に徹底されていないことを意味する。こうした問題点については、パリテ法およびその関連法律の強化・改正によって改善していくことが可能であるし、そうした取り組みが必要でもあるだろう。具体的な取り組みとしては、すでに HCEfh の報告書で複数回提案されているように(HCEfh 2017a など)、上院のパリテ対象外選挙をパリテ対象とする、下院の奨励的なパリテ規定を義務化するといった方法によって、国政のパリテを徹底させていく方法がありうるだろう。また地方議会の執行役職のパリテについては、議長と第一副議長の間でパリテ規定を設けることによって、上位の役職が男性のみにならぬよう配慮するといった方法をとることができるだろう。

強い政治的権力をもつポジションのパリテを保障し、意思決定の場における男女平等を 徹底させるという第一の意味で「質のパリテ」が必要であることは明らかである。しかし、 第二の意味での「質のパリテ」、つまり「政治の性別役割分業」の是正については、どのよ うに考えればよいのだろうか。

先の節で検討してきたように、現在の地方政治の執行部では、男女それぞれが任ぜられている政治テーマが大きく異なっている。女性にはケア・健康・教育といった「女性らしい」、私的領域になじみの深いテーマが、男性には経済・交通・国土発展といった「男性らしい」、公的領域になじみの深いテーマが割り当てられている。

ただしこうした「政治の性別役割分業」は、パリテ法の制定によって「数のパリテ」が 実現され、女性議員の数が十分に増えた結果生じたという側面もある。女性の政治参画自 体が困難だった時代には、たとえ女性がケアや教育について高い関心を有していたとして も、その関心を政治の場に活かすことはできなかった。しかし、パリテ法によって女性が 参画可能になったからこそ、女性が自身の経験や関心を活かして、「女性らしい」とされる ケアや教育の問題について積極的に政治活動を行うことができるようになったという側面 もあるだろう。「政治の男女分業」は是正すべき問題なのだろうか。「政治の男女分業」が 問題であるならば、それはどういった点で問題があるのだろうか。「政治の男女分業」の是 非に関するこうした問いに答えるために、以下ではまず、政治学分野の研究をひきながら、 「政治の性別役割分業」が生じた根本にある、「政治」概念の男性中心性を明らかにする。

8.2.1 「政治」概念の男性中心性――「差異のジレンマ」を生じさせるパラダイム 公私二元論のパラダイム下において、政治は、女性の排除を前提に築かれた「(男) 性化」 された世界だった。しかしパリテの理念およびパリテ法の是非をめぐる議論は、「政治」の 男性中心性を明らかにし、さらに女性が女性として、男性とは「異なる」政治を行うこと の意義に光を当てた。他方で、「女性が女性として政治参画の権利を求める」ことは、過去 に女性が女性であるがゆえに政治から排除されてきた、その論理を逆向きに機能させることでもあった。この「差異のジレンマ」のために、フェミニストの間でもパリテ法の賛否が分かれたことは本稿で述べてきた通りである。

女性が政治参画する際にはいつも、「女性が女性ゆえに政治から排除されるのか/女性として政治参画するのか」という「差異のジレンマ」がつきまとう。しかし近年のヨーロッパおよび北米を中心に蓄積されてきた政治学分野の研究には、こうしたジレンマはそもそも、私たち自身が政治を男性基準のものとして解釈しているために生じていると指摘し、「政治」の定義や「政治」に関する意識の男性中心主義を問い直すことによって、既存の政治認識の枠組みを再定義する方法を探るものもある。

たとえば Stolle and Gidengil(2010:94)は、カナダで実施したジェンダーと政治知識についての調査を通じて、既存の「政治関心」や「政治知識」を測定する方法は、伝統的な「政治」ともいうべき、選挙や行政に関するテーマを「政治」と同義として扱っており、男性中心的であるうえ、「女性の政治知識」というべき、人間の日々の生活に直接かかわる側面を持つ政治に関する知識を見過ごしていることを指摘している。Hilde Coffé (2013)も同様に、女性は男性と比べて政治に対する関心が低いのではなく、男性とは別の関心を有していることを指摘している。Coffé はイギリス市民 1,353 人に対する調査 (2011 年の British Participation Survey)をもとに、政治関心の概念をローカル、ナショナル、そしてインターナショナルな事柄への関心に分解し、これらに対する関心および政治に対する関心のジェンダー差を分析した。すると、女性は男性よりもローカルな事柄に関心を抱く傾向にある一方で、ナショナルおよびインターナショナルな事柄、そして政治一般については男性よりも関心が低いという結果が導かれた。Coffé はこの結果をふまえ「政治関心」の指す内容について問い直し、「政治関心」が一般的にはナショナルな政治に対する関心だと理解されていること、したがって従来の政治学分野の研究では、女性は男性と比べて「政治関心」

が低いとみなされてきたことを批判的に論じる。そして、女性は男性以上にローカルな事柄に関心を示していたことをふまえ、男女それぞれが「異なる政治」に関心があるのであり、女性が男性と比べて政治に関心が低いというわけではないと問題を提起している。

Campbell and Winters(2008)も同様に、2,890人のイギリス市民に対する調査をもとに、女性は男性よりもドメスティックな政治テーマ、具体的には健康・教育・治安に関心が高く、男性は、一般にいわれる「政治」、例えば外交や政党活動を介した政治活動に関心を抱く傾向にあることを指摘している。加えて Campbell and Winters は、男女で「異なる政治関心」が存在している一方で、一般の人々(public)は男性の政治関心を「政治関心」と理解している可能性があると論じている。Dolan (2011)も、アメリカで行った 1,039人を対象とした調査をもとに、「政治知識」にはジェンダー差があるという結論を導き出したうえで、「政治知識について、伝統的な要素とより女性に関係している要素両方のバランスのとれた指標を発展させる」ことによって、現在の政治知識に関するジェンダーギャップの誤解を解消する必要があると指摘している(Dolan 2011: 105)。

女性たちの持つ政治関心に着目するという点で、上記の政治学分野における議論は、パリテ法の正当化の際に動員された「女性の特性」を評価する議論と共通点を有している。これらの政治学分野の研究をふまえるならば、「政治の性別役割分業」は、男女がそもそも異なる性別関心を有している結果起きた現象であるということになる。「政治の性別役割分業」の結果生じている、男性の政治を高位に、女性の政治を低位におくヒエラルキー構造は問題であるけれども、「政治の性別役割分業」それ自体には何の問題もないということになるだろう。

しかし、フェミニズム研究の分野で近年着目を集める「ケアの倫理」は、「政治の性別役割分業」を打破することの必要性と、その打破によってもたらされる政治の変革可能性を示している。そこで以下では、まず、近年の政治学分野において、男女で「異なる政治/政治関心」が着目を集めるようになった背景には、心理学者キャロル・ギリガンが提唱した「異なる声」という概念および「ケアの倫理」への着目があったことを論じる。そして、「政治の性別役割分業」を解消されることによってもたらされる政治の変革の展望について考察を加える。

8.2.2 男女で「異なる」政治と「ケアの倫理」

アメリカの倫理学・心理学者のキャロル・ギリガンは、男女はそれぞれで異なった倫理 的推論を行っていることを指摘し、女性の倫理的推論について「異なる声」という概念を 導入した。ギリガンがこの概念を提唱する以前の、教育心理学分野における倫理的推論に 関する研究では、男性を対象とする研究が先行し、その成果を女性の研究に適用するというパターンが典型的だった。男性を基準とし、女性をその基準に当てはめるという研究方法ゆえに、女性は男性ほど成熟した倫理性を獲得できないと判断されてきたことに疑問を 感じたギリガンは、女性を対象とする倫理的推論に関する一連の研究を行ったうえで、倫

理的推論の場面において、男性は「正義」、つまり公明正大に適用された法律や規則を普遍的な原則とみなして重要視する傾向にあるいっぽうで、女性は男性的な「正義の倫理」とは対照的に、責任や共同体の意識、そして何よりも個別具体的な状況への応答を重要視する傾向にあることを明らかにした。

倫理的判断の場面において、男性は正義を志向するのに対して、女性はケアを志向する。 ギリガンは、男性とは「異なる声」を表明する女性の倫理観を「ケアの倫理」と名付けた。 自分自身と他者との具体的な関係に着目し、配慮を行う女性の態度は、女性たちが伝統的 に担ってきたケアという営みやケアに対する関心から生まれたものであるという見地から、 ギリガンは母親業やケアの価値を再評価したのである。

ギリガンが提唱した「ケアの倫理」は、女性たちの「異なる声」を政治に反映させていくこと、とりわけ人間が生きていくうえで必要不可欠なケアを政治的な意思決定に反映させることの重要性について問い直すきっかけとなった。ひとは一生のうちで一定期間、幼児であったり、病にかかったり、様々な要因によって他者からのケアを必要とする依存状態におかれる。あるいは、子どもを育てたり、介護を行ったりして依存状態にある他者をケアすることによって、二次的な依存状態にもおかれる。「ケアの倫理」は、人間の生には必ずケアが伴うという現実を見つめたうえで、依存者とその依存者をケアする人の役割を組み込んだ、公私の分断をこえた社会の構築にむけた道を切り開いた。(Kittay 1999=2010)。

おもに女性によって担われてきたケアを、性別役割の枠組みから解放するヴィジョンを示した哲学領域での「ケアの倫理」の理論的発展に加えて、政治学の分野では、「ケアの倫理」を反映させた意思決定の場における行動の変化を探る研究も発展した。例えばMendelberg, Karpowitz and Goedert(2014)は、子ども・家族・貧困・ニーズを必要とする者への関心である「女性特有の声」が、意思決定の場でどのように影響を与えるのかについてアメリカの男女 470 名を対象に実験を行い、意思決定を行うグループ内で女性の割合が高くなるにつれ、女性は「女性特有の声」を発する傾向にあると論じている。

女性が政治をはじめとする意思決定の場に参画し、これまで周縁化されてきたケアを意思決定の中心的課題として扱うことによってもたらされる変化を示唆するこうした「ケアの倫理」についての研究は、パリテ法賛成派が主張した「女性の特性」をもとに社会および政治の変革をめざす論理と共通した視座をもつ。加えて、女性の声をもとに既存の「政治」の枠組みや、男女の倫理観の相違や政治のヒエラルキー構造を問い直し、作り変えていくことを試みる点でも、「ケアの倫理」とパリテ法賛成派が主張した「女性の特性」は共通する。

しかし、パリテ法の制定をめぐる議論の際に、普遍主義フェミニストたちが強く主張していたように、男女の差異や女性の特性の強調は、性差を本質的なものとみなす議論と結びついたり、母性主義の復活をもたらしたりする危険性もある。そこで以下では、「女性の声」やケアの価値を称揚することの危険性について、フランスにおける「ケアの倫理」批判の議論をひきながら、改めて考えてみたい。

8.2.3 男女の差異やケアを強調することのリスクと「差異のジレンマ」

「ケアの倫理」に危惧を示したフランスの代表的な論者に、エリザベート・バダンテールがいる。第 1 章で論じた通り、バダンテールは普遍主義の立場からパリテ法に反対したが、ケアの倫理についても同様に反対の立場をとっている。バダンテールは、性の違いに着目するよりも、男女には類似点が存在することに着目して男女平等を目指す普遍主義的平等アプローチを支持する。したがって、倫理観についての「性差」を主張する、ある種の本質論を基礎とするギリガンの議論は、バダンテールの立場からは受けいれられない。

ギリガンの提唱した「ケア」は、「他人の幸福に対して心の底から気を配る」という意味に解釈されるべき概念である。しかしこの「ケア」、フランス語ではしばしば「心遣い (sollicitude)」と翻訳される概念は、母親業を経験することによって習得される能力として容易に誤解されてしまいうる (Badinter2010=2011:83)。

もちろんバダンテールも、「他人の幸福に対して心の底から気を配る」というケアの価値については強く肯定する立場をとっている。しかしバダンテールは、ケアへの志向性や母性は、すべての女性に生来備わる本質的なものでは決してなく、あとからプラスされる愛(L'amour en plus、邦題では『母性という神話』)として捉えている。したがってバダンテールにとって、ケアへの志向性や母性を「女性の特性」として認めることはできないのである。そしてバダンテールは、「ケアの倫理」が、フランスのフェミニズムが積み重ねてきたフロイト哲学との闘いの成果を損なうと厳しく批判する。

キャロル・ギリガンはフロイトの理論を喜んで後押しするようなことを言っているのだ。フロイトが想定していた反対の結論を導き出すためであるにもかかわらずである。……フロイトやあらゆる道徳理論家は、女性の倫理観がもたらすものを過小評価した。だが、ケアの哲学はフロイトの審判そのものではなく、その因果関係について異議を唱えた。女性が相手にあったやりかたで気遣うというのは道徳心のもう一つの形であり、男性の道徳心と比べて何ら劣るところはない。それどころか、男性よりも生活を気にかけ、自分自身を他者との具体的な関係に配慮し、しかも決裂ではなく修復を、罰するのではなく保護を、というあり方は、人類にやさしさと同情心をもたらし、それが社会の道徳を生き返らせる。結果として、母性に基づく母親的態度――それまでは個人的な関係として結ばれてきたものが――般社会における男性的道徳観と両立するモデルの一つとしてみなされるべきものとなった。(Badinter 2010 = 2011: 84-85)

ここでもまた、パリテ法の是非をめぐる議論でフェミニストが直面した「差異のジレンマ」 と同じ構図が生じている。ギリガンは女性が男性とは異なるがゆえに倫理的に劣っている とみなされた「違い」に焦点をあて、女性の倫理観の積極的な評価を試みた。しかしこれは、バダンテールのいうように「因果関係」を逆向きに作用させたものでもある。男性基準に築かれているパラダイムのもとで、女性の評価を試みるときはつねに、「差異のジレンマ」がつきまとう。

アメリカのフェミニズム法学者のフランシス・オルセンは、母親業や女性の特性を積極的に評価しようとする際にフェミニズムが直面する「差異のジレンマ」は、女性を排除する際に用いられてきた「二元主義の性別化」の枠組みを脱することができていないために生じていると鋭く指摘している。

女性の経験に焦点を当て、女性の文化、心理、想像力や言語を重視する立場は、従来の支配的な文化から排除され、あるいはその下で曖昧にされてきたものの存在を回復するうえでは効果的でありえた。しかし、それは二元主義の性別化を引きずらざるをえない。……二元主義を強化し、結局は従来からの支配的な価値体系を維持するだけに終わりかねない。(オルセン 2009: 9-10)

「二元主義の性別化」を回避しながら、他者を思いやりケアする営みや、母性の価値を政治に組み込み、既存の男性中心的な政治構造を作り変えていくことは可能だろうか。次節では、そうした政治変革の可能性について、「ケアの倫理」を参照しながら、「質のパリテ」という視点から論じ、差異のジレンマを乗りこえていく可能性について考察する。

8.3 「質のパリテ」の可能性――「差異のジレンマ」をこえて

オルセンも指摘しているように、「男性の政治」と対置された、「女性の政治」を称揚するだけでは、既存の性別二元主義の枠組みから抜け出せない。加えて、女性たちのケアの営みの再評価や母親業の価値の強調は、バダンテールがその危険性を丁寧に論じていたように、母性主義と接続し、女性を抑圧する論理として反動的に利用される危険性もある。女性の声をもとに既存の男性中心的な政治構造を作り変えていくためには、まず、男性の政治/女性の政治を分かつ、分断線自体を問いなおし無効化することが必要である。

そうした問い直しのためには、政治的意思決定の場において「数のパリテ」を徹底させることに加えて、政治的権力が集中するポジションのパリテ、つまり第一の意味での「質のパリテ」を保障し、男女の実質的平等を実現することが不可欠だろう。男女の政治のヒエラルキー構造が存在し、女性が議会で過小代表である限り、政治の枠組みを問い直すことは難しい。第5章で論じたように、地方政治の場において、従来「女性の関心」と呼ばれてきたケア・イシューが、議員の性別を問わず重要な政治課題として扱われるようになった背景には、議会におけるパリテの徹底があった。議会の男女同数と、権力の男女分有が達成されたときにはじめて、既存の性別二元主義に基づく、公私二元論の政治のルールを変革する土台は整う。こうして土台を整えていくことで、第二の意味での「質のパリテ」、

つまり「政治の性別役割分業」の解消も可能になるだろう。

それでは、第二の意味、つまり「政治の性別役割分業」撤廃という意味でのパリテの達成は、どういったポジティブな成果を政治の場や社会にもたらしうるのだろうか。フランスのパリテの現状を評価し、パリテ推進を担う女男平等高等評議会(HCEfh)は、「数のパリテ」が徹底され、権力の集中するポジションのパリテと、「政治の性別役割分業」の撤廃という2つの意味で「質のパリテ」が徹底されることの展望を以下のように論じている。

パリテは意思決定機関を 50/50 に限定するものに留まっていてはいけない。パリテとはまさに、労働の状況や、家事の分担や、性差別的なステレオタイプ、そして力を持つ女性たちが、ぞんぶんに責任のある役職を務めること(これについて女性たちは男性たちと同じだけ有能である)を妨げる、あらゆる構造的な障害についてあれこれと考えることを可能にするための理念であるべきである。(HCEfh 2014)

パリテの理念は、社会に広く存在する男性中心的構造が女性にもたらしうる不利益を取りはらうためのものであり、その射程は、労働状況や家事分担の改善、性差別的なステレオタイプの解消と幅広い。HCEfh の指摘をもとに現在のフランス政界の現状を考えてみると、「力を持つ女性たちが、ぞんぶんに責任のある役職を務める」ことを妨げている「性差別的なステレオタイプ」ともいえる「政治の性別役割分業」を解消していくことは、やはり必要不可欠である。

加えて、「政治の性別役割分業」は、女性が経済や防衛や外交といった領域でリーダーシップを発揮することを妨げているのみならず、男性が社会福祉・幼児教育・健康といったケア・イシューに積極的に関わることを妨げてもいる。人間の生に必須な営みであるケアが、「政治の性別役割分業」ゆえに女性の専売特許であるかのように扱われてしまうことは、男性の「ケアをする権利」が侵害されることでもあると捉えなおすこともできるだろう。

「政治の性別役割分業」の解体は、労働状況の改善や家事分担の改善、さらに賃金の男女不平等の解消に加えて、男性に偏った「公的領域」での過重労働を是正し、男性も家事や育児にじゅうぶんに関与できる社会の構築を導くだろう。「数」と「質」のパリテを保障した政治は、性別主義の公私二元論的なパラダイム下の構造的な障害に光をあて、「あれこれと考え」ながら、社会を変革し、それに起因する「差異のジレンマ」を乗りこえていくことを可能にするのである。

.

¹ HCEfh (2013) は、兼職について男女で異なる傾向がみられるのは、男女それぞれの「特性」に何らかの原因があるわけではなく、既存の政治のルールでは、すでに議員としてのキャリアが長く、名を広く知られている男性に権力が集中する傾向にあるためにすぎない

と指摘している。

² 副議長団が奇数人数で構成される場合には、男女どちらかが多くなるため完全なパリテにはなっていない。

終章 日本の「男女共同参画」への示唆

終章「日本の『男女共同参画』への示唆」では、本稿の議論をまとめたうえで、日本が今後クオータ制を導入するための示唆と、今後の課題を提示する。本章では、まず、本稿の議論をまとめながら、パリテ法のもたらした 4 つのフェミニズム的意義(①クオータ制違憲判決の乗りこえ、②男性中心的な人権概念と普遍主義的平等アプローチの乗りこえ、③女性市民の間での政治とフェミニズムに対する関心の高まり、④政治領域に留まらない経済社会領域へのパリテの理念の敷衍)を整理する。

そして、フランスのパリテ法事例をもとに、日本が効果的なクオータ制を導入ための政治的・社会的条件について示唆を導きだす。近年の日本においても、クオータ制を導入するための準備は整いつつあり、たとえば、2017年には議員の男女「均等」が国会で議論された。また、日本には政治および経済社会領域における男女平等を示す理念として「男女共同参画」がすでに存在している。この理念は、フランスの「パリテ」のように、クオータ制の導入にむけて戦略的に活用しうる可能性を内包している。

こうした条件を味方につけ、日本においてクオータ制導入にむけてさらに歩みを進めていくためには、政治議会でクオータ制導入のための議論を深めていくと同時に、フランスのように、マスメディアを介してクオータ制の意義や、その必要性を広く社会にアピールしたり、クオータ制を推進する市民運動を支援したりして、クオータ制に対する社会的関心を高めていく必要もある。本章では、すでに日本で実施されているクオータ制推進活動を紹介し、それら活動のさらなる発展の重要性を論じる。そのうえで、現在の日本の政治状況をみる限り、日本はフランス以上に、本質主義や性別特性論の論理とクオータ制が結びけられてしまうことの危険性に対して警戒しておく必要があることを論じる。

本稿のむすびでは、今後の課題として、本稿が検討しきれなかった 3 つの課題、①政党がパリテ推進に果たす役割への着目、②若・中年層のパリテ意識や政治参画の経験への着目、③パリテ法制定以降に政治参画した若者のパリテ意識への着目、について述べ、これらの課題の検討から開かれてゆく展望を述べる。

1 本稿の議論のまとめ――パリテ法がもたらした 4 つのフェミニズム的意義に着目して 本稿では、クオータ制のなかでも 50%という高い候補者割当て枠を用いるフランスのパ リテ法が、世界的にも珍しく憲法改正の手続きを伴って制定され、その後フランス社会に 根付いたことに着目し、①同法に対する社会的・政治的合意の形成過程、②フランスにお いて単なるクオータ制ではなくパリテ法が制定された理由と意義、③現在のフランス社会 においてパリテ法がおよぼしている影響の 3 点について析出してきた。以下、各章で明ら かになったことを振り返ってみたい。

第I部では、フランスにおける女性の政治的権利の要求運動からパリテ法が登場するま

での歴史を概観し、さらにフランスでパリテ法が制定されたことの意義を、クオータ制との比較を交えながら論じた。まず、パリテ法の前史といえる、1980 年代のクオータ制違憲判決の理由について考察する作業を通じて、フランス革命以来の伝統的な「普遍主義的平等アプローチ」が、男性を基準とした「人権と市民権(droits de l'homme et du citoyen)」の保障のみを目的としており、基本的に女性はその範疇におかれていなかったこと、パリテ法はそうした「普遍主義的平等アプローチ」からの女性の排除を是正するための新しい論理として提唱されたことを確認した(第1章)。

そして、パリテ法が一般の女性市民によっても広く支持されていたこと、これがフランスにおいてパリテ法に対する広い社会的コンセンサスが形成された一因となったことを、パリテ推進のために活動する女性市民団体の具体的な活動をあげながら示した。先行研究をひき、パリテ法を要求する女性市民団体が結成されるまでの経緯を確認したうえで、現在のフランスにおいてパリテ推進のために活動する女性市民団体のうち、全国ネットワークの団体 Elles aussi (女たちもともに)と、そのネットワークに属しフランスのアルザス地方で活動する Femmes d'Alsace (アルザスの女たち)という2つの団体を取り上げた。そしてフィールド調査から得たデータをもとに、パリテ法は保守的なジェンダー観を持つカトリック教徒の女性からも支持されていることを論じた (第2章)。

さらにフランスにおいてクオータ制ではなくパリテ法が選ばれたことの意義を理論的に 検討するために、パリテ法制定のための改憲に対する賛成派と反対派、両派の知識人の主 張を整理し、フランスでクオータ制ではなくパリテ法が制定されたことの意義を、クオー タ制とパリテ法それぞれの目的――不平等の是正か、あるいは平等の実現か――という点 に焦点をあてて論じた(第3章)。

第II 部では、さまざまな立場からのパリテ法の賛否についての議論を検討するために、 知識人・フェミニスト・一般女性市民それぞれがパリテ法に対してどういった見解を示し ていたのかを、マスメディア報道、パリテを推進する女性市民団体で筆者が行ったフィー ルド調査、そしてインターネット上にアップロードされている言説や画像といったデータ の分析を通じて明らかにした。

まず知識人・フェミニスト・一般女性市民それぞれのパリテ法に対する認識の輪郭をつかむために、マスメディア報道記事の比較分析を行なった。1997~2001 年に全国版新聞の Le Monde と Libération、フェミニスト誌 Nouvelles Questions Féministes (新フェミニスト問題)、そして大衆女性誌 Marie Claire と ELLE に掲載されたパリテ法やクオータ制に関する記事を比較分析し、女性誌では女性政治家と女性誌の読者が共有するであろう、他者をケアする経験や母性といった「女性の特性」が高く評価され、女性の政治参画が肯定され、そしてパリテ法の必要性と有効性が論じられていたことを示した(第4章)。

さらに、女性誌の分析をつうじて明らかになった、一般女性市民のパリテ法およびパリテの理念に対する認識をより実証的に明らかにするために、二種類の市民活動の場に着目した。一つ目は、第 2 章でその活動内容に着目した、パリテを推進する女性市民運動団体

Elles aussi (女たちもともに)と、Femmes d'Alsace (アルザスの女たち)である。これら二つの団体において筆者が実施したフィールドワークをもとに、パリテ法を支持する一般女性市民たちは、パリテの理念およびパリテ法をどのように解釈しているのかについて検討を加えた。そして、パリテ法は女性のケア経験や母性を、女性が政治活動を行う源として再評価し、「フェミニズム」に抵抗を感じる保守派の女性たちの政治参画を後押しするきっかけを作った反面、男女がペアとなるイメージや、男女の性役割を強調する本質主義的な論理と結びつきうる危険性を内包していることを論じた。

女性市民団体の活動家に対する調査の結果から、パリテ法は保守的なジェンダー観と親和性の高い平等理念であったこと、したがってカトリック教徒の女性たちからも強く支持されていたことが示唆された。これをふまえ、二つ目の市民活動の場として、同性婚反対運動団体 Manif pour tous (みんなのデモ) に焦点をあてた。Manif pour tous は「伝統的家族」の支持を目的に活動する、カトリック教徒を中心とした保守派の団体であり、フランスにおける同性婚法の制定過程で結成された。

Manif pour tous は同性婚への反対を表明するためにデモ活動を行っていたが、そうしたデモでは、同性婚反対の根拠として「パリテ」という言葉および理念が頻繁に用いられ、パリテの重要性についても言及がなされていた。Manif pour tous がインターネット上にアップロードしている言説やスローガンを記載した画像データにおける「パリテ」という言葉の用法に焦点をあて、Manif pour tous は「パリテ」を異性愛主義と同義として積極的に「誤用」していたことを析出した(第5章)。

パリテ法は異性愛主義と結びつく危険性を抱えていたものの、女性の政治参画を保障する制度として、保守派のカトリック教徒を含めたフランス市民に広く受け入れられ、フランスの政治文化に根付いている。第III部では、パリテが実現した時代の女性の政治参画の実情を、パリテ法制定以前と比較しながら描き出し、パリテ法の効果と意義を実証的に論じた。まず、パリテ法は「縦方向の深化」と「横方向の広がり」の二方面で発展を続けており、女性の政治参画をめぐる状況を一変させたことを、①政治領域におけるパリテの徹底、②世界でも珍しい県議会議員選挙の「ペア立候補制度」、③パリテの原則のさまざまな領域への広がりの3つの視点から論じ、第3章で理論的に検討を加えた、フランスにおいてクオータ制ではなくパリテ法が選ばれたことの意義を具体的に示した(第6章)。

つづいて、パリテ法の制定をきっかけに、女性が議会議員選挙に立候補するチャンスが 拡大したことを、統計データやパリテ法の強化・改正の内容をあげながら論じた。さらに、 「数のパリテ」が根づいた現在のフランスに残された課題を照らし出すために、女性が政 治参画をするうえでのファースト・ステップとなる地方議会に焦点をあてた。パリテ法以 前に女性が地方議会に立候補した際の状況と、現在女性が地方議会に立候補する際の状況 を比較し、パリテ法が制定されたことによって、女性が政治参画しやすくなった一方で、 フランスの政界には男性中心的な構造が根強く残っていることを批判的に考察した(第7章)。 第IV部では、第I~III部で検討してきた、パリテ法が制定されるまでの経緯、パリテ法と「差異のジレンマ」の関係、パリテ法の効果および単なるクオータ制ではなくパリテ法がフランスで制定されたことの意義をふまえたうえで、パリテ法の課題と今後の展望について「質のパリテ」という視点から考察した。

まずフランスにおける今後のパリテの展望について、「数のパリテ (parité quantitative)」から「質のパリテ (parité qualitative)」への発展可能性に着目し検討を加え、日本がクオータ制を導入した後に直面するであろう課題を示した。政治議会の多くでパリテが達成されつつあるフランスにおける「質のパリテ」の現状を、HCEfh が公表するデータをもとに考察し、「質のパリテ」には 2 つの次元があり、①政治的権力の男性独占的な傾向の解消と、②既存の性別役割分業を反映した、政界での性別役割分業的な政治傾向の解消の 2 つを同時に進めていくことが必要であることを論じた。

まず、①政治的権力の男性独占的な傾向の解消という第一の意味での「質のパリテ」の保障は、男性中心的な政治のルールの変革をもたらすことを論じた。さらに②既存の性別役割分業を反映した、政界での性別役割分業的な政治傾向の解消という第二の意味での「質のパリテ」の実現は、ケアという人間の生に不可欠な営みに、男女両方が積極的に関わることのできる政治や社会の展望を導くこと、これは女性が女性として政治的権利を求めるときに直面してきた「差異のジレンマ」の解消につながることを、「ケア・フェミニズム」の理論を援用しながら論じた(第8章)。

本稿を締めくくる終章の以下では、パリテ法がもたらした 4 つのフェミニズム的意義として、①クオータ制違憲判決の乗りこえ、②男性中心的な人権概念と普遍主義的平等アプローチの乗りこえ、③女性市民の間での政治とフェミニズムに対する関心の高まり、④政治領域に留まらない経済社会領域へのパリテの理念の敷衍を整理し、本稿で理論的・実証的に検討してきた、フランスのパリテ法についての事例研究を、女性の政治参画およびクオータ制についての研究として改めて位置づけ、本稿の理論的貢献を明示する。そのうえで、フランスのパリテ法事例をもとに、日本が効果的なクオータ制を導入するための政治的・社会的条件について示唆を導きだす。本章の最後では、本稿が検討しきれなかった課題と、そうした課題の検討から見える展望を述べる。

2 パリテ法がもたらした4つのフェミニズム的意義

パリテ法の制定およびその普及は4つのフェミニズム的意義をもたらしたと考えられる。 以下では順に、①クオータ制違憲判決の乗りこえ、②男性中心的な人権概念と普遍主義的 平等アプローチの乗りこえ、③女性市民の間での政治とフェミニズムに対する関心の高ま り、④政治領域に留まらない経済社会領域へのパリテの理念の敷衍について論じる。

まず、パリテ法を制定することによって、①クオータ制違憲判決の乗りこえが実現した。 フランスでは 1982 年に、法案に対する絶対的な審議権を有する憲法院によって、クオータ 制に対して違憲判決が下されていた。1982 年の違憲判決では、憲法院が人権宣言や憲法の 条文を、クオータ制違憲判決を下すために恣意的に引用していたことをフェミニストたちは見抜いていたものの、この違憲判決を乗り越えてクオータ制を導入するための論理を準備する必要に迫られた。たとえばジゼル・アリミは、憲法に違反しないよう両性に適用可能な制度としてクオータ制を提案したにもかかわらず、違憲判決を受けたことをふまえて、改憲をおこなったうえで、パリテ法を制定しようと試みた。あるいはフランスにおけるパリテの提唱者のひとりだったフランソワーズ・ガスパールは、憲法が定める市民権平等の規定、そして国連の女性差別撤廃条約をもとに、パリテ法は合憲であると論じた。またブランディーヌ・クリジェルは、フランス人権宣言や憲法の条文をもとに、パリテ法は男女の「人権」の保障という観点から合憲であると論じた。

さまざまな論者が、それぞれ異なるパリテ法の合憲性あるいは改憲の必要性を主張する 論理を展開したが、最終的にパリテ法は、フランス共和国の基盤をなす憲法にパリテ条項 を新たに盛り込むという形での憲法改正を伴って制定された。過去の違憲判決を覆し、改 憲という最もラディカルな方法によってパリテ法が制定された背景には、フェミニストや 知識人の論争、そして女性政治家たちの党派を超えた連帯に加えて、パリテ法を要求する 市民運動を介した政府に対するプレッシャーも重要な役割を果たした。クオータ制を導入 した他国の事例と比較しても、パリテ法というひとつの法律を要求する運動のうねりが、 憲法改正までもをもたらしたフランスの事例は珍しく画期的であるといえよう。

そうしたパリテ法要求運動の盛り上がりがおきたのは、②男性中心主義的な人権概念と普遍主義的平等アプローチの乗りこえの必要性が、フランス女性たちの間で広く認識されていたためである。フランスが国民・市民の平等を保障するために用いてきた普遍主義的平等アプローチが規定する「人権」も「市民権」も、ひと、つまり homme(男性)を基準に築かれており、これは性別二元主義に基づく公私二元論に立脚している。パリテ法をめぐる議論は、フランスが伝統的に用いてきた普遍主義的平等アプローチが実は「偽りの普遍主義」であるという構造的な問題を暴いた。

加えて、こうした「偽りの普遍主義」の問題点は、女性市民たちにとって身近で親しみやすい表現や事例を介して伝えられていった。こうした伝達を手助けしたのが、女性市民団体のパリテ推進活動であり、大衆女性誌のパリテ支持議論であったことは本稿で述べてきた通りである。伝達過程で用いられたのは、女性が日々、身近な他者をケアしていくなかで培ってきたケアへの関心や母親業の経験を再評価する言葉であり、この特性を政治に反映させることを積極的に価値づける言葉だった。これらの言葉は、これまで政治や「フェミニズム」からは距離をとっていた、いわば「ふつうの」③女性市民の間での政治とフェミニズムに対する関心の高まりを引き起こすことにもなった。

そして現在、④政治領域に留まらない経済社会領域へのパリテの理念の敷衍がみられる。 パリテの理念は、男女の補完性・男女それぞれの政治といった、異性愛主義的で性別特性 論的なニュアンスを含みこみながらフランス社会に広まってしまった側面もあった。しか し現在、パリテはそのもともとの目標であった、男性中心的な構造を変える、つまり「男 性化」された構造を「脱性化」するための理念として発展途上にある。政治領域に留まらず、経済・社会領域にパリテの理念が敷衍されていることはこの証左であるといえよう。 こうした敷衍は、フランスにおいて単なる積極的差別「是正」措置であるクオータ制ではなく、男女平等・同数を保障し実現するパリテ法が制定されたからこそ可能であった。

3 日本がクオータ制を導入するための示唆

3.1 「男女共同参画」とパリテの類似

日本においても、クオータ制の導入にむけた兆しはみられている。序論でも述べたように、2017年には衆参両院・地方議会選挙で男女の候補者の数が「できる限り均等」になるよう各党に努力を求める、クオータ制に準ずる「政治分野における男女共同参画推進法案」が国会で提案された。また、内閣府は「2020年に指導的地位に占める女性の割合を30%にする」という目標を示す202030(にいまるにいまるさんまる)」をスローガン(内閣府男女共同参画局「『2020年30%』の目標の実現に向けて」)に用いており、2010年12月に閣議決定された「第3次男女共同参画基本計画」以来、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」のために、2020年までに政治家・公務員・管理職・役員・大学教授等指導的立場にある者の30%を女性にするために実効性のある積極的改善措置を推進することを目標に掲げ続けている。

こうした近年のクオータ制導入にむけた法律や政策の提示に加えて、日本においては 1990 年代半ば以来、政治および経済社会領域における男女平等を示す理念として「男女共同参画」が掲げられている。1996 年に総理府・男女共同参画審議会が提案した「男女共同参画ビジョン」以降、日本のジェンダー平等推進の場では、「男女共同参画」という言葉・理念が用いられてきた。さらに 1999 年に「男女共同参画社会基本法」が衆参全会一致で可決されて以降、男女共同参画は日本のジェンダー平等政策の基本指針となっている。日本において今後制定が見込まれている、クオータ制に準ずる法案「政治分野における男女共同参画推進法案」でも、「男女共同参画」という語が盛り込まれているが、この「男女共同参画」とは具体的にどういった理念なのであろうか。

「男女共同参画社会基本法」では、目指すべき社会像として、「男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を定めている(伊藤 2009: 113)。つまり「男女共同参画」は、社会のあらゆる側面において包括的に男女平等を推進することを目標とした、画期的な理念ねのである。日本はすでに、フランスの「パリテ」にあたる理念を有しているといえよう。牟田和恵(2006)は、「男女共同参画社会基本法」の先進性と意義について「フェミニズムの達成としての男女共同参画社会基本法」と表現し、以下のように整理している。

基本法の条文を見れば、男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと(第三条)、 社会制度・慣行が男女の社会における活動の選択にたいして及ぼす影響を中立なもの とするよう配慮すること(第四条)、国・地方公共団体または民間団体の政策・方針の立案及び決定への男女共同参画(第五条)と……さまざまな地点・時代のフェミニストたちが目標としてきたことが条文化されている……さらに同法は、国と地方自治体に積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を含めた「男女共同参画社会の形成を促進」する施策を策定・実施する責任を定めている(第二条)だけでなく、「男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策」を策定・実施するにあたって、「男女共同参画社会の形成に配慮せねばならない」(第一五条)と求めている。つまり一見して男女平等や「女性施策」とは無縁にみえるような施策であっても、「影響を及ぼすと認められる施策」と見なされ、政策におけるいわゆる「ジェンダーの主流化」が実現されるのである。(牟田 2006: 202-203)

これはフランスでパリテ法の制定以来、さまざまな場面で用いられるようになった平等理念「パリテ」と同様の性格をもつ。本稿で論じてきたように、パリテは社会のあらゆる側面の男女平等を徹底させることを目指す理念であるし、そのためにパリテ法およびその関連法によってポジティヴ・アクションが実施されている。

しかし「男女共同参画」には、男女平等理念として不十分な点もある。例えば、男女共同参画関連条例の制定にも加わった経験をもつ船橋邦子(2003)は、「男女共同参画」という理念について、男女平等とも女性差別禁止とも異なる曖昧な表現であることを指摘している。また、この「男女共同参画」という表現の曖昧さゆえに、「男女共同参画社会基本法」は保守派からの強い反発にもあわず、全会一致の可決が可能だったのではないかと船橋は論じ、「男女共同参画」という用語それ自体の意味がゆらぎうる曖昧なものであることを示唆している。

男女共同参画社会基本法において、「男女共同参画」という語およびその概念の意味は明確に定義されているものの、「男女共同参画」という表現それ自体は、確かに曖昧である。実際、「男女共同参画」という表現の曖昧さのために、男女共同参画の理念は、その普及する過程において、様々な解釈と結びついてしまった。具体的には、「男女共同参画」の語が男女のペアを肯定する議論と結びついたり、男女の友好関係へと問題がすりかえられたりする現象がおきたのである。牟田和恵(2006:206-212)は、男女共同参画社会基本法はすぐれた理念法であるとみとめる一方で、男女共同参画社会基本法とその関連条例および行動プランの問題点として、①少子化対策として男女共同参画を推進するヘテロセクシズム的な側面があることと、②男女共同参画という理念によって男女平等を推進するという本来の意味から、「男女仲良く」という価値へのずらしや、「パートナー関係」へのすりかえが起きていることの2点を指摘している。

意味が曖昧で、男女の平等理念を男女の協働関係のための理念として読み換えることを 許容するという点でも、「男女共同参画」はパリテの理念と共通した特徴をもつ。パリテと いう平等理念は、男女同数・平等を実現するための抜本的改革を可能にする理念だったも のの、男女の友好的関係のイメージや生殖における男女の補完性のアナロジーと結びつけられた「穏健な」平等理念として流布されていった。そして、こうしたパリテの理念の「穏健な」解釈を介して、パリテが保守派からも強く支持され、フランス社会に普及してきたことは本稿で論じた通りである。

そこで本稿では、従来フェミニズムの領域では曖昧で不完全な平等理念として批判的に とらえられることも多かった「男女共同参画」という日本の平等理念を、フランスのパリ テのように、ジェンダー平等推進のために戦略的に用いることを提唱したい。反対派や無 関心派を巻き込みながら、日本において理念法に留まらない、本格的なクオータ制を導入 するうえで、「男女共同参画」という語・理念は十分に活用しうるものであると考えられる。

3.2 日本における女性たちの運動

「男女共同参画」という政府が提示したジェンダー平等推進のための理念を戦略的に活用し、政治議会の男女平等・同数の意義を広く社会に伝え、クオータ制導入にむけた議論の進展を促すと同時に、市民の間で、クオータ制に対する社会的関心を高めていくことも必要である。具体的には、マスメディアを介してクオータ制の意義や必要性について広く伝えることや、クオータ制を推進する市民運動を支援していくことが求められる。

すでに日本でも、SNS や市民参加型のイベントを通じて、日本や世界の女性議員の状況 について紹介する「パリテ・キャンペーン」や、女性たちがそれぞれの問題を話し合いな がら、女性議員が増える必要性を共有しあう「パリテ・カフェ」、さらに、もと文部大臣の 赤松良子氏を中心に結成された、クオータ制を推進するための全国組織「Qの会」がある。 日本における女性の政治参画の遅れの危機的状況と、世界でとられているジェンダー平等 推進政策の状況をわかりやすく伝えたり、クオータ制やパリテの意義を話し合ったりする こうした活動を介して、パリテ法やクオータ制の認知度を高めていくことができるはずだ。 さらに、近年の日本社会に目を向けると、女性たちが自身の母親業やケアの経験をテコ にして、政治変革を求める声をあげる事例も数多く見られる。例えば、ある母親のブログ を契機に、日本各地で女性を中心とした多くの人々が、子育てへの社会的支援の乏しい現 状に対して「保育園落ちたの私だ!」と声をあげる運動が盛り上がった(朝日新聞、2016 年3月9日)。また「安保関連法に反対するママの会」に参加する女性たちは、「だれの子 どもも、ころさせない」という言葉を掲げ、わが子を超え、全ての子どもを守る普遍的な 母親というアイデンティティをもとに、反戦・平和活動を行っている(安保関連法に反対 するママの会ウェブサイト)。これらの例では、ケアや母親業の価値づけが、女性が政治活 動をする原動力になっていると考えられる。

あるいは 2017 年 11 月には、熊本市議会に乳児を連れて出席した女性議員の「処分」が問われるなかで、日本の議会が、生活に支障のない「健康な男性」、いわば自立・自律主体をモデルに運営されていることが改めて認識された(朝日新聞、2017 年 11 月 28 日)。公私二元論を前提に、公的領域で活動しうる男性をモデルとした政治の限界点を見つめ、公

私それぞれの領域を接続させた政治のあり方について問う議論が、日本の市民社会のなかでも芽生えつつある。こうした運動や議論を絶え間なく続け、日本におけるクオータ制導入にむけた、大きな運動のうねりとして発展させていくことが必要である。

3.3 日本におけるリスク――本質主義とクオータ制の形骸化

ここまで、日本においても法・政治制度の改革と、市民の間での議論の高まりという 2 つの面でクオータ制を推進する兆しがみられていること、これはフランスのパリテ法事例 と同様に成功を納めうることを論じてきた。他方で、現在の日本の政治状況をみる限り、日本はフランス以上に、本質主義や性別特性論とクオータ制が結びついてしまうことに対して警戒しておく必要があると考えられる。

フランスのパリテ法をめぐる議論では、「女性の特性」を本質的な性差に起因するものだとみなしたり、母性を女性に生来のものとして当然視したりする本質主義的な考え方が普遍主義フェミニストから厳しく批判された。普遍主義フェミニストたちがパリテの理念およびパリテ法を厳しく批判したのは、彼女たちは過去にフェミニズムが獲得してきた、「女性が強いられてきた性役割からの解放」という成果を守りながら、男女平等を推進する立場をとっていたためである。普遍主義フェミニストたちからすれば、パリテ法支持派の中心となっていた差異主義フェミニストの主張は、過去のフェミニズムの成果を損ないかねない危険なものであった。

日本もフランスと同じく、第二波フェミニズム運動を契機に、自然・本質とみなされた 近代的性別役割分業が批判され、女性解放の道筋が開かれたという歴史を有しており(井 上ほか編 1995)、この歴史の獲得物を尊重するならば、「女性の特性」や母性の称揚には慎 重であらざるを得ない。先に述べたように、日本の「男女共同参画」は、フランスのパリ テと同様に、「穏健な」平等理念でもあるため、フェミニズム的な価値観に反発を感じる一 般の人々にも受け入れられていく可能性を内包しているが、これは裏を返すと、異性愛主 義へと曲解されたり、男女の平等から友好的関係へと意味をずらして解釈されたりするリ スクを伴っているということでもある。さらに日本の場合は、「男女共同参画」の異性愛主 義的な解釈が、昨今のジェンダーフリー・バッシングを展開する保守派の論者が主張する、 男女それぞれの特性を自然・本質とみなす議論に接続する危険性もあることも指摘されて いる(木村編: 2005)。

国内外からの強いプレッシャーをうけ、パリテの推進に反論の余地がない状態でパリテ法を制定したフランスとは異なり、日本の場合、男女共同参画をひっ迫した課題としてとらえたうえで、政治的な取り組みが進んでいるとは言い難い。それどころか、異性愛主義的な政策を推進するバックラッシュの動きが強まる気配すらある。例えば、現在自民党が提出している改憲案では、「個人の尊厳」、「婚姻の自由」、「両性の本質的平等」を規定する、男女共同参画の理念の基盤ともいうべき憲法 24 条について「家族条項」を新設することが提案されている。この改憲案が実現してしまえば、憲法が規定する個人の尊厳に基づく個

人主義が否定されたり、ジェンダー役割が固定化されたりすることが危惧される(24条変えさせないキャンペーン)。

あるいは目下、伝統的価値観に基づいた子育てのために、親が学ぶ「親学」が各地の自治体で推進されている。この「親学」は、母性と父性の役割を分ける、異性愛主義的かつ性別特性論的なものである。保守派団体の「日本会議」は、この「親学」を通じて、男らしさ・女らしさを育むことを目指している(朝日新聞 2016 年 6 月 17 日朝刊)。「伝統的」価値と異性愛主義を掲げ、ジェンダー平等推進に歯止めをかけようとする近年の日本社会の動きは、フランスでパリテの反動的用法を流布させた同性婚反対運動団体 Manif pour tous が結成された流れとの共通点も感じさせ、警戒を要する。

最後に、日本におけるもうひとつのリスクとして、クオータ制の内容が形骸化してしまうおそれについてもふれておきたい。現在の日本では、政治に限らず経済社会領域まで含めた、政治家・公務員・管理職・役員・大学教授等の指導的地位について、「2020 年に指導的地位に占める女性の割合を 30%にする」(内閣府男女共同参画局「『2020 年 30%』の目標の実現に向けて」)という大きな目標が掲げられている。これは結果的に、クオータ制の内容を形骸化させてしまうおそれを含んでいる。社会のロールモデルを示す政治の場についてのクオータ制導入の議論および制度化が不十分なままで、いわば「十把一絡げに」、政治家、公務員、企業の管理職や役員、そして大学教授についてまで、一気にクオータ制の目標値を掲げていることによって、クオータ制の内容やその達成基準が曖昧になってしまいうるのである。

フランスのパリテ要求・推進運動は、まず政治議会のパリテのみを目標にパリテ法を求め、その後「横方向の広がり」を見せていったという特徴がある。政治領域におけるパリテから、経済社会領域にまで徐々にパリテを押し広げていったフランスの成功事例をふまえるならば、まずは目標を政治領域のクオータ制に絞るべきである。

現実的かつ焦点を絞った目標値を設定し、それを着実に達成させていくことは、これまで日本において「男女共同参画社会基本法」の強みを反映した、女性のエンパワーメントのための政策が十分に機能してこなかったことの反省を踏まえるという意味でも重要である。「男女共同参画社会基本法」は、社会のあらゆる領域においてジェンダー平等を推進するための包括的な理念法であった。しかし、同法が包括的な理念法であったからこそ、「男女共同参画」は、固定化した性役割を変えるといった意識改革問題として認識されてしまい、性差別の根源にある性別分業の変革や、女性の社会参画を進め、男女平等に向けた社会システムを構築するといった、ジェンダー平等を政治課題として推進する動きにつながらなかった(船橋 2003)。「男女共同参画社会基本法」の失敗の反省を活かしながら、日本がクオータ制導入にむけてさらなる歩みを進めていくためには、まずは着実に、政治領域において実効性の伴ったクオータ制を規定することを目標に定め、「男女共同参画」を政治課題として改めて社会に広く示していくことが必要である。

4 今後の課題

本研究はフランスにおいて、クオータ制のなかでも 50%という高い候補者割当て枠を用いるパリテ法が、世界的にも珍しく憲法改正の手続きを伴って制定されたことに着目し、フランスにおいて単なるクオータ制ではなくパリテ法が制定された理由と意義を、同法に対する社会的・政治的合意の形成過程の検討や、パリテ法が適用される選挙や議会の実証的な検討を通じて明らかにした。しかし検討しきれなかったいくつかの課題も残っている。残された三つの課題と、そうした課題の検討から開かれてゆく展望を述べて、本稿をしめくくりたい。

第一に、政党が担うパリテ推進のための取り組みについての着目が希薄だった。本稿では、政党の外部におけるパリテ推進活動にとくに焦点をあてた。例えば1990年代にFemmes d'Alsace は、政党が女性候補者の擁立に消極的だったため、独自に政治団体を結成して立候補者を擁立した。そして現在のFemmes d'Alsace および Elles aussi は、政党から独立関係を保ちながら、女性の政治参画を支援している。あるいは Femmes d'Alsace のメンバーであるナタリーさんの経験を検討する際には、県議会議員選挙の際に彼女が政党の公認候補に選出されなかった経験に焦点をあて、政党が女性の政治参画を妨げうる可能性を批判的に検討した。

しかし実際には、政党の内部でも、パリテ推進のために様々な取り組みが行われている。もともとパリテに積極的だった緑の党や、労働分野をはじめとする様々な領域の男女差別撤廃をめざしてきた伝統をもつ共産党のみならず、たとえば中道左派の立場をとる、左派では最大党にあたる社会党や、中道右派の立場をとる、右派では最大党にあたる共和党においても、党内に「女性委員会」があり、女性の権利保障やパリテの推進を担っている。法律に次いで、女性の政治参画に強い影響を及ぼしうる政党内部でのパリテ推進活動についても検討する必要があるだろうし、これは翻って、日本の政党がクオータ制導入のため、および導入後に行うべき取り組みを示すことにもなるだろう。Zetterberg(2013)は、クオータ制について比較政治研究を行う際に、政党内部での「政治」やリクルートプロセスに着目することの重要性と、そうした研究の不足を指摘している。政党内でのパリテ推進の取り組みと、その困難に着目することで、日本のクオータ制研究の発展に加えて、クオータ制の国際比較研究の発展にも寄与できるはずだ。

第二に、本稿は中高年の女性のパリテ意識や政治参画の経験について重点的に取り扱っているいっぽうで、若・中年層のパリテ意識や政治参画の経験について取り扱うことができていない。本稿では、パリテ法に対する合意形成から実際の運用までの歴史およびパリテ法の制定をきっかけとした、女性の政治参画をめぐる状況の変化について検討するという目的意識のもとで、パリテ法制定前後の時期からパリテ推進運動に参加していた女性たちのパリテ認識や、そうした女性たちの政治参画の経験に焦点をあてた。その結果、年齢の高い女性たちの考えや経験に特に光をあてることになった。パリテ法制定以降の女性の政治参画事例としてとりあげた、Femmes d'Alsaceのメンバーのナタリーさんは、50代と

比較的若かったが、子どもの手が離れてから政治参画しているという意味では、パリテ法制定以前の女性の政治参画と似通った特徴を有している。パリテ法の制定・強化以降に急増し、議員の多様性を大きく推し進めた子育て世代(30~40代)の政治参画の経験や困難は、中高年の女性たちとは異なる側面があると考えられ、若・中年層の女性たちのパリテ意識や政治参画の経験についても検討が必要である。

第三に、パリテ法が制定されてからすでに 20 年近くが経過している。「数のパリテ」が 当然視された後に政治活動に加わった若者が、政治の場において男女の権力関係や性別役 割規範をどのように意識しているのかについても検討する必要があるだろう。パリテ法以 降に政治参画をはじめた世代は、議会のパリテや政治における性別役割分業意識について、パリテ以前の世代とは異なる認識をしている可能性がある。たとえば各政党は、16~30 歳の若者が所属する青年部を有している。青年部には年齢の上限があるため要職の交代サイクルが早く、政党本部と比べて権力・階層構造がゆるやかな傾向にあり、権力の男性独占性も弱い(Bargel 2009)。じっさい、2017 年の共和党青年部の代表は女性であるし、社会党青年部でも副代表 2 人のうち 2 人ともが女性である。青年部に属する若者たちの間では、政党本部とは異なる男女間の権力関係があると予想される。若者世代のパリテ認識および政治活動に焦点をあてることで、パリテ法がもたらした政治の男性中心主義的構造の打破や、今後のパリテの発展可能性について知ることができるだろう。さらにこれは、日本がクオータ制を導入した後の変化を、日本のクオータ制導入に先立って考えておくことにもなるだろう。

世界的にみると、現代のクオータ制研究は、クオータ制の制度設計や制定過程に着目する「第一世代」の研究から、クオータ制導入を契機とした政治的意思決定行動の変化に着目する「第二世代」の研究へと移りつつある(Krook and Messing-Mathie 2013)。日本のパリテ法研究では、パリテ法の設計や理論的位置づけに着目する「第一世代」にあたる研究(糠塚 2005, 2007, 2008; 石田 2014; 石田ほか編 2013; 植野 2002a, 2002b)が蓄積されてきた。日本がクオータ制を導入するためには、さらなる「第一世代」のクオータ制研究の蓄積が求められると同時に、日本がクオータ制を導入した後に直面するであろう課題にも焦点をあてる、「第二世代」のクオータ制研究も必要である。

パリテ法についての社会的合意の形成から、女性たちの担ったパリテ推進運動、そしてパリテ法制定後の女性の政治活動の現状について考察した本稿は、「第一世代」の研究と「第二世代」の研究の橋渡しの一端を担うことができたのではないだろうか。日本におけるクオータ制の導入にむけて、「第一世代」、「第二世代」それぞれのクオータ制研究のさらなる発展が重要であることを記し、本稿のむすびとしたい。

参考資料

パリテ関連法案年表

実	
施	
主	パリテ関連法律の導入年、名称、内容
体	
仏	1944 年 4 月 21 日のオルドナンス(行政命令のうち国会から授権されて行うもの)17 条
国	で「女性は男性と同じ条件で選挙権および被選挙権を有する」ことが言明される。
玉	1952 年 12 月 20 日に国連婦人の参政権に関する条約が承認され、1957 年 4 月 22 日にフ
連	ランスによって批准された。この条約は、国連によって作成された、女性の政治的権利
	の向上のみを目的とした最初の国際立法であり、女性の選挙権、被選挙権、公職につく
	権利について、女性が何の差別も受けることなく男性と同等の条件で権利を持つことを
	規定する。
国	1966年12月16日に市民的及び政治的権利に関する国際規約が国際連合総会によって採
連	択され、1980 年 11 月 14 日にフランスによって採択された。2 条は性差別の禁止を明言
	し、3 条は男女間の平等を規定し、25 条は自国における参政権、普通選挙、選挙権の平
	等、秘密投票を規定している。
国	1979 年 12 月 18 日に国連女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
連	(CEDEF/CEDAW) が採択され、1983 年 12 月 14 日にフランスで批准された。条約は批
	准国に対して、政治的・経済的・社会的・文化的・市民的その他のあらゆる分野におけ
	る男女同権を達成するために、教育の分野も含めて、いずれかの性別の優位や性役割に
	由来するステレオタイプの撤廃などのために適切な措置をとることを義務付けている。7
	条および8条は、国内および国際水準での政治および公的活動への男女平等な参画を規
	定する。
仏	1999年7月8日の男女平等参画促進に関する憲法法律によって、パリテ法制定に先立つ
国	憲法改正が行われる。1958年憲法の3条および4条を修正し3条に「法律は選挙によっ
	て選出される議員職と役職への男女の平等なアクセスを促進する」を加え、4 条で「政
	党及び政治団体は、法律によって定められた条件において、この原則の実施に貢献する」
	ことを明記する。
仏	2000年6月6日の選挙による議員職および公職への男女の平等なアクセスの促進に関す
国	る法律、通称パリテ法の公布。政党に対して、地域圏議会議員選挙と市町村議会議員選
	挙(人口 3,500 人以上)上院議会議員選挙(比例代表制)、欧州議会議員選挙について、
	男女同数立候補にすることを義務付けた。下院議会議員選挙の候補者任命の際にパリテ
	規則に従わない政党および政治団体に対しては、資金制裁を科すことを定めた。
仏	2000 年 7 月 10 日の上院議会議員選挙に関する法律によって選挙法典が修正され、定数

- 国 5以上の県において比例代表制選挙を行うという以前の規定を、定数3以上の県(上院議員の2/3にあたる)において比例代表制によって選挙を行うという規定に改めた。 この改正の目的は、憲法で規定された間接選挙の枠組みを保持しつつ、農山村部偏重を排し、徹底的に人口数を反映した選挙人団を構成することにある。
- 仏 2003 年 4 月 11 日の地域圏議会議員選挙についての法律によって、地域圏議会議員選挙 及び欧州議会議員選挙の投票方法が修正され、地域圏議会議員選挙の候補者名簿順を男 女交互にすることが規定される。
- 仏 2003 年 7 月 30 日の法律の制定。上院議員選挙のパリテ規則を改正し、4 人以上の上院 国 議員を選出する県(フランスの県の半分)では拘束名簿式比例代表制を適用し、男女交 互の名簿を用いることを規定する。
- 仏 2007 年 1 月 31 日の、選挙によって選出される議員職および公職への男女の平等なアク セスを促進することに関する法律の制定。地域圏および市町村(人口 3,500 人以上)議会の執行部についてもパリテを義務付ける。さらに下院議員選挙でパリテに違反した政党に対する資金制裁を強化し、公的助成金の減額率を 50%から 75%まで引き上げる。また、県議会議員選挙について「ミクシテ提携」を導入し、補欠候補者は候補者とは異なる性の者が指名されることになった。
- 仏 2008年2月26日の県議会議員職に関する男女の平等なアクセスを容易にする法律の制定。従来、県議会議員の補欠候補者が県議となるケースは非常に限定的で、県議会議員の死亡や兼職(地域圏議会議員、コルシカ議会議員、パリ市議会議員、市町村議員)の場合か、民法122条が定める失踪、そして憲法院の委員との兼職の場合のみであり、これら以外の場合は、補欠選挙が実施されていた。この法律によって、補欠候補者が自動的に県議となるケースを、兼職禁止規定により県議会議員の職を辞すか失った際にまで拡大した。
- 仏 2008 年 7 月 23 日の第 5 共和制の諸制度の近代化に関する憲法的法律――職業および社 国 会の責任あるポジションのパリテにむけての制定。憲法第一条に「選挙による任務およ び職務ならびに職業的および社会的な要職に対する男女の平等な参画は、法律により促 進される」という一文が補完された。
- 仏 2011 年 1 月 27 日の取締役会及び監査役会における男女の均衡のとれた代表ならびに職業上の平等に関する法律の制定。株式会社および株式合資会社のうち、すべての上場企業と、非上場企業のうち、3 会計年度連続して常勤の従業員数が平均 500 人以上で、かつ売上高又は総資産 5,000 万ユーロ以上の企業を対象とする。これらの企業の取締役会についてクオータ制が段階的に施行されることが規定された。上場会社については、取締役会における男女それぞれの割合を 2014 年 1 月 1 日までに 20%以上、2017 年 1 月 1 日までに 40%以上にしなければならない。上場企業以外は、2017 年 1 月 1 日以降に、3会計年度連続して、上述の従業員数および売上高の基準を満たした場合に、上記のクオータ制が適用される。

仏 2012 年 3 月 12 日の公務員に関する諸規定を定める法律の制定によって、クオータ制の 適用対象が拡大された。適用対象は、取締役会クオータ法の適用対象外であった国の公施設法人(行政的公施設法人等)の取締役会、監査役会またはそれらに相当する機関等である。これらについて、企業の取締役会と同様に、2018 年までに 40%の性別クオータ制が導入され、国家公務員、地方公務員および医療公務員の特定の管理職(デクレで一覧を定める)の年間の任命数についてクオータ制を導入し、男女の割合をそれぞれ 40%以上としなければならないことを規定した(2013 年 1 月 1 日施行)。上記に違反した省、地方公共団体及び医療施設には制裁金として、40%の基準から不足する人数 1 人につき 9 万ユーロの制裁金が科せられる。ただし経過措置として、クオータ制の基準および 1 人当たりの制裁金は、2013 年および 2014 年については 20%・3 万ユーロ、2015 年から 2017年までは 30%・6 万ユーロ、2018 年以降から 40%・9 万ユーロとなる。

仏 2013 年 5 月 17 日の県議会、市町村議会、広域地方議会議員選挙日程の変更に関する組 織法および通常法律の制定。法律は県議会議員選挙と市町村議会議員選挙と広域地方議 会議員選挙の方法を改正し、選挙日程を修正した。1,000 人以上の市町村について、政党 混合形式の連記投票や選択投票ではなく、男女交互の厳密なパリテに基づく候補者名簿 式の比例選挙の対象とし、比例選挙対象市町村の規模の引き下げを行った。また、市町 村議会議員選挙の際に広域地方議会議員選挙も実施されることになった。

県議会議員選挙については、ペア(2人1組)多数代表2回投票制が導入された。各ペア(binôme)は男性の候補者と女性の候補者から構成され、選挙運動をともに行うが、受任は単一(unique)で行われる。各選挙区(カントン)からは1組の男女ペアが選出される。上記の男女ペア立候補制度の導入に伴い、カントンの数を半減し新たな区割りを設定した。また県議会の執行部についても、新たに男女同数とすることを定めるパリテ規定が設けられた。

- 仏 2013 年 7 月 22 日の高等教育及び学術研究に関する法律。高等教育研究機関の教員の制 国 度ガバナンスの選挙および候補者名簿を男女交互とし、パリテとすることを規定する。
- 仏 2013年8月2日の上院議員選挙についての法律の制定。比例代表制を適用する上院選挙 の対象を拡大するために、定数3以上の上院議員選挙(議席全体の73%にあたる)にまで引き下げを行う。加えて、人口1,000人以上の市町村では、市町村議会の一部は上院 議員を選出する有権者となるが、この候補者名簿は男女交互の厳密なパリテとすること を規定する。
- 仏 2014年2月14日の兼職禁止に関する組織法律によって、地方の執行役職と、上院およ び下院議員の兼職や、欧州議員の地方の執行役職との兼職が禁止された。この法律は、 政治代表を刷新し、女性の代表が増えるよう政党に促すことを目的に制定された。
- 仏 2014 年 1 月 27 日の地方公共活動の刷新およびメトロポールの確立に関する法律 (MAPTAM/MAPAM 法) の制定。大都市メトロポールでは、副市長の選出は比例代表制 のパリテ選挙において行い、男女どちらかの候補者が 1 人以上超過してはならないこと

を定めた。これはメトロポール創設後の市町村議会においても適用される。

仏 2014年8月4日の男女の真の平等に関する法律の制定。従来、下院議員選挙では、政党 内の立候補者の男女比率の開きが 2%を超えると、政党助成金が減額(男女比の開きの 75%)されていたが、減額率が 2 倍の 150%に増額された。

さらに同法律は政治・経済・社会領域においてパリテを強化する規定を設けた。まず、公施設・スポーツ連盟・私企業の代表における男女平等を促進することを規定した。そして、法律の公布後の 2020 年に実施される県の農業議会と地域圏の農業議会の第二刷新の際の選挙以降、選挙候補者名簿の厳密なパリテを義務付けることを規定した。さらに、県議会および地域圏議会は、県および地域圏の役職の男女平等、地域で実施されている男女平等政策、男女不平等を改善するためのオリエンテーションや計画について報告書を提出することを規定した。これはギアナ、マルティニーク、コミューン共同体および人口 20,000 人以上の EPCI についても適用される。

仏 2015 年 8 月 17 日の労使対話および雇用に関する法律。法律は、企業内での労使対話の 有効性および質を改善することを目的とするものであり、地方圏ごとに、従業員数 10 人 以下の零細企業において、従業員から指名された労働組合代表者及び(零細企業の)使 用者代表からなる「労使同数地方委員会(commission paritaire régionale)」を創設するこ とを規定した。同委員会は、20 人の労働組合および雇主の専門職員委員会から指名され たメンバーで、パリテを遵守して(男女の開きは 1 人以下)組織される。

出典: HCEfh Web Site Parité: Repères juridiques,

http://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/parite/reperes-juridiques/をもとに筆者作成。

付記

本研究は JSPS 科研費 15J02745 特別研究員奨励費「クォータ制に対する社会的コンセンサスの形成過程の解明:フランス女性誌を題材として」(研究代表者:村上彩佳)の助成を受けたものである。

参考文献

- 24 条変えさせないキャンペーン, https://article24campaign.wordpress.com/ (2017 年 12 月 14 日アクセス).
- Achin, C., 2005, "Un « métier d'hommes »? Les représentations du métier de député à l'épreuve de sa féminisation", *Revue française de science politique*, 55(3): 477-499———, 2012, « Au-delà de la parité », *Mouvements*, 69(1), 49-54.
- Agacinski, S., 1998, Politique des sexes, Seuil. (=2008, 丸岡高弘訳『性の政治学』産業図書.)
- 安保関連法に反対するママの会, http://mothers-no-war.com/.(2017 年 12 月 14 日アクセス)
- Arambourou, C., Della Sudda, M., Bugnon, F., Marneur, V., Neyrat, F. and Paoletti, M., 2016, "When male heterosexual leaders politicize gender and sexual issues: The logic of representation in the 2014 Bordeaux municipal election campaign", *French Politics*, 14(1): 83–100.
- 朝日新聞, 2016 年 3 月 9 日「政権一転、改善へ意欲強調 ブログ『保育園落ちた』共感広がる」.
- ----,2016年6月17日朝刊「『親学』にじむ憲法観」.
- ----, 2017年11月28日朝刊「ニュースQ3赤ちゃんと市議会出席できず、どう思う?」.
- ----, 2017 年 11 月 2 日朝刊「日本の男女格差、1 1 4 位 議員数・所得、遠い平等 1 4 4 カ国比較、世界経済フォーラム」.
- ----, 2017 年 6 月 17 日朝刊「候補者『男女均等』持ち越し、全党合意法案、会期末の 混乱影響」.
- Badinter, E., 2003, Fausse route, O. Jacob. (=2006, 夏目幸子訳『迷走フェミニズム――これでいいのか女と男』新曜社.)
- ———, 2010, *Le conflit: la femme et la mère*, Flammarion. (=2011, 松永りえ訳『母性のゆくえ——『よき母』はどう語られるか』春秋社。)
- Bargel, L., 2009, « Les organisations de jeunesse des partis politiques », Agora Débats/jeunesses, L'Harmattan/Presses de Sciences Po, 52(2), 75–88.
- Bereni, L., 2007, "French Feminists Renegotiate Republican Universalism: The Gender

- Parity Campaign", French Politics, 5(3): 191–209.
- ———, 2009, « Quand la mise à l'agenda ravive les mobilisations féministes. L'espace de la cause des femmes et la parité politique (1997-2000) », Revue Française de Science Politique, 59(2), 301–323.
- ———, 2015, *La bataille de la parité: Mobilisations pour la féminisation du pouvoir*, Études politiques.
- ———, Lépinard, E., 2004, "« Les femmes ne sont pas une catégorie » : Les stratégies de légitimation de la parité en France", *Revue française de science politique*, 54(1), 71–98.
- ———, Revillard, A., 2007, "Des quotas à la parité: «féminisme d'état» et représentation politique (1974-2007) ", *Genèses*, 67: 5-23.
- Brugère, F., 2013, L'éthique du "care", Coll. "Que sais-je?" no3903, PUF. Paris. (=2014, 原 山哲・山下りえ子訳「ケアの倫理――ネオリベラリズムへの反論」白水社.)
- Calvès, G., 2010, La discrimination positive, Presses Universitaires de France.
- Campbell, R., Winters, K., 2008, "Understanding Men's and Women's Political Interests: Evidence from a Study of Gendered Political Attitudes", *Journal of Elections, Public Opinion and Parties*, 18(1), 53–74.
- Cartes-2-france.com, http://www.cartes-2-france.com/.
- CAUSEUR, « Homosexualité, droit constitutionnel et décentralisation », 1 novembre 2012, https://www.causeur.fr/homosexualite-droit-constitutionnel-et-decentralisation-19800 (2017 年 12 月 14 日アクセス).
- Champion, F., Babaï, D., 2015, L'Election departemenatale de 2015 dans le canton de Menton, Mémoire réalisé dans le cadre du cours « Les formes de la participation politique en Europe ».
- Charon, J.-M., 1999, La presse magazine, Éditions la découverte.
- Coffé, H., 2013, Women Stay Local, Men Go National and Global? Gender Differences in Political Interest, *Sex Roles*, 69(5–6), 323–333.
- Conseil de l'Europe, 1989, Rapport sur les idéaux démocraties et les droits des femmes, séminaire sur la démocratie paritaire quarante années d'activités du Conseil de l'Europe, Strasbourg, 6-7 novembre 1989.
- Dailey, A., 1993, "Feminism's Return to Liberalism", *The Yale Law Journal*, 102(5), 1265-1286.
- Darras, E., 2004, "Les genres de la presse féminine: Eléments pour une sociologie politique de la presse féminine", *Sociologie de la presse: points aveugles*, L'Harmattan, 271-288.
- Debras, S., 2003, "Lectrices oubliées au quotidien", *Réseaux*, 4(120): 175-204.
- Dernières Nouvelles d'Alsace Colmar et sa région, "Aubure Une thèse de doctorat sur l'égalité des femmes en France et au Japon: La quête paritaire d'Ayaka Murakani" 8

- mars 2016: 34.
- Dolan, K., 2011, "Do women and men know different things? Measuring gender differences in political knowledge", *Journal of Politics*, 73: 97–107.
- Donnat, O., 1998, *Les Pratiques culturelles des Français: enquête 1997*, La Documentation française.
- El Yamani, M., 1998, Médias et féminismes: minoritaires sans paroles, L'Harmattan.
- Elles aussi Web Site, http://www.ellesaussi.org/ (2017年12月14日アクセス).
- ——— et Université de Bretagne Occidentale, 2011, Vos acquis de l'élu-e local-e.
- Fassin, E., 2002, « La parité sans théorie : retour sur un débat », Politix, 15: 19-32.
- Favoreu, L., 1996, « Principe d'égalité et représentation politique des femmes : La France et les exemples étrangers », Rapport public du Conseil d'Etat sur le principe d'égalité. (= 2001, 佐藤修一郎訳 「フランスの政治における男女平等(2) ルイ・ファヴォルー:平等原則と女性の政治的代表――フランスと諸外国の例」『比較法雑誌』 35(1), 55-74.
- Femmes d'Alsace Web Site, http://www.femmesdalsace.fr/ (2017 年 12 月 14 日アクセス).
- Femmes d'Alsace, 2002, Le défi de la parité, Propos recueillis par Michèle Larchez, Jérôme.
- Fouque, A., 1990, 「運動のなかの女たち――昨日、今日、明日」(=石川久美子訳, 棚沢直子編『女たちのフランス思想』勁草書房, 213-260).
- Fraisse, G., 1996, *La différence des sexes*, Presses universitaires de France. (=2000、小野ゆり子訳『性の差異』 現代企画室。)
- Fraisse, G., 1998, « La parité n'est pas l'égalité sociale », Libération, 19 décembre 1998.
- フランシス・オルセン著・寺尾美子編訳, 2009, 『法の性別――近代法公私二元論を超えて』 東京大学出版会.
- 船橋邦子, 2003, 「条例制定をめぐる『攻防』から見えてきたもの――今後を展望するために」『女性学』11: 37-49.
- Gaspard, F., 1994, « De la parité: Genèse d'un concept, naissance d'un mouvement », Nouvelles Questions Féministes, 15(4), 29-44.
- Gilligan, C., 1982, In a different voice: psychological theory and women's development, Harvard Univercity Press. (=1986, 岩男寿美子監訳・並木美智子・生田久美子共訳「もうひとつの声――男女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ」川島書店.
- Grosbon, S., 2017, « La parité femmes-hommes à l'université », *La Revue des droits de l'homme*, 12.
- Halimi, G., 1997, La nouvelle cause des femmes, Éditions du Seuil.
- HCEfh (Haut Conseil à l'Egalité entre les femmes et les hommes), 2013, « Étude genrée sur le cumul des mandats des parlementaires »,
 - http://haut-conseil-egalite.gouv.fr/IMG/pdf/etude_hce-2013-0329-par001_maquettee .pdf.

---, 2014, « Édition 2014 du Guide de la Parité : Des lois pour le partage à égalité des responsabilités politiques, professionnelles et sociales », http://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/IMG/pdf/hcefh_guide_de_la_parite_version_l ongue__10_02_2014-2.pdf. ——, 2015, « Parité en politique : entre progrès et stagnations - Evaluation de la mise en œuvre des lois dites de parité dans le cadre des élections de 2014 : municipales et communautaires, européennes, sénatoriales », http://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/IMG/pdf/hce_rapport-parite_2015-02-26-par -015-bdef.pdf. ———, 2016a, «Vers un égal accès des femmes et des hommes aux responsabilités professionnelles: la part des femmes dans les conseils d'administration et de surveillance - Rapport intermédiaire d'évaluation de la mise en œuvre des lois du 27 janvier 2011 et du 12 mars 2012 », http://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/IMG/pdf/hcefh_rapport_parite_eco_2016011 5-par-019-2.pdf. ----, 2016b, «Édition 2015 du Guide de la Parité - Des lois pour le partage à égalité des responsabilités politiques, professionnelles et sociales », https://www.facebook.com/LaManifPourTous/?ref=page_internal (2017 年 12 月 14 日アクセス). ----, 2017a, « Edition 2017 du Guide de la Parité - Des lois pour le partage à égalité des responsabilités politiques, professionnelles et sociales », http://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/IMG/pdf/hce_guide_parite-version_longue_2 0171115.pdf. ----, 2017b, «Parité des candidatures aux élections législatives de 2017: une quasi-stagnation en dépit du renforcement des contraintes légales », http://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/parite/actualites/article/parite-des-candidatur es-aux. ----, 2017c, « Quel partage du pouvoir entre les femmes et les hommes élu.e.s au niveau local? Etat des lieux de la parité aux niveaux communal, intercommunal, départemental et régional », http://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/IMG/pdf/hce_parite_au_niveau_local_2017_0 2_02_compresse-2.pdf. 支倉寿子, 2003, 「平等か差異か――フランス・フェミニズム」奥田暁子・秋山洋子・支倉 寿子編『概説フェミニズム思想史』ミネルヴァ書房, 319-339.

----, 2014, 「フランスの県議会議員選挙制度改正--パリテ 2 人組投票による男女共

服部有希, 2013, 「フランスの同性婚法」『外国の立法』, 258: 29-46.

- 同参画の促進」『外国の立法』, 261: 22-37.
- 林瑞枝,1989, 『いま女の権利は――女権先進国フランスとの比較から』学陽書房.
- 市川房枝記念会女性と政治センター,2015,『全地方議会女性議員の現状』市川房枝記念会 出版部.
- 井上たか子, 2016,「フランスの女男平等政策推進機構」『フランス文化研究』 47: 23-44. 井上輝子・上野千鶴子・江原由美子編, 1995, 『性役割』岩波書店.
- 石田久仁子, 2014, 「フランス共和国とパリテ」三浦まり・衛藤幹子編『ジェンダー・クオータ――世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店, 93-116.
- ———, 井上たか子, 神尾真知子, 中嶋公子編著, 2013, 『フランスのワーク・ライフ・バランス——男女平等政策入門: EU、フランスから日本へ』, パド・ウィメンズ・オフィス.
- 伊藤公雄,2009,『「男女共同参画」が問いかけるもの――現代日本社会とジェンダー・ポリティクス(増補新版)』インパクト出版会.
- Julliard, V., 2012, De la presse à Internet: la parité en questions, Lavoisier.
- ———, Cervulle, M., 2013, « « Différence des sexes » et controverses médiatiques : du débat sur la parité au « mariage pour tous » (1998-2013) », *Le Temps des médias*, 21 : 161-175.
- 川人貞史・山元一・辻村みよ子編,2007,『政治参画とジェンダー』,東北大学出版会.
- 木村涼子, 2005, 『ジェンダー・フリー・トラブル――バッシング現象を検証する』,白澤社 出版, 現代書館発売.
- Kittay, E. F., 1999, *Love's Labor*, Routledge. (=2010, 岡野八代・牟田和恵監訳『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社出版, 現代書館発売.)
- Kriegel, B., 1996, « Parité et Principe d'égalité », Rapport public du Conseil d'Etat sur le principe d'égalité. (=2002, 佐藤修一郎訳「フランスの政治における男女平等(3) ブランディヌ・クリジェル:パリテと平等原則」『比較法雑誌』, 36(1), 45–60.
- Krook, M. L., and Messing-Mathie, A., 2013, "Gender Quotas and Comparative Politics: Past, Present, and Future Research Agendas", *Politics & Gender*, 9(3): 299–303.
- La Croix, "« La manif pour tous » rassemble une foule festive et familiale", le 17/11/2012, https://www.la-croix.com/Religion/Actualite/La-manif-pour-tous-rassemble-une-foule -festive-et-familiale-2012-11-17-877236.
- La Manif pour Tous facebook, https://fr-fr.facebook.com/LaManifPourTous/ (2017 年 12 月 14 日アクセス) .
- La Manif pour Tous, http://www.lamanifpourtous.fr/ (2017年12月14日アクセス).
- Le Journal de Dimanche, « Ces élues de droite contre la "parité imposée », le 19 février 2013.
- Le Monde, « Manif pour tous : combien de participants ? », 6 Octobre 2014.
- ———, « Législatives 2017 : 224 femmes élues, un chiffre historique », 19 Juin 2017.

- ———, « Trois bonnes raisons de s'intéresser aux élections départementales », le 17.mars 2015.
- Le Nouvel Observateur avec AFP, « Parité : un "festival de propos misogynes" au Sénat», 18 janvier 2013.
- Lépinard, E., 2006, "Identity without politics: Framing the parity laws and their implementation in French local politics", *Social Politics*, 13(1): 30–58.
- Mazur, A. G., McBride, D. E., 2007, "State Feminism since the 1980s: From Loose Notion to Operationalized Concept", *Politics & Gender*, 3(4), 501–514.
- Mendelberg, T., Karpowitz, C. F., and Goedert, N., 2014, "Does Descriptive Representation Facilitate Women's Distinctive Voice? How Gender Composition and Decision Rules Affect Deliberation", *American Journal of Political Science*, 58(2), 291–306.
- Ministère des Affaires sociales, de la Santé et des Droits des femmes, 2015, « Vers l'égalité réelle entre les femmes et les hommes, l'édition complète des chiffres-clés 2015 », http://www.egalite-femmes-hommes.gouv.fr/wp-content/uploads/2015/11/25812-DI COM-CC-complet-2015_bdpl.pdf(2017 年 12 月 14 日アクセス).
- Ministère du Droit des femmes, 2012, « L'égalité entre les hommes et les femmes : chiffres-clés 2011 »,
 - http://femmes.gouv.fr/wp-content/uploads/2012/03/Chiffres_cles-egalite-2011.pdf (2017 年 12 月 14 日アクセス) .
- Ministère de l'Intérieur, 2015a, « Data.gouv.fr, Elections départementales 2015 : Candidatures 1er tour »,
 - https://www.data.gouv.fr/fr/datasets/elections-departementales-2015-candidatures-1e r-tour/ (2017 年 12 月 14 日アクセス).
- ----, 2015b, « Nouvelles élections départementales #OuiJeVote », https://www.interieur.gouv.fr/Archives/Archives-elections/Departementales-2015 (2017 年 12 月 14 日アクセス).
- 三浦まり・衛藤幹子編,2014,『ジェンダー・クオータ――世界の女性議員はなぜ増えたのか』,明石書店.
- 村上彩佳, 2016, 「フランスのパリテ法をめぐる『性差』の解釈——普遍/差異のジレンマを超える『あいまいな本質主義』の可能性」『ソシオロジ』, 61(2):59-76.
- ----, 2017, 「フランスの非営利市民団体(アソシアシオン)によるパリテ実践活動の現状--現地聞き取り調査を中心に」『年報人間科学』, 38:159-175.
- Murray, R., Krook, M. L., and Opello, K. A. R., 2012, "Why Are Gender Quotas Adopted? Party Pragmatism and Parity in France", *Political Research Quarterly*, 65(3), 529–543.
- 牟田和恵, 2006, 『ジェンダー家族を超えて――近現代の生/性の政治とフェミニズム』新曜社.

- 武藤健一, 2002, 「選挙におけるクォータ制の違憲性と『政治的選挙』」フランス憲法判例研究会編・辻村みよ子編集代表『フランスの憲法判例』信山社出版.
- 内閣府男女共同参画局, 2003, 「女性のチャレンジ支援策の推進について」,
 - http://www.gender.go.jp/kaigi/danjo_kaigi/siryo/pdf/ka11-6-1.pdf.
- ----, 2008, 「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査--ドイツ共和国・フランス共和国・大韓民国・フィリピン共和国」,
 - http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sekkyoku/pdf/h19shogaikoku/hyousi1.pdf.
- ----, 2011, 「『2020 年 30%』の目標の実現に向けて」,
 - http://www.gender.go.jp/kaigi/renkei/2020_30/pdf/2020_30_all.pdf.
- 那須俊貴, 2015, 「諸外国の選挙権年齢及び被選挙権年齢」『レファレンス』, 12, 145-153.
- 糠塚康江, 2005, 『パリテの論理――男女共同参画の技法』信山社.
- ----, 2007, 「北大立法過程研究会報告 パリテ法--制定の背景とプロセス」『北大法学論集』57(6): 253-274.
- ----, 2008, 「II. フランスの取組の特徴と日本への示唆——法整備後に見えてきた課題」『諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査』内閣府男女共同参画局.
- Observatoire de la parité entre les femmes et les hommes, 2011, « Élections cantonales : encore loin de la parité ».
- ———, 2012, « Guide Les modes de scrutin et la parité entre les femmes et les hommes ».
- 岡野八代, 2012, 『フェミニズムの政治学――ケアの倫理をグローバル社会へ』みすず書房.
- Opello, K. A. R., 2008, "Do Women Represent Women in France? The Case of Brittany's Regional Council", *French Politics*, 6(4): 321–341.
- Ouest France, 2013, "L'association «Rien sans elles» ferme ses portes à Brest", http://www.ouest-france.fr/bretagne/brest-29200/lassociation-rien-sans-elles-ferme-ses-portes-brest-120544, 26 septembre 2013(2017 年 12 月 14 日アクセス).
- 大山礼子, 2016, 「フランスの県議会選挙制度改革」, 『駒澤大学法学部研究紀要』74: 77–106.
- Pactet, P., Mélin-Soucramanien, F., 2008, Droit constitutionnel, Dalloz.
- Pateman, C., 1989, The disorder of women: democracy, feminism and political theory, Cambridge: Polity Press, (=2014, 山田竜作訳『秩序を乱す女たち?——政治理論とフェミニズム』法政大学出版局.)
- Percin, L., 2001, *Le PACS*, De Vecchi. (=2004, 斉藤笑美子訳『パックス――新しいパート ナーシップの形』緑風出版.)
- Pisier, E., 1996, « Des impasses de la parité », Rapport public du Conseil d'Etat sur le principe d'égalité. (=2002, 福岡英明・女性の権利研究会訳,「フランスの政治における男女平等(1)パリテが提起する解決困難な諸問題」『比較法雑誌』34(2), 107–121.)

- Quotaproject Web Site, http://www.quotaproject.org/. (2017年12月14日アクセス).
- Radio Dreyeckland, « Egalité femmes/hommes : encore des progrès à faire ? », 30 mars 2016.
- Roux, N. eds., 2004, Rien sans elles: de la parité en politique, Atlante, Nantes.
- Scott, J. W., 1996, Only paradoxes to offer: French feminists and the rights of man, Harvard University Press.
- ———, 2005, Parité!: Sexual Equality and the Crisis of French Universalism, University of Chicago Press.
- ————著, 荻野美穂訳, 1999, 「女であることのパラドクス——フェミニズムの歴史を読 み直す」『同志社アメリカ研究』, 35, 25-35.
- Sénac-Slawinski, R., 2008, "Justifying Parity in France after the Passage of the so-called Parity Laws and the Electoral Application of them: The "Ideological Tinkering" of Political Party Officials (UMP and PS) and Women's NGOs", *French Politics*, 6(3): 234–256.
- 申琪榮, 2014, 「韓国における女性候補者クオータ制の成立過程と効果」, 三浦まり・衛藤幹子編『ジェンダー・クオータ――世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店, 147-175.
- 総理府男女共同参画審議会, 1996, 「男女共同参画ビジョン――21 世紀の新たな価値の創造」,
 - http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/data/shiryou/syakaifukushi/588.pd f.
- 鈴木尊紘, 2007, 「フランスにおける男女平等政治参画――パリテに関する 2007 年 1 月 31 日法を中心に」『外国の立法』, 233, 157-169.
- 高澤美有紀,2015, 「女性国会議員比率の動向」『調査と情報』833: 1-14.
- 田村哲樹, 2009, 『政治理論とフェミニズムの間――国家・社会・家族』昭和堂.
- Tavernier, A., 2004, "De la parité de genre à l'égalité des sexes: La construction d'un référentiel médiatique", *Médiation et information*, 20: 149–58.
- Théry, I., 2016, Mariage et Filiation pour tous: Une métamorphose inachevée, Seuil.
- 辻村みよ子, 2011, 『ポジティヴ・アクション――「法による平等」の技法』岩波書店.
- ----編, 2004, 『世界のポジティヴ・アクションと男女共同参画』東北大学出版会.
- 植野妙実子, 2002a, 「パリテの成立と実施(一)」『法學新報』108(7): 1-23.
- ----, 2002b,「パリテの成立と実施(二)」『法學新報』108(11): 93-124.
- Vaughan, G., 2007, Women and the gift economy: a radically different worldview is possible, Inanna Publications and Education.
- Zetterberg, P., 2013, "The Dynamic Relationship between Gender Quotas and Political Institutions", *Politics & Gender*, 9(3): 316–321.

初出一覧

- 序章 日本における女性の政治参画の危機的状況 書き下ろし。
- 第1章 女性の政治的権利獲得のための闘い 書き下ろし。
- 第2章 パリテを推進する市民運動 初出「フランスの非営利市民団体(アソシアシオン)によるパリテ実践活動の現 状――現地聞き取り調査を中心に」『年報人間科学』, 2017, 38: 159-175.を大幅に 加筆修正。
- 第3章 パリテ法の特長と意義——クオータ制との比較から 書き下ろし。
- 第4章 パリテ法の制定をめぐる論争――知識人・フェミニスト・一般女性市民 「フランスのパリテ法をめぐる『性差』の解釈――普遍/差異のジレンマを超える 『あいまいな本質主義」の可能性」『ソシオロジ』, 2016, 61(2): 59-76.を加筆修正。
- 第5章 異性愛主義とパリテの危険な結びつき 「フランスにおける男女同数(パリテ)議会を推進する市民活動の担い手――フェミニストを自称しない女性たちの語りに着目して」,『関西社会学会』,2017,神戸学院大学の発表内容をもとに大幅に加筆修正。
- 第6章 数のパリテの成果――政治領域での徹底と経済社会領域への広がり書き下ろし。
- 第7章 パリテが実現した時代の女性の政治参画書き下ろし。
- 第8章 「数のパリテ」のその先にむけて 書き下ろし。
- 終章 日本の「男女共同参画」への示唆 書き下ろし。